

京都学園大学
自己点検・評価報告書

2010

2011年3月
京都学園大学

目 次

序 章	1
1 理念・目的	10
2 教育研究組織	34
3 教員・教員組織	40
4 教育内容・方法・成果	65
5 学生の受け入れ	144
6 学生支援	165
7 教育研究等環境	175
8 社会連携・社会貢献	183
9 管理運営・財務	187
10 内部質保証	198
終 章	205

序 章

1. 取り組みの基本方針

我が国の4年制大学への進学率は、2009(平成21)年度には50%を超える。その後も大学のユニバーサル化が確実に進んでいる。こうした中、各大学は高等教育機関としての社会的使命を明確に打ち出し、それに相応しい大学づくりを目指さなければならない。本学は現在、「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として、「教育から『協育』へ」をキーワードに教育課程を抜本的に見直している。具体的には、文部科学省による2010(平成22)年度「大学生の就業力育成支援事業」に採択された本学での取り組み「成長確認型人材『協育』プログラムの展開」を通じて、学生が本学での学びを通じて社会的にも職業的にも自立できるように教育のあり方それ自体を変革し、社会の負託に応えようとするものである。

他方、本学は大学基準協会の2008(平成20)年度認証評価において「保留」判定を受けた。「勧告(必ず実現すべき改善事項)」の3項目に加え、21項目が「助言(一層の改善が期待される事項)」として指摘されている。とくに「点検・評価」が勧告の対象になったことは、誠に由々しきことである。本学は、この判定結果を真摯に受け止め、大学評議会、各学部教授会、自己点検・評価委員会ならびに各種委員会において改善策を検討し、大学改革に精力的に取り組んでいる。

こうした一つひとつの作業を通じて、本学は大学としての内実を整えるとともに、現在取り組んでいる教育改革も成功裏に進むことになる。そこで、2010(平成22)年度の自己点検・評価活動については、以下の点を中心に活動を推進していくこととした。

1. 自己点検・評価活動の実質化に向けて運営部会の役割を明確にする。
2. 自己点検・評価活動の質的向上を図るため、外部評価諮問会議を設ける。
3. 自己点検・評価活動の全学的取り組みを推進するため、学内研修会を実施する。
4. 『2010(平成22)年度自己点検・評価報告書』を作成する。同報告書には、2008(平成20)年度・2009(平成21)年度の改善状況を盛り込み作成する。
5. 『2010(平成22)年度自己点検・評価報告書』を作成するにあたっては、大学基準協会の『大学評価ハンドブック(2011(平成23)年度申請大学用)』に準拠する。
6. 大学基準協会の新評価システムに対応した体制を構築する。
7. 2011(平成23)年度に大学基準協会に提出する『改善報告書』の作成に向けて、改善状況を集約する。
8. 大学評価に関するフォーラムやシンポジウムに積極的に参加する。

大学の認証評価は、2011(平成23)年度から第2クールに入り、点検項目なども大幅に見直される。学生の関心や問題意識の多様化、そして地域社会のニーズの多様化に積極的に対応するため、教育の質保証とその向上を担保する仕組みの構築が喫緊の課題である。今後は、点検・評価の体制を立て直し、不斷の点検・評価を通じて本学の教育水準の維持・向上を図りつつ、建学の精神・教育理念・教育目的・教育内容等を広く社会にも訴求していきたい。

2. 運営体制の見直し

運営体制の抜本的見直しのため、自己点検・評価委員会規程を見直した。「自己点検・評価委員会規程」は1993(平成5)年6月28日に制定されたが、数次の改訂を経て、常設委員会としての規定を整備した。また、評価の枠組みの変更に伴い、運営部会の構成も変更した。

2009(平成21)年7月には外部評価を導入し、自己点検・評価活動の客観性を担保するため、外部評価委員制度を発足させ、このための規程整備も進めた。外部評価委員は他大学学長等学識経験者、同窓会、父母の会、在学生、地域社会から選出され、評価結果と答申を大学評議会に報告することになっている。

3. 自己点検・評価活動の概要

3-1 自己点検・評価活動に関わる組織等

自己点検・評価に関わる組織を刷新し、以下のように改組した。

①自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、併せて本学の目的および社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたることを目的としている(自己点検・評価委員会規程第2条)。

②大学評価基本会議

大学評価基本会議は、大学基準協会の認証評価の際に「勧告(必ず実現すべき改善事項)」として指摘された「事務組織」「管理運営」「点検・評価」の項目を中心に、その対応策を検討するとともに、総合的な調整を図ることを目的としている。本会議の構成員は、学長、各学部長、教務部長、学生部長、大学事務局長、大学事務局次長とし、議題の内容に応じて、理事長、理事、法人事務局長の出席を求めていている。

③運営部会

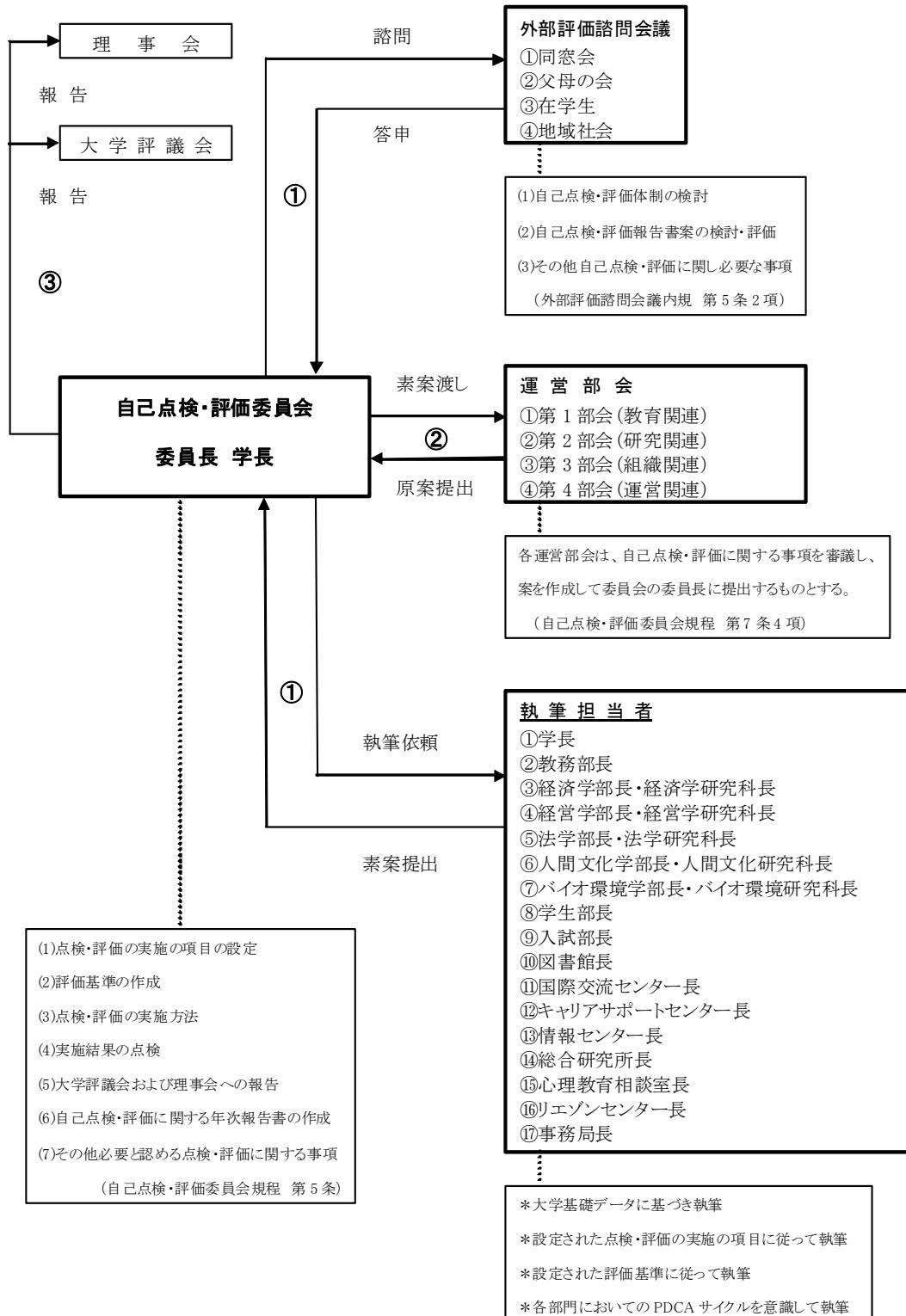
各運営部会は、自己点検・評価に関する事項を審議し、その結果を委員長に提出するものとする(委員会規程第7条4項)。運営部会は、第1部会(教育関連)、第2部会(研究関連)、第3部会(組織関連)、第4部会(運営関連)から構成されている。

④外部評価諮問会議

本諮問会議は、本学の自己点検・評価活動に対する外部の意見を聴取するために設置されている。委員の構成は、本学教職員以外の者で、他大学学長等学識経験者、同窓会、父母の会、在学生、地域社会から選出する(諮問会議内規第3条1項・2項)。これら委員の意見を聴取し、自己点検・評価活動に反映させていくことになっている。

なお、『自己点検・評価報告書』の作成にあたっては、各学部長、各研究科長、各部・館・センター長、事務局長等の責任者が、点検・評価の各項目に關係する部分を執筆するが、執筆の分担については、例年、年度当初の自己点検・評価委員会で決定している。

3-2 自己点検・評価活動の流れ



3－3 2010年度自己点検・評価活動の取り組み

大学基準協会による保留判定解除への取り組み日程（予定）

12月迄は実績

2010（平成22）年	3月9日	大学評価基本会議（2009年度 第4回）ワーキングの答申 「事務組織の検討」
	3月13日	外部委員により外部評価委員会 同窓会、父母の会
	3月15日	自己点検・評価委員会（2009年度 第4回）2009年度まとめ 改善報告（勧告・助言） 規程改正
	4月6日	自己点検・評価委員会（第1回）スケジュールの確認、外部評価委員新規委嘱
	4月28日	大学評議会（自己点検・評価委員会規程の改正） 運営部会
	4月28日	大学基準協会実務説明会（於 立命館大学）
	5月12日	自己点検・評価委員会（第2回） 評価項目・視点等の確認、執筆依頼、勧告・助言改善確認等
	5月25日	大学基準協会訪問 第1回改善への取組状況相談
	5月26日	大学評議会（自己点検・評価委員会規程の改正） センター長
	6月10日（提出期限）	自己点検・評価報告書 大学基礎データ提出期限(学内) 6/10迄延長
	6月9日	学内研修会開催（大学基準協会講師）
	6月23日	大学評価基本会議（第1回） 勧告・助言改善報告への対応、自己評価、評価対象期間
	6月23日	自己点検・評価委員会（第3回） 自己評価、評価対象期間、勧告・助言改善報告への対応
	7月21日	自己点検・評価委員会（第4回） 2010自己点検・評価活動の手引き作成
	7月31日（提出期限）	専任教員の教育・研究業績 （総合研究所）
	7月31日（提出期限）	自己点検・評価報告書 一次原稿提出期限（学内）
	8月上旬	自己点検・評価委員会運営部会 執筆内容の検討開始
	9月16日	自己点検・評価委員会（第5回） 規程改正、点検・評価報告書 検討結果
	9月21日（提出期限）	自己点検・評価報告書 二次原稿提出期限（学内）
	9月30日	自己点検・評価委員会運営部会 執筆内容の検討結果 外部評価諮問事項
	9月30日（提出期限）	改善報告書 原稿提出 第1回目
2011（平成23）年	10月6日	自己点検・評価委員会（第6回） 外部評価諮問事項の確認
	10月7日	外部評価諮問会議 外部評価質問
	10月13日	大学評価基本会議（第2回） 改善報告書の検討
	10月29日	大学評価基本会議（第3回） 改善報告書の検討 第2回審議後再検討
	11月8日（提出期限）	外部評価諮問会議 外部評価答申
	11月17日	自己点検・評価委員会（第7回）外部評価結果を受けて 答申内容確認・検討 大学全体改善の方向性
	12月8日（提出期限）	自己点検・評価報告書 三次原稿提出期限 外部評価答申後改善内容含む
	12月8日	大学評価基本会議（第4回） 改善報告書の検討
	12月15日（提出期限）	改善報告書 三次原稿作成に当たる加筆、修正
	12月22日	自己点検・評価委員会（第8回） 自己点検・評価報告書 原稿完成
	1月14日（提出期限）	自己評価（評定一覧表） 自己点検・評価報告書 根拠資料
	1月19日	大学評価基本会議（第5回） 改善報告書まとめ 自己評価の検討
2011（平成23）年	2月1日	大学評議会 『2010年度自己点検・評価報告書』（案）の報告
	2月1日	自己点検・評価委員会（第9回） 改善報告書、自己評価の検討 →大学基準協会に事前送付（事前相談）
	2月初旬	必ず実現すべき改善事項（勧告）・一層の改善が期待される事項（助言） 改善報告 大学基準協会 第2回事前相談
	2月中旬	大学評価基本会議（第6回） 大学基準協会 事前相談を受けての対応
	2月下旬	2010年度自己点検・評価報告書完成（製本）
	3月中旬	大学評価基本会議（第7回） 勧告・助言事項の改善報告書原稿（最終案）の検討
	3月下旬	外部評価諮問会議 学長、新旧学部長・研究科長、教務部長、学生部長、入試部長、事務局長、事務局次長（3/22・23・24 予定）
	4月初旬	大学評価基本会議（第1回） 改善報告 提出原案確認
	4月中旬	勧告・助言事項 改善報告 大学基準協会 第3回事前相談 根拠資料、自己点検・評価報告書等
	4月下旬	大学評価基本会議（第2回） 大学基準協会 事前相談を受けての対応
	4月下旬	自己点検・評価委員会（第1回） 改善報告 提出原案確認 新年度取組・執筆依頼
	4月下旬	大学基準協会実務説明会（学外）
2011（平成23）年	5月下旬	大学評議会 『改善報告書』（案）の報告
	5月31日	改善報告書完成
	5月31日（提出期限）	2011年度自己点検・評価報告書 大学基礎データ提出期限（学内）
	6月30日（提出期限）	保留要件に対する改善報告書の提出 （大学基準協会） 様式22

3-4 大学基礎データの作成方法について

『自己点検・評価報告書』は、大学の基礎データを作成し、それに基づいて執筆しなければならない。本学は現在、大学基準協会の認証評価を受審していることから、同協会が示す様式に基づき、データを作成している。同協会では、2011(平成23)年度から認証評価の第2クールに入ることから、これまでの項目を精選し、提出が必須となる8項目、また任意で作成する表として36項目を提示している。本学においては、今年度の活動指針に示したように、大学基準協会の項目に則って大学基礎データを作成した。

[必須データ]

番号	項目	担当部署
I 教育研究組織		
1	(表1) 全学の設置学部・学科・大学院研究科等 (2011年4月1日現在)	企画課
II 教員組織		
1	(表2) 全学の教員組織	教務課
III 学生の受け入れ		
1	(表3) 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移	入試課
2	(表4) 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数	教務課
IV 施設・設備等		
1	(表5) 校地、校舎、講義室・演習室等の面積	施設課
V 財務 (私立および国立・公立大学法人の場合)		
1-1	(表6) 消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	財務課
1-2	(表7) 消費収支計算書関係比率 (大学単独のもの)	財務課
2	(表8) 貸借対照表関係比率	財務課

[任意データ]

番号	項目	担当部署
I 教育研究組織		
1	(表1) 専任教員個別表	教務課
2	(表2) 専任教員年齢構成	総務課
3	(表3) 専任教員の担当授業時間	教務課
4	(表4) 専任教員の給与	総務課
II 教育内容・方法・成果		
1	(表5) 開設授業科目における専兼比率	教務課
2	(表6) 単位互換協定に基づく単位認定の状況	教務課
3	(表7) 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況	教務課
4	(表8) 卒業判定	教務課
5	(表9) 大学院における学位授与状況	教務課
6	(表10) 就職・大学院進学状況	キャリアサポートセンター
7	(表11) 国家試験合格率	キャリアサポートセンター
8	(表12) 公開講座の開設状況	教務課、総務課、総合研究所
9	(表13) 学生の国別国際交流	国際交流
10	(表14) 教員・研究者の国際学術研究交流	総合研究所

III 学生の受け入れ		
1	(表 15) 学部・学科の退学者数	教務課
IV 学生支援		
1	(表 16) 奨学金給付・貸与状況	学生課
2	(表 17) 学生相談室利用状況	学生課
V 教育研究等環境		
1	(表 18) 専任教員の教育・研究業績	総合研究所
2	(表 19) 専任教員の教育・研究業績 (芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員)	総合研究所
3	(表 20) 専任教員の研究費(実績)	総合研究所、図書館
4	(表 21) 専任教員の研究旅費	総合研究所
5	(表 22) 学内共同研究費	総合研究所
6	(表 23) 教員研究費内訳	総合研究所、図書館、リエゾンセンター
7	(表 24) 科学研究費の採択状況	総合研究所
8	(表 25) 学外からの研究費の総額と一人当たりの額	総合研究所、リエゾンセンター
9	(表 26) 教員研究室	施設課
10	(表 27) 主要施設の概況	施設課
11	(表 28) 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模	施設課
12	(表 29) 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模	施設課
13	(表 30) 学部・研究科ごとの規模別講義室・演習室使用状況一覧表	教務課
14	(表 31) 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況	図書館
15	(表 32) 図書館利用状況	図書館
16	(表 33) 学生閲覧室等	図書館
VI 管理運営・財務		
1	(表 34) 事務組織	総務課
VII 内部質保証		
1	(表 35) 財政公開状況(私立大学のみ)	財務課
2	(表 36) 財政公開状況(公立大学法人のみ)	――

4. 『自己点検・評価報告書』の執筆体制

本学における『自己点検・評価報告書』の執筆については、自己点検・評価委員会で執筆項目とその分量および執筆担当者を決定する。2010(平成 22)年度の執筆にあたっては、詳細項目ごとに執筆要領を定め、分担表に従って執筆を行なった。

5. 運営部会の実施

5-1 運営部会活動のガイドライン

本学における運営部会の設置および役割については、「自己点検・評価委員会規程」第3条、第7条および第8条に規定されている。運営部会の具体的な実施にあたっては、同規程により以下のガイドラインに基づいて活動を行う。

- ①各運営部会の委員は、各学部から選出された委員各1名と関係する事務局から若干名をもって構成する(同規程第7条3項1・2号)。

- ②各運営部会長（以下、部会長という）は、4月当初に委員長（学長）が、各運営部会の委員の中から指名する（同規程第7条2項）。
- ③部会長は、各運営部会の委員より主務1名を事務局から選任する。
- ④運営部会の開催は、部会長が召集し、その議長となる。
- ⑤運営部会では、執筆担当者が執筆した『自己点検・評価報告書』の内容について、審議し、案を作成して自己点検・評価委員会の委員長（学長）に提出する（同規程第7条4項）。
- ⑥主務は、部会長の指示により、事務的な業務を行うこととする。
- ⑦各運営部会で配布された資料および議事録を委員長（学長）に提出する。

5－2 各運営部会における審議項目

部会名	分野	項目
第一部会	教育関連	III. 教員・教員組織
		IV. 教育内容・方法・成果
		V. 学生の受け入れ
		VI. 学生支援
第二部会	研究関連	II. 教育研究組織
		VIII. 社会連携・社会貢献
第三部会	組織関連	I. 理念・目的
		VII. 教育研究等環境
第四部会	運営関連	IX. 管理運営・財務
		X. 内部質保証

5－3 2010年度 運営部会の構成メンバー

(敬称略)

所属	職名	部会職名	氏名
経済	教授	第一部会 (教育関連)	竹熊 耕一
経営	教授		坂本 信雄
法学	教授		諸戸 樹一
人間文化	准教授		行廣 隆次
バイオ	教授		加藤 暢夫
事務局	教務課課長補佐		山本 正樹
事務局	教務課課長補佐		大館 和郎
事務局	教務課課長補佐		野浪 成介
事務局	教務課課長補佐		金森 秀樹
事務局	教務課長(バイオ)		田中 敏昭

所属	職名	部会職名	氏名
経済	教授	第二部会 (研究関連)	渡辺 恵一
経営	教授		竿田 翠夫
法学	教授		渡邊 博己
人間文化	准教授		岡本 裕介
バイオ	教授		桑原 保正
事務局	総合研究所事務長		松本 正裕

所属	職名	部会職名	氏名
経済	教授	第三部会 (組織関連)	宮川 重義
経営	教授		大西 昭生
法学	教授		立石 雅彦
人間文化	教授		山崎 ふさ子

バイオ	教授		讃岐田 訓
事務局	教務課長		山内 邦彦
事務局	学生課長		川島 晋一
事務局	入試課長		石原 祐次
事務局	キャリアサポートセンター事務長		藤塚 晃生
事務局	図書館事務長		松本 正裕
事務局	情報センター事務長		小林 共平
事務局	国際交流事務長	主 務	浦辻 博史

第四部会 (運営関連)	所属	職名	部会職名	氏 名
	経済	教授		大西 辰彦
	経営	教授		長谷川 正
	法学	教授		三並 敏克
	人間文化	教授	部会長	小川 賢治
	バイオ	教授		北尾 邦伸
	事務局	総務課長	主 務	辻 彰彦
	事務局	施設課長		佐藤 隆也
	事務局	財務課長		菅 恭弘

6. 外部評価諮問会議の実施

本学では、自己点検・評価の客観性を確保し、自己点検・評価活動の質的向上を図ることを目的として、外部評価諮問会議を設置している（諮問会議内規第2条）。本会議の委員は、本学教職員以外の者で、他大学学長等学識経験者、同窓会、父母の会、在学生、地域社会から選出（諮問会議内規第3条1項・2項）される。このように本学のステークホルダーや有識者からの意見聴取を行い、自己点検・評価活動に反映させていくことにしていく。

- ①自己点検・評価委員会において、当該年度に外部評価諮問会議への諮問方針を決定するとともに、当該事項を審議する委員を選任する。
- ②自己点検・評価委員会において選任された外部評価委員に委嘱する。
- ③委員長は、委員会の方針に基づき外部評価委員に諮問する内容を決定し、外部評価委員に諮問する。諮問事項は、例えば自己点検・評価体制の検討、『自己点検・評価報告書案』の検討など自己点検・評価活動に関する事項である。
- ④外部評価諮問会議の開催については、会合形式、文書依頼方式等、その都度委員長（学長）が判断し、開催する。
- ⑤外部評価委員は、諮問を受けた内容について精査し、委員長（学長）へ答申を行う（諮問会議内規第5条）。
- ⑥委員長（学長）は、外部評価委員より提出された答申について、自己点検・評価委員会に報告する。また、その答申内容を集約し、外部評価意見書を作成して、執筆担当者ならびに運営部会長へ提示する。
- ⑦執筆担当者は、外部評価意見書を基に『自己点検・評価報告書』にその内容を反映させて執筆を行い、運営部会長に提出する。運営部会長は、運営部会を開催し、執筆者より提出された内容について審議を行い、執筆担当者に対して意見の提出を行う。なお、企画課に対しても同様の内容を報告する。

- ⑧執筆担当者は、運営部会から提出された意見書を基に、運営部会からの意見を反映させるよう再度執筆を行う。
- ⑨運営部会は、執筆担当者が執筆した『自己点検・評価報告書』の内容について審議し、案を作成して自己点検・評価委員会の委員長（学長）に提出する。

7. 自己評価（評定）の方法

大学基準協会の大学評価においては、本学が実施した自己点検・評価活動について、まず大学自らが自己評価（評定）を行わなければならない。そこで、本学における評定方法について、以下のとおり評定を行うこととする。

- ①第一次として大学全体は学長、教務部長、学生部長が評定を行い、学部・研究科は各学部長・研究科長が行うこととする。
- ②上記、評定結果を大学評価基本会議で全学的調整を行い、原案を作成する。
- ③評定結果の原案を自己点検・評価委員会にて審議し、決定する。

8. 評価後の手続きとその公表

8-1 大学評議会および理事会への報告

当該年度の自己点検・評価活動については、委員会規程第5条5号により大学評議会および理事会への報告が義務付けられている。本報告については、報告内容を自己点検・評価委員会に諮り、承認を得た後に委員長が行うものとする。

8-2 自己点検・評価報告書の作成

自己点検・評価委員会で承認された各年度の『自己点検・評価報告書』は製本して保存する。

8-3 自己点検・評価報告書の公表

『自己点検・評価報告書』は、学校教育法第109条（自己点検・評価及び認証評価制度）により、公表しなければならない。そこで、本報告書の公表については、自己点検・評価委員会において公表方法を審議・決定する。当該委員会で決定後速やかに公表を行うこととする。なお、これまでに作成された『自己点検・評価報告書』の内、過去3年間のものについてはホームページ上に掲載し、学内外に公表している。

1 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

＜1＞ 大学全体

本学園は、創立者 辻本光楠の教育理想「日本人らしい日本人の育成」を建学の精神としてきた。ところが、時代状況の変化する中、さまざまな立場で建学の精神が解釈されている状況を憂慮し、理事会は1991(平成3)年11月に建学の精神についての共通の認識と理解のために「建学の精神検討特別委員会」を設置した。同特別委員会は時代状況の変化を踏まえ、「『日本人らしい日本人』すなわち、世界的視野で主体的に考え方行動する人材の育成」を建学の精神とする答申案を理事会に提出し、1992(平成4)年1月30日開催の理事会において答申案を本学園の建学の精神とすることを正式に決定した。そのさい、創立者が

1. 國際感覚豊かな人間
2. 日本伝統文化を深く理解する人間
3. 向上心を失わず、自立心を有する人間
4. 豊かな創造力をもって地域に貢献できる人間
5. 日本人としての自覚を失わず、平等、互恵の精神—思いやりの心—を持つ人間

を坐臥の念願にしていたことも確認されている。

本学もこれを受け、1993(平成5)年2月に学則1条を「本学は教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、特に建学の精神である『日本人らしい日本人』すなわち世界的視野で主体的に考え方行動する人材を育成することを目的とする」に改正した。

とはいって、その後の大学を取りまく社会環境の変化、とりわけ国際化の進展と大学のユニバーサル化を背景にして、本学の目的をより具体性の高い「教育目標」として提示するための学長試案が2006(平成18)年4月開催の大学評議会で提示された。そこでは、経済産業省の「社会人基礎力」に依拠しながら「人間力の育成」を本学の教育目標と定め、「知識力、コミュニケーション力、社会力」の個別的能力に展開している。しかしながらその後、これに関連する議論が深められることなく、共通認識として定着するには至らなかった。

本学が高等教育機関としての社会的使命を貫徹するためには、「建学の精神」を踏まえてその時々の時代状況の中で取り組むべき課題を明確にし、その解決に努めなければならない。本学は2010(平成22)年4月に公募された文部科学省による「大学生の就業力育成支援事業」の申請にさいして、本学の社会的役割を自己規定する必要性から、本学の目指すものを、上述した創立者の坐臥の念願を想起し、そこに共通する「人間力の育成」を本学の教育目標としてきたことを学部長との協議の中で確認し、社会調査を通じて再確認することを約して、社会に必要とされる6つの基礎力（コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力）の育成を目指すこととした。今後も採択されたプログラム内容の確実な実施を通じて本学の教育目標についての理解を深め、その実現のための課題を共有し、教育活動の組織化に取り組んでいく。

〈2〉 経済学部

1991(平成 3)年の大学設置基準の大綱化以後、カリキュラム改革の変遷は以下の通りである。

1993(平成 5)年には、学部教育理念を「主体的に考え、行動する人材の育成」とし、政策・国際・地域等の学際的領域において、学問としての経済学を生きた経済社会に結びつける教育を目指した。

その後、2回のカリキュラム改革を経て、2009(平成 21)年には、教育目的を「経済学を中心とした幅広い教養の修得を通じて、健全な社会観と職業観を涵養し、より良い社会を構築するための諸活動に主体的かつ積極的に参画する人材の育成を目的とする」と書き直し、上記の教育目的を実現すべく、教育目標を教授会決定により以下のように定めた。

【必要とされる基礎学力】

- (1) 基礎経済学（日本経済入門、ミクロ経済学基礎、マクロ経済学基礎など）の知識
- (2) 高度なコミュニケーション（論証、説得、ディベート、プレゼンテーション）能力
- (3) 基礎調査能力（テーマに即したデータ探索、分析）
- (4) コンピュータ操作能力（日本語文書の作成、基礎的データ処理、情報検索、通信）
- (5) 基礎計数能力（基礎的な計算、数式の理解、基礎的な統計分析）

【必要とされる専門学力】

- (1) 各自に関心のある経済学の一分野についての専門知識を持ち、活用できる理解・応用力
- (2) 社会生活において経済学の視点から論理的な判断をおこなうことができる思考・判断力
- (3) 問題を解決するために必要となる専門知識を自ら修得するための継続的に学習する姿勢をもつ知的好奇心
- (4) 自らの思考・判断について説明し、伝達することができる表現力

さらに、2010(平成 22)年度カリキュラムの枠組みを大幅に見直した。経済学の基礎を十分に学ぶことを主眼とした制度設計をめざし、専門コースを経済分野 3 コースに限定し、同時に、経済学の基幹科目群（ミクロ基礎、マクロ基礎など）の必修化を推し進めた。キャリア科目群の重視と制度の簡素化を考慮して、必修（16 単位）、教養科目（≥32 単位）、キャリア科目（≥8 単位）、コース専門科目（≥52 単位）、任意科目（≥24 単位）の制約のもとで、132 単位以上の取得を卒業要件としている。さらに卒業論文の提出を必修とした。

学生の多様化に対応してきめ細かな指導をするため、1999(平成 11)年以来、基礎ゼミが 1 年生の春・秋学期と 2 年生春学期、専門ゼミが 2 年生秋学期から 4 年生秋学期まで設定されており、学生は 4 年間を通じて途切れることなくゼミに所属している。教育目標実現のためにゼミの果たす役割は非常に大きく、ゼミ重視という制度設計のもとで教育目的の適切性が示されていると言える。

また、2001(平成 13)年、2002(平成 14)年の就職氷河期といわれたころに、とりあえず就職できればという意識で内定を得た学生が 3 ヶ月や 6 ヶ月で会社を辞めるケースが続発

したことから、2003(平成15)年に、学部独自のキャリア教育がスタートした。2年生全員が春学期に「キャリア形成概論(2単位)」、秋学期に「仕事研究講座(2単位)」を受講し、早い時期に自らのキャリア形成を意識させることとした。2008(平成20)年には、3年生の春学期には「キャリア形成ワークショップ(希望者のみ、4単位)」でグループワークを、3年生の春・秋学期に専門ゼミの担当教員がゼミ生を対象に「キャリアゼミ(全員、4単位)」を開いて個別指導を行い、キャリア教育の大枠が固められて現在に至っている。教育目的に示された「健全な社会観と職業観を涵養」は、キャリア教育の必要性と取り組みの実態を反映したものであり、目的の適切性が言える。

〈3〉 経営学部

本学部では、本学の建学の精神を尊重し、経営学科ならびに事業構想学科の特性を勘案しながら、「国際化・情報化・価値の多元化」といった急激な変化を遂げつつある現代社会にあって、専門的能力の深化、幅広い基礎学力の修得、個性や創造性の伸展を通じ、企業およびその他の営利・非営利機関の中で実践的能力を発揮しうる学生を育成するという教育目標を掲げ、教育課程の運営にあたっている。

本学部は経営学科と事業構想学科の2学科を設置している。両学科を分ける大きなコンセプトは企業の中で力を発揮するのか(マネジメントシップ)、自ら新しい事業を起こすのか(ベンチャーシップ)というビジネスにおける選択肢を選ぶことである。経営学科では、将来、多様な分野で幅広く活躍できるように、経営の基本を学習し、人事、営業・販売、企画、経理・財務、情報システムなど、あらゆる部門で実力を発揮できる人材の育成を目的としている。一方の事業構想学科では、時代の変化を見抜く力を養い、事業承継、起業、新規事業、事業拡大、スポーツ関連ビジネスの企画・運営に必要な基礎および専門知識を持つ人材の育成を目的としている。この選択はまず経営学の基礎を固め、その後さらに専門的な科目を履修するさいに行うのが望ましいと考え、入学時点では学科選択を問わず、基礎知識を身につけた2年生になる時点で行い、個々の学生がめざすビジネスに必要な知識や能力を身につけるために、確かな実践力の育成をめざしている。

経営学科には経営コースと会計コースを設置し、事業構想学科にはアントレプレナーコースとスポーツマネジメントコースを設置している。経営コースでは、経営理論に基づき、組織の一員として、現実の問題に対して解決策を提案・実践できる人材育成をめざしている。会計コースでは、会計情報の特徴や作成プロセスを理解し、経営管理に必要な会計情報を体系的に把握し、問題の発見と解決に努めることができる人材育成をめざしている。事業構想学科のアントレプレナーコースでは、起業や事業承継に関して必要な知識、組織や店舗の設立までのプロセスや手続きを理解でき、経営事例を通して、経営課題とその解決を行える人材の育成をめざしている。スポーツマネジメントコースでは、身体活動・表現を通して、コミュニケーション、リーダーシップ力を身につけ、スポーツ活動を経営の視点で捉え、起業機会や事業計画として具体化できる人材の育成をめざしている。

〈4〉 法学部

本学部は、1989(平成元)年に開設された。開設時に教育目標として「ビジネス法学」を掲げて、理念・目的を明確化させた。従来の法学教育は、法曹をめざす者に焦点をあてて

法解釈学を中心になされてきた。しかし、法学部卒業生のうち法曹としてのキャリアを積む者は少数であり、圧倒的多数は行政や企業の「ビジネス社会」で活躍する。ビジネスの現場では法的解決を必要とする問題が日々新たに起こっている。法解釈学教育は、これらの問題を解決する能力を高めるためにもちろん有用ではあるが、ビジネス現場で生起する法的紛争がどのようなものであるかをしっかりと分析した上で、実践的な解決能力を高めることがより重要であると考えられる。そこで、本学部は、従来の理論法学や法解釈学の良き面を継承しながら、「ビジネス法学教育」という新たな視点からの法学教育に取り組んでいる。それは、従来、ともすれば法理論と法実務とパラレルに考えられがちであった法的思考のあり方を見直し、経済・社会において生起している実践的な法的課題を取り上げ、その法理論上の問題点を考究する訓練を積むと同時に、法的実務能力を高めることによって、さまざまな現代的課題を法的に解決する能力を身につけることを目指す、すなわち、その法的処理について法理論と法実務との関わりを考察する能力を高める教育を目指すものである。このように、法学部は、理念・目的をビジネス法学教育として、明確化してきた（学則1条の2）。ビジネス法学を不斷に実践することにより、実社会において今日的・現実的な法的諸問題に対して法実務的な考え方もすることができ、現実社会の動きを法的に把握することのできる人材を育成しようとするものである。教育実績から見ても教員組織から見ても、このような法学部の理念・目的とその教育目標は適切なものである。

最近の法学部入学者は、個性化かつ多様化している。また、基礎学力の低下・職業意識の低下ないしは消極的態度も否めない。法学部においては、2009(平成21)年度から4コース制（法職コース、警察・消防コース、公務員コース、民間企業コース）を取り入れ、個性化に対応している。また、基礎科目からはじめて応用・発展科目や法実務科目への段階的履修、実務家出身の教員の積極的採用、およびゼミ等少人数クラスにおける個別指導により、教育目標を貫徹している。

〈5〉 人間文化学部

本学の教育目的に基づき、人間文化学部の教育目的として、本学学則1条の2に「人間が創り出した文化が人間を育み、一方で規定してゆくという連関性に立脚し、人と人、文化と社会、地域の関係性の総合的な教育研究、新時代を担う新しい人材の育成を目的とする。」と明記されている。

なお、各学科の教育目的は以下のとおりである。

心理学科では、心理学の基礎知識と技能を十分に体得し、それを企業や心理臨床などの実践現場において柔軟に応用して、問題解決できる能力をもった人材を育成する。

メディア社会学科では、現代社会において、ますます重要性を増すメディアに対して高度な理解を持ち、かつ、社会のしくみ・動きに対する深い洞察力を有する人材を育成する。

歴史民俗・日本語日本文化学科歴史民俗学専攻では、われわれの過去と現在を歴史と民俗の観点から考え研究し、その成果を地域などに発信できるような人材を育成する。日本語日本文化専攻では、日本語と日本文化研究を柱として、日本人の言語・文学・文化・芸術を深く理解し、日本語を模範的に使いこなし、広い視野をもって社会に貢献できる人材を育成する。

本学の教育理念の特色である「日本人らしい日本人の育成」を具現するためには、人間

や社会、文化について広く知り、専門的に深く教授研究する必要がある。したがって、人間文化学部の教育目的は、適切に設定されていると言える。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の教育目的は、学則第1条の2において、「環境問題や資源・エネルギー問題の本質的な解決を図るため、バイオサイエンス分野の先端研究の成果や技術を生かし、地域のなかで「人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境という)」を実現すること」と定めている。

人類は20世紀において大いに文明を発展させたが、多くの課題を21世紀に残した。大量生産と大量消費による資源の枯渇、特にエネルギー資源の枯渇の問題や、環境の悪化、特に地球規模での環境の悪化が大きな問題になっている。我が国では、大量生産と大量消費の帰結として、資源の過度な国外依存があり、特に食料とエネルギーの国外依存は、私たちの生活基盤を危うくする重大な問題である。一度輸入が止まれば、私たちの生存そのものが脅かされる状況にある。これらを解決する先端科学の分野として、バイオサイエンスおよびバイオテクノロジーが注目され、期待が集まっている。これまでの工業生産の多くのプロセスが、化石燃料の大量消費に基づく高温または高圧下での反応を利用したものであるのに対し、生物に依拠したプロセスは、常温・常圧で行われるところから、原理的にエネルギー消費の少ないプロセスである。また、化石燃料使用以前の人類の生活は、太陽エネルギーで育つ植物、および植物と食物連鎖で繋がる動物や微生物に依存した生活であり、毎年の再生産が可能なものに依存していたので、生活の持続が可能であった。したがって、化石資源への過度の依存からの脱却と、持続可能な社会の実現を目指すには、生物資源の有効利用や生物機能の新たな利用を図ることが重要になる。そこで、私たちは、環境問題、資源・エネルギー問題の解決に向けて、バイオサイエンスと環境学を融合させて取り組むこととした。そして、「人とともに多様な生き物が共生できる環境」を「バイオ環境」と称することとして、「バイオ環境」の実現を目指すことを本学部の理念・目的とし、本学部を2006(平成18)年4月に開設した。

本学部には、バイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科の2学科を置いている。学則第1条の2において、バイオサイエンス学科の教育目的については「環境と調和したグリーンバイオ技術の修得を教育目的とする。学生は、生物有機化学、応用生化学・遺伝子機能学、微生物機能開発学、食品機能・健康科学および植物バイオテクノロジーの領域について講義と実験を通して広く学び、環境と健康に配慮できるグリーンバイオ技術者を目指す。」と定めている。すなわち、バイオサイエンス学科は、細胞レベルまたは細胞内の分子レベルの研究を基本とし、生物の機能を利用した安全なモノ作りを目指すとともに、環境修復や環境保全の視点を加えたバイオサイエンスを追求することを目的としている。

また、バイオ環境デザイン学科の教育目的については、学則第1条の2において「流域環境、農・森林環境、都市自然化からなる共生空間の動態およびエコマテリアルとバイオマスのような環境物質循環の科学・技術に基づく環境デザイン力の養成を教育目的とする。学生は、生態学関連科目や環境と調和するさまざまな技術を講義・実験・実習を通して学び、バイオ環境デザイナーを目指す。」と定めている。すなわち、バイオ環境デザイン学科は、生物の個体レベルまたは集団レベルの研究を基本とし、これまで、都市化・工業化の

指向のもとにデザインされてきた地域環境を、「バイオ環境」の視点からデザインのやり直しを行うことを目的としている。すなわち、エネルギー多消費型の地域環境に対して、生物機能を有効に生かした省エネルギー型の地域環境や、生物が有する浄化能力を積極的に利用する地域環境の創造を目指すものである。

本学部は、2010(平成 22)年 3 月に完成を迎えたところであり、理念・目的は、現状に照らして適切である。

〈7〉 経済学研究科

本研究科の教育目的は「現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成」と定められている。

本研究科は発足時に「地域政策専攻」でスタートし、設置科目も専攻名に沿って展開されていた。しかし、大学院大学でなく学部の上に立った大学院であるため、定年や移籍などで学部教員の補充を続けるうちに、教員の構成が標準的な経済学の教育プログラム担当となり、地域政策科目に関しては、専任の担当者がほとんど存在しない状況となった。このため、2010(平成 22)年度より、専攻を「経済学」と改め、設置科目も標準的な経済学の科目群に変更した。高度な専門知識を有する職業人の育成という観点から、経済学の各分野における課題を実証的に分析し、政策形成能力につなげていくことを目指している。

また、2009(平成 21)年度にスタートした「税理士養成コース」は、経済、経営、法学の 3 研究科共通のコースで、税理士資格での試験科目の一部免除を求める学生を受け入れている。社会人学生の割合も比較的高く、地域の要請を満たしたものといえる。

さらに、2011(平成 23)年度からは、経済・経営・法学の 3 研究科の共通コースという位置づけで、日本 FP 協会による CFP 認定教育プログラムがスタートすることになった。税理士志望の学生だけでなく、一般の学生にもファイナンシャル・プランナーの資格を希望する場合が多く、その要望に応えるものである。

〈8〉 経営学研究科

1995(平成 7)年、本大学院経営学研究科は、本学の建学の精神である「『日本人らしい日本人』すなわち、世界的視野で主体的に考え方行動する人材の育成」を目標として組み上げられた経営学部の教育課程の上に、社会の変化が速度を増し、複雑化する中で、「現実の企業経営の場において、経営学という学問に裏づけされた専門的知識と高度な実践能力をもつ職業人の育成」を目的として設置された(「経営学研究科設置の目的」)。2007(平成 19)年には、学校教育法の一部改正および同施行規則の一部改正を受けて、大学院教育研究上の目的を明確化して、「社会環境の著しい変化の中にあって経営組織体の内外部で生ずる関連諸現象に関して、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成を教育目標とする」(本学大学院学則第 1 条の 2)と改めた。このように、研究者の育成も視野には入れるが、高度専門職の職業人の育成に主眼が置かれた。設置当初より「経営学研究科設置の目的」としてより具体的に、経営管理に関する高度の専門知識を備えた人材、会計的思考を実践面に活用できる専門的知識を備えた人材、そして地域社会の充実・発展に繋がる経営管理能力を備えた専門的職業人の育成を掲げてきた。すべての講義科目

を経営管理科目群と会計科目群として構成し、このような研究科の目標を示唆してきた。

開設当初から今日まで、税理士試験の合格者を輩出し、自ら会計・税理士事務所を開設している修了生を数多く見ている。この意味で、税理士養成が本研究科の設置目的の一つであり、その目的を十分に達成していると言えよう。また、学部を卒業して、そして一旦企業に就職して本研究科に入学し、修了後に志望する職種や業種の企業に再就職した修了生も、専門性の高い職業人の育成という目標に十分叶うであろう。この意味で、本研究科が目指した初期の目標は十分に果たしてきたと考える。

〈9〉 法学研究科

本研究科は、1994(平成6)年に開設された。法学研究科の理念・目的は、大学院学則に、「法学研究科はビジネス法学を基本としている。これは、企業法学にのみ限定せず、広く一般市民社会や国際社会を対象にし、現実に発生する社会現象を法的な観点から多角的に分析・探求する手法を用い、実社会における法の運用の扱い手としての、ビジネス法学の専門家の養成をめざすものとする。」と明記され、明確化されている。

現代社会は、技術革新、情報化、国際化の進展等が発展する中で、政治と経済は難問題をいくつも抱えて、閉塞感すら感ずるようになりつつある。このような時期にこそ、法律と社会がどのように結びついているのかを学んで、その知識を正しく実践できなければならない。本研究科は、学部教育の基礎の上にたち、ビジネス社会で生じる法的課題の解決能力をさらに高めることを目標としている。教育実績から見ても教員組織から見ても、本研究科の理念・目的、すなわち、開設時以来掲げ続けた前記教育目標は現在も適切であるといえる。

カリキュラムは、社会現象を法的な側面から多角的に分析するという視点で経済活動をとらえるために、①行政上の法的諸問題を研究する「公法関係」、②一般市民生活に密接に関連した社会現象と法との関連を研究する「民事・労働法関係」、③企業組織や金融取引など企業の経済活動に直接する法的問題を研究する「商事法関係」、④さらには「刑法関係」、⑤国際経済活動とそれを取り巻く国際的諸問題を法的な観点から研究する「国際法関係」の5分野と、⑥「外国文献研究」で構成されている。

なお、本研究科の目的を達成するためには、社会人の通学の利便性を考慮することが重要である。嵯峨野線の完全複線化、京都縦貫自動車道の無料化社会実験など、交通環境の変化により、京都駅前にあるキャンパスプラザ京都のサテライト教室を有効活用することが課題である。

法学研究科に在籍する学生の中で税理士志望者の割合が増加している。これに対応するため、経済学研究科および経営学研究科と協力し税理士コースを設けている。それと関連し、本研究科には他学部出身者もあり、個性化へ対応する必要がある。研究科の理念・目的を、個性化した学生の実態（法学既習とは限られないなど）に合わせて具体化していく努力が肝心である。

ビジネス法学という理念・目的は、大学院レベルにおいてよりふさわしいものと考えられる。

本研究科には経験豊富な実務家教員がいるので、より実務に即したビジネス法学の基本を十分に教育することができる。こうした能力をも身につけて本研究科で修士の学位を得

た者がたとえば税理士として、社会でより高い信頼を受けることができるものと考えられる。

〈10〉 人間文化研究科

本学大学院は、大学院学則 1 条に明記されているように、「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的」としている。

本学大学院の教育目的に基づき、本研究科の教育目的は、大学院学則 1 条の 2 に明記されているように、「人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成する」ことである。

このような目的を達成するために、有機的に関連をもつ心理学コース、臨床心理学コース、社会情報コース、文化研究コースを設けている。心理学コースでは人間として基本的な心理と行動を対象として教育研究することを、臨床心理学コースでは心理学の専門的知識と技能を基礎として、臨床心理学を専門的に修得し、心の健康に関わる援助者としての心構えと知識・技能を兼ね備えた心の専門家の養成を図ることを目的としている。社会情報コースでは各種メディアによる情報伝達技術が飛躍的に進展し、大きく変動しつつある現代社会と文化の動向を探り、そこに生じる新たな社会的諸問題に関して、理論的かつ実践的に教育研究することを、文化研究コースでは日本の文化遺産と文化的伝統、人々の生活の中で作用している文化の諸機能とその特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から教育研究することを目的としている。なお、全コースで教員専修免許の取得支援、臨床心理コースでは臨床心理士の資格取得支援も行っている。

以上のように、教育目的は適切に設定されている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科の目的については、学則第 1 条の 2 において、「多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境(バイオ環境)を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン(設計)する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成すること」と定めている。本研究科は、2006(平成 18)年 4 月に開設されたバイオ環境学部の理念・目的をさらに高度に実現していくために、2010(平成 22)年 4 月に開設されたものである。

21 世紀に解決すべき課題といわれている資源、エネルギー、環境、食料、健康などの問題に対して、バイオサイエンスと環境学とを連携させて取り組むのが「バイオ環境学部」であり、「人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)」の実現を目指すことをバイオ環境学部の理念・目的としている。生物に依拠したプロセスは、常温常圧のもとに行われ、原理的にエネルギー消費の少ないプロセスである。また、多様な生き物の働きを有効に利用することは、石油資源への過度の依存からの脱却と、持続可能な社会の実現に結びつく。本研究科は、バイオ環境学部が掲げているこの理念を継承・発展させ、複眼的な思考力をもつ高度な技術者を養成することを目的としている。

たとえば、一例として生物機能を活用した汚染土壤の浄化方法を考えた場合、方法とし

では、微生物を利用するバイオレミディエーション法と植物を利用したファイトレミディエーション法があるが、微生物や植物を取り扱う研究者は、人によっては、生物機能の増強にだけに注力して、他への配慮が足りないことがある。そしてその結果として、実用面では、機能強化した生物が生態系では他の生物に駆逐されて機能を発揮しなかったり、逆に他の生物へ多大な悪影響を及ぼして取り返しのつかない環境汚染をもたらしたりするおそれがある。したがって、本研究科ではバイオサイエンスと環境学の連携の趣旨に沿って、技術開発の立案、研究の進行途中、技術としての構築の各段階で、それぞれの専門家が意見を交換し、真に社会に貢献する技術の創出に努め、石油資源への過度の依存からの脱却を目指す。

このため、学部にあっては、バイオサイエンスとバイオ環境デザインの2学科としたものを、大学院では、両者の連携をより深いものとすべく、「バイオ環境専攻」の1専攻に統合することとし、博士前期・博士後期課程を通じて、段階的に連携を強める形へと深化させることとした。

社会からは、より高い能力を備えたバイオの技術者や環境の技術者が求められるようになりつつあり、特に「バイオ環境」の実現のためには、より高度な「グリーンバイオ技術者」や「バイオ環境デザイナー」がその理念と技術を十分に生かし、社会で活躍することが重要である。昨今、環境問題に対する人々の意識や関心が高まってはいるものの、個々の社会生活レベルにおいては対策はまだまだ不十分であり、学部の人材養成に加えて、より高度な人材を養成することにより、当該人材が、社会において良好なバイオ環境を実現していくための中心的な存在となることを期待するものである。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

本学の建学の精神、理念である「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」はあらゆる機会を捉え、統一的に説明されている。広報誌や出版物において述べられ周知を図っている。また、ホームページ等の電子媒体、入学時の学長告辞、理事長挨拶等でも繰り返し述べられている。たとえば、2010(平成 22)年度学生生活ガイドでも「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」が『大学案内』冒頭に掲げられている。

また、『京都学園大学創立 40 周年記念誌』で当時の理事長は、「学園の長い歴史の一コマを担う私たちは、40 周年という転換点に立って建学の精神と大学の使命を自覚しつつ、現在の困難を克服し英知を結集して次の時代に向けた取り組みを推し進める」と述べている。

ホームページでは、建学の精神、教育の目標を分かりやすく掲示し、常に参照できるようしている。このほかにも大学関連の父母の会機関誌『大学だより』、同窓会機関誌『Cheer』にも学長の挨拶文の中に述べられ、また学内外の大学関係者の会合にさいしては、随時引用紹介することを心がけている。

また、これらは機械的な繰り返しに陥ることがないよう、公表される媒体、機会によつて内容に工夫を凝らし趣旨が浸透するよう努めている。例えば、2010(平成 22)年 4 月学長挨拶においては、建学の精神の現代的意味について述べた上で、これを敷衍し、「生活を科学する文理融合大学」として、一人ひとりの個性を輝かせ、時代の変化を先取りし、積極的に社会を支える「21 世紀型市民」を育成することを標榜し、さらに現代の我々を取り巻く国際環境の激変、人々の価値観や社会のあり方の根本的な変化の中で自律的に生きることの重要性を説いている。

特に、新入生に対するオリエンテーション、歓迎行事の中では『履修要項』の中の「学部の教育目標」の項目について、学生に対して、理念・目的の説明を行っている。さらに、受験生を対象にした『学部案内』にも、理念と目的を解説し周知を図っている。

特に、新たな事業展開、改革の方向を示すさいには、建学の精神や教育目標との関連を明確にし、その意義を確認することを通じて大学の全体としての方向性が堅持されるべく努めている。また、2011(平成 23)年度から情報公開が広範に義務化されるが、それへの対応も視野に入れて公表への活動を強化しているところである。

〈2〉 経済学部

本学部の目的・理念は、大学のホームページに掲載され、『経済学部履修要項』にも記載されている。ホームページを開けると最初に提示されているので、すぐに見ることができ、教職員、学生、社会に公開されている。

教員は、毎年のカリキュラム改編にさいし、カリキュラムと連動した教育目標を経由して、教育目的を確認する。学生には春秋 2 回の履修指導を通じて教育目的の周知を図っている。

経済学部の講義「白書で学ぶ現代日本」は、各種白書の執筆者を外部講師として招き、

学生のみならず、社会人にも公開している。さらに、その中で「白書で学ぶ現代日本—経済財政白書」は公開講演会として、1997(平成 5)年以来、継続して京都市内で開催され、多くの社会人の聴講を得ている。「経済学を生きた経済社会に結びつける教育」の一環と位置づけており、教育理念を社会に公表する役割を果たしている。

〈3〉 経営学部

本学部の理念・目的の大学構成員（教職員および学生）に対する周知は、教職員には教授会や各種委員会報告により行われている。教授会においては、理事会や大学評議会での審議事項の報告が行われ、質疑応答の機会も与えられている。したがって、周知およびその方法に関して、概ね問題はないといえよう。なお、理念・目的は本学部のホームページ上でも公表しており、学生や学外者にも周知がはかられている。

入学時に、本学部教員が作成した『みんなの経営学部』という冊子が全員に配布される。そこには、本学部教員全員のプロファイルが写真とともに記載されており、学部の教育理念や目的を理解させる手段となっている。

春学期および秋学期開始時には、各ゼミ担当教員によるキャリアアップ指導が行われ、それぞれのキャリアデザインに合った履修モデルや受講科目が、本学部の理念や目的に則して提示されている。このような機会を通じて、学部の理念・目的が大学構成員に周知されている。

〈4〉 法学部

本学部の理念・目的については、大学学則に明記し、これを教職員と学生に周知させている。

法学部では、この規定を受けて、初年度教育として、法学部教員の全員執筆による統一教材「法学の扉」（第3版）（成文堂）の随所にビジネス法学の内容を織り込んでおり、学生はもとより法学部新任教員に対しても有効に周知されている。

本学部では、各年度4月に実施している1年生のオリエンテーション（本学ではフレッシュマン・フェスタと称している）において、1年生全員に対し、ビジネス法学についてわかりやすく説明している。なお、このオリエンテーション行事には教職員が全員で取り組んでいる。さらには、入学前教育の一環として、合格者懇談会（本学会場・入学前に合格者と父母が出席、分割開催）を開催し、その席上において教務主事らが合格者とその父母にわかりやすく説明して、理解してもらうよう努めている。

本学部では、ゼミ担当者会議を月例実施している。これは、基礎演習A（1年生春）、基礎演習B（1年生秋）、基礎演習C（2年生春）の担当者によるFD活動であり、資料の共有化を図り、学生の情報、進行と状況、今後の課題等を情報交換してよりよいゼミ運営を目指すもので、活発な意見交換が行われている。改善すべき点や経験を「法学の扉」の改訂につないでPDCAを実施してきた。こうした過程において、理念・目的を教員に周知させている。

教職員に対しては、月例の「大学評議会」において、各年度の事業計画を検討するさいに、理念・目的を説明し、学長・他学部長・部・館・センター長や事務局長を含む構成員にその内容を深く理解してもらい、かつ周知させている。法学部の定例教授会において、

学部教員に周知させていることはいうまでもない。

社会への公表方法としては、大学学則に定めて公表しているほか、『大学案内』、ホームページ、本学の『40周年記念誌』、『自己点検・評価報告書』などにおいて、同様に公表している。本学で2009(平成21)年に開催した大学40周年シンポジウムにおいてもこれらのこととを公表した。同年発刊の『法学部20周年記念論文集』でも本学部の理念・目的を強調している。

〈5〉 人間文化学部

本学の教育理念・目的および人間文化学部の教育目的は、京都学園大学学則に明記され、『京都学園例規集』、『履修要項』に掲載されている。したがって、教職員に対してはその内容が周知されていると言える。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、『履修要項』を配布し、学生生活や授業科目の履修指導を行い、本学および本学部の教育目的についても説明し、周知を図っている。さらに、学生の父母に対する教育・就職相談会においても、学部の教育目的および教育内容の説明を行っている。

高校生や一般の方々に対しては、大学・学部のホームページおよび学科ごとに作成しているリーフレット『人間文化へのまなざし』や10周年記念として刊行した単行本『人間文化への招待』などにおいて、教育目的や教育内容が説明されており、それを公表している。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の理念・目的を教員に周知させるため、本学部の開設にあたって文部科学省へ提出した「設置の趣旨」を記した書類（ここに理念・目的が明記されている）を、全教員に配布した。また、本学部の学生と全教職員に毎年配布する『履修要項』に、「これまで行われてきた経済活動や地域開発の多くは、人間の自己中心的な視点に立った活動が一般的で、結果として、人ともに多様な生き物が共生できる環境が破壊され、いわゆる自然環境が劣化し、地球環境問題を発生させています。バイオ環境学部の設置構想にあたっては、人とともに多様な生き物が共生できる環境を維持あるいは創造していくことが、21世紀の地球環境問題の解決への取り組みには是非とも必要であると考え、「人とともに多様な生き物が共生できる環境」を「バイオ環境」と表現することにしました。バイオ環境学部は、バイオサイエンスと環境学とが相互の対話と反論を重ねながら、両者の積極的な連携あるいは有機的な融合を通して「バイオ環境」の実現を追求する学部です。」と記載し、本学部の理念・目的の周知を図っている。各学期の最初に行うオリエンテーションにおいても、学生に対して、理念・目的の説明を行っている。

受験生を対象にした『学部案内』には、「21世紀は『環境とバイオの世紀』といわれますが、地球温暖化、エネルギー、食糧、環境汚染など、さまざまな環境問題がその解決策を待っています。私たちはバイオ技術を活用しながらこれらの問題を解き、持続可能な地球環境をつくっていかなければなりません。このような時代を生きるために、私たちの中に生まれてきたものがあります。それが、“地球を思う心”。君の中にある、この小さなエコのタネに、水をやり、栄養を与えてください。それが確実に君の未来、環境の未来につながっていきます。」「環境性能を追求するバイオ技術を『グリーンバイオテクノロジー』といいます。私たちはその技術と環境学を融合させ、多様な環境問題に対して有効な方法

を提案していくため、新しい学問『バイオ環境学』を創設しました。先進の科学と技術で、人とともに多様な生き物が共生できる環境『バイオ環境』の実現を追求。新たな環境の未来を創造します。私たち京都学園大学バイオ環境学部は、未来を変える、未来の環境を創造する『エコのタネ』であろうと思います。」と記載して、本学部の理念と目的を解説している。

大学の内部を公開する行事であるオープンキャンパスにおいても、本学部の理念と目的をスライドやパンフレットを使って説明している。また、ホームページにも理念と目的を記載して社会へ向けて公表している。

〈7〉 経済学研究科

本研究科の教育目的は、大学ホームページに掲載されている。『大学院要項』にも記載されている。学部3、4年生向けに、毎年4月のオリエンテーション時に研究科の内容を知らせ、将来の選択肢の一つとして考慮するよう説明している。修士課程の入学者に対しては、研究科選出の大学院教務関係の担当者および演習担当者が、履修説明時にカリキュラムとともに詳しく説明する。教員は研究科委員会にて毎年カリキュラムの検討をするさいに触れることになり、理解をはかっている。

〈8〉 経営学研究科

毎年、本研究科は『大学院要項』を作成し、その巻頭に「経営学部の教育目標」と「経営学研究科設置の目的」を掲載し、研究科院生・教職員を始め学内外各所に配布している。これらは本学ホームページに掲載し学外にも広く公表している。とりわけ大学院生に対しては、入学式直後に、オリエンテーションを実施し、研究科長よりこの大学院要項を利用して本研究科の教育研究の目標を詳細に説明している。

〈9〉 法学研究科

法学研究科の理念・目的は、大学院学則に明記して、大学構成員に周知している（第1条の2）。

本研究科の理念・目的の学生に対する周知については、まず1年生に対しては、各年4月のオリエンテーションにおいてこれを徹底している。すなわち、1年生、大学院担当教員のほか2年生を同席させて、法学研究科の理念・目的、すなわちビジネス法学について説明をしている。税理士志望者に対しては、民事法に関する判例変更などが税法や通達の改正に直結するものであることを、つまり、法取引と課税の関係を具体的に説明して理解させるように努めている。最近の法律改正により既習の法学知識を更新する必要があるので、必要に応じて個別に学部科目の受講を勧めることもある。この席では、担当科目について各教員から説明があるので、1年生は、説明を聴くことによりビジネス法学の全体像の理解が進むものと思われる。2年生に対しては、定例の修士論文中間報告会において、出席教員から疑問点の指摘を受け、また、広く論文作成上のアドバイスを受けるなどする過程において、理論と目的は自然と身につくものと思われる。また、講義科目については、実務家出身の教員から折に触れてビジネス法学の経験や思考方法、想定場合においてるべき態度などを習得させる努力をしている。

法学研究科教員に対しては、研究科の FD 活動や法学研究科委員会において、これを周知させている。このほか、月例の「大学評議会」において、各年度の事業計画を検討するさいに、法学研究科の理念・目的を説明し議論すること等により、学長・他学部長・各部・館・センター長や事務局長等を含む構成員（大学評議員）にその内容を深く理解してもらい、かつ周知させている。

法学研究科の理念・目的の社会への公表については、大学院学則に定めて公表しているほか、大学院要項、インターネットホームページ、本学の『40周年記念誌』、2009(平成21)年に開催した40周年記念シンポジウム、各年度の『自己点検・評価報告書』においてこれを同様に公表している。同年発刊の『法学部20周年記念論文集』でも本研究科の理念・目的を強調している。

〈10〉 人間文化研究科

本学大学院および人間文化研究科の教育目的は、「京都学園大学大学院学則」に明記され、『京都学園例規集』、『大学院要項』にも掲載されており、教職員にその内容が周知されている。また、学生に対しては、まだ進学していない段階での、内部受験生向けの大学院入試説明会および大学院進学時の最初のオリエンテーションにおいて、『履修要項』を配布して授業科目の履修指導を行うとともに、大学院および本研究科の教育目的についても研究科長が説明し周知を図っている。

また、高校生や一般の方々に対しては、大学・学部のホームページおよび毎年刊行される『京都学園大学大学院案内』において、教育目的や教育内容が説明されており、それを公表している。

〈11〉 バイオ環境研究科

研究科の理念・目的については、研究科の新設(平成22年度)にあたって、2008(平成20)年度から「バイオ環境学部大学院検討委員会」およびバイオ環境学部教授会で討議して検討を進めたものであり、現在の研究科の構成員21名のうち、19名が学部教授会の構成員としてこの討議に参加して、原案を作り上げたものであるので、これらの教員には理念・目的が周知されている。また、研究科の新設時に着任した2名の教員についても、前もって説明を行った。さらに、2010(平成22)年4月の研究科発足時に「設置の趣旨」を全教員に配布して、理念・目的を再度確認した。

大学院生に対しては、入学時に全員に配布する『大学院要項』において、「大学院バイオ環境研究科（博士課程前期・後期）は、バイオサイエンスと環境学を連携させ、「人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）」の実現をめざすことを教育理念としている。博士課程前期では、両者の連携をより深め、バイオ環境の視点から複眼的思考のできる高度な技術者を養成する。博士課程後期では、グリーンバイオ研究とバイオ環境デザイン研究を深化・高度化させ、バイオ環境の新しい研究領域を開拓できる人材の養成を教育研究上の目標とする。」と記載し、また、入学時のオリエンテーションで説明を行うことで、研究科の理念・目的の周知を図っている。

また、本研究科の理念・目的を広く一般の方々に知つてもらうために、「直面する環境問題や資源問題。その本質的な解決のためには、「バイオサイエンス」と「環境学」を連携さ

せ、人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）を創出することが必要です。バイオ環境研究科では、専門研究分野を中心に他分野も広く連携し、「バイオ環境」の視点から複眼的思考のできる高度な専門的技術者を養成します。」と記載した新聞広告を2009(平成21)年11月2日に読売新聞大阪本社版と京都新聞に、11月3日に朝日新聞大阪本社版に出した。さらに、パンフレットを他大学などに配布して、理念・目的を宣伝した。

ホームページでも、「バイオサイエンスと環境学を連携させ、人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）の実現をめざすという教育理念にもとづき、博士課程前期および博士課程後期を設置します。両者の連携をより深めるため、大学院は、“バイオ環境専攻”のみで構成。博士課程前期では学部をベースとした専門研究分野を中心に他分野とも広く連携することで、各自の専門研究分野に「バイオ環境」の視点から複眼的思考のできる高度な技術者を養成します。博士課程後期では複眼的研究をさらに進めて、グリーンバイオ研究とバイオ環境デザイン研究を深化・高度化させ、「バイオ環境」の新しい研究領域を開拓できる人材を養成します。」と記載して、社会へ向けて理念・目的を公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

学校教育法第109条第1項に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とある。大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性についてもまた、定期的に検証されねばならない。

建学の精神は、それが私学存在の基本的理義である以上、不変であるべきであると同時に、古くして常に新しいものでなければならない。そのためには創立者の理想としたものが、新しい時代にも対応できる普遍性を持ち得ているかを常に問い合わせ続ける必要がある。

本学園では1992(平成4)年に「建学の精神検討特別委員会」を設置し建学の精神の今日的解釈を改めて検討した結果、創立者が理想とした「日本人らしい日本人の育成」は今日においても本学園の教育目標の基調となる精神であることを再確認すると共に、これに国際化の進展した現代社会に相応しい表現を付加して、今後の学園の建学の精神を次のとおりとした。「日本人らしい日本人、すなわち、世界的視野で主体的に考え方行動する人材の育成」が新しく提言され、これを新たな大学の目的として定義した。この大学の目的は学則にも定められ、現在も長期的視点に立った指針として認知されている。

創立者が掲げた建学の精神、「日本人らしい日本人、すなわち、世界的視野で主体的に考え方行動する人材の育成」は開学以来ほぼ80年もの間、一貫して変わることなく受け継がれてきた。この理念は単なる抽象的言辞、観念的なスローガンではなく、本来は極めて明快かつ平易な5つの人間像として次のように言い表わすことができるという結論を得た。

- (1) 国際感覚豊かな人間
- (2) 日本の伝統文化を深く理解する人間
- (3) 向上心を失わず自立心を有する人間
- (4) 豊かな創造力をもって地域に貢献できる人間
- (5) 日本人としての自覚を失わず平等・互恵の精神～思いやりの心～をもつ人間

このような検証は2001(平成13)年の自己点検・評価活動の中で確認され、このような人間の育成を本学の教育目標として掲げた。

その後、少子化や、国際交流の拡大など大学をとりまく環境が変化しただけでなく、社会全体が急速にグローバル化し、ボーダーレスな経済活動が拡大した。厳しい競争社会の到来によって余裕を失った社会から大学および学士の能力に厳しい要求・基準が求められるようになった。これに対応して、2007(平成19)年には、建学の精神は堅持しつつ、大学の教育目標を次のように見直した。すなわち、「学生の潜在力を引き出して豊かな人間力を養い、力強く社会へ巣立つ人間へと育てる。」というものである。ここで人間力とは、具体的には、「知識力」「コミュニケーション力」「社会力」という3つのジェネリックスキルからなる。

これに見るように、長期的な建学の精神は堅持しつつ、定期的に大学の教育目標を検証し、時代の変化に対応すべく再編成している。

学園創設者が着想した「日本人らしい日本人の育成」という理念は、上記の人間像から

も明らかかなように、もとより偏狭な排外的思想とは無縁であり、世界を視野に入れたときに日本人の自立した視野、立脚点が必要なことを説いたものであった。こうした背景から、近年では大学の目的として「世界的視野で主体的に考え方行動する人材の育成」という表現が使われることが多くなり、しかも、表現の不統一が一部広報に見られるようになった。このため、2010(平成22)年9月の「じっくりミーティング」(各学部長・研究科長、各部・館・センター長、事務局長、各課長等を含む全学的な幹部教職員合同懇談会、理事長も参加)で学則の再確認が行われた。このような点検活動によって、理念、目的の共通認識が深められている。

〈2〉 経済学部

4年に一度、カリキュラムの大改訂を行い、それ以外は毎年、カリキュラムの調整を行っている。教育目的の実現のために教育目標が定められ、教育目標は厳密にカリキュラムと連動して記述されているので、毎年カリキュラムの見直しを行うさいに、教育目的そのものの検証も行っている。

4年に一度のカリキュラム大改訂時には理念そのものも検証している。

〈3〉 経営学部

本学部では、教授会において学部教育の方針やカリキュラム変更など重要事項はすべて報告ではなく審議という形式で意見聴取や意思決定をはかつてコンセンサスの形成に努め、理念・目的の適切性に関して確認を行い、定期的な検証に努めている。また、各種委員会での審議事項や報告事項を確認する時間も設けている。また、大学の自己点検・評価委員会の決定を受け、各学部長・研究科長、各部・館・センター長はもとより、自己点検・評価委員会の4運営部会の委員を教授会で選任し、その決定や各部会の方針なども必要に応じて情報提供がなされている。今年度は大学基準協会による認証評価結果が「保留」の判定を受けていることもあり、大学基準協会から講師をお招きした講演会等は学部教員のほぼ全員が出席している。このように、大学および本学部の理念・目的の適切性については定期的に検証を行っている。

〈4〉 法学部

本学部は、自己点検・評価の際に理念・目的の適切性について検証を行ってきている。法学の基礎を修得しながら、行政や企業等のビジネス社会や市民社会で現実に生ずる紛争を多角的に分析・理解するとともに、それを法的に解決し、紛争発生を予防する実践的能力を身につけさせることを教育目的とする理念・目的の適切性について、検証を続けてきた。

なお、検証そのものではないが、学生を対象とするアンケート調査によりその意識調査を行っている。法学部では、独自に2010(平成22)年度にプロジェクトチームを設置して、法学部1年生に対して実施したアンケートを分析することにより生の声による同様の評価を得ている。

本学部の教員と学生で構成される京都学園大学法学会の学生組織である「J-club」の構成員からも教育に関する率直な生の情報が入手できる状態にあることも付加説明してお

きたい。

＜5＞ 人間文化学部

大学・学部の理念・目的の適切性については、学部の教務委員会において、次年度のカリキュラム編成の中で検証し、教育目的をさらに十全に達成するためにどのような工夫が必要かについて検討を行っている。

＜6＞ バイオ環境学部

本学部は2006(平成18)年度に新設された学部であり、完成年次である2009(平成21)年度までは、その理念・目的の達成に努力をしてきた。大学院バイオ環境研究科を2010(平成22)年度に新設する計画を立て、新設の書類を作成するにあたり、本学部の理念・目的を継承するのか、それとも、新たに考え直すのかを検討するために、本学部の理念・目的の適切性についての検証を、2008(平成20)年度にバイオ環境学部大学院検討委員会で行い、2009(平成21)年3月と4月の教授会で審議した結果、本学部の理念・目的はともに適切であるという結論に達し、この理念を大学院においても継承すべきであるという結論になった。

本学部の理念・目的は、前述のとおり「人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)」の実現である。20世紀に築かれた社会は、資源エネルギーを大量に消費する社会であり、資源を使い尽くしたときに、この社会は瓦解する。現在の生活の中で、最も重要な資源の1つは石油であるが、このままの消費を続けると100年以内に枯渇することは間違いない。いつ枯渇するかについてはさまざまな説があるが、30年以内に枯渇するという説が有力視されている。このような状況にあって、資源の消費を減らす有力な手段に、多様な生物の有効利用がある。たとえば、水資源を考えた場合、現在、大阪府や東京都に供給されている水道水の一部は、淀川や利根川から取り込んだ水に多量のエネルギーを投入して徹底した浄化を行って得られた水である。淀川や利根川の水質悪化で、通常の処理では安全な水道水が作られる状況ではなくなり、オゾン酸化という高度処理を要する事態に至った。水質悪化は、人口増加に伴う汚染物質の増加も一因ではあるが、川が本来持っている浄化能力の減退も大きい。川に棲む生物の食物連鎖によって、水の浄化が進むのであるが、この食物連鎖を断ち切るような河川改修で、浄化能力は著しく低下してしまった。生物が持つ能力を有効に利用する河川構造にすれば、浄化能力の回復が見込まれる。淀川や利根川の水質が改善されれば、東京都と大阪府の水道水作りに必要なエネルギーは大幅に削減できる。このように、水の問題1つをとっても、多様な生き物を利用することで、資源エネルギーの消費の削減が見込まれる。この他、化学工業、食品加工業、農業などさまざまな分野において、多様な生物の有効な利用が環境問題、資源エネルギー問題、食料自給率の問題の解決に結びつくものであり、本学部の理念・目的は、ますます重要性が高くなっていると考えられる。

理念・目的の適切性についての次回の検討は、大学院バイオ環境研究科が完成年度を迎える2012(平成24)年度を予定している。

〈7〉 経済学研究科

毎年、カリキュラム改編時に、教育目的の適切性をカリキュラムと連動させながら検証している。また、学部の教員補充の関係で、大学院の「地域政策」専攻の教員数が保たれず、「経済学」専攻に名称変更したさいに、教育目的の適切性についても検証を行った。以上のように、不斷に検証を行っている。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の高度専門職職業人を育成するという目標が、我が国に、そして今の時代に適したものであるのかどうかの吟味は、本研究科の存在理由に関わる問題である。従って、それは本研究科に携わる者は、常住坐臥意識しなければならない一大事であり、本研究科教員すべてが同じ認識に立つものと考える。大学院生に対する教育研究はもとより、研究科委員会での議論はそのような認識に立って行われている。定期的検証という意味では、入学試験とその合否判定に関わる審議、そして大学院生の修了に関わる修士論文審査・口頭試問などの審議がそれに該当する。いずれも本研究科の存在意義を問う重大事である。

「経営学研究科設置の目的」に掲げてきた育成すべき三種類の人材像については、現実にそのような修了生を世に送り出し、その目標を十分に果たしてきたと考えている。学力低下が広い範囲で浸透する中、いわゆる「学級崩壊」・「ゆとり教育」世代が大学年齢に達し、卒業してゆく中で、企業からその就職を拒まれ、フリーターとしてしか就業できない事態が続いている。我が国の経済を根底から崩壊せしめる一つの現れである。経営学部にとどまらず、経営学研究科の理念・目的を、今こそ高く掲げるべき時期であると思っている。

〈9〉 法学研究科

ビジネス法学を基本として、現実に発生する社会現象を法的な観点から多角的に分析・探求する手法を用い、実社会における法の担い手としてのビジネス法学の専門家の養成をめざすという理念・目的については、本研究科では、各年度毎に自己点検・評価を継続して実施して、組織運営施設の状況について自ら点検および評価を行い、その適切性について定期的に検証している。

今後、修了者の学力の検証に関連して、修了予定者に対し指導教授や研究科長が面談することにより、その知識を確認することも望まれる。

〈10〉 人間文化研究科

大学院の目的の適切性については、各コースにおける次年度のカリキュラム編成の中で検証され、研究科委員会において検討されている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成22)年4月に開設したもので、その理念・目的に沿った教育を始めたばかりである。本研究科が完成年次を迎えるまでは、当初の理念・目的に沿った教育を行う予定をしている。

本研究科は、21世紀に解決すべき課題といわれている資源、エネルギー、環境、食料、健康などの問題に対して、バイオサイエンスと環境学とを連携させて取り組むものである

が、これらの問題について、現実の社会は解決に向かっているとは言いがたく、逆にエネルギーの消費を増加させるような政策がとられたりしている。このため、京都議定書で約束した二酸化炭素の削減も実現が危ぶまれる状況にある。現在の社会状況を見ると、本研究科が掲げた理念・目的について、適切性を再検討しなければいけないような材料が見当たらない。

理念・目的の適切性については、定期的に検証を行うことが必要であり、検証については、本研究科が完成年次を迎えた時に行う予定をしている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

大学の理念は私学の教育方針の基礎そのものであり、永続的、長期的な観点が望まれる。しかしながら同時に時代環境の変化を柔軟に反映すべき両面性を持っている。

本学では特に、1992(平成4)年の建学の精神の見直し、1998～99(平成10～11)年にかけての創立30周年に向けての見直し、大学基準協会加盟および、2007(平成19)年審査申請にさいしての見直しなど、節目節目の見直しを実施してきた。学則に定める「目的」は長期的な視点からのものとして堅持し、一般に理解される今日的な適用として上述の通り再解釈した。

2007(平成19)年には当時の前学長の下で、建学の精神を今日の状況に相応しいものにすべく、「学生の潜在力を引き出して豊かな人間力を養い、力強く社会へ巣立つ人間へと育てる」ことを本学の教育目標と定めた。ここで人間力とは、社会の中で自らの進路を定め、よりよい社会づくりに進む力である。具体的には、「知識力」、「コミュニケーション力」、「社会力」という3つの内容からなる。知識力は、よき社会人として必要な知識である。これは「基礎知識」と「専門知識」という2つの要素からなる。

コミュニケーション力とは、プレゼンテーションだけでなく外国語運用能力を含む幅広い能力である。また社会力とは、他者に関心を示し、社会の中での自分を意識してよりよい人間関係を作り上げる力である。

この人間力を養う教育を通じて、本学は「進路保証のできる大学」になることをめざす、としている。「豊かな人間力を養うこと」そして「力強く社会へ巣立つ、つまりしっかりと自分の進路を切り開くことのできる人間へと育成すること」を目標とする、その目標をわれわれ自身の教育営為を通じて実現することを保証できるようにしようという目標を掲げたのである。人間力を養う教育という本学の考え方は、当時一般的に認識されていなかつたが「学士力」に通底する考え方を先取りしたものである。

そして、この延長線上に、2010(平成22)年度からは現学長の下で学士力の育成、特にいわゆるジェネリックスキルの向上を教育の基本目標に据え教育改革の実質化を図っている。国際的な幅広い視野を持った自律的な人間の育成という抽象的な理念が、具体的な教育目標の中に矛盾なく生かされており、このことは優れて評価されよう。

また、数次の検討を経て、伝統的な「日本人らしい日本人」という建学の精神が現代の理念へと無理なく昇華したことは妥当なことと考えられる。

②改善すべき事項

建学の理念・目的は創設時の理想と時代的背景を色濃く反映している。時間の変化の中で変わらない価値を見いだしそれを堅持すると同時に、時代の要請に応えうるものか、検証が必要である。しかしながら、ここには2つの問題がある。1つ目は、理念の抽象的性格故に、具体的な目標と結びつけて考えるとき、常に多様な解釈が可能であり、原則が何か分かりにくい点が問題となる。2つ目は、検証は必要であるが、私立大学の運営の基礎となる理念はそもそも長期にわたる基本原則であり、堅持すべきものと考えられているため再評価や見直しに馴染みにくい点である。しかも、歴史的な経緯を考えるとき、大学が

後から学校法人の一部となったのであり、全法人に関わる建学の理念が大学の意向だけで変更されるものではなく、学園全体で検討すべき課題だという問題点もある。

また、学校法人全体の理念と大学の目的が必ずしも明解に意識されることなく混同され、学園の理念が大学の目的にどう対応するかという議論がやや手薄であった。この点に関する議論が近年表立って取り上げられるようになってきたことは好ましい変化と考えられる。

理念や目的の見直し、点検はこのようにハードルの高い課題であるが、解釈の多様性に関しては、全学的な議論を喚起する他はない。問題点は、このような議論は時間がかかり、場合によっては散漫、冗長になる、あるいは各部門のとりまとめが困難であるといったマイナスの可能性があることである。いずれにしてもこのような大学全体の協議を整合的にまとめ上げるには、かなりの時間とエネルギーを要する。急激な外部環境の変化に対して、大学の対応がとかく遅れがちになる点は大いに反省すべき点であろう。ただし、大学は人を育てるオーダーメードの現場であり、現場の工夫や声を十分反映させない限り、多くの理念が理念倒れに終わってしまう危惧があり、合意と知識の共有のプロセスが長くなることについては一定の理解が必要である。

このような策定方法、周知プロセス、そして実効性を生む的確な実施については、いつも最終的には本学が伝統的に採用してきた各種の常設委員会、教授会、大学評議会での意思決定と周知のあり方に対する批判にいきつく。これらはいわば大学の「文化」とも言うべきシステムであるが、ここでは、説明責任、多くの意見の吸収・反映するシステムと迅速性をどのように調和させるかが大きな課題となる。

理事長や学長が指導力や調整力を發揮するとともに、すでに発足している中堅教職員による「大学再生企画部会」、ベテラン教職員による「大学運営協議会」が積極的に活動することが、既存の意志決定プロセスへの身近な刺激として機能するはずであり、今後登場する課題についても有効であろう。

3. 将来に向けた発展方策

大学における建学の精神や教育目的の見直しは、学部設置や、理事長・学長の交代、設置基準の変更、大学の外部評価など節目の変化が契機になる場合が多い。今日の例で言えば、文部科学省中央教育審議会で議論され、その全貌を見せ始めた「大学の質の保証」は大学における教育目標の根本的見直しに大きな弾みを与えるものである。

大学の質保証の内容は多岐にわたるが、大学が社会に通用する教育を行うことに責任を持ち、そこを巣立つ学生は真に社会で評価される能力を身につけることが要求される。大学は教育の目的だけでなく、教育方法や評価にも責任をもち、学士に相応しい能力を大学教育の成果として保証しなければならない。

また、周知のように、このような政策の変化は、文部科学行政の事前審査から事後評価へという政策転換の流れともあいまって、本学の将来に向けての教育内容改善方向を大きく規定する動きであろう。

大学における「質」の保証という観点からは、そもそも、「学士力」とは何かから定義されねばならない。経済産業省の言う社会人基礎力とも違い、より幅の広い人間としての能力、社会的に評価され、さらに、国際的に求められる水準との流通性を持つ、汎用性の高い能力が求められている。『我が国の高等教育の将来像（中央教育審議会 答申）』[2005(平成17)年1月28日]において提示された大学の7類型の機能別分化の中で、大学院教育を前提とするような、高度専門的な知識の涵養ではなく、一般的知識の涵養、ジェネリックスキル（読む、書く、計数能力、さらに、人とのコミュニケーションを円滑に行える能力といった、汎用的基礎能力）の訓練が必要である。この点については、2010(平成22)年度における現学長就任挨拶の中で繰り返し述べられているが、本学の立ち位置を大きな枠組みの中で規定するものである。もちろんこの枠組みは固定的なものではなく、本学の力量や努力に対応して変わりうるものである。しかしながら、どのようなカテゴリーであれ、この大きな目標規程の中で、具体的に我々が定義・設定した学士力がどの程度学生の身に付いたのか、その教育的アウトカムを評価される時代になった。しかも、この評価は外部から客觀性を持って評価される。

我々は本学における教育によって、何を教えるのかと同時に、それによって何が得られるか、どのようにしてそれを達成しようとしているか、どのように評価しようとしているかを明示しなければならず、しかもそれを外の世界に問わなければならない。

この亀岡の地に根ざした大学の良い意味でのローカリティーがローカルルールに留まらず、汎用性・流通性を持った基礎能力として展開され、発展するための新しい教育目標を設定する必要がある。また、大学の教育目標が個々の学部教育、個々の科目目標にまで筋の通った形で展開されることが必要である。さらに、アウトカムが実質的に担保されるようには教育方法や体制が常に更新されねばならない。

4. 根拠資料

- 資料1 － 「バイオ環境学部 設置の趣旨」
- 資料2 － 「バイオ環境学部 履修要項」
- 資料3 － 「バイオ環境学部 学部案内」
- 資料4 － 「バイオ環境研究科 設置の趣旨」
- 資料5 － 「バイオ環境研究科 大学院要項」
- 資料6 － 「バイオ環境研究科 新聞広告」

2 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

<大学全体>

本学の教育研究組織は次の通り 5 学部 10 学科、5 大学院研究科、および付属研究所等からなる。

学部・学科は次の通りである。

経済学部（経済学科）、

経営学部（経営学科、事業構想学科）、

法学部（法学科）、

人間文化学部（心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、

国際ヒューマン・コミュニケーション学科）、

バイオ環境学部（バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科）

これら、学部の上に、各大学院研究科が設置されている。

経済学研究科（経済学専攻）、

経営学研究科（経営学専攻）、

法学研究科（ビジネス法学専攻）、

人間文化研究科（人間文化専攻）、

バイオ環境研究科（バイオ環境専攻）

また、それらと関連する独立した組織として付属心理教育相談室と京都学園大学総合研究所が設置されており、本学は京都府亀岡・南丹地区以北では唯一の文理総合大学として、地域の知的インフラの中心を形成している。

本学のカリキュラムは、各学部の専門科目と共通科目に大別され、共通科目は、教養的科目群と、英語教育・初習外国語・「京都学」研究・留学生対象日本語・情報教育・生涯スポーツの 6 プログラム群、資格取得のための教職（司書教諭を含む）・図書館司書・博物館学芸員・日本語教員養成・社会教育主事養成の 5 課程によって構成されており、総合的な知識の涵養を目的としている。

全教員はいずれかの学部・学科に属し、大学院担当の専任教員も、これらの教員によつて兼務され、学部と大学院の一貫教育に効果をあげている。

本学では、これらの教育研究活動を支援する全学共通の利用施設として、図書館と情報センターを設置し、ほかに留学生の派遣と受け入れを中心に学生の国際理解教育の向上に資する国際交流センター、さらに学生の進路支援や資格取得を支援するキャリアサポートセンターなどを設置している。

各学部では原則として月 1 回以上の教授会が持たれ、必要に応じて学科・分野別の会議が開かれている。そして全学の教育研究上の管理・運営に関わる審議機関としては大学評

議会が設置されている。また教務・学生・就職・図書・国際交流など各分野および各課程・教育プログラムごとに委員会が組織されており、大学院についても大学院委員会と各研究科委員会が常置され、ほかに自己点検・評価委員会、FD推進委員会などが設けられている。特に、教育上の運営に関しては大学教務委員会が中心的に審議を行い、各学部教務委員会と連携を取りながら教育計画・運営にあたっている。

なお、教員の研究活動を支援する組織として総合研究所が果たす役割は大きく、学部や教員の専門領域を超えて編成される共同研究および教員の個別研究などを推進するために、出版・研究助成、学外資金の獲得と管理、本学教員の研究情報を開示する『教員総覧』の刊行などを行っている。一方で、各学部教員によって構成される学部学会では、定例の研究会や公開講演会の開催、さらには各研究紀要の刊行によって、本学の教育研究を進める原動力となっている。

地域との連携と社会貢献を重視する観点から本学ではリエゾンセンターが設置されている。リエゾンセンターは、「地域とともににある大学」「社会とともに歩む大学」として、本学が有する知識と技術などの知的資源を広く社会に提供する窓口となって、産官学連携と地域社会への貢献を積極的に推進する役割を果たしている。

さらに、本学大学院人間文化研究科臨床心理学コースは、日本臨床心理士資格認定協会より第1種指定大学院の認定を受けているが、そのさい、養成機関として付属の心理相談施設の設置が条件とされているため、本学付属の「心理教育相談室（桂センター）」を設置した。その第一の目的は、臨床心理士養成のための実習機関としての機能であるが、一般的な来談者を受け入れているので、大学が提供する地域の心理教育相談室として広く利用されている。

このような教育組織の編成と運営は幅広い教養教育と専門的基礎教育の拡充を目指す本学の教育理念に合致している。これまで社会科学関連3学部に加え、人文分野の人間文化学部を設置し、近年、理系分野のバイオ環境学部の設置を行ったのは正にこの方向を実現するものであった。人間文化学部においては学科編成を従来からある心理分野に加えて、歴史分野、メディア分野、国際分野へ拡張し合わせて4学科とした。また、経営学部でも、時代的な要請を踏まえ事業構想学科を設置した。これらの見直しは、学術の進展や社会の要請との適合性に叶うものである。

しかしながら、教育分野の拡張や一般的な社会的ニーズへの対応は必ずしも大学財政改善や学生募集上の成果と結びつくものではなく、十分な成果を上げているとはいえない。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

<大学全体>

大学評議会と、その作業部会として設けられる大学中長期計画委員会が、学部教授会と連携をとりながら、これら教育研究組織を定期的に点検し、着実に改革を実行している。

近年では 2006(平成 18)年 4 月のバイオ環境学部の設置が本学の大きな節目となった。この理系の学部設置により、念願の「文理総合」あるいは「文理融合」型の知的インフラの整備が一気に進み、こうした幅広い知的体系の成果を、京都府南丹地域から世に発信できる本学の体制が創設された。また、その機能をより的確に果たすために、本学は同年リエンセンターを設置し、地域との連携と社会的貢献をさらに推進している。

2007(平成 19)年には人間文化学部の学科改組を行い、従前の人間関係学科とメディア文化学科の 2 学科を、心理学科、メディア社会学科、そして要望の高い歴史民俗・日本語日本文化学科に再編した。また、その翌年には国際ヒューマン・コミュニケーション学科の新設を届け出た。人間文化学部の改組・改編にともない、合わせて各学部の定員計画の見直しを行い、学部・学科定員の適切な再配置に努めている。

大学院に関しては、人間文化研究科では日本臨床心理士資格認定協会第 1 種指定大学院としての機能強化を図るため、心理教育相談室を併設した。また、経済学研究科においては設置時の地域経済専攻から、より多様な経済事象を扱う経済学専攻へ編成替えをした。また、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科は協同して税理士養成コースを設置した。さらに、2009(平成 21)年にはバイオ環境研究科博士課程（前期、後期）を設置し、全学部に大学院と連動した一貫教育・研究体制を完成させた。

このほか本学は 2007(平成 19)年に新体育館竣工、野球場の人工芝化などスポーツ教育環境整備を推進している。さらに、図書館のデジタル情報への対応、情報センターにおける LAN 環境の整備など時代の要請に応えるため、教育研究組織を支える基盤についても点検と整備を進めている。

また、本学の研究活動の中核を担う総合研究所の前身は、1992(平成 4)年に社会科学分野における学術研究を促進・支援するための基盤として開設された「ビジネスサイエンス研究所」である。その後、本学人間文化学部の発足に伴い、同研究所は発展的に改組され、1999(平成 11)年人文・社会科学の両分野を包括する「総合研究所」として再出発した。また、2006(平成 18)年より、バイオ環境学部の発足に伴い、人文・社会・自然科学分野を包括する文字通りの「総合研究所」となった。

ここで例示したように、本学では、教育研究組織の適切性については、大学評議会の下で関連委員会を中心に恒常的に点検が行われてきた。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

本学における教育研究組織の改革は上述の変遷からみて明らかなように、私学を取り巻く環境の変化や社会的ニーズの変化に合わせかなり迅速に実施されており、企画から実施に至るまでの経緯は概ね妥当である。

先述の通り、2006(平成 18)年におけるバイオ環境学部の設置は文理総合、または、文理融合型の知的インフラの整備という点で本学が提供する学部カバレージを拡大し、社会のニーズに応えた積極的な対応であった。また、2007(平成 19)年に実施した人間文化学部の学科改組は、従前の人間関係学科、メディア文化学科の 2 学科体制から心理、メディア社会学科、および要望の高い歴史民俗・日本語日本文化学科を再編したものであり、その翌年には国際ヒューマン・コミュニケーション学科を新設し、人間文化学部の選択肢をさらに拡張した。また、これに伴って、各学部の定員計画の見直しを行い学部定員の適切化に努めた。これらの再編により、社会的ニーズの変化にきめ細かく対応する努力が払われたことは評価できる。

また、大学院の改組にあたっては、人間文化研究科では日本臨床心理士資格認定協会第 1 種指定大学院としての機能強化を図ったこと、経済学研究科においては設置時の地域経済専攻から、より広範な学問体系を扱う経済学専攻へ編成替えをしたこと、社会科学系 3 研究科合同で税理士養成コースを取り組んだこと、さらに、2009(平成 21)年にはバイオ環境研究科（前期、後期）博士課程を設置し、全学部の上に大学院を設置し学部と連動した一貫教育・研究体制を完成させたことなど、大学院教育全体の魅力を増進させるための施策を推し進めた。

このように、新しい分野への進出と既存分野の調整を組合せ、全体として大学改革を相対的に短期間に進めることができたのは評価できる点である。

②改善すべき事項

大学の教育研究組織は、その教育理念と目的に照らしつつ、常に時代と社会の要請に応えた改善・改革を加えていかねばならない。このため、現代社会のニーズを見据えた教育システムの見直しと検討を重ねる不断の努力が必要である。

教育研究組織の改変は多くの場合、その当事者間に何らかの軋轢を生む。学部間、学科間の利害対立を超えて大学全体の改革を進めることはかなりの困難と痛みを伴う。本学でも 2006(平成 18)年のバイオ環境学部設立については、既存学部と理事会の意見調整に手間取り、学部新設の方針決定で大きなしこりを残した。さらにその後、理事会、学長、各学部の意思疎通が円滑に行われず、後に「管理運営上の問題」としてクローズアップされ、大学基準協会の認証評価結果において「保留」判定となった。また、2008(平成 20)年の人間文化学部における新学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の新設についても学部間の調整に手間取った。

こういった関係者間の軋轢に加え、当時、適切な自己点検・評価体制の確立に十分な注意が払われず、自己点検そのものが杜撰であったことは率直に反省すべき点である。また、2008(平成 20)年以降、2 年間にわたり自己点検・評価が組織的に実施されなかったことも

合わせ、反省すべき重大な誤りであった。

我々はこれらの苦い経験から多くを学ぶことができた。大学内において管理運営の立場にある各責任者の間で不足がちであった意思疎通の改善が急務である。情報を広く公開し、議論を十分に果たすこと、明快な意思決定のルールと運用は特に重要であるが、一方で、改革を急ぐあまり、抜き差しならない感情的なしこりや混乱が生じないような細心の注意が必要である。調整の努力と全教職員一丸となっての協力体制の整備が不可欠である。この点に関する危機意識の欠如こそが本学の大きな欠点であった。

一方、大学の運営と意思決定に果たす学部教授会の役割は十分に認めなければならないが、各教授会の自立性を強調するあまり、学部間の調整と協調に留意せずに、自組織の温存するために相互批判を回避するという悪しき体質も本学には存在する。

しかしながら、このような学部至上主義がもたらす軋轢は教員組織間の意思疎通の難しさばかりが注目されがちであるが、学部特性にも背景がある。特に、文系学部と理系学部では科目履修のスタイルが異なり、実習科目や必修科目の形態が異なることが多い。こういった例からも分かるように、全学一律の方針が適用できないという学内背景が学部の独自性を主張する根拠となり、調整を困難にする場合もある。

これらの困難にもかかわらず、大学の理念・目的に則り、有為な学生を育てる大学の使命と社会に果たす役割の自覚から、今日では協調への機運が全学的に醸成され、事態は大きく改善されつつある。自己点検・評価体制を含む管理運営体制の再構築や、実行力のある学生への教育指導を実現するため教学と事務組織が協調して取り組む体制の強化など、問題点を改善すべき方策の一部はすでに実行されている。

3. 将来に向けた発展方策

大学を取り巻く環境変化の中で、次にあげる3点は特に重要である。すなわち、急速に進展する少子化への対応、大学における教育研究組織のスリム化と同時に求められる特色化、学士力などの質保証とその担保がそれである。

このいずれを取り上げても大学の教育研究組織の大幅な、しかも大学全体に影響を及ぼす改革を要求されるであろう。本学における教学と事務組織の実際の運営は、各学部単位で責任を持つという体制になっている。しかしながら、今後予想される改革は、例えば、学部の統廃合までを視野に入れたドラスティックなものとなる可能性がある。このとき学部を前提とした議論には限界があり、別の意思決定が求められる。

2010(平成22)年度の新学長就任とともに、本学では学部の垣根を越えた大学の意志決定の新たな形が模索されており、次第に形を見せ始めている。例えば、学士力および就業力育成に関連する全学的な意思決定機関として就業力育成推進委員会を設置し、キャリア教育の全学部への徹底化を図る試みや、また、幹部教職員合同懇談会「じっくりミーティング」を定期的に開催し、従来の教員と事務職員の枠を越えて、本学の課題や、特に大きく判断の分かれる事案に対する自由闊達で忌憚のない議論を促している。この中で就業力育成の基本方針や新しい事務体制のあり方が話し合われ、その一部は既に実施されるに至っている。これとは別に、大学を側面から支援する形で、理事長直属の将来計画に関するワーキンググループが組織され、大学に対する組織横断的なさまざまな提言を行っている。

これらの議論の積み重ねにより、教育研究組織のあり方を中長期的観点から再編していく機運が醸成されつつあり、大きな成果が期待される。特に、上述の課題の中の教員研究組織、教育プログラムのスリム化については、学部構成が少子化の流れの中で現状のままでよいのかどうかを、早急に検討しなければならない。また、学士力の保証は「何を教えるか」から「どのような能力が獲得されたか」が厳格に問われるため、教育研究組織、教育内容共にそのありようが大きく問われることは必至である。例えば、現在のカリキュラム体系は各学部の既存の学問体系に重点が置かれて組み立てられているが、かりに英語能力の向上による全学生に対する国際感覚の育成という課題を考えた場合、学部の垣根を越えた別の教育体制や評価体制の構築が必要になるであろう。これらは速やかに対応しなければならない直近の課題である。

3 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

教育基本法第9条第2項に、「前項の教員については、その使命と職責の重要性に鑑がみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実がはからねなければならない」とあり、本学はこの基準に合致する運営を行っている。また、本学「京都学園大学教員採用・昇任規程」では、第1条で本学教員の採用ならびに昇任、その選考基準および手続きを定めている。教員は教授、准教授、専任教員を中心とした、京都学園大学特任教授規程による特任教授、京都学園大学契約教授規程による契約教授、京都学園大学嘱託講師規程による嘱託講師などから構成される。

選考の根本基準として、第2条では、本学の教員構成および教学の体系に鑑み、人格・学歴・職歴・研究業績および学会での活動等に基づいて選考しなければならない旨規定し、例えば、教授の資格基準では博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、大学教育に関して経験または識見を有する者、大学において(旧大学令による大学を含む)教授の経験を有し、教育研究上の業績があると認められる者、大学において著書・論文および研究報告・学会発表等研究上顕著な業績があると認められ、准教授の経験が満5年以上の者、専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者と明確に教授像を定義している。准教授、講師についても同様に明確な教員像と要件を規定している。

大学は京都学園大学評議会規程に規定される大学評議会を大学での最高議決機関として位置づけており、学長を議長とし、各学部長・研究科長、各部・館・センター長、総合研究所長、心理教育相談室長、各学部より選出された教授各1名、学内理事、大学事務局長がメンバーとなる。一方、各学部教授会は教授の中から学部長を選任し、専任教員からなる教務主事、学生主事、入試主事が学部執行部を形成する。これらは学部毎に規定されており、例えば、経済学部については京都学園大学経済学部教授会運営内規に規定されている。

各大学院研究科の教員組織の編成方針も京都学園大学大学院学則および、各研究科運営内規に規定される。

さらに、大学教務委員会、大学学生委員会など全学委員会の委員長は学長が全学の教授・准教授から選任するもので、各全学委員会の管理運営に責任を持つ。また、大学の運営に関わる重要な事項は常に学長、全学委員会委員長およびその他の部・館・センター長と連携し解決にあたっている。各学部から選出された各委員は、委員会の規模により人数が異なるが、学部代表委員として全学と学部の連絡調整にあたる。これらは例えば、教務事項であれば、京都学園大学教務委員会内規等に規定されている。また、各種教育課程における教員編成はそれぞれの規程によっている。図書館、総合研究所など付置施設における

教員編成等も適切な規程の下に管理運営されている。

〈2〉 経済学部

経済学部の専任教員は 24 名であり、そのうち経済学に関する専門教育担当は 14 名（教授 10 名、准教授 1 名、講師 3 名）である。それ以外は、全学共通科目を担当する 10 名（教授 3 名、准教授 5 名、講師 2 名）から構成される。

教員に求められる役割として、教育、研究、社会貢献、大学運営がある。設置基準の 14 名のうちから、学長および部館長 2 名の計 3 名が大学運営に強く関わっており、学部教育の質の維持や学部運営（委員会のメンバー確保など）の観点から、その他の学部教員にはかなりの負荷がかかっている。

各教員の満たすべき能力や資質に関しては、毎年の授業計画作成時に科目担当者として適切であるかを教務委員会や教授会を中心に確認がなされている。また、各セメスターに実施される学生アンケートから教務委員会が授業内容を確認し、良い授業であれば見本として公開授業の対象とし、問題があれば担当教員に聞き取り調査を行っている。教員の昇任時には、教育内容、研究内容、社会貢献や大学運営への貢献度が審査対象となり、科目担当者として適任であるかを審査委員会ならびに教授会にて審議し、承認される。

教員組織としては、学部長のもとで教務主事、学生主事、入試主事が学部執行部として教授会の運営にあたっている。教務主事の主宰する学部教務委員会においてカリキュラムや授業計画の策定などが行われ、教授会での合意形成の後に実行に移される。案件の検討段階から教務主事は学部教務委員会のメンバーとして参加し、学部長と協力して執行に責任を持つ。学部教務委員会の上部委員会として大学教務委員会があり、そこで学部間の調整が行われる。

学生生活の支援をする学生委員会および入試業務を担当する入試委員会は、学生主事、入試主事によって学部業務が主宰されており、それぞれ全学委員会で調整を行っている。

研究活動を支える組織として、「経済学部学会」があり、研究会や講演会を開催し、紀要『京都学園大学経済学部論集』を年 2 回発行している。同時にワーキング・ペーパーの発行も 2005(平成 17)年から行っている。また、学生の自発的組織である経済学部ゼミナール協議会の活動を支援している。このほかに、本学の総合研究所が行う研究助成や学外研究の支援、リエゾンセンターが行う産官学連携に対し、学部として積極的に参画している。

〈3〉 経営学部

教育基本法第 9 条第 2 項には、教員の身分の尊重や待遇の適正が期せられ、養成と研修の充実が謳われている。本学では教員の身分の尊重に関しては問題が生じたことはないが、待遇の適正に関しては確実な履行が実施されず不幸な時期もあった。だが、現在では待遇の適正化がはかられているといえよう。本学部における教員の養成と研修に関しては、下記のように適正な昇任人事を通じて養成が行われ、学部 FD 会議や研修会等を通じて教員研修の充実がはかられている。

本学部では、教員に求める能力・資質等の明確化に関しては、学部教務委員会および教授会で毎年度授業計画を作成するさいに科目の在り方と同時に担当教員の能力や資質についても検証され、承認されてきた。また、教員の能力や資質に関しては、人事教授会にお

いて昇任人事として適切に審議を行っている。今年度には、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーの策定にあたっても、教員に求める能力・資質等の明確化をはかつてきた。

本学部は、教員構成の明確化に関しても、教員組織（第7条）、授業科目の担当（第10条）、専任教員（第12条）、専任教員数（第13条）、教授の資格（第14条）、准教授の資格（第15条）、講師の資格（第16条）に関して、法令の定めるところで運営されている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化に関しても、大学学則および規程等に明示されており、特段の問題はない。

〈4〉 法学部

本学部が求める教員像および教員組織の編制方針については、本学の教員構成および教学の体系に鑑み、人格・学歴・職歴・研究業績および学会での活動に基づいて選考されることを「京都学園大学教員採用・昇任規程」に準拠している（第2条）。

教員の業績の明確化に加えて、最近の学生の中には基礎学力が十分でない者も散見するので、各学生の学力に適合した平易で整理された講義ができる能力、ゼミ運営能力を教員に求めている。

法学部の教育研究上の目的を達成するため、教員構成については、教授、准教授、講師で構成されている。また、学部長を置き、学部長は、学部の校務をつかさどっている。法学専門科目担当の定員を14名としている。現在、専任教員14名、契約教授1名をもって教員構成をしている。契約教授は税法を担当している。一般教養科目担当者は5名である。企業実務出身教員も3名おり、その在籍年数も比較的に長く充実している。

以上の20名が法学部に所属している。

教員に求める能力・資質については、毎年の授業計画を策定するさいに教務委員会や教授会においてこれを議論して明確化に努めている。民事法分野では若手教員のローテーションに配慮している。

学生による授業評価（平均値と対比）、成績異議申立て制度、休講分の補講など、教育に係る責任の所在を明確にしている。

〈5〉 人間文化学部

本学の教員に求められる資質については、京都学園大学教員採用・昇任規程において、教員の採用・昇任にさいして、人格、学歴、職歴、研究業績等の観点から所定の授業科目を担当する教授・准教授・講師として相応しいかどうかを審査（資格審査）することになっており、本学部も本規程に基づいて、教員の能力、資質等について審査を行っている。なお、現在の教員31名のうち、8名が博士の学位を取得しており、修士17名、学士6名であるが、全教員とも教育研究業績や実務経験が豊富であるので適任であると考える。

教員組織については、本学部の教育目的および各学科・専攻の教育目的を達成するため適切な学問体系を構成し、カリキュラムとして開設されている授業科目に対して担当者として相応しい教員を配置している。このように、本学部の教員組織はカリキュラムに対応したものになっている。

〈6〉 バイオ環境学部

学部設置の2006(平成18)年度は24名、2007(平成19)年度からは25名の専任教員が教育にあたっている。すべて新規に雇用した教員である。雇用にさいしては、他大学、公的研究機関および民間企業に広く人材を求め、専門領域、教育業績、研究業績、学位、人格に留意するとともに、年齢構成を勘案して人選を行った。今後の雇用にあたっても同様の方針で行う予定である。現在の教員25名のうち、24名が博士の学位を取得しており、残りの1名は学士であるが、該当教員の教育研究業績は顕著で、実務経験も豊富であるので適任であると考えている。

学部完成を迎えた2010(平成22)年3月末に、2名の教授が退職したため、2010(平成22)年4月1日付けで新たに2名の教授を採用した。新規に採用した教員は、退職した教員と同じ分野の教育ができる者の中から選んだ。また、2010(平成22)年4月1日に大学院バイオ環境研究科を新設したため、新規採用の教員については、博士課程後期の指導が可能な高い研究教育能力を有する者を選んだ。2009(平成21)年度の教員構成は、教授が14名、准教授7名、講師4名であり、このうちの講師4名が准教授に昇任したため、2010(平成22)年度は教授14名、准教授11名である。

本学部にはバイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科を設け、両学科とも5つの研究室で構成されている。各研究室には2~3名の専任教員を配置した。各研究室には1名以上の教授を配置し、後継者の養成および各研究室の研究分野の科目配置と授業展開に対する責任体制を敷いた。

〈7〉 経済学研究科

入学定員5名に対し、大学院担当教員は15名（教授10名、准教授2名、講師3名）である。教授は講義科目ならびに演習を担当する。准教授と講師は講義科目を担当する。

本研究科は学部の上に立つ大学院であるので、学部教員が大学院の講義科目や演習を担当する場合がほとんどであるが、「税理士養成コース」に関しては、実務経験があり公認会計士の資格を有する契約教員を採用し、大学院のみの担当としている。

教員に求められる能力・資質に関しては、研究科の専攻のもとで設定された科目や演習担当者として、研究業績や教育歴を中心に、適任であるか否かという観点から明確化されている。ただし、研究科発足時に「地域政策」専攻であったが、教員の定年や移籍に伴い学部教員の補充を行ってきた結果、学部教員が標準的な経済学担当者から構成されるようになり、研究科においては「地域政策」専攻の教員がほとんどいなくなった。非常勤教員による科目が多くなり、不開講科目も目立ってきたので、2010(平成22)年度より、「経済学」専攻に変更し、講義科目の多くが専任教員によって担当されることになった。

専任教員による講義科目や演習の担当者を決めるときは、必ず審査委員会を設けて科目担当の適合性を審査し、研究科委員会で可否を決定する。

本研究科では、研究科長（原則として学部長が兼任）と、研究科選出の大学院委員会のメンバー1名がカリキュラムをはじめ、必要な教育プログラムを策定し、これを研究科委員会で合意形成後に執行される。

修士論文の指導に関しては、演習担当者が主査となる。修士2年生の6月に、学位論文テーマ報告会、10月に学位論文中間発表会が開催され、1月に学位論文提出、2月に口頭

試問を行う。形式上は10月の段階で、研究分野の近い教員2名が副査として選ばれるが、実際には6月の段階で副査候補者に副査を打診し、早い時期から複数の教員がアドバイスを行い、学位論文の完成度を高めるべく指導体制を構築している。

〈8〉 経営学研究科

本研究科は経営学部の学問体系を基礎に設置されており、教員組織もほぼ同様であり、専任教員の人事計画の策定は基本的に学部教務委員会が主導する。ただし、学部長・学部教務主事がそれぞれ研究科長・大学院委員を兼務するが多く、この両職が学部の人事計画の策定を職掌するので、研究科を考慮した学部人事方針の採用が担保される。しかし、経営学部の学生と経営学研究科生の構成に差異があるときは、研究科独自の教員人事が採用しづらいのは弱点ではある。研究科の教員組織の母集団は学部のそれであるとはいえ、経営学部教員の研究科における講義・演習の担当については、研究科委員会での審査を経て決定する。

本研究科は、1995(平成7)年の設置以来、入学定員は5名と変わらないが、実際の入学者数は2007(平成19)年度より定員を上回り、アジア圏の外国人留学生が入学者の半数を超えるようになった。この結果、学部生と大学院生の構成に差異が生じており、入学者の問題関心や研究課題は一層幅広いものとなっている。本研究科の教員組織には、アジア経済・企業への問題関心を深め、研究業績を積み上げた研究者が複数おり、幸い留学生の要望を満たすことができている。しかし、このことは特定の教員に指導教員が集中する傾向を生み、社会的・教育的背景を異にする外国人留学生の増加に対して、修士論文作成の指導体制の確立が課題となっている。このような課題を克服するために、経営学研究科の教員組織の編成方針の検討を進め、講義科目の拡充と、1年生から修士論文テーマの決定と開示、副指導教員制、全教員による修士論文中間報告制など、多くの教員が連携して指導にあたる組織的研究指導体制の構築を進めている。

〈9〉 法学研究科

法学研究科として求める教員像については、本学の教員組織編制の方針を基本としている。学部に記したことがあてはまるほか、本研究科はビジネス法学の研究を指向しているため、現実に発生する社会問題を法的に整理できる能力を特に教員に求めている。このため企業実務出身者3名を配置している。最近の学生は個性化しているだけでなく、法学部出身者とは限らないので、その学力水準を個別・効果的に引き上げる講義ができる能力も教員に求めている。

このほか、法学研究科委員会における卒業判定において、ある教授による論文審査と口頭試問について、適切な審査を追求し、その審査報告書の訂正を求めるなど、教育にかかる責任の所在を明確にしている。

〈10〉 人間文化研究科

本研究科は、学部における教育研究をさらに発展させるために設置されており、学部の学科・専攻と研究科のコースが対応している。すなわち、学部の心理学科は本研究科の心理学コースと臨床心理学コース、メディア社会学科は社会情報コース、歴史民俗・日本語

日本文化学科は文化研究コースに対応している。入学定員 15 名に対して、研究科の授業科目を担当する教員は 25 名（心理学コース 3 名、臨床心理学コース 6 名、社会情報コース 8 名、文化研究コース 8 名。うち 6 名が博士の学位を取得、16 名が修士、3 名が学士）であり、学部教育をさらに深く専門的に教育研究できる教員組織になっている。

なお、本研究科の授業科目を担当する教員は学部の准教授と教授を原則としているが、心理教育相談室担当の延長線上として、専任講師 1 名が実習やカンファレンスの主担当者のもとで本研究科の授業科目を担当している。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2006(平成 18)年 4 月に開設されたバイオ環境学部の理念・目的をさらに高度に実現していくために、2010(平成 22)年 4 月に開設されたものであり、本研究科の教育研究は、バイオ環境学部に所属する専任教員が担当している。本研究科の教員組織は、バイオ環境学部の教員組織とほぼ同様で、学部長が研究科長を兼務している。

本研究科はバイオ環境専攻の 1 専攻だけで構成されており、その下にバイオサイエンス領域とバイオ環境デザイン領域とを置いている。バイオサイエンス領域には、グリーンバイオサイエンス系とグリーンバイオテクノロジー系があり、バイオ環境デザイン領域には共生空間デザイン系と環境物質循環デザイン系がある。グリーンバイオサイエンス系に生物有機化学研究分野と応用生化学・遺伝子機能学研究分野があり、グリーンバイオテクノロジー系に微生物機能開発学研究分野、食品機能・健康科学研究分野、植物バイオテクノロジー研究分野がある。共生空間デザイン系に流域環境デザイン研究分野、農・森林環境デザイン研究分野、都市自然化デザイン研究分野があり、環境物質循環デザイン系にエコマテリアル研究分野とバイオマス高度化利用研究分野がある。

博士課程前期の教育研究は、10 の研究分野（バイオ環境学部における 10 の研究室）に所属する 21 名の専任教員で行っている。各研究分野には 2~3 名（教授 1 名以上）の専任教員を配置している。各研究分野の教授が授業展開に対する責任を持つ。博士課程前期を担当するのは、学位（博士）取得者、または、学位（博士）取得者に相当する高い教育研究能力を有するものである。現実には、担当教員 21 名中、20 名が学位（博士）取得者であり、1 名は学位を有しないものの、他大学研究科での研究指導の経験や幅広い実務経験を有し、多数の実務に関する著書もあり、高い研究指導能力を有している。

博士課程後期の教育研究は、博士課程前期をより高度化したものであり、教員については、博士の学位を有し、研究業績が高い教員が担当することとした。現在、11 名の専任の教授が博士課程後期の教育研究を担当している。

教員が退職した場合の後任者については、専門領域、教育業績、研究業績、人格などに留意するとともに、年齢構成を勘案して人選を行う。この場合、学部のみを担当している教員の養成を積極的に図るとともに、他大学、公的研究機関、民間企業などに広く人材を求め、常に人事の活性化を図るものとしている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉 大学全体

教員組織の整備は大学設置基準第13条別表第1に定められている学部の種類および規模に応じ定める専任教員数がその基準となる。「全学の教員組織」(大学基礎データ 表2)で見るとおり、設置基準上必要専任教員数、教授数に関する要件を満たしており基準を満たしている。

編成方針に沿った教員組織の整備としては、新規に教員を採用するさいには学部教務委員会で科目および資格要件等の検討が行われ、大学人事計画検討委員会で了解を得た上で、学部教授会での審議を経て採用方針を決定し、審査委員会を組織し、その主査を決定する。学部における新規教員担当科目の設定などは教授会審議事項であり、慎重に学部で審議される。同様に、学部での審査委員会の人選や、候補の人選・評価も教授会で慎重に審議される。これらの審議の上、人事案件を大学評議会に諮るという手続きを踏んでいる。したがって、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備は十分に行われているといえよう。

また、大学院研究科の担当教員は各研究科毎に学部の教員採用と同様の手続きで資格審査などの要件が慎重に審議され、研究科委員会で担当の適否が決定されている。各研究科では演習担当教員は主に教授が担当し、その他の科目は教授および研究科委員会で資格を審査された准教授、講師が担当している。

〈2〉 経済学部

専門教育担当者は、基礎ゼミか専門ゼミのいずれかを担当し、かつ、経済学の専門分野の講義科目を担当する。全学共通科目の担当者は、各自の講義科目のほかに、経済学部の基礎ゼミを担当することもある。2010(平成22)年5月1日現在、学部の専門教育担当者は設置基準14名と同数であり、その中に学長も含まれている。なお、2009(平成21)年度末にマクロ経済学担当教員が欠員になり、現在公募中である。2010(平成22)年度に再募集することになっているので、2011(平成23)年度には人員不足の緩和が期待される。

専任教員の年齢構成は、61歳から70歳が36%、51歳から60歳が32%、41歳から50歳が16%、それ以下が16%となり、年齢の高い方に偏っている。すぐに対応することはできないが、定年退職などで教員を補充するとき、年齢構成を意識した採用方針で徐々に改善を図るつもりである。

授業科目担当者は新規採用時には担当科目の適合性が審査される。また、講師から准教授、准教授から教授へ昇任するときも、担当科目の適合性が審査されている。カリキュラムの大きな改訂は4年ごとに行われ、微調整も毎年行われている状況の中で、科目名称の変更や担当科目そのものの内容変更が学部教務委員会で検討され、教授会でそれらの変更が審議されるので、科目担当者の適合性を確認する仕組みは整備されている。

〈3〉 経営学部

上記の〈1〉大学全体で述べたように、教員補充を行うさいの授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備は十分に行われている。また、当然のことながら、時代のニ

ーズに応じた科目の改廃や再編を常に行い、それに伴う教員の担当科目変更を実施している。そのさいにも学部教務委員会で原案を作成し、教授会に審議事項として諮っている。教員の採用にあたっては、研究業績はもとより、面接、レポートやプレゼンテーションを課して本学部の教育編成方針と齟齬をきたしていないかも確認している。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みも、前述と同様の方法で行われており、整備されているといえる。また、当初は教員自身の担当授業の点検と改善のために導入された授業評価アンケートは、現在では学部執行部も閲覧できるようになり、授業科目と担当教員の適合性を判断するひとつの材料となっている。

2007(平成19)年度自己点検・評価に対して、比較的年齢の高い教員の数が多く年齢構成にバランスを欠いているという大学基準協会からの助言(一層の改善が期待される事項)があつたが、定年年齢を70歳より65歳に引き下げる決定がなされたので、次第に是正されるものと考えられる。

＜4＞ 法学部

授業科目と担当教員の適合性の判断の仕組みについては、大学教務委員会、学部教務委員会、教授会においてこれを判断している。本学部にはその規模からして教育課程に相応しい教員組織を整備している。教育上主要と認める授業科目については原則として専任教員または准教授に担当させている。

法学部の科目一覧については、下記のように分類されている。

演習科目（基礎演習A・B・C、キャリアゼミ等）

基礎法（法哲学、法社会学等）

公法（憲法I・憲法II、憲法III、憲法IV等）

民事法（民事法入門、民法I（総則）～民法VII（家族法）等）

商事法（企業法入門、会社法I・II、会社関係法実務等）

刑法（刑法入門、刑法I（刑法総論）刑法II（刑法各論）等）

社会法（労働法、社会保障法等）

国際法（国際法、国際人権法）

政治学（政治学入門、政治学原論等）

リーガルキャリア科目（法曹特別研究、法科大学院特別研究等）

このような教育課程を達成するために、教授、准教授、講師からなる教員組織を設けている。教員組織として、法学専門科目担当の専任教員14名、一般教養科目担当の専任教員5名、税法担当の契約教授1名、以上の20名が法学部に所属している。

これらの担当教員の適合性については採用・昇任時に資質を判断するほか、毎年の授業計画策定時にローテーションの必要性の有無や授業評価アンケートの結果も考えながら教務委員会や教授会において判断している。

＜5＞ 人間文化学部

1. (1) において述べたように、本学部は、教育目的を達成するための教育課程に対応した教員配置になっており、教員の採用・昇任にさいして資格審査委員会を設け、所定の授業科目の担当者として相応しいかどうか審査し、適格と認められた者を採用あるいは昇任

させてしているので教育課程に相応しい教員組織になっていると言える。なお、この教員組織の整備については学科・専攻ごとの違いはなく、学部全体としてそのように行っている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部にはバイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科を設け、バイオサイエンス学科には、生物有機化学研究室、応用生化学・遺伝子機能学研究室、微生物機能開発学研究室、食品機能・健康科学研究室、植物バイオテクノロジー研究室の5研究室を置き、バイオ環境デザイン学科には、流域環境デザイン研究室、農・森林環境デザイン研究室、都市自然化デザイン研究室、エコマテリアル研究室、バイオマス高度化利用研究室の5研究室を置いている。各研究室には2~3名の専任教員を配置し、各研究室には1名以上の教授を配置し、各研究室が専門とする研究分野の科目配置と授業展開に対する責任体制を敷いた。

本学部は、2006(平成18)年4月に開設するにあたり、本学部の教育課程に相応しい人材を全国から集め、25名のすべてを新任の教員で構成した。授業科目と担当教員の適合性については、その教員の専門分野、教育実績、研究実績を十分に検討したうえで適任と判断し、文部科学省に申請を行い承認を得たものである。そして、2009(平成21)年度末に学部の完成を迎えるまで、この体制で教育研究を行った。2009(平成21)年度末で2名の教授が退職したため、新たに同じ分野の教授を2名採用した。

〈7〉 経済学研究科

本研究科では教授は演習ならびに講義科目を担当し、准教授と講師は講義科目のみを担当する。授業科目と担当教員の適合性は、専任教員の採用または昇任時に研究科の授業を担当する予定の者に関しては、必ず審査委員会を立ち上げて審査をし、その結果を研究科委員会において審議して担当の適否を決定する事となっている。非常勤の教員が講義科目を担当する場合も、研究科委員会で科目担当者としての適否を審議する。

経済学専攻であり、標準的な経済学の教育プログラム編成を目指している。理論分野と政策分野に偏在することが無いようバランスのとれた教員配置を目指している。また、税理士養成コースは、経済・経営・法学研究科の教員が担当する科目を持ち寄っているので、質量ともに余裕のある科目群から構成されている。以上のように、教員は演習ならびに講義科目に関して、適正に配置されている。

教員の資格に関しては、研究科発足時には文部科学省の審査に合格した者が配置されていたが、その後、採用あるいは昇任した者が、本研究科における審査委員会の審議を経て演習や科目担当者となり、退職者の補充を実現している。なお、演習担当者である教授10名のうち、博士号取得者は3名、講義科目担当の准教授、講師5名のうち、博士号取得者は3名となっている。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の教員組織は経営学部のそれを基礎に築かれ、講義科目は准教授以上の中から、演習は教授の中から選考される。次に、これら教員が大学院において担当する科目は、可能な限り学部と同じ科目を受け持つものとする。また、准教授・教授に昇任したからとい

って、即座に大学院担当教員とすることはせず、とりわけ演習担当者の適格性については、研究者固有のテーマに関する研究の深まりと経営学への博い見識について慎重に審査している。これらの原則にたって、経営学部の学問体系を基盤とし、国際化・情報化・多様化的展開に触発された新しい研究活動の進展、そして大学院生の要望を加味する形で、研究科の教育課程を編成している。

2007(平成 19)年以降の外国人留学生の増加と、それに伴う大学院生の問題関心や研究課題の拡がりに対応して、2007(平成 19)年・2008(平成 20)年には、それまで不開講になっていた「マーケティング」や「起業論」、新しい学問分野として「ブランド論」・「金融工学」・「アジア情報」などの講義科目を新たな教員を得て開講し、さらに情報系講義科目として「情報科学」・「情報処理」を新設した。そして 2010(平成 22)年には、永らく不開講であった「国際経営」の講義も非常勤教員の採用を得て開講することができた。同時に、本研究科開設から今日まで根強い志願者のある税理士志望の大学院生に応えるべく、2009(平成 21)年には経済学・法学の両研究科と合同で「税理士養成コース」を設置し、他方で会計学科目群の担当者を学部・研究科で同一とし、教育課程を一貫性あるものにした。さらに、2010(平成 22)年には、不開講であった「マーケティング」と「起業論」、そして新たに「管理会計論」の演習担当者を選任して拡充を図り、講義・演習の両面で大学院生の要望に応えようとした。

〈9〉 法学研究科

本研究科は、ビジネス法学専攻に主眼を置いている。学部教育の基礎の上に立ち、ビジネス社会で生ずる法的課題の解決能力をさらに高めることを目標としている。カリキュラムは、①行政上の法的諸問題を研究する「公法関係」、②一般市民生活に密接に関連した社会現象と法との関連を研究する「民事・労働法関係」、③企業の経済活動に直結する法的問題を研究する「商事法関係」、④さらには「刑事法関係」、⑤国際経済活動とそれを取り巻く国際的諸問題を法的な観点から研究する「国際法関係」、⑥「外国文献研究」、で構成されている。大学基準協会より、「法学研究科では、公法関係、民事・労働法関係、商事法関係、刑事法関係という伝統的な領域を置くに留まっており、『ビジネス法学の専門家の養成』という教育目標を実現するための科目編成になつてないので、検討が望まれる。」と指摘を受けている。この指摘については、本研究科には、会社法務、銀行法務、信託法務など経験豊富な実務出身教員が 3 名いるので、これらの教員を適正に配置するなどしてビジネス法学の専門家を養成する教育をすることによりその専門家養成に努めている。

学生数が少ない状況下で、教授、准教授、講師からなる専任教員 14 名を置いていることは、上記のカリキュラムから見て教育課程にふさわしい学部と一体となった教員組織である。

〈10〉 人間文化研究科

本大学院人間文化研究科は、人間文化学部における教育研究をさらに発展させるために設置されており、研究科の各コースは学部の学科（文化研究、社会情報、心理学と臨床心理学の各コースは、それぞれ歴史民俗・日本語日本文化学科、メディア社会学科、心理学科）に対応している。そして、教育課程は本研究科の教育目的が達成されるように編成さ

れており、教育課程に対応した教員配置になっている。

〈11〉 バイオ環境研究科

博士課程前期の科目には、「研究分野関係科目」、「専門基礎科目」、「関連科目」、「科学英語」の4種類がある。「研究分野関連科目」は、大学院生が所属する研究分野において、修了までの2年間を通じて行われるものであり、大学院生がその研究分野に関連する高度な見識を身につけるとともに、研究手法に精通するために行われる科目である。「研究分野関連科目」には、「特別演習」と「特別研究」があり、「特別研究」は大学院生の主研究指導教員（大学院生が所属する研究分野の専任の教授）が担当し、大学院生の研究テーマに基づく実験・実習の指導や修士論文作成に向けての指導を行う。「特別演習」は主研究指導教員および主研究指導教員と同じ研究分野の専任教員が担当し、研究テーマに関する論文の講読や、専門知識の修得を行う。

「専門基礎科目」は、各研究分野の教授が担当し、その研究分野に関わる基礎的な内容を講義する。この科目は、各大学院生が幅広い学問的視野をもち、複眼的思考ができるようにすることを目的としたものである。

「科学英語」は、高度な研究者・技術者に要求される専門英語を読み・書き・聞き・話す能力を付けさせるものであり、外部の講師を当てる。

「関連科目」は、広い視野を養成するための科目で、専任教員が担当している科目もあるが、基本的には外部の講師を当てる。

博士課程後期においては、大学院生が所属する研究分野において、修了までの3年間を通じて行われる「特別演習」と「特別研究」だけで、その他の科目は設定していない。

これらの科目を担当する教員については、専門領域、教育業績、研究業績、実務経験から、科目との適合性を判断した。また、博士課程後期を担当する教員は、学位を有していること、優れた研究業績があることを条件とした。

本研究科は2010(平成22)年度に新設したものであり、各科目を担当している現在の教員は、設置申請時における文部科学省での審査を経て、㊣と判定された者である。今後、新たなる人選が必要になった場合、同様の基準で選考を行う。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

教員の募集・採用・昇任等に関する規程および手続きの明確化に関しては、学校教育法第92条、大学設置基準第14条～17条に基づき、本学の学則に教員の募集・採用・昇任について謳い、実施にあたっても適切に行われている。まず、教員の募集に関しては、本学の全学部共通の申し合わせとして設置基準を満たす教員数で学部の研究活動、教育活動、大学の運営を行うこととなっている。手順としては、学部の意向を当該学部教務委員会で確認したのち大学人事計画検討委員会に諮り、全学の合意を得て教授会に諮り、募集活動に入ることとしている。

教員の採用、昇任は「京都学園大学教員採用・昇任規程」に則って実施される。第1条ではこの規程が本学教員の採用ならびに昇任について、その選考基準および手続きを定めることを明記している。また、選考基準についても、第2条で、教員の採用ならびに昇任にあたっては、本学の教員構成および教学の体系に鑑み、人格・学歴・職歴・研究業績および学会での活動等に基づいて選考しなければならないことを明記し、教授、准教授、専任講師等の基準を明記している。

規程第3条・第4条・第5条・第6条および第6条の2の資格基準に照らし、採用の推薦に値する者があれば、推薦者(本学専任教員)は、指定された期日までに学部長に申し出、教授会の同意を得て一般公募することができる。なお、近年では全てのケースで「公募」方式が採用されているが、教授会の決定によっては最初に学内・学部内「推薦」を実施することもできる。募集はホームページや科学技術振興機構 JREC-IN を通じ一般に公表している。募集活動の後、資格審査委員会が設置される。この委員会は学部長の他、教授会で選任された委員4名以内から構成され、主査1名・副査1名を互選する。採用の可否は人事教授会が決する。

また近年では多くの学部で、最終選考過程に残った候補者は模擬授業を課せられており、研究者としての質を中心とする申請書類からだけでなく、教育力、人柄についても適格性をつぶさに判断する仕組みを作っている。

また、採用選考にあたっては年齢構成、性別構成にも配慮している。2010(平成22)年度から導入された65才定年制度によって今後はより若い方向へ年齢構成が変化するものと予想される。

〈2〉 経済学部

教員募集は、専門教育担当者に欠員が出たときは、該当学部からの発議にもとづいて、学長、学部長、教務部長、事務局長からなる人事計画委員会において審議している。本学部の専門教育担当教員数は、設置基準で定められた必要数、すなわち14名であり、最低限の基準は満たしているものの、学長1名、部館長2名の計3名が大学運営に関与しているので、学部運営には余裕がない。一般教育担当者に欠員が出たときは、大学教務委員会の発議によって人事計画委員会が審議する。人事計画委員会の決定を受けて、学部教授会で募集を決定する。募集方法は公募による。大学ホームページに募集記事を掲載すると同時に、研究者人材データベース(JREC-IN)に登録して、全国から応募を受けつける。審査は、

審査委員 3 名（以上）と学部長が加わって通常は 4 名で審査し、担当科目の適合性、研究業績、社会貢献などを検討する。有力候補者は本学において、学部の教員多数参加のもとで模擬授業を行う。研究業績のみでなく授業能力も重視している。その後上記に審査委員 4 名による面接を経て、教授会で任用の可否を審議する。

昇任については、毎年秋に昇任の候補者を他の教員が推薦する手続きからスタートする。学部の方針が人事計画委員会で承認され、審査の手続きに入る。教育・研究・社会貢献の観点から、審査委員（通常 4 名）が業績を審査し、教授会で採否を審議する。規定上は明記されていないが、慣例として、講師から准教授へは、原則として公表された研究論文 2 本が要求され、准教授から教授へは、原則として 3 本の公表された研究論文が要求される。また、論文のように数字には表れにくいが、教育上の貢献や社会貢献を重視するという合意がなされている。審査委員会においては、学生アンケートなどで積み重ねられた実績を教育上の貢献として評価し、社会貢献としては、地方自治体の審議委員などの実績を評価する。

＜3＞ 経営学部

本学部では、2010(平成 22)年度に新規に教員を募集する予定はないが、直近の 2008(平成 20)年度に事業構想学科スポーツマネジメントコース担当の専任教員を募集したさいにも、本学の学則第 14 条第 15 条第 16 条の規程に従い、先に述べた手順を踏んで公募を行い、学部教授会で審査委員会の形成について了承を得たのち、審査委員および主査の任命を行い、学部人事教授会を開催して最終的な決定を行った。また、審査の段階では、単に研究業績だけではなく教育方針を記した書類の提出も求め、最終決定に残った候補者には模擬授業を課して授業能力も評価の対象とした。このように、教員の新規募集にあたっては大学の学則に則り学部教授会で審議を行い、研究業績だけではなく教育方法や教育への熱意等も合わせて評価を行って決定している。

＜4＞ 法学部

法学部における教員の募集・採用・昇任については、上記「京都学園大学教員採用・昇任規程」において手続きを明確化し、以下のとおり適切に行っている。

教員の募集については、学長・学部長・教務部長・大学事務局長で構成する人事計画委員会を必要に応じて開催し、教員を募集することの可否を決定している。実際には、募集の方法は公募で行い、広く有能な人材を求めている（最近 10 年間の採用在籍者はすべて公募による）。人事教授会において募集する教員の担当科目等をより具体的に決定している。同時に、資格審査をするため、教員審査委員会の設置が義務づけられている（第 9 条）。同委員会は、学部長・主査 1 名・副査 1 名を含む 5 名以内を以って構成されることが明記されている（同条）。学部長以外の委員は、人事案件毎に教授会で被推薦者の専攻科目を考慮して当該学部専任教員から選出され、適切な教員がない場合は教授会の同意を得て他学部の専任教員から委員を求めるることもできるとしている（実際には当該学部から審査委員 4 名を選任する例が多い）。採用については、研究業績を重視しているが、経験を考慮することによって、教育能力と実績に配慮している。また、審査委員による面談を通して、特に教育能力の評価に意を用いている。また、ゼミ運営能力を重視している。人事教授会の

承認を得て、最終的には学長面談が行われる。このようにして、募集・採用は客観的かつ適切に行われている。

現在の教員の年齢構成については、60歳台の教員比率が高く、今後は全体的なバランスを保つように教員採用計画においてこれを改善すべきものである。女性教員が1名であることも検討が望まれる。最近、本学では、教員の定年を70歳から65歳へと引き下げられ、教員の若返りが見込まれるもの、諸々の制約もある。むしろ、教員の一人ひとりに最大限の能力を發揮してもらうよう努力したい。

教員の昇任については、上記の「規程」に教授・准教授の資格基準を規定しているので、これに照らし、昇任の意思をもつ者があれば、その推薦者は、所定の様式にしたがって、学部長に申し出ることができる。この申し出があったとき、学部長は資格審査をするため教員資格審査委員会を設置し、採用人事の場合と同様に手続きを経て、人事教授会を開催して教員資格審査委員会を設置している。昇任人事選考においては教育能力や研究業績を重視するほか、学内行政実績にも配慮している。教授会の承認を得て、大学評議会で決定される。今後、学生による授業評価を昇任人事選考に利用することも検討課題としている。

〈5〉 人間文化学部

教員の募集については、教員の退職に伴う欠員が生じた場合に公募を原則として行われている。また、教員の採用・昇任については、京都学園大学教員採用・昇任規程に基づいて行われている。教員の採用・昇任にあたって、資格審査委員会を設け、人格、学歴、職歴、研究業績等の観点から所定の授業科目を担当する教授・准教授・講師として相応しいかどうか資格審査を行い、適格と認められた者を人事教授会で審議し、採用あるいは昇任させる手続きをとっている。

以上のように、規程に従った適切な教員人事を行っている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の教員については、「京都学園大学バイオ環境学部任期制教員任用規程」にもとづいて採用と昇任を行っている。

採用および昇任にあたっては、審査委員会（委員長は学長、副委員長が本学部長、委員として、学長が任命する本学部教授と外部委員若干名で構成される）において、「京都学園大学教員採用・昇任規程」の資格基準を準用して審査を行った後、本学部人事委員会の議を経て、学長が理事長に内申するものである。

本学部は2006(平成18)年4月に開設されて以来、学部完成を迎えるまでの4年間は教員人事の異動がなかったが、2010(平成22)年3月に2名の教授が退職したので、上記の手続きにしたがって2名の教授を採用した。また、2010(平成22)年4月付けで、4名の講師の准教授への昇任を、上記の手続きにしたがって行った。

〈7〉 経済学研究科

学部の上に立つ大学院であるから、ほとんどの場合、学部の教員募集・採用・昇任が優先され、大学院担当に関する配慮はその後に来る。学部での採用・昇任が決定した後、研究科委員会で、大学院科目の担当の適否が審議される。手続きは明確であり、規程に則つ

ている。ただし、「税理士養成コース」の演習担当者は、公認会計士の資格を持つ実務家教員を契約教授として採用し、大学院のみを担当している。

〈8〉 経営学研究科

本研究科は経営学部を基礎に設置されているため、専任教員の募集・採用・昇任は基本的に学部が主導し、少なくとも研究科独自の専任教員の採用募集はない。研究科の教員組織は、母集団である学部の教員組織から、講義担当は准教授以上、演習担当は教授の中から、研究科の教育課程に対応した教員を別途審査の上で採用する。このほか、必要でありますながら学部教員組織では足りない分野の講義担当についてのみ、非常勤教員の募集・採用を実施する。2008(平成20)年現在では常勤教員18名・非常勤教員1名であったが、2010(平成22)年5月には常勤教員15名・非常勤教員1名で、教員集団は幾分縮小したが、同様にすべての科目を担当している。昇任についても、研究科が先行して実施することはない。

〈9〉 法学研究科

教員の人事に関する事項については、学部と一体化した人事を行い、研究科委員会において審議している。

教員の年齢構成において60歳代の教員比率が高く、本来は全体的なバランスを保つよう教員採用計画において、これを改善すべきものである。また、女性教員が1名あることも検討が望まれる。最近、本学では教員の定年を70歳から65歳へと引き下げに向けて諸々の制約もあるものの教員の一人ひとりに最大限の能力を発揮してもらうよう努力してゆきたい。

教員の昇任については、学部に準じて行っている。

〈10〉 人間文化研究科

本研究科は、人間文化学部を基礎として設置されており、本研究科の授業科目担当者は原則として学部所属の准教授と教授としている。しかし、例外として、心理教育相談室担当の専任教員1名は、実習やカンファレンスの主担当者のもとで本研究科の授業科目を担当しているが、本研究科独自の専任教員の募集や採用、昇任は行っていない。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科の教員は、バイオ環境学部に所属する専任教員であり、研究科独自の採用や昇任はない。本研究科は2010(平成22)年度に新設したものであり、まだ、新たな採用はないが、今後採用が必要になった場合、大学院での担当科目も考慮したうえで、学部において募集と採用を行うことになる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

教員の教育研究活動等の評価の実施として大学設置基準第 25 条の 3 に記されている、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」という法精神に則り教育研究活動等の公表を実施している。

大学全体として、論文等の研究活動は『教員総覧』にまとめられ、本学の教員一人ひとりの研究業績、教育実績、教育目標、学会等での活動状況などを一冊の冊子にまとめ、学内の教職員をはじめ主な研究機関に配布している。また、バイオ環境学部を除く各学部では学部学会を設置し、論集（紀要）の発行や研究会の開催を多数回行っている。

さらに、総合研究所を通じて科学研究費等の外部資金の獲得を支援している。現状では出願状況は必ずしも活発とは言えないので、2010(平成 22)年度に FD 研修会、例えば、「科研等外部資金の獲得について」を開催するなどの啓発にも取り組んでいる。また、同研究所では、長期・短期の留学、学外研修を進めており、毎年 1、2 名が許可されて研修に参加している。外国学会への発表には申請により助成制度がある。この他、研究所奨励研究による研究費助成、出版助成制度などがあり、毎年 7 月までに研究計画の提出を求め、審査の上、各学部 1、2 件が採択されている。研究成果の管理、研究費の管理は総合研究所事務室が一元的に行っている。さらに、研究会案内、補助金申請実務など各種のアシスト業務を行っている。

大学教員の個人研究費は消耗品、学会等への旅費補助を含め一教員当たり年間 26 万円が支給される（バイオ環境学部は 10 万円であるが、研究室経費配分がある）。この他、図書館経費の中から、個人研究図書の購入に一教員当たり年間 16 万円支給され研究書の充実を図っている。

ファカルティ・ディベロップメント (FD) に関しては、大学基準協会で FD 活動重視の方針が出される以前より、大学コンソーシアム京都を通じて加盟大学間で情報交換が行われ、FD 活動が盛んに行われてきた。本学教員も大学コンソーシアム京都 FD フォーラム委員を務め、FD 活動の啓発や普及に努めている。また、学部 FD 推進委員会を中心に、これまで数多くの FD 推進会議、FD 研修会を開催してきた。特に最近増加傾向にある、障がいや精神的問題等の困難を抱える学生への対応、授業改善方法等研鑽を深めている。

また、学生による授業評価アンケートを既に 1999(平成 11)年度から毎年 2 回実施しており、授業方法の改善につなげる努力をしている。その評価を学生にフィードバックするため、要望に対する回答を学生がその講義期間内に閲覧できるように掲示している。また、学生に好評であった講義を選択してそれらを授業参観につなげ、教員の教える能力の啓発に役立てている。

2010(平成 22)年度からは大学コンソーシアム京都における初任者研修制度への参加が決まり、各学部からの対象者が参加した。

〈2〉 経済学部

研究活動の評価については、総合研究所が『教員総覧』として、全教員の過去 5 年分の研究業績を毎年更新して発行している。研究成果の公表の機会を増やすことにより評価を

進めるという観点から、経済学部学会の発行する紀要「京都学園大学経済学部論集」を年2回発行し、ワーキングペーパーも隨時発行している。経済学部学会が主催する研究会も、年6、7回開催している。新しく赴任してきた教員は必ず自分の研究内容を報告することになっている。学部の教員が研究発表をする場でもあり、外部講師を招聘して、最新の話題を議論することもこの研究会で定期的に行っている。

教育活動の評価については、春秋の各セメスター後半に授業評価アンケートを実施し、アンケートで注文を受けた項目について、セメスター内の講義終了までに、講義室にアンケートで示された要望に対して返答を掲示する。また、アンケートで学生からの評価が高かった授業については、各学部が3つの授業を供出し、各学部の教員はそれらのうち最低2つの授業参観を行うことが義務付けられている。ほとんどの教員が授業参観をしており、参観後の早い時期に、各自が参観した授業に関する意見を述べて授業改善を検討する会議を、経済学部内で年2回開催している。

教育・研究活動の総合的な評価としては、講師から准教授、准教授から教授への昇任時に、各活動が審査される。

FD活動については、毎セメスターごとに、基礎ゼミの反省会と次セメスターへの取り組み、キャリアゼミの反省会と次セメスターへの取り組みを定期的に行っている。また、心に問題を抱える学生が増えてきている状況を反映して、2003(平成15)年から2008(平成20)年まで、毎年5月の連休明けに、臨床心理関係の専門家を呼んで、学部学会主催の修学支援に関する研修会を行ってきた。2009(平成21)年以降は、学部FDと全学FD共催で講演会を開いている。

〈3〉 経営学部

本学部では、教員の資質の向上を図るための方策として、研究活動に関しては学部学会が「経営学部論集」の発行や定期的な研究会の開催を行い、教員の教育研究活動等の公表や評価を行っている。「経営学部論集」に掲載された論文等は全国組織である国立情報学研究所の依頼に応じて、インターネット上でも公開されている。また、学部のホームページの教員紹介などを通じて、学生たちにも研究分野や主な論文のタイトルなどを紹介し、研究活動内容の公開に努めている。これらの教育研究活動が教員の昇任人事等の基本資料となっているので、教員の教育研究活動等の評価を実施しているといえよう。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性に関しては、早い段階から大学コンソーシアム京都を通じた加盟大学校間でのFD活動に、本学部の教員からフォーラム企画委員や発表者を送り出し、FD活動の啓発や普及に努めてきた。

本学部の最近の教育活動等に関しては、下記の根拠資料にある通り、学部FD推進委員を中心に、これまで数多くのFD会議を開催してきた。2009(平成21)年度に関しては、次年度より基礎ゼミナールの内容を改定するのに伴い、そのカリキュラムの在り方や教育内容などに関して、熱心な意見交換を行った。また、あらたに「入門簿記」を登録必要科目にするため、授業内容などに関して会計科目担当者だけではなく、学部教員の多くも参加して議論を行った。

2010(平成22)年度は、はじめて学部教員の初任者研修を行った。これまで大学の事務担当者から事務的な説明は行われていたが、教育内容やカリキュラム方針、ディプロマポリ

シ一に至るまで幅広い研修が行われた。これは本学では画期的な取り組みであり、教員の教育力向上に資するものと考える。また、学部の各コースの教育内容だけでなく、ユニバーサル化が進むキャンパスで多様な学生を受け入れているため学生相談やキャリア教育にまで踏み込んだ FD 活動を行っている。

〈4〉 法学部

教員の教育研究活動については、総合研究所において、各年度別に学部別・教員別の『教員総覧』を作成している。これには最近 5 年間の研究業績が教員別に記入されている。研究実績にバラツキがあるので、特に研究業績が少ない教員に対して、これにより資質向上の自覚を促している（2010 年 11 月 17 日定例教授会でも学部長から要請）。

全学 FD 研修会では、自己点検・評価をテーマに、学部講師による研修会を開催したり、学内講師による科学研究費獲得と研修活性化について、また、就職・未就職学生の学生生活プロファイル分析などを取り上げ、本学部教員は積極的に参加している。

また、教員数にゆとりがない中で、毎年、希望する若手教員 1 名を学外研究員（留学生）として 1 年間の海外留学をさせ、教員の資質向上に努めてきている（留学先は英、独、仏国の各大学）。

なお、日韓土地法学会（2008 年秋法学部担当）を本学部で開催したが、教員の交流を通じて、ビジネス法学を教育目標とする法学部教員の資質向上に、間接的には寄与している。

法学部のファカルティ・ディベロップメント（FD）については、ゼミ担当者会議を原則として月例実施している。これは、基礎演習 A（1 年生春）、基礎演習 B（1 年生秋）、基礎演習 C（2 年生春）の担当者による FD 活動であり（A、B、C とも担当している、資料の共有化を図り、学生の情報、進行と出欠状況、教育上の問題点などについて情報交換を行い、よりよいゼミ運営を目指した活発な議論に終始し、有効に機能している。教員の資質の向上を図るとともに、改善すべき点や経験を教材「法学の扉」の改訂につないできた。

〈5〉 人間文化学部

教員の資質向上を図るために、学期ごとに受講学生による授業評価が行われている。そして、学生から「よい授業」として高い評価を受けた授業担当者による「模範」授業を行い、それについての懇談も行われた。

また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、2009（平成 21）年度は全学的な活動として 6 回行われ、『2009 年度京都学園大学 FD 推進活動報告書』としてまとめられた。また、学部独自ではこれまでと同様、人間文化学会の研究会として、教員の資質向上のための教育研究発表が行なわれている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の教員は、全員が 5 年任期で雇用されており、再任を希望する者に対しては、業績審査が行われる。審査の対象となる業績は「任期制に基づく教員の再任に関する業績審査要綱」に定められていて、その内容は以下のとおりである。

(1) 教育に関する事項

- 1) 学部教育：担当した講義、演習、実験・実習など

- 2) 大学院教育:担当した大学院講義、演習、実験・実習など、
(本項目については大学院設置以降)
 - 3) 教科書の作成、教育プログラムなどの取組み
 - 4) 他大学・他大学院での講義など
 - 5) その他
- (2) 研究に関する事項
- 1) 研究業績:① 原著論文、② 書籍、③ 総説など、④ 特許、⑤ 学会発表、⑥ その他
 - 2) 研究成果:① 受賞歴、② 国際会議等での招待講演、③ 報道機関による研究紹介など
 - 3) 競争的研究資金など研究費の受領
 - 4) その他
- (3) 本学の管理・運営への寄与に関する事項
- 1) 学内部館長等の経歴と実績
 - 2) 学内委員会の経歴と実績
 - 3) その他
- (4) 社会的貢献に関する事項
- 1) 学会活動など
 - 2) 各種審議会の委員など
 - 3) 依頼講演(本学「公開講座」・「土曜教養講座」含む)
 - 4) 産官学連携研究・共同研究など
 - 5) 地域連携活動
 - 6) 高大連携活動
 - 7) その他

この要綱にしたがって、審査委員会(委員長は学長、副委員長が本学部長、委員として、学長が任命する本学部教授と外部委員若干名で構成される)において、業績審査が2009(平成21)年2月に行われ、再任希望者全員が合格となった。このような評価を行うことは、教員の資質の向上に資するものである。

学生からの評価としては、各学期の途中で、授業評価アンケートを実施し、その結果に対する担当教員のコメントを、当該の講義室の入り口に掲示している。

また、研究業績については、過去5年分の業績を毎年更新して、最新版をホームページで公開している。

2009(平成21)年度で本学部が完成を迎える、初めての卒業生を出すにあたり、全学生に卒業研究の内容を口頭で発表させ、これを学部内に公開した。この発表会は、学生への教育の一環であるとともに、各教員の指導の成果を示すものであり、教員の教育活動への評価の一環でもある。

2009(平成21)年度のFD活動としては、本学部が2009(平成21)年度で完成するところから、2010(平成22)年度からの新しいカリキュラムの開発と各教科への教員の取り組み方を主要な議題とした。学部の理念と目的については、変更の必要がないので、これに沿ったカリキュラム改訂を行うこととし、各学科の教育目標を明確にして、各学科が責任をもつ

て教育できるカリキュラムを策定するため、学科ごとに全教員が集まって何度も討論を重ねた。特に、入学生の学力を考慮し、基礎的な科目については、リメディアル教育も考慮して、学部教育の基盤に位置づけ、現実に即した教育内容の充実と教育方法の適切化を図るようとした。

さらに、新カリキュラムの体系的運用を目指して、各教科の教育方法についての共通認識をもつための学部 FD 活動を行っている。

〈7〉 経済学研究科

本学総合研究所から毎年発行される『京都学園大学教員総覧』に過去 5 年間の研究業績が記載され、研究活動の評価の役割を担っている。総合研究所からの研究助成の種類に応じて、助成終了後に研究叢書の発行や、出版物としての公表が義務付けられる。社会貢献は総合研究所が窓口となっており、社会貢献のリストが公表されている。

FD については、学部レベルの FD は行っているが、大学院に関しては 2009(平成 21)年度から大学院 FD をスタートさせたところである。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の教員組織は、ほぼ全員が経営学部所属教員である。この面でも、学部における教員資質の向上のための FD 活動を推進しつつ、その上に研究科として特に必要な活動を付加的に実施している。中でも、本研究科は他研究科に比し、外国人留学生が多数在学している。このため、経営学研究科独自の FD 活動も実施した。2009(平成 21)年には大学院生の研究室に備え付けのコンピュータに文章校正のソフトをインストールし、研究科教員にこのソフト利用の研修を実施するとともに、大学院生に活用するよう促した。このようなソフトは、外国人留学生のみならず、日本人大学院生においても、2 年という短期間で修士論文を完成する上で有効な道具であると考えられる。また 2010(平成 22)年には、FD 研修の一つとして、研究科教員全員の参加により「修士論文執筆要領」を作成し、修士論文の形式要件を再確認するとともに、大学院生への徹底的教育を促し、6 月には修士論文作成中の 2 年生全員に配布した。

研究科教育の中心となる演習・修士論文指導は、大学院生が所属する指導教員にかかる負担が大きく、外国人留学生が特定の教員に集中する傾向も極端に大きかった。このため指導教員の負担が極度に大きくなり、提出される修士論文の質低下を引き起こし、中間報告会の段階で、あるいは論文審査の段階でも、多くの大学院生が書き直しを命じられた。この事態に対処すべく、2010(平成 22)年より副指導教員制を導入した。入学式直後に指導教員が確定し、その後教授・准教授の中から幅広く、研究計画書などから研究課題に即して副指導教員を指定し、修士論文の審査に至るまで、言わば入り口から出口まで細かく指導することにした。これは、准教授も修士論文指導に参加することができる道をつけ、なるべく准教授を副指導教員に指定するよう働きかけ、指導教員と協力しながら大学院生を育成する過程に参加することにより、指導教員の負担を軽減することももちろんながら、准教授の指導力向上を目標の一つとするものである。

〈9〉 法学研究科

教員の資質向上については、学部と一体化して行い、大学院委員会において、大学院のFDに関する事を審議して方策を講じている。しかし、これにより教員の資質が飛躍的に向上するというものではなく、教員の自覚と努力が望まれる。全学FD研究会では、自己点検・評価をテーマにして、外部講師による研修会を開催したり、学内講師による、科学研究費獲得と研究活性化についてなどをテーマに取り上げる予定である。

法学研究科のFDは次の四本柱から構成される（2009年3月19日教授会）。

- ① 研究科教育における達成目標の明確化
- ② 目標達成度を測定する方法の具体化
- ③ 目標を達成するための教授方法の工夫・開発・共有
- ④ 修士論文の指導計画

法学研究科のFDのうち、修士論文の指導計画については、従来の修士論文指導を点検し、新たな指導計画モデルの開発を目指すものである。

研究能力向上のため、教員に年額36万円の個人研究費が支払われ、研究目的の諸経費、研究出張などに充当されている。このほか年額20万円の図書費が支払われている。一律支給の継続でよいのか、今後の課題である。奨励研究、出版助成の募集を行っている。学部を超えた教員による共同研究を推奨しており、法学部から教員1名が共同研究に参加している。

毎年の海外留学生が学んだ最新の欧州法務事情や教育内容等の蓄積を、本研究科の講義等に生かしてビジネス法学の研究に役立てている。日韓土地法学会（法学部担当）による教員の交流も東アジアの法務事情の蓄積として機能し、いずれも本研究科において有意義な結果をもたらしている。

〈10〉 人間文化研究科

ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、大学院独自のものは行われていないが、学部担当教員が大学院も担当しているので、先に述べた学部における2009(平成21)年度の全学的な6回の活動（『2009年度京都学園大学FD推進活動報告書』）、学生による授業評価の高い授業の参観とそれについての懇談、人間文化学会の研究会としての教員の資質向上のための教育研究発表などが、大学院教育にも好影響を与えていていると考えている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は2010(平成22)年度に新設されたものであり、教育研究活動が始まったばかりの段階にあるため、教育研究活動についての評価はまだ実施していない。

教育研究活動の評価の今後の機会としては、学期ごとに開催される「大学院学生専門情報交換会」がある。この会は、教員の指導のもとに大学院生が主体的に取り組む会であり、大学院生の全員が研究の進捗状況を報告して、教員および大学院生からの質問に応答するものである。この会は、学生同士がお互いの研究活動の状況を知るための会であるが、研究活動が順調に行われているかどうかは、指導教員が大学院生に対して適切な研究指導を行っているかどうかを反映するものであり、したがって、指導教員の教育研究活動を評

価する機会にもなるので、この機会を今後大いに活用していく予定である。なお、各教員の研究業績については、過去5年分の業績を毎年更新して、最新版をホームページで公開している。

また、研究科のFDを行う組織として、バイオ環境研究科FD委員会を設けた。委員長は研究科長で、委員は、学部教務主事、大学FD委員、研究科教務委員会から若干名、その他の教員若干名、教務事務局から若干名で構成されている。任期は2年として発足した。まだ具体的な活動は行っていないが、今後、FD研修会を定期的に行っていくとともに、その有効性をどう評価するのかについても検討を進めていく予定である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

本学では教員採用、昇任の手続きが極めて明解に定義され、それらの諸規程が忠実に実施されてきたため、いささかの情実も入り込む余地がなく、公正に人事が実施されている。インターネットを通じた公募、開示によって応募件数は通常 20～100 人/科目に上るが、常に公正に処理されている。また、近年は模擬授業の採用により、人物の確認や教育力の確認を行い慎重に人選を進めている。この点は極めて優れた事項としてあげることができる。

また、専任教員数については、「潤沢」とは言えないまでも、本学のような規模の大学として、学部および研究科の編成上必要な定員を上回る専任教員を採用し、教育内容の豊富さを保証している点は評価できる。また、各教員は学部教育プロパーの教員についても、学部横断的な共通科目担当教員の場合でもそれぞれ特定の学部に配属されるものの、他学部受講を積極的に認めるなどを通じて、他学部にも教育サービスが及ぶように設計している。

教員の採用、昇任は入退職者の担当科目の必要性の審査、年齢構成、性別構成を配慮し、研究業績や科目適合性だけでなく、授業等の取り組み、大学行政への参画・貢献、地域社会などへの貢献を総合的に判断して適切に実施している。

さらに、教員の資質向上への支援体制は近年 FD 活動の活発化を通して、多くの機会が作られるようになった点は評価できる。

②改善すべき事項

本学においては採用、昇任人事は公正に行われ適正に管理運用されているが、教員組織上の学部間の偏りの調整には困難がつきまとう。例えば、人間文化学科の学部教育プロパーの教員数（いわゆる別表 1 教員数）は基準定員を上回り「ゆとりがある」一方、経済学部、経営学部、法学部ではぎりぎり定足数を満たすに過ぎず、学科展開にゆとりがない。これは、人事計画の計画性のなさというよりも、学部新設、学科編成替えなど、設置業務に関わる「臨時の対応」が尾を引き、調整に時間を要するためであるが、さらなる学科再編など新しい展開のために機動性を発揮できないという、改善すべき事項がある。

また、学部別の教員配属は学部・学科の利害を代表しがちなため、他学部の教育充実に公平な観点から参画することが難しい。この問題は共通教育を担う教員の場合でも、所属学部との関係が重視されるため同様に指摘できる。これとは別に、教員は授業を担うために長い期間、背景となる研究を重ねており、昨日今日の準備によって新規科目を担うという無責任は許されない。このため教員の数は十分でも、担当変更や再編の自由度は高くないうといふ特性があり、新しい科目群を設計するために非常に長い調整時間をする。

次に、教員は多くの場合、研究活動で評価される習慣が長く続いたため、研究生活至上となっている場合がある。教育スキルの向上に無関心であったり、障がいを持つ学生にどのように接するかといった基本的なコミュニケーションスキルに欠ける場合がある。こういった今日的課題は FD 活動への参加によってかなり改善される。しかしながら、本学の実情を見ると、FD 研修への参加数は全学で各回平均 40 名程度にとどまっており、活発とまでは言えない。また、参加しない教員ほど研修参加の必要性が高い傾向にあるため、今後、

参加者数の増加に向けて努力したい。

さらに、大学基準協会の評価における「助言(一層の改善が期待される事項)」で指摘されたように、教員の研究活動に問題がある。科学研究費の獲得に熱心に取り組まない、学内の研究助成に応募しない、研究発表・論文発表がほとんど見られないといった問題は、時間において教育内容の低下にもつながりかねないと思慮している。しかしながら、現状では昇進機会にそれがチェックされるだけで、実質的な評価に繋がっていない。評価機関から指摘されるまでもなく、研究者としての教員は本来、内發的な知的欲求から研究活動に邁進すべきであり、何らかのペナルティーや外的なインセンティブの導入なども検討したい。

3. 将来に向けた発展方策

教員数は、現在は大学の財政状況等の制約もあり、設置基準を満たす最低限の数となつておらず、理想とする教員組織の構築を実現できていない。現在の教員数で学部教育を進めていくために開講科目数や授業運営方法も含めた視点から、今後の教員像および教員組織の編制方針を明確にする必要がある。

限られた教員数から成る組織を活用して多様なプログラムを機動的に再編成するためには、教員組織と教育組織が同一でなければならないかという点は考慮すべき問題である。国立大学では数多く志向され、経験を積み重ねているところであるが、我々のような小規模の私立大学では、個々の学生により密着した教育を提供するシステムとして、必ずしも機能しない面があるものの、教員組織をより大きなカテゴリーで組織化する試みは研究すべき重要な課題である。

また、教員数が減少する中で、学生ニーズや社会ニーズの拡大と多様化に対応するためのプログラムが複雑化することは問題である。この場合、同様の課題を抱える大学間の横の連携は一つの解決の糸口になる可能性がある。「教育資源」を有効に活用するとともに、今後、大学コンソーシアム京都提供の単位互換制度の利用などを通じて他大学の学生と濃密な関係を構築することを検討していきたい。

4. 根拠資料

資料1 － 「大学基礎データ 表2」

4 教育内容・方法・成果

1. 現状の説明

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

本学では1999(平成11)年、創立30周年を迎えるにあたり、2001(平成13)年には大学評価のために大学基準協会加盟審査の準備を行った。この中で、本学の教育の理念、目的から敷衍される基本的な教育目標を次のようにとりまとめた。

- (1) 国際感覚豊かな人間
- (2) 日本の伝統文化を深く理解する人間
- (3) 向上心を失わず自立心を有する人間
- (4) 豊かな創造力をもって地域に貢献できる人間
- (5) 日本人としての自覚を失わず平等・互恵の精神－思いやりの心－をもつ人間

(『自己点検・評価報告書2001・2002』)

このとりまとめは2007(平成19)年の『自己点検・評価報告書』作成の過程で再検討され、「学生の潜在力を引き出して豊かな人間力を養い、力強く社会へ果立つ人間へと育てる」と総括的に定義された。

ここで人間力とは、社会の中で自らの進路を定め、よりよい社会づくりに進む力をさし、具体的には、「知識力」「コミュニケーション力」「社会力」という3つの内容からなる。いわゆる人間力の育成であり、これに連動して学位授与方針が定められている。知識力、コミュニケーション力、社会力は、今日、中央教育審議会答申の学士力で定義されるジェネリックスキルの中核をなす概念と共通するものである。

この大きな「括り」は各学部の学部特性に応じて、個々の教育目標に展開され、京都学園大学学則第1条に掲げるとおり、各学部の教育目標として明示している。

要約的に例示すれば、経済学部では「幅広い教養の修得を通じて、健全な社会観と職業観を涵養し、より良い社会を構築するための諸活動に主体的かつ積極的に参画する人材の育成」、経営学部では「組織経営に必要な幅広い知識を有し、経営能力と起業能力をもって主体的に活躍できる人材の育成」を掲げる。また法学部では「法学の基礎を習得しながら、紛争を法的に解決し予防する実践的能力を有する人材」、人間文化学部では「人間が創り出した文化の相互連関の理解を通して、新時代を担う新しい人材の育成」を掲げている。さらに、最も新たに設置されたバイオ環境学部では「バイオサイエンス分野の研究成果や技術を生かし、人とともに多様な生き物が共生できる環境実現を目指す人材の育成」を掲げている。いずれも基礎知識の修得の上に、積極的に社会に貢献する力を持った人材を育てるこことを目指すことを明示している。

本学では教育目標を『履修要項』に掲載し、シラバスとともに全学部生に配布をし、学

生情報共有システムである「京学なび」を通じて公開している。また、新入生に対してはオリエンテーション期間中にこれらの説明にあたっている。

さらに、このような教育目標に関連づけて、各学部は学位授与に必要な能力をそれぞれ明示している。例えば、基礎科目を掲げ、その知識の習得が学位取得に必須であることを明示するなど、基礎知識、教養、コミュニケーション力が何を意味するか、分かりやすく詳細に提示するだけでなく、その知識・能力が評価に値するレベルに達することを要求している。

一方、各大学院研究科においても学則に則り、教育目標を明示している。例えば、バイオ環境研究科（博士課程前期）では、バイオサイエンスと環境学の連携をより深め、バイオ環境の視点から複眼的思考のできる高度な技術者を養成することを目標としており、必要な論文の要件、審査などを『大学院要項』に記載している。

〈2〉 経済学部

教育目標は学位授与方針と合致した形で設定され、以下のように定められている。大学ホームページにも掲載され、『履修要項』にも明示されている。

【必要とされる基礎学力】

- (1) 基礎経済学（日本経済入門、ミクロ経済学基礎、マクロ経済学基礎など）の知識
- (2) 高度なコミュニケーション（論証、説得、ディベート、プレゼンテーション）能力
- (3) 基礎調査能力（テーマに即したデータ探索、分析）
- (4) コンピュータ操作能力（日本語文書の作成、基礎的データ処理、情報検索、通信）
- (5) 基礎計数能力（基礎的な計算、数式の理解、基礎的な統計分析）

【必要とされる専門学力】

- (1) 各自に関心のある経済学の一分野についての専門知識を持ち、活用できる理解・応用力
- (2) 社会生活において経済学の視点から論理的な判断をおこなうことができる思考・判断力
- (3) 問題を解決するために必要となる専門知識を自ら修得するための継続的に学習する姿勢をもつ知的好奇心
- (4) 自らの思考・判断について説明し、伝達することができる表現力

基礎学力課程に関しては、カリキュラムと強固に結びついており、教育目標と厳密に対応する科目群が設定されている。修得すべき学習成果は、科目群の単位認定によって測られる。

専門学力課程に関しては、3つのコース（社会と政策、経済と情報、ファイナンス）のいずれかを選択して経済学の専門知識を深め、指定された必修科目群や、選択必修科目群（指定された重要な科目群の中で最低取得単位数が決められている）、さらにコース科目群として取得すべき総単位数が設定されている。卒業論文の提出が必修化されている。以上の制約のもとで履修を行うことにより、専門学力課程の教育目標が達成されるように制度

設計がなされている。

〈3〉 経営学部

学校教育法第104条および学位規則学士の学位授与の要件第2条に則り、本学部の学士課程の教育目標を明示している。実際には、教育理念およびそれを具体化した教育目標を『履修要項』に掲載し、シラバスとともに全学部生に配布をし、シラバスに関しては今年度から導入された学生情報共有システム「京学なび」を通じて公開している。また、新入生に対してはオリエンテーション期間中に教務主事および学生主事が中心となって説明会を開催して、その説明にあたっている。また、1年生の秋学期からはそれぞれの学期はじめに、各ゼミ担当者から成績の配付とともに、各自の就職希望やキャリア形成について意見を聞きながら、履修登録指導を行っている。「京学なび」には、学生の出席情報はもとより、資格取得状況やゼミ担当者が執筆した学生プロフィールなどの情報も保存されており、ゼミ担当者は学生の個別情報を基にしながら履修指導にあたっている。このような情報提供方法に基づいて、学士課程の教育方法の明示を行ってきた。

本学部の教育目標と学位授与方針との整合性については、隨時見直しを行ってきた。2010(平成22)年度生より学部の基本知識を身につけさせるため、「経営学総論」と「事業構想概論」を必修科目とし、「入門簿記」を登録必要科目に変更し、学部の基礎科目を卒業要件とした。このようなカリキュラム変更も含めて、入学時点や各学期のはじまりに、登録方法や教育目標に基づく学位授与方針を明示し、伝えてきた。2010(平成22)年度より、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、そしてアドミッションポリシーについて学部教務委員会を中心に検討し、最終的に教授会で審議を経たのち、学部ホームページにも掲載した。これにより、学部の教育目標と学位授与方針の整合性を確立することができ、周知も行えたといえる。

本学部では教育理念と学部教育の特色をより明快にするため、下記のような事項を教授会に諮り、承認を得て、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーと同様に、大学のホームページに掲載して学生への周知をはかっている。

1. 知識と実践の融合（学部の理念）

「大学教育・学生支援推進事業」補助金を活用した学生チャレンジショップ「京學堂」を活用して、授業で修得した経営知識やジェネリックスキルを実際の「京學堂」の業務を通じて実践し、何を理解できていって、どのような知識が不足しているかを学生自らが点検し、かつ改善に向かうという自律学習のPDCAサイクルを形成している。この手法により、学部学生トップ集団の結成に大いに役立っている。

2. スポーツと組織マネジメントを融合させたコースを、事業構想学科スポーツマネジメントコースとして設置している。この分野には、スポーツ系の志願者が多くいるので、そのような学生アスリートたちに組織マネジメント能力や健康知識を修得させることを健康実践指導者の資格などを通じて、確固たるものにしている。

3. 女性経営者の育成をめざし、特別講義等を開講しており、今後の日本社会の成長の大きなファクターである女性経営者や管理者の育成に努めている。この講座は、女子学生だけを対象とするものではなく、男子学生にも女性ビジネスに関する知識を付け、大きなマーケットである女性消費者を対象としてビジネスにも活かせる知

識の習得もめざしている。

＜4＞ 法学部

1989(平成元)年に法学部が設置されて以来、本法学部では、「ビジネス法学教育」を教育の目標に掲げてきた。この教育目標については、昨年、学部教職員による討議により一層の明確化がはかられ、「法学の基礎を習得しながら、行政や企業等のビジネス社会や市民社会で現実に生ずる紛争を多角的に分析・理解するとともに、それを法的に解決し、紛争発生を予防する実践的能力を身につけさせることを教育目的とする」というものに定められた(大学学則第1条の2)。これは、法学部において一般的に目指されているような法解釈理論の習得にとどまることなく、ビジネス社会で活躍したり社会人として生活したりするさいに必要とされる実践的な法的知識の習得、さらには紛争を解決したり未然に防止したりする実践的能力の育成を目指すことを、自覚的に教育目標に掲げることを意図するものである。

また、教育目標の明確化と並行して、教育目標に整合的な学位授与方針を明確化し、以下の要件を満たした場合に学位を授与するものとした。①人文・社会・自然科学分野において、社会人たるにふさわしい教養を身につけていること、②行政や企業等のビジネス社会や市民社会で発生する法的課題・問題を、法的に分析・理解するために必要とされる法的知識を習得していること、③紛争を解決・予防するために、習得した法的知識を用いて法的課題・問題に対する論理的な思考ができること、である。①は、法律が運用される場である社会、法律を運用する主体である人間を理解するために必要とされる幅広い知識の習得を求めるものである。②は、法学部教育目標の根幹に関わる要件であるが、本法学部の教育による、ビジネス法学上の法的知識の習得を求めるものである。そして、そのような法的知識の応用に関わる③は、法的知識を紛争の解決と予防に生かす実践的能力の習得を求めるものである。以上を端的にいえば、社会人たるにふさわしい幅広い教養を身につけ、本学部設置以来の目標である「ビジネス法学」を修めたうえで、かつ、それを社会で応用できる者に学位を授与しようとするものである。

以上のような学位授与要件を満たすためには、個々の科目において提示されている「取得すべき学習成果」の習得を積み重ねていくことが必要となる。そのような学習成果については、法学部では2通りのものが明確化されている。まず、科目毎の学習成果である。これについては、「到達目標」として学習成果を明確化し、シラバスに明示することになっている。次に、分野毎の学習成果である。これについては、公法、刑事法、民事法、企業法、社会法、国際関係法、政治学の7分野それぞれにおいて、各分野に属する科目的担当者が合議のうえで定めた分野別の到達目標が明確化されている。ただし、分野別のものについては学生等に対して明示されてはいないので、今後、法学部の『履修要項』等で明示していくことが必要である。

＜5＞ 人間文化学部

人間文化学部の教育目的である、「人間が創り出した文化が人間を育み、一方で規定してゆくという連関性に立脚し、人と人、文化と社会、地域の関係性の総合的な教育研究、新時代を担う新しい人材を育成すること」に基づき、各学科・専攻において育成すること

を目的としている人材は下記のように定められ、『人間文化学部履修要項』に明記されている。

心理学科では、現代社会における人間の心理を理解し、社会生活の中で人間関係の向上とよりよい社会の構築に貢献できる人材の育成を目的としている。メディア社会学科では、現代社会において、ますます重要性を増すメディアに対して高度な理解を持ち、かつ、社会のしくみ・動きに対する深い洞察力を有する人材の育成を目的としている。歴史民俗・日本語日本文化学科では、日本の歴史・伝統文化に対する深い理解を持ち、日本文化を世界に向けて発信できる人材の育成を目的としている。そして、すべての学問また日常生活の基本となる日本語を極め、他者に対して模範的な日本語の使い手となる人材の育成を目標としている。国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、日本の文化について深く理解し、国際的な視野に立って考え方行動する人材の育成を目的としている。

上記の教育目標に基づき、下記の学位授与方針が立てられている。

心理学科では、心理学の専門的基礎知識と研究法を修得していることおよび心理学の実践応用、効果的コミュニケーション技術、批判的思考能力を修得していることである。メディア社会学科では、さまざまなメディアを活用する能力を身につけていることおよび現代社会を理解する力を十分修得していると判断されることである。歴史民俗学専攻では、フィールドワークと資料講読の方法の修得、歴史資料もしくはフィールドワークに基づいた一定レベル以上の卒業研究を提出していることである。また、日本語日本文化専攻では、日本人の言語・文化・芸術を十分理解したうえでの、模範的な日本語による一定レベル以上の卒業研究を提出していることである。国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、卒業研究として、専門分野に関する理解を深め、すぐれた論文や創作物を提出することになる。

以上のように、学部・学科専攻の学士課程の教育目標とそれに基づく学位授与方針が示され、全学共通科目を履修することによって幅広い教養を身につけ、学科・専攻に共通の人間文化科目を学び、各学科・専攻の基礎科目、専門科目を深く学び、専門演習において卒論のためのフィールドワークや研究指導を受けながら、最終的に修得すべき学習成果の集大成として、心理学科以外の学科において学位授与の要件として卒業研究の提出が求められている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の教育目的は、「環境問題や資源・エネルギー問題の本質的な解決を図るため、バイオサイエンス分野の先端研究の成果や技術を生かし、地域の中で「人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境という)」を実現すること」(学則第1条の2)である。本学部には、バイオサイエンス学科とバイオ環境デザイン学科とが設置されており、学則第1条の2において、バイオサイエンス学科の教育目的については「環境と調和したグリーンバイオ技術の修得を教育目的とする。学生は、生物有機化学、応用生化学・遺伝子機能学、微生物機能開発学、食品機能・健康科学および植物バイオテクノロジーの領域について講義と実験を通して広く学び、環境と健康に配慮できるグリーンバイオ技術者を目指す。」と定めており、また、バイオ環境デザイン学科の教育目的については「流域環境、農・森林環境、都市自然化からなる共生空間の動態およびエコマテリアルとバイオマスのよう

な環境物質循環の科学・技術に基づく環境デザイン力の養成を教育目的とする。学生は、生態学関連科目や環境と調和するさまざまな技術を講義・実験・実習を通して学び、バイオ環境デザイナーを目指す。」と定めている。

本学部の教育目標については、毎年、春のオリエンテーションで全学生に配布する『履修要項』の「バイオ環境学部の教育目標」において、「バイオ環境学部は、直面する環境問題や資源・エネルギー問題の本質的な解決を図るために、バイオサイエンス分野の先端研究の成果や技術を生かし、まず地域社会で人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）を実現することを教育目標に定めています」と記載し、これに續いて「これまで行われてきた経済活動や地域開発の多くは、人間の自己中心的な視点に立った活動が一般的で、結果として人とともに多様な生き物が共生できる環境が破壊され、いわゆる自然環境が劣化し、地球環境問題を発生させています。バイオ環境学部の設置構想にあたっては、人とともに多様な生き物が共生できる環境を維持あるいは創造していくことが、21世紀の地球環境問題の解決への取り組みには是非とも必要であると考え、「人とともに多様な生き物が共生できる環境」を「バイオ環境」と表現することにしました。バイオ環境学部は、バイオサイエンスと環境学が相互の対話と反論を重ねながら、両者の積極的な連携あるいは有機的な融合を通して「バイオ環境」の実現を追求する学部です」という解説を加え、この内容を春のオリエンテーションで説明している。ただ、学生にとっては難解な内容であり、説明の工夫を要するところである。また、『履修要項』の「卒業要件」において、卒業に必要な単位数を記載し、「卒業と学位」において、学士の学位の授与の条件として、4年以上在学していること、卒業必要単位数・必修条件を充たしていること、卒業判定に合格することの3つの要件を記載し、学生に提示している。

また、ホームページには、「学位授与の方針」として、「学部の教育研究目標である「バイオ環境」の理念を理解するとともに、その実現に向けた実践能力を身につけることを求める。」として、その内容を公表している。

〈7〉 経済学研究科

教育目的を「現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成」と定め（大学院学則第1章、第1条の2）、それを実現すべく具体的目標を「幅広い分析能力と問題解決能力を備えた職業人の育成」に置いた。

大学院生各自の研究テーマや問題意識に応じた多様な分野での研究において、何よりも経済社会の現実やその動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視しており、修士論文の指導はこの観点に沿った形でなされている。学位授与の方針は、「所定の単位数（32単位以上）を取得し、演習担当者の指導の下で修士論文を作成し、審査に合格しなければならない」と書かれており、修士論文の方向性を指示する教育目標との関係は、整合的である。

学位授与方針の中で、修士論文の評価が従来は恣意的になされ、判定基準を明示していなかったが、2008(平成20)年度の修士論文の審査において、評価項目を以下のように定めて、学生にアナウンスした。2009(平成21)年度より大学院要項に記載されている。

- (a) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定について、
- (b) 論文の構成と論理展開について、
- (c) 研究方法や分析手法について、
- (d) 図表処理や引用文献などの表記について、
- (e) 設定された課題の解明について、

上記の各項目を優、良、可、不可の4段階で評価し、これらの評価を踏まえて学位の授与を総合的に判断するものである。

〈8〉 経営学研究科

経済そして企業を取り巻く環境は、国際化・情報化・多様化がいよいよその速度を増し、益々複雑化していく中で、「現実の企業経営の場において、経営学という学問に裏づけされた専門知識と高度な実践的能力をもつ職業人の育成が強く求められている」との基本的な認識を出発点に、1995(平成7)年、「社会科学系総合大学としての教育・研究体制の確立」を目的に大学院経営学研究科を設置した。本研究科では、「経営管理に関する高度の専門知識を備えた人材の育成」「会計的思考を実践面に活用できる専門的知識を備えた人材の育成」「地域社会の充実発展に繋がる経営管理能力を備えた専門的職業人の育成」を目指した。これらを「経営学研究科設置の目的」としてまとめ、毎年作成する『大学院要項』の巻頭に掲げている。

修士の学位は、「大学院の修士課程…を修了した者に対して、研究科委員会の議を経て授与する」(本学学位規程第3条2)。修了要件は、「2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする」(本学大学院学則第15条)。経営学研究科では、所定の単位を、指導教員の担当する講義・演習の12単位を必修とし、その他の講義20単位以上、合計32単位以上と定めた。一方、「学位論文は精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力を示すに足るものを持って合格とする」と明示し、「最終試験は、学位論文を提出した者について、その論文に関する分野について、口述もしくは筆記で行う」とし、「研究科委員会は、学位論文の審査結果および最終試験の結果について審議し、その2/3以上の同意をもって、合否を決定する」(学位規程第7・8・9条)と定める。

論文審査については、2008(平成20)年の審査から、①研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、②論文の構成と論理展開、③研究方法や分析手法、④図表処理や引用文献などの表記、⑤設定された課題の解明と創造性、という5つの視点から、それぞれ各100点満点で評価し、合計300点以上を論文審査合格とすることにした(2009(平成21)年より『大学院要項』に掲載)。2009(平成21)年入学大学院生より、10月最終週までに修士論文仮題目の提出を義務づけ、早期から修士論文への取り組みを求めた。さらに、副指導教員制の採用に伴い、2010(平成22)年入学大学院生より、所定の単位について、指導教員の担当する講義・演習および副指導教員の担当する講義、計16単位を必修とし、その他の講義を16単位以上と変更した。

〈9〉 法学研究科

法学研究科にはビジネス法学専攻の修士課程のみが設置されており、その教育目標は、「京都学園大学大学院学則」第1条の2において、以下のように明示されている。すなわち、「本大学院法学研究科は、ビジネス法学を基本としている。これは、企業法学にのみ限定せず、広く一般市民社会や国際社会を対象にし、現実に発生する社会現象を法的な観点から多角的に分析・探究する手法を用い、実社会における法の運用の担い手としての、ビジネス法学の専門家の養成をめざすものとする」というものである。これは、学部における法学教育を通じて築かれた法的知識とその実践的応用力とのもと、より高度な法的分析能力と法運用能力とを養い、もってビジネス法学の専門家の養成を目指そうとするものである。

本研究科では、所定の単位を修得し、さらに修士論文の審査に合格した者を、そのような高度なビジネス法学を修めた者と認定して「修士（法学）」の学位を与えることとした。学位授与方針を明確に文章化したものは残念ながら存在していないが、これが、本研究科において実質的に採用されてきた学位授与方針であり、むろん、本研究科の教育目標と整合的なものであるが、本研究科における学位授与方針を、明確な文章として提示する必要はあるだろう。

取得されるべき学習成果について、法学研究科所属教員による講義科目の場合には、科目毎の「到達目標」として『法学研究科大学院要項』の中に明示されている。修士論文の場合には、同要項の「8. 学位論文評価表」に掲載されている「修士論文評価表」の評価項目6点によって、学位論文を作成するさいに留意すべき点が示されている。具体的には、①引用文献が適切かつ正しく記載されている、②独創性があり、既存の研究成果が踏まえられ、既存見解と独自見解との区分が示されている、③記載された事実および論理に誤りがない、④事実関係の評価や結論に至る論拠が示されている、⑤論理一貫性があり、主張点が明確に示されている、⑥調査報告は、事実の報告にとどまらず、理論的または政策的含意が見られる、の6点である。これらの点を十分に満たしつつ、既存の学説状況を踏まえたうえで執筆者独自の見解を説得的に提示できるようになっていることが、修士論文作成による到達目標（学習成果）となる。

〈10〉 人間文化研究科

学位授与の方針は、京都学園大学大学院学則第15条に課程の修了、第16条に学位の授与が明記されている。また、学位授与に関する必要事項は、京都学園大学学位規程に定められている。

大学院人間文化研究科人間文化専攻修士課程において授与される学位は、京都学園大学学位規程第2条に定められているとおり、修士（文化研究）、修士（社会情報）、修士（心理学）である。修士の学位は、所定の単位以上を修得し、修士論文の審査および最終試験（口頭試問）に合格したものに対して、研究科委員会の議を経て授与される。なお、各コースにおける修士論文の評価項目と評価尺度（修士論文評価票）が『大学院要覧』に掲載されているが、社会情報コースを例に取ると、「(1) 形式の妥当性：修士論文としての形式上の諸要件を満たしているかどうか。文献、データ、資料の挙示の方法、書式は適切か、など。(2) 客觀性：論述は客觀的であるかどうか。先行研究をふまえているか、既存見解

と独自見解は区別されているか、データや資料を客観的に扱っているか、など。(3) 論理性：論述に論理一貫性があるか。論理の展開は妥当で一環的か、論理的な構成になっているか、適切な理論的考察がなされているか、など。(4) 独自性：専門的見地からみて意義のある独自性を含んでいるかどうか。」となっている。他コースも独自ではあるが同様の内容を含んでいる。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、バイオサイエンスと環境学を連携させ、「人とともに多様な生き物が共生できる環境（バイオ環境）」の実現を目指すことを教育理念としている（大学院学則第1章、第1条の2）。博士課程前期では、バイオサイエンスと環境学の連携をより深め、バイオ環境の視点から複眼的思考のできる高度な技術者を養成することを目標としている。博士課程後期では、グリーンバイオ技術とバイオ環境デザイン研究を深化・高度化させ、バイオ環境の新しい研究領域を開拓できる人材の養成を目標としている。

本研究科における教育研究方針と人材育成の考え方は、1) 高い専門性の養成、2) 異分野の教員も参加する指導体制、3) 複眼的思考力の養成の3点に要約できる。すなわち、技術者・研究者としては、まず高い専門性を持つことが重要であり、各大学院生が選択した研究分野で、その分野を深く学ぶことを基本とするが、広い視野を持った人材養成のための指導システムとして、各大学院学生に主研究指導教員と副研究指導教員（2名以上）を配置する。主研究指導教員は、各大学院学生が入学時に志望した研究分野の研究指導教員であり、副研究指導教員には、同じ領域で系を異にする教員と、領域を異なる教員を当てる。これにより、異分野の考え方から専門的課題を見つめることを学ばせる。また、複眼的思考力の養成のため、異分野の「専門基礎科目」積極的に学ばせ、さらに「関連科目」の受講により幅広い知識を身につけさせる。

博士課程前期では、研究分野関係科目（特別演習・特別研究）16単位、専門基礎科目8単位、関連科目6単位、科学英語4単位の合計34単位を取得し、修士論文の審査に合格した者に修士の学位を授与する。修士論文審査にあたっては、まず、研究科委員会が、論文調査委員の選出を行う。論文調査委員は、主調査委員（主研究指導教員があたる）と2名の副調査委員（研究科委員会で選出）で構成される。次に、論文調査委員は、研究科教員からなる数名の試問委員を選定する。そして、論文調査委員と試問委員が出席して、修士論文の公聴会を開催する。公聴会において、修士論文提出者はその論文内容を口頭で発表する。論文調査委員と試問委員は、公聴会において試問を行い、専門分野ごとに設けた審査基準により、修士論文研究で得られた成果が本課程の教育研究目標に合致しているか、独創性のある知見が得られているか、得られた成果は公表（客観的評価）されているか（あるいは公表が予定されているか）、論文が修士の学位を与えるに十分な内容を含んでいるか、などを判定する。また、公聴会は学外者を含めて広く公開し、参加者との質疑応答の内容も審査の対象とする。この公聴会が終了した後、論文調査委員は、修士論文の内容、公聴会での発表および試問・質疑応答に対する評価、論文審査結果等をまとめた「修士論文審査結果」を、研究科委員会に書面で提出してその要旨を口頭で説明する。研究科委員会では、論文調査委員からの説明を基に厳密に審議し、学位授与の可否についての投票を行い、出席者の2/3以上が「可」とした時に、修士（バイオ環境）の学位を授与するものとする。

なお、修士論文は冊子として本大学図書館に保管し、閲覧に供する。但し、修士論文が特許等の知的所有権の対象となる事柄を含む場合には、それに対応する措置がとられるまで閲覧を差し控えることができるものとする。

博士課程後期では、専門関係科目（「バイオ環境特別演習」と「バイオ環境特別研究」）の 24 単位を取得し、博士論文の審査に合格した者に博士の学位を授与する。博士論文審査は基本的には、修士論文の審査と同様の方法で行うが、異なるのは、公聴会での試問が、専攻内の全研究指導教員と、客観的な評価を担保するために研究科委員会が依頼する学外の有識者とによって行われる点である。

上記の内容については、大学院生へ入学時に配布している『大学院要項』に記載している。なお、論文審査の手順については、研究科委員会において「大学院バイオ環境研究科博士課程前期修士論文審査に関する申し合わせ」および「大学院バイオ環境研究科博士課程後期博士論文審査に関する申し合わせ」として定めた。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示に関しては、大学設置基準の教育課程の編制方針（第19条）に則り、各学部の状況に応じて体系的に教育課程を編成している。教育課程の編成方法（第20条）にもあるように、各授業科目を必修科目、選択必修科目および自由選択科目等に分け、各年次に配当編成している。

これらの科目群は学部内の学科や選択コースによってさらに細かくグループ分けされており、その中で修得すべき科目群と単位数が明示されている。これにより学部、学科、コースに応じた学修が効果的に誘導される仕組みが整備されている。

科目群の各年次への配当は入学年次の1年生ゼミ（各学部によって名称が異なる）による導入期教育から、基礎科目、入門科目群、上級生に対しての専門科目群、専門演習（ゼミ）に至るまで、学科、コースによってその科目群の名称や内容は異なるが、いずれも科目の修得すべき順序関係、科目間の関連性、入門・専門の別等に配慮しながら編成されており、その旨シラバスに明記している。学部、学科、コースによって各学年の必修科目群・選択科目群の単位数や科目はその特性に応じて異なるものの、全体としては上級生に進むにつれて選択の幅が出るように設計されている。ただし、理系のバイオ環境学部では、全ての学年にわたって修得すべき必修科目、実習科目が多いために文系学部とは異なる編成を取っている。

また、1年間は春学期と秋学期の2セメスターに区分され、学則、『履修要項』その他に明記している。各学期の単位、授業時間、授業期間に関しても、大学設置基準第21条、第22条、第23条を満たしている。単位は講義および演習科目は週1回開講90分授業の場合は2単位、実習科目は1単位と定め、教室での学習と授業時間外での学習により1科目あたりの学習時間を45時間となるように制度設計している。2010(平成22)年度からは1セメスターあたり15回の授業をシラバスに基づいて明確に実施しており、定期試験期間を別に設けている。また、セメスター毎の取得上限単位数は24単位であり、修得すべき科目数とのバランスに配慮している。ただし、後述するように、バイオ環境学部の取得上限単位数は年間50単位を超える場合がある。

大学院研究科では各研究科とも必修科目群、選択科目群を明示し、教育目標に沿って教育課程が合理的に編成されている。どの研究科も専門演習および論文指導（バイオ環境学部では「特別研究」）を中心に教育課程が編成され、個々の大学院生は指導教員の指導の下に研究活動を行う。

これらの教育課程の編成、単位数等はどの研究科においても『大学院履修要項』に明示されている。

〈2〉 経済学部

基礎学力課程に関しては、教育目標と厳密に対応する科目群が設定されている。修得すべき学習成果は、科目群の単位認定によって測られる。基礎経済学の科目群（日本経済入門、ミクロ経済学基礎、マクロ経済学基礎など）は必修化されている。1年生から2年生前半までは、各セメスターごとの課題がすべてのゼミで共通化され、レポートコンテスト

(1年生春学期)、プレゼンテーションコンテスト(1年生秋学期)、ディベート大会(2年生春学期)で成果を確認している。キャリア科目群(8単位以上修得)とそれ以外の教養科目群(32単位以上修得)という制約を課すことにより、学部独自のキャリア教育の履修を義務付けている。

専門学力課程に関しては、(1)3つのコース(社会と政策、経済と情報、ファイナンス)のいずれかを選択して経済学の専門知識を深める、(2)コースに依存しない必修科目群(16単位)を履修する、(3)選択必修科目群(コース科目群の中で重要な科目群が指定されており、その中から28単位以上を選択)が設定され、さらに、コースの科目群の中で選択必修科目群を含んで計52単位以上の修得が卒業要件となっている。(4)卒業論文の提出が必修化されている。これら(1)から(4)までの制約のもとで履修を行えば、専門学力課程の教育目標が達成されるように制度設計がなされている。

3つのコースにおける特色は以下の通りであり、各コースの学習内容を実現すべく、コース共通の必修科目群と、コース固有の選択必修科目群が配置されている。

「社会と政策コース」では、現在の生活と将来の世代に対する責任に関わる諸問題の背景と原因を理解し、その解決策を考えることを通じて、問題解決のために必要な基本的な視点と手法を学ぶものである。

「経済と情報コース」では、国際経済のグローバルな視点を身に付け、経済データなどの情報を活用する技術の習得を目指すものである。

「ファイナンスコース」では、世界経済や日本経済全体のおカネの動きを捉えるマクロ的な視点だけでなく、一つひとつの企業や家計のおカネの動きを捉えるミクロ的な視点も大切にしながら、生活を豊かにするためのおカネの運用について学ぶものである。

〈3〉 経営学部

本学部は経営学科および事業構想学科の2学科からなり、前者には経営コースと会計コース、後者にはアントレプレナーコースとスポーツマネジメントコースを設置し、経営情報関連科目を両学科共通の科目群としている。本学部の両学科を通じた教育目標は経営知識と実践の融合であり、それぞれのコースで特徴を付加している。たとえば、経営コースでは人事管理をはじめ企業活動全般、会計コースでは簿記の実務から企業経理および監査、アントレプレナーコースでは起業家や事業継承者の育成、スポーツマネジメントコースではスポーツ分野の企業で組織運営やNPO活動などの知識を重視した科目を設置して、学部および学科の理念とコースの特徴を合わせた教育課程を編成している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示に関しては、次の通りである。本学部両学科とも、5セメスターと6セメスターに開講されている「研究ゼミⅠ」を必修としているだけでなく、2010(平成22)年度から必修科目を追加した。これは本学部の特徴でもある、2年生になる時点で学科選択を行うという課程方針に基づくものである。つまり、経営学科と事業構想学科の違いを理解させ、その上で学科選択を行わせるという趣旨である。そのため、1セメスターでは「経営学総論」、2セメスターでは「事業構想概論」を必修科目とした。同時に「入門簿記」も登録必要科目とし、経営知識の基礎科目に関しては全員が受講する形にあらためた。また、専門科目も基礎科目と発展科目に仕分け、基礎部分は選択必修という形で基礎知識を身につけた上で発展科目群を受講するような教育課程に変更

した。これらの変更はすべて学部教務委員会および教授会で承認を受け、オリエンテーション、『履修要項』やホームページに明示し、学生に周知をはかっている。専門科目以外にも、1年生には「総合英語1」「総合英語2」、「パソコン入門」などを登録必修科目としている。本学部は少人数教育を重視し、1年生から4年生までゼミに所属し、ジェネリックスキルの育成からキャリア形成へとつなげている。上記の件はすべて学則として明示され、卒業判定等で確認されている。

卒業要件として124単位を設定し、各学期の履修登録上限を24単位と設定することにより、無理なく4年間の8セメスターで卒業要件を整えられるように設計している。本学部の場合は、専門科目を中心にゼミ科目群および経営科目群で64単位、学部共通科目を中心に一般科目で40単位、そして各自の将来目標に合わせて自由に裁量できる20単位から構成されている。また経営学部卒業という社会が求める基本的知識を得られるように、先に述べたように、卒業要件には必修科目や選択必修科目を設けて、教育の質保証に努めている。

〈4〉 法学部

法学部では、教育目標と学位授与方針を策定したさいに、教育課程の編成・実施の6方針を同時に定め、以下の通りとしている。①入門科目から応用展開科目まで、法的知識に基づく論理的思考力を順を追って身につけることができるようなカリキュラム編成とする。②1年生時における導入期教育から上級生時における専門教育に至るまで、全学年に渡つて少人数教育を受ける機会を重視し、教育効果のさらなる向上に努める、③コース制の導入により、将来の進路をふまえた効果的な学習ができるようにカリキュラムを配置する、④就職活動を支援するための演習を設置し、就職に対する意識を高めるとともに健全な職業観を育てる、⑤リーガルキャリア科目の充実により、公務員試験対策・資格試験対策にも配慮する、⑥正課の講義と課外講座を連動させることにより、学問としての法学の学習と進路確保のための法学の学習を関連づけ、理解度を高める。以上は、本学部の教育目標の達成を目指すためのみならず、合わせて、本学部の教育を通じて習得したビジネス法学の法的知識を生かせるような職業に対する就業意識の育成をも目指そうとするカリキュラム編成の、基本方針となっている。なお、この教育課程の編成・実施方針は、本大学ホームページの法学部ページにおいて明示されている。

本方針の①②③は、ビジネス法学教育をより効果的に行うための工夫であり、学力的にも動機付けの面でも多様化した学生に対応するために、基礎から始まり順に応用へと進めるような教育課程を編成しようというものである。特に③のコース制は、ビジネス法学教育を個々の学生が卒業後に希望する進路に連づけて行うことによって、より効果的に実施しようというものである。法職、公務員、警察・消防、民間企業の各コースには、卒業後の進路を意識した科目履修を促すための「コース制履修モデル」を設置し、個々の学生の進路選択に対応した履修を順序立てて行えるようにしている。④⑤⑥は、希望する進路に進むために必要となる実践的な学習を、効果的に実施するための仕組みである。

法学部では、法学部固有科目を、1~2セメスターで履修すべき入門科目、3~4セメスターで履修すべき基礎科目、5セメスター以上で履修すべき応用・展開科目、4年間を通じて開講される演習に区分し、入門から応用まで順序だった履修ができるように体系化してい

る。これらの科目のうち、法学部入学後に初めて法律を学ぶ場となる入門科目、すべてのセメスターにわたって開講される演習については、必ず登録して学ばなければならない登録必要科目に設定している。少人数教育の場として極めて重要な演習については、卒業までに 8 単位以上履修していることを卒業要件としている。これら以外の科目は、学生自身の希望進路に応じて選択すべき選択科目としている。なお、法学部固有科目はすべて 2 単位である。なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、すべて『法学部履修要項』に明示されている。

＜5＞ 人間文化学部

人間文化学部の教育目標に基づき、『履修要項』において教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数等が明示されている。

(1) 教育課程は A 群（学部共通科目）、B 群（人間文化科目）、C 群（学科基礎科目）、D 群（学科専門科目）、その他の科目（他学部科目、免許・資格課程科目）に区分されており、入学時から学生の所属は各学科専攻に分かれるものの、幅広い学修が体系的、順次的に行われるよう配慮している。内容的にも、汎用的スキルの育成を目的とした導入期教育、専門教育を俯瞰できるもの、キャリア教育に特化した科目を適切な時期に配置し、また、特に重要な専門科目（ゼミ・実験・実習等）については、登録指定科目（必ず履修しなければならない科目）としている。さらに、フィールドワークや地域の住民、諸機関との連携を伴う活動を行うこともシラバス等に明示している。

(2) 各学科・専攻における各科目の必修・選択は、各学科・専攻ごとに決められており、心理学科では、すべて選択科目である。その他の 3 学科では、D 群（学科専門科目）の卒業研究は必修であり、その他の科目は選択である。このように、ほとんどが選択科目ではあるが、体系的な履修となるよう配慮されている。『A、B、C、D 各群（A から D に向かって、専門性のグレードが上がるよう科目が配置されている）には、修得必要単位数が定められており、それに従って履修すると、各学科専攻の教育目的に沿いつつ、各自の興味を反映しながら体系的に履修ができる。

(3) 授業形態としては、講義、演習（ゼミ）、語学授業、実験・実習、スポーツ実技が行われており、一方的に知識・技能を教え込むのではなく、双方向の教育が可能になるよう配慮されている。授業時間以外の学習については、シラバス上で「準備学習についての指示」を記載しているものの、実質的な成果を得るために方策については今後さらに検討しなければならない。

卒業に必要な単位数は、A 群（学部共通科目）では外国語 4 単位を含め 18 単位以上、B 群（人間文化科目）では 28 単位以上、C 群（学科基礎科目）では 24 単位以上、D 群（学科専門科目）では、心理学科以外の学科・専攻は卒業研究を含めて 36 単位以上、任意科目 18 単位以上とし、卒業に必要な単位数を 124 単位以上として定め、『人間文化学部履修要項』に明示されている。

＜6＞ バイオ環境学部

毎年、春のオリエンテーションで全学生に配布する『履修要項』に学科ごとに必修科目名を記載し、また「科目一覧表」において、開講している全科目の一覧を、科目区分、配

当年次別に記載し、必修科目を太文字で記載し、科目のあとに単位数を記載している。各科目の内容については、その後のページにシラバスを記載している。

教育目標を達成するため、必修の科目を多く配している。バイオサイエンス学科においては、1年次において、「フレッシュマン・セミナーⅠ・Ⅱ」「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」「科学英語Ⅰ・Ⅱ」「バイオサイエンス概論」「作物栽培実習」の合計14単位が必修である。2年次には「科学英語Ⅲ・Ⅳ」「キャリアデザインセミナー」「基礎バイオサイエンス実験」「バイオ環境事業見学実習」の合計9単位が必修、3年次では「有機化学実験」「分子生物学実験」「応用微生物学実験」「食品・栄養科学実験」「植物バイオ実験」「専門外書講読A・B」の合計24単位が必修、4年次では「専攻演習」「卒業研究」の合計12単位が必修である。バイオ環境デザイン学科においては、1年次では「環境科学基礎演習」「環境科学基礎実験」「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」「科学英語Ⅰ・Ⅱ」「作物栽培実習」の合計14単位、2年次では「科学英語Ⅲ・Ⅳ」「バイオ環境事業見学実習」の合計5単位、3年次では「専門演習A・B」の合計4単位、4年次では「専攻演習」「卒業研究」の合計12単位が必修であり、これに加えて、教養科目では「数学」「物理学」「化学」「生物学」「地球科学」など22単位の中から10単位が選択必修で、専門科目では「保全生態学」「環境水質学」「都市環境論」などの76単位の中から40単位が選択必修になっている。これにより、教育目標に沿った履修が行われるように誘導している。

1年間に履修登録できる単位の上限は、1年次が48単位、2年次が52単位、3年次が56単位、4年次が40単位であり、2年次と3年次において上限が50単位を超えている。これは、4年次で「卒業研究」に集中できるようにするためである。このため、4年次での上限を40単位に減らすとともに、3年次終了時点において取得単位が100単位に満たない学生は原則として4年次に進級させないという制度を設けている。また、学修の質を担保するため、必修科目の割合を高くするとともに、厳格な成績評価を行っている。

〈7〉 経済学研究科

教育課程の編成・実施方針は、以下のように大学院要項に明示されている。「経済社会の現実やその動向を注視しながら研究を進めるという実証研究の重視の観点から、基礎理論分野のみならず、定性的・定量的に経済社会を分析し、問題解決のためにその成果を応用することを主眼に教育課程を組み立てている」。教育目標と整合的であり、授業科目の履修による専攻分野の体系的な勉強と、修士論文の作成に関する研究の掘下げを明示している。

具体的には、32単位以上の修得と修士論文の提出が求められている。32単位の内訳は、指導教授の講義と演習(計12単位)、ならびにそれ以外の科目を20単位以上となっている。科目群は、理論分野と政策分野に大別される。理論分野では、ミクロ、マクロ、定量分析のための計量経済をはじめとする経済学の基本的な学習を行う。経済学の応用問題である政策分野において、具体的な問題を解析し、修士論文の題材を求めることがある。

「税理士養成コース」は、経済、経営、法の3研究科の科目群からなる共通コースである。税法を経済、法学研究科で学び、財務諸表などの会計分野を経営学研究科で学ぶことができる。

〈8〉 経営学研究科

本研究科では、修了要件の一つである、修得すべき所定の単位を 32 単位以上と定め、そのうち指導教員の担当する講義・演習(2 年間継続)の計 12 単位を必修とし、このほか 20 単位以上を他の講義科目により取得することと定めている(大学院要項)。2010(平成 22)年、副指導教員制の導入に伴って、必修科目を 16 単位、その他講義を 16 単位以上と変更した。

2008(平成 20)年には、大学院生の問題関心・研究課題の拡がりを受けて、講義科目を新設・拡充したが、併せて研究科固有の講義科目を経営管理・会計・情報の各科目群に分類した。このように講義科目の拡充をこの 3 方向で進めようとするものである。なお、2009(平成 21)年税理士養成コースの設置により、同コース所属大学院生は経済学分野 9 科目・経営学分野 5 科目(セメスター科目としては 10 科目)・法学 12 科目の中から選択できることになった。

修了要件の大きな柱である学位論文については、従来、学位論文の指導は、2 年次の 6 月末までに「学位論文論題」を提出し、提出期限をその 1 月 16 日と定め、2月初旬には演習担当者(主査)と 2 名の副査からなる審査委員会を組織して審査・口頭試問を実施するという日程で進められてきた。しかし、これはともすると演習担当者・指導教員に集中的に大きな負担を強いた。経営学研究科では、2008(平成 20)年 11 月 27 日に修士論文中間報告会を実施し、大学院担当者全員が参加して、修士論文作成者の報告に対して批評や助言などの指導を行った。2009(平成 21)年から大学院要項に盛り込み、この中間報告を大学院生に義務づけた。また、2009(平成 21)年から 1 年次 10 月には修士論文仮題目の提出を義務づけ、研究科関係教員がそれぞれの領域から隨時大学院生の研究指導を行うよう要請した。さらに 2010(平成 22)年には、副指導教員制を導入し、修士論文の指導を演習担当者だけに依存するのではなく、研究科として組織的指導体制の構築に向けて改善に努めている。他方、演習は永らく「経営学原理」・「中小企業経営論」・「会計学」・「経営史」・「NPO」の 5 科目であったが、2010(平成 22)年より新たに演習担当者(いずれも本学専任教員)を得て、「マーケティング」・「起業論」・「管理会計論」などの不開講科目を復活することができ、計 8 科目の演習科目を開講した。これらにより、特定教員に修士論文指導が集中することを幾分なりとも緩和することができた。いずれも、大学院要項に掲載して、内外に明示している。

〈9〉 法学研究科

法学研究科では、上述の教育目標のもと、「法理論についての基礎的知識を身につけるだけでなく、企業や行政などのビジネス現場でどのような法的問題が生じているかをよく理解し、実務的問題を解決するための能力を高める」ことができるような教育課程を編成し、実施することとしている。教育目標と整合的な方針である。ただし、このような教育課程の編成方針・実施方針は、『法学研究科大学院要項』「2. 法学研究科の設置目的」(3 頁)において示されてはいるものの、明確に文章化された方針として存在しているわけではない。これらについても、明確な文章化を施す必要があるといえる。

具体的な教育課程(カリキュラム)には、行政上の法的諸問題を研究する「公法関係」の講義科目、消費者契約や不動産取引など一般市民生活に密着した法を研究する「民事・労働法関係」の講義科目、企業組織や金融取引など企業活動に関係する法を研究する「商事法関係」の講義科目、国家間の関係や企業の国際活動に関わる法を研究する「国際法関

「係」の講義科目、「刑法関係」の講義科目、「外国書講読」、修士論文の作成指導を行う「演習」が設置されている。これらの教育課程の運用を通じて、本研究科における教育目標の達成を目指している。

講義科目の場合、すべては「選択科目」となっており、院生の研究課題に応じて自由に選択して学習できるようにしている。演習の場合には、指導教授による演習を修士1年生の第1セメスターから修士2年生の第4セメスターにわたって継続して履修し、修士論文を完成させることが「必修」となっている。全授業科目について、単位数は2単位である。なお、必修・選択の別、単位数については、『法学研究科大学院要項』に明示されている。

〈10〉 人間文化研究科

人間文化研究科の教育目的に基づき、大学院要項において教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数等が明示されている。

本研究科では、まず、すべてのコース（文化研究コース、社会情報コース、心理学コース、臨床心理学コース）に共通の必修科目として人間文化基礎特論（2単位）を設置し、本研究科の教育目的である、人間の心理、社会の様相、文化の機能を多角的に理解させる授業科目としてよう配慮している。そして、選択必修科目から研究演習8単位を含めて20単位、選択必修科目および選択科目から10単位以上、合計32単位以上修得し、修士論文の審査および最終試験に合格したものを修了の要件としている。修士論文のテーマ・内容は各コース（専攻する分野）に相応しいものとしている。

特に、臨床心理学コースでは財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定校の認可を受けており、臨床心理士を養成するために必要な必修科目を16単位（人間文化基礎特論を加えると18単位）修得することとしている。そして、選択必修科目から研究演習8単位を含む10単位、選択必修科目および選択科目から4単位以上、合計32単位以上修得し、修士論文のテーマ・内容は臨床心理学に関するものとしている。

〈11〉 バイオ環境研究科

博士課程前期は、「研究分野関係科目」16単位必修、「専門基礎科目」8単位選択必修、「関連科目」6単位選択必修（環境倫理学特論は必修）、「科学英語」4単位必修である。

「研究分野関連科目」は、大学院生が所属する研究分野において、修了までの2年間を通じて行われるものである。「研究分野関連科目」には、「特別演習」（8単位）と「特別研究」（8単位）があり、「特別研究」は大学院生の主研究指導教員が、大学院生の研究テーマに基づく実験・実習の指導や修士論文作成に向けての指導を行う。「特別演習」は主研究指導教員および主研究指導教員と同じ研究室の教員が、研究テーマに関する論文の講読の指導や、専門知識の伝授を行う。

「専門基礎科目」では、本研究科の各研究分野に関わる基礎的な内容を講義する。この科目は、各大学院生が幅広い学問的視野をもち、複眼的思考ができるようにすることを目的としたものである。10科目ある講義のうちのどれを選択するのかは、各大学院生の研究指導教員グループの助言・指導に従って決定する。

「科学英語」は、高度な研究者・技術者に要求される専門英語を読み・書き・聞き・話す能力を付けさせるものであり、必修である。

「関連科目」は、広い視野を養成するための科目であり、どれを選択するのかは、各大学院生の研究指導教員グループの助言・指導に従って決定する。

博士課程後期においては、大学院生が所属する研究分野において、修了までの3年間を通じて行われる「特別演習」12単位と「特別研究」12単位が必修であり、その他の科目はない。

上記の内容については、大学院生へ入学時に配布している『大学院要項』に記載し、入学時のオリエンテーションで説明するとともに、主研究指導教員が各大学院生に対して、この内容を周知させている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は大学構成員に周知され、社会にも公表されている。大学設置基準にある情報の積極的な提供（第2条）「当該大学における教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供」の周知をはかっている。

各学期はじめにオリエンテーション期間が設けられ、学生たちに『履修要項』に従って周知がはかられている。学部によっては、成績配布を兼ねたゼミ教員による個別指導が行われ、そこで履修科目選択、卒業までの段階的学習方法などを指導している。

教育課程の編成・実施方針の社会への公表に関しても、大学設置基準第2条の2に従い、教育目標と合わせ公表している。教職員および学生には学則や『履修要項』、学生情報共有システム「京学なび」を通じて周知をはかっている。教育課程の編成、学科やコースのカリキュラム、シラバス等はホームページ上にも分かりやすく公表している。また、要約版は大学入試パンフレットにも引用し、高校生にも理解ができるように配慮している。

大学院研究科に関しては、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を入学時に配布している各研究科『大学院要項』に記載している。これらの内容は、ホームページに記載して公表している。

〈2〉 経済学部

学部のホームページや『履修要項』により教育目標と学位授与方針が周知されている。実施方針は、春・秋の各セメスター開始時に学生に履修説明を行っている。教員は毎年のカリキュラム改編を行う過程で認識を深めている。

〈3〉 経営学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は大学構成員に周知され、社会にも公表されている。大学設置基準にある情報の積極的な提供（第2条）「当該大学における教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している」という法に則り、周知をはかっている。具体的には、各学期はじめにオリエンテーション期間が設けられ、学生たちに周知がはかられている。また、成績配付を兼ねたキャリアアップ指導という制度があり、ゼミ教員が各学生に対して成績を配付しながら履修状況の確認や各自のキャリア形成に則した履修科目の選択、卒業までの段階的学習方法などを指導し、本学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針などを学生に周知している。また、大学の制度を十分に理解できていない新入生に関しては、入学式直後に全体のオリエンテーションとは別に、ゼミ教員から個人指導が行われ、4年間にわたる教育目標や学位授与方針が説明されている。

教育研究上の目的の公表に関しても、大学設置基準第2条の2に従い、本学部の学科別に人材の養成に関する目的等をディプロマポリシー やカリキュラムポリシーとして定め、公表している。また、各科目のシラバスに関しても、すべて公表している。教職員および

学生たちには本学部の学則や履修要項、「京学なび」を通じて明示し周知をはかっている。ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、シラバス等はホームページ上にも公表し、本学部に関心を寄せている高校生だけでなく社会一般の方々にも周知している。

〈4〉 法学部

教育目標については、「京都学園大学学則」の第1条の2に、明記されている。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のすべてについては、本学ホームページの中の法学部ページに掲載されている。

教職員に対する周知という点についていえば、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のすべてが、法学部教員と法学部教務関係を担当する事務職員とが参加する会議で策定されたものであることからみて、十分に周知されていると考える。

法学部学生に対する周知という点についていえば、『法学部履修要項』の巻末に「京都学園大学学則」の一部が抜粋されて掲載されており、教育目標について確認できるようになっている。また、同要項の「I. 法学部カリキュラムについて」「1. 法学部の教育目標」には、法学部の教育目標を分かりやすく説明した文章が掲載されている。よって、『法学部履修要項』に目を通す学生についてであれば、教育目標の周知は十分になされているといえる。さらに学生への周知徹底を図るために、教職員側から学生に対して、今よりも積極的に周知活動を行う必要があろう。また、『法学部履修要項』には記載されていない「学位授与方針」と「教育課程の編成・実施方針」についても、履修要項への記載、あるいは口頭でのアナウンスなどを通じて周知していくことが必要である。新年度開始時に新入生を対象として実施される教務関係のオリエンテーション等において、教務主事から十分にアナウンスすることがまずは重要である。

社会に対する公表についていえば、主として本学ホームページの法学部ページを通じて行っている。法学部ページを見ていれば容易に気が付く箇所に「教育目的と方針」というリンクを張ってあり、たとえ学外者であったとしても、簡単にアクセスして一度にすべてを確認できるようになっている。社会に対する周知方法としては十分に有効なものであると考える。

〈5〉 人間文化学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、人間文化学部の『履修要項』に明記されている。『履修要項』は、学生と教職員に配布され、春学期と秋学期開始前の履修説明会（オリエンテーション）において、教務委員および教務課員によって説明されているので、大学構成員（教職員および学生等）に周知されていると考えられる。

また、教育目標、学位授与方針および教育課程については、『大学案内』をはじめ、各学科のリーフレット、ホームページにおいて説明されているので、一般の方々、社会に対して公表していると言える。

＜6＞ バイオ環境学部

毎年、春のオリエンテーションで全学生に配布する『履修要項』に、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が記載されており、配布時に内容の説明を行っている。また、この『履修要領』は教職員にも配布されている。

しかし、『履修要領』に記載されている教育目標については、内容的に学生には理解が難しいと思われる点があるので、説明の文章の見直しや、オリエンテーション時の説明の工夫などを行い、学生の理解度を高める必要があると考えられる。また、学生が教育目標を理解しているかを評価することはこれまで行っていないので、今後は、理解度を評価する方法を考案して、現在の周知方法が有効に働いているかどうかを評価し、その結果にもとづいて、周知方法を工夫していくことが必要であると考えられる。社会への公表方法としては、ホームページを活用し、学部の理念・目的、授業科目の一覧、学年ごとの時間割、学位授与方針を掲載している。このホームページは、外部から容易にアクセスできるものであり、周知方法としては有効と考えるが、学部の理念・目的については、難解な内容があるので、これをさらにわかりやすく書くとともに、写真や図などをうまく配置して、理解しやすいようにする工夫が今後必要であると考えられる。

＜7＞ 経済学研究科

大学院要項に示されるとともに、大学ホームページにも記載され、公表されている。学内・学外を問わず、大学院入試説明会に来た進学希望者には、十分な説明をしている。4月の履修登録において、入学者には、演習担当者や研究科選出の教務担当の委員が大学院要項をもとに、修士論文作成の留意点や授業科目登録について、アドバイスならびに説明を行っている。

社会への公表方法としてはホームページを活用し、学部の理念・目的、授業科目の一覧、学年ごとの時間割、学位授与方針を掲載している。

＜8＞ 経営学研究科

『大学院要項』は、「経営学研究科設置の目的」「授業科目および担当者一覧」「学位論文について」「経営学研究科学年暦」、本学大学院学則および本学学位規程を掲載し、「講義概要(シラバス)」を併載して毎年改訂・作成し、研究科院生・教員を始め学内外各所に配布している。とりわけ大学院生に対しては、入学式直後に、新入生と研究科全教員・担当職員が一堂に会して、大学院要項を用いて丁寧に大学院生のオリエンテーションを実施してきた。概ね、研究科長より、本研究科の目標とするところ、修了要件、学位論文、2年間のスケジュールなどを説明し、各担当教員よりそれぞれ演習・講義について、その目標、指導・評価の方針などを説明し、研究科各自の指導教員の確定と進めている。この直後に、指導教員ごとに分かれ、演習指導の方針を伝え、大学院生の希望を聴取し、具体的に講義科目を含めた受講計画を作成している。

＜9＞ 法学研究科

法学研究科の教育目標については、「京都学園大学大学院学則」第1条の2に明示されている。学則のこの部分は、『法学研究科大学院要項』の中に抜粋として収録されてもいる。

また、同要項の「2. 法学研究科の設置目的」(3 頁)にも、教育目標を分かりやすく説明し直した文章が記載されている。本学ホームページの法学研究科ページにおいても、「研究科コンセプト」として同様の説明が掲載されている。

学位授与方針は、明確な文章化が十分には施されていないものの教育課程の編成・実施方針については、『法学研究科大学院要項』「2. 法学研究科の設置目的」と本研究科ホームページで公表されている。

教職員に対する教育目標の周知という点についていえば、「大学院学則」や「大学院要項」、あるいは研究科委員会を通じた周知が十分になされているといえる。院生に対する周知という点についてみても、入学時に行われるオリエンテーションにおいて、『法学研究科大学院要項』等を用いながらの周知徹底を図っており、在籍する学生数の多い学部に比べれば、遙かに徹底した周知がなされている。

明確な文章化が施されていない「学位授与方針」と「教育課程の編成・実施方針」についても、口頭で情報を伝達できる関係にある教職員や院生に対する場合には、教育目標の場合と同様、十分な周知がなされている。

一般社会に対する公表は、本研究科ホームページを通じて行っている。どのような教育目標を掲げているかについては十分に示すことができているが、「学位授与方針」については触れられていない。「教育課程の編成・実施方針」については、設置科目を一覧表にして示してあるものの、方針を十分には示せていないようと思われる。法学研究科のホームページについては、さらなる充実を図ることが必要である。

〈10〉 人間文化研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『大学院要項（人間文化研究科）』に明記されている。『大学院要項（人間文化研究科）』は大学院生と教職員に配布され、履修説明会（オリエンテーション）において説明されるので、教職員および大学院生に周知されている。

また、教育目標、学位授与方針および教育課程については、『大学院案内』や大学・大学院ホームページにおいて説明されているので、一般の方々、社会に対して公表していると言える。

〈11〉 バイオ環境研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学院生へ入学時に配布している『大学院要項』に記載している。この要項は、本研究科の全教員と教務課の職員にも配布している。

しかし、『大学院要項』に記載された教育目標については、相手が大学院生とはいえ、理解が難しいと思われる内容があるので、説明の文章の見直しや、オリエンテーション時の説明の工夫などを行い、教育目標を大学院生が十分に理解するように方策を検討する必要があると考えられる。また、主研究指導教員を通じて、教育目標への理解を深めるような指導を行っていく必要があると考える。さらに、今後は、大学院生の理解度を評価する方法を考案して、現在の周知方法が有効に働いているかどうかを評価し、その結果にもとづいて、周知方法を工夫していくことが必要であると考えられる。

これらの内容は、ホームページに記載して公表している。これらの内容は、本研究科を新設するにさいしての申請書類の中の「設置の趣旨」に記載したものであり、この「設置の趣旨」は、研究科の全教員に配布してある。また、文部科学省のホームページにおいても公表されている。これらのホームページへは、誰でも容易にアクセスできるものであり、周知方法としては有効と考えるが、「設置の趣旨」を記載した文書は理解が難しい部分があるので、これをわかりやすく解説するための文をホームページに追加するとともに、写真や図などをうまく配置して、理解しやすいようにする工夫が今後必要であると考えられる。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

学校教育法の自己点検・評価及び認証評価制度第 109 条には、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」とある。

本学では毎月定例で開催される教授会、大学教務委員会、各学部教務委員会において、ほとんど毎年度点検が行われ、教育課程の再編成、実施方針を修正・改革している。毎年のカリキュラム編成は例年 10 月までに次年度の全てのプログラムが完成できるよう努めている。各学部の教育課程の編成・実施方針の見直しは個別の科目担当や、開講・不開講などのレベルでは日常的に実施されているが、大がかりなコースの見直しや、教育課程編成の見直しも数年ごとに実施されている。特にコースの統廃合などを伴う変更は適用年度と在学生への不利益変更がないような配慮、教務関係のコンピュータシステムの対応などに十分配慮して実施される。例えば、最近数年、各学部ではリメディアル教育プログラムの拡充が入門ゼミや各種入門科目群で実施され、英語科目や数学などグレーディングと小クラス編成をきめ細かく設計した。また、近年の就職状況の厳しさに対応して、経済学部や法学部では一般ゼミに並行してキャリアゼミ（キャリア教育のためのゼミ）を開設している。バイオ環境学部では、2010(平成 22)年度から実施された新カリキュラムには、キャリア教育関連科目の充実がはかられている。また、2011(平成 23)年度から教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）」が義務化されるなど大学設置基準の変更に対応した見直しも当然全学のカリキュラム変更に反映される。

これらの検討は主に大学教務委員会および、学部教務委員会が担い教授会の議を経て実施されるが、いくつかの科目群については専門プログラムに検討を依頼する。これらのプログラムとしては英語教育、生涯スポーツ、情報教育などの科目群がある。この他に教職免許、図書館司書課程などの資格免許課程プログラムも隨時、点検検証を求めている。

バイオ環境学部は 2006(平成 18)年度開設で 2009(平成 21)年度完成を迎えるに学生の実情に合わせてカリキュラムを大幅に改訂し、学習目標の明確化をはかった。また、人間文化学部では心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科が 2011(平成 23)年度まで、国際ヒューマン・コミュニケーション学科が 2012(平成 24)年度までが設置計画履行中となっている。当該学科では文部科学省への教育課程の編成・実施に関する申請を逸脱することがないよう若干の手直しにとどまっている。

学位の評価と授与に関する実施にさいしては学部教授会で全学生の成績がリストされ、個々の学生の認定要件が審議、発表される。自らの成績に疑義がある学生は成績表記調査を申請することにより、成績内容の確認および修正を求めることができる。

大学院研究科における教育課程の編成・実施に関する点検見直しは大学院委員会、各研究科委員会において隨時検討され科目担当者の変更、論文審査の方法など比較的小規模な見直しが実施されている。修士論文の審査は中間発表の実施や、ピアレビューの導入など厳正に実施されている。

＜2＞ 経済学部

毎年のカリキュラム改編時に教育目標、学位授与方針が確認され、編成・実施方針の適切性は、必修化と関連させてカリキュラム見直し時に検証される。

また、毎年、大学の事業計画策定時に教育目標などが検証され、新年度に大学ホームページに掲載される。

＜3＞ 経営学部

本学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎月1回定期的に開催される学部教授会において、その適切性について定期的に検証を行っている。具体的には、大学教務委員会および学部教務委員会での審議経過が報告され、必要に応じて学部教授会で審議事項または報告事項として、学部長または教務主事より提案あるいは報告がなされている。いずれの項目に関しても、必要に応じて質疑応答がなされている。

毎回の教授会で審議または報告された案件に関しては「教授会議事録」にまとめ、次回の教授会で審議事項として扱い、構成員全員の合意による確認作業を行っている。最終的に決定した事項は、必要に応じて『履修要項』や『シラバス』等にも反映させている。

このような一連の手順を踏まえることにより、学校教育法で示された教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性が教職員だけでなく、学生にも確認されている。

＜4＞ 法学部

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のうち、教育目標と学位授与方針は昨年策定されたばかりのものであり、その動向を見守っているところである。

他方、教育課程の編成・実施方針については、毎月開催されている法学部教務委員会において、その適切性に関する定期的な検証を行っている。その結果として修正を加えることが必要であるという判断に至った場合には、学部教務委員会で修正原案を作成し、それを教授会審議にかけ、承認後に修正を施すという手続きを取ることになる。もちろん、教授会審議において、教育課程の編成・実施方針の何らかの部分に対する修正の必要性が提起されることも往々にしてある。そのような場合には、その提案を法学部教務委員会が引き取り、検証を加えることになる。教育課程の編成・実施方針の検証については、法学部教務委員会と法学部教授会の間を往復するようなオープンなプロセスが機能していることになる。

また、教育課程の「実施方針」については、学部教務委員会と法学部教授会だけでなく、学期中に月に一度の割合で開催されている「演習担当者会議」において、定期的な検証を行っている。演習担当者会議は、主として登録必要科目担当者が中心となって開催されるものであり、1年生春学期の基礎演習Aと入門科目の担当者が合議するもの、1年生秋学期の基礎演習Bと入門科目の担当者が合議するもの、2年生春学期の基礎演習Cの担当者が合議するもの、3年生春学期のキャリアゼミ担当者が合議するものがある。そのすべてに法学部教務主事とFD委員が参加し、各担当者が担当している演習や講義の内容について、担当者同士が相互に意見交換をしながら実施方針の適切性について、検証を加えることに

なっている。それらの結果として、教材開発、その相互利用の促進、教授方法の改善等が実現されることも多い。時には教育課程の編成方針の変更につながるような議論に発展することもあり、そのような場合には、その議論を法学部教務委員会が受け継いで検討を加えることになっている。

〈5〉 人間文化学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学教務委員会および学部教務委員会において、次年度の教育課程の計画を立案するにあたって、毎年点検し、検証を行っている。また、それに加えて各学科専攻ごとにも随時検討し、その結果として科目の追加等を行っており、よりよい教育の内容のあり方を求める続けていると言える。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部は 2006(平成 18)年に開設されて、2009(平成 21)年度で完成年を迎えた。この 4 年間は設置の趣旨に従って教育を行い、2009(平成 21)年度末に第 1 期生への学位の授与を行った。教育課程の編成・実施方針については、2009(平成 21)年度に見直しを行った結果、設置の理念を変更する必要はないが、カリキュラムは、変更の必要性が認められたので、学部・学科内での会議を頻繁に開いて討議を重ねて変更を行い、2010(平成 22)年 4 月入学生から新しいカリキュラムによる教育を開始した。2009(平成 21)年度末までのカリキュラムは、学部の設置申請時に作ったものであって、まだ学生が入学していない時に作ったものであるため、実際に学生を受け入れてみると、入学生の学力と教育内容との間に齟齬があり、導入期教育に修正の必要があった。このため、導入期教育を中心にカリキュラムの修正を行った。新カリキュラムの適切性については今後、定期的に検証して、改良を図っていく。

〈7〉 経済学研究科

教員の異動にさいし担当科目の変更の問題が発生することが多く、毎年のカリキュラム編成時には、どのような教育を提供できるかが研究科委員会で議論され、毎年度改訂し、実施している。専攻名称を「地域政策」から「経済学」に 2010(平成 22)年度から変更したのも、教育内容と人的資源とのミスマッチが問題となっていたからである。不斷に検証を行っている。

〈8〉 経営学研究科

本研究科は、毎月のように担当教員全員を構成員とする研究科委員会を開催している。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの問題は本研究科の存在意義に直結し、研究科委員会の審議事項として取り上げている。2008(平成 20)年には修士論文の中間報告会を同年秋に実施した。さらに、シラバス記述内容の充実・統一を議論して次年度から実施することにしたほか、2009(平成 21)年 2 月の修士論文の審査から審査報告書の様式を変更し、同年には 1 年生の夏期休暇明けには修士論文仮題目の提出を義務化した。また、2010(平成 22)年には、修士論文の質保証・向上に資する手立てにつき意見交換を行

い、さらに FD 研修会を開いて修士論文の形式的部分の指導と「修士論文執筆要領」(案)について協議し、同要領をまとめ上げ、早速これを、修士論文論題を提出した 2 年生に対して指導した。このように研究科委員会は、専門委員会を組織していないが、審議機関としても、実行機関としても機動的に活動し得ている。

〈9〉 法学研究科

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のうち、教育目標と学位授与方針に関する検証は、研究科委員会において定期的に行われている。今年度に入ってからは、学位授与方針に関する議論が研究科委員会等において頻繁になされるようになっており、演習の在り方や修士論文の審査基準等についての見直しがなされている。

教育課程の編成については、年度末にかけて、学部教務委員会と研究科委員会において定期的な検証が行われている。同じく実施方針については、必要に応じて開催される大学院 FD 研究会と毎月開催される研究科委員会の双方において検証が行われている。

〈10〉 人間文化研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各コースにおいて、毎年、次年度の研究科の教育課程の計画を立案するさいに点検し、検証されており、教育目標、学位授与方針に従って、教育課程の編成や実施方法を変更する場合には、本研究科委員会に提案され、審議（点検）された後、決定されている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成 22)年 4 月に開設されたもので、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に沿った教育を始めたところである。本研究科が完成年次を迎えるまでは、当初の目標・方針に沿った教育を行う。目標・方針の適切性の検証については、完成年次を迎えた時に実施する予定である。

教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉 大学全体

大学設置基準教育課程の編成方針（第 19 条）に基づき、本学では必要な科目を開設し体系的な教育課程を編成している。これらは京都学園大学学則に明記されている。

開講科目は学部固有科目群（専門科目）と共通科目群（一般教養科目）に大別して、専門的知識と教養をバランスよく学ぶことができるよう配置している。卒業要件においても各学部の特性に応じて個別の専門科目群、教養科目群等のバランスに配慮して適正に設計している。これらの科目は要卒単位数に比べて選択の自由度が十分確保されるように多数準備され、全学では約 1600 クラスに達する。

各科目は、必修科目（必ず単位を修得しなければならない科目）、登録必要科目（全員に登録を課す、必修科目に準じる科目）、選択必修科目（複数科目群の中から卒業要件に示された単位数を修得しなければならない科目）、自由選択科目と種別化されている。

また、学部開講科目以外にも、各学部間で他学部生の受講を認めている科目（ほとんどの場合選択科目）や、大学コンソーシアム京都における各大学単位互換科目、North Central College (NCC) など海外提携校との単位互換協定による科目も整備され受講することができる。さらに、資格認定に伴う単位取得と関連づけられた科目も制度化されている。これによつて特に教養科目は学部別科目設定の範囲を超えて選択の幅を拡大することができる。また、札幌学院大学、沖縄国際大学との大学協定による国内留学と単位互換制度も整備されており、他大学での修得単位を本学で認定している。

これら科目は全て履修可能なセメスターが指定されており、順次性のある授業科目の体系的配置を担保している。また、多くの科目には基礎、発展といった仕分けがなされており、これも順次性の目安になっている。また学部によってはモデルコースをフローチャートで図解し、分かりやすく履修体系を示している。さらに詳細な科目履修の前後関係が求められる場合はシラバスに明記されている。これらの順次性はどの学部でも考慮されており、一部の学部では履修登録時に登録要件が自動的にチェックされ、学生が正しく履修計画を作ることができるようになっている。なお、これらは 2010（平成 22）年度から導入された「京学なび」の履修登録ページにおいて多くの作業が自動化されている。

大学院研究科では授業科目の配置は設置基準と本学大学院学則に規定されたとおり適切に編成されている。研究に必要な科目群、その体系的履修、必要単位数の年次配分、演習・論文指導等、個々の大学院生の履修モデルは指導教員とのきめ細かい相談指導によって実現されている。

〈2〉 経済学部

2009（平成 21）年に、2010（平成 22）年度入学生向けのカリキュラムの大幅な見直しを図った。一般教養科目群の制約の簡素化とともに、キャリア科目群の履修義務を増大（8 単位以上）した。専門科目群に関しては、専門コースを 3 つに簡素化し、卒業論文の必修化

をはかった。さらに、各コースで特徴的な専門科目群の修得とともに、必修科目群の設定（16 単位）によってどのコースにも共通する経済学の基本的な勉強がなされるように、必修科目群と選択科目群の設定が配置しなおされた。

また、セメスター制度を導入しており、週 2 回の授業によって、1 つの科目（4 単位）が 1 セメスター（半年）で完結する。1 年生でマクロ基礎、ミクロ基礎を修得した後は、2 年生以降は、マクロ経済学（4 単位）、ミクロ経済学（4 単位）のいずれも、春学期、秋学期の両方に開講されており、履修できなかった場合はいつでも再履修できるように講義が配置されている。応用科目群（金融、公共政策、など）は、マクロやミクロの修得を前提としているので、セメスター性の利点が生かされ、順次性のある科目群の履修がはかどるように設計されている。応用科目群の中でも、順次性のある科目群がセメスター性のもとで配置され、基礎から発展までの段階を順番に履修できるような仕組みとなっている。

専門教育と教養教育は 2 つに分断されるのでなく、1 年生の内からくさび形のように専門教育の基礎的科目が配置されている。教養科目群は、学術、情報、京都学研究プログラム、英語プログラム（および語学）、スポーツなどから 32 単位以上の修得が課されている。これらは全学共通科目の範疇に入っている。このほかに、全学共通科目と経済学部固有の科目群を含んだ「キャリア科目群」が用意され、ジェネリックスキルという位置づけで、8 単位以上履修することが義務付けられている。

本学部では、経済学の勉強は当然として、豊かな人間性を有する学生を育てることを意識している。教養科目群に位置づけられた「京都学研究プログラム」は、学部横断プログラムであり、歴史文化としての京都と、歴史文化がはぐくんだ京都の産業を複合的に学ぶことを主眼としており、教養科目と専門科目の両面を備えている。また、専門ゼミにおいてはサブゼミの制度が設けられており、異なった複数のゼミで経済学を広く深く学ぶことができる。この制度では、サブゼミとして、本学部の英語の教員が担当する英語ゼミを取ることができるようになっている。専門の経済学の勉強以外に、キャリア科目群も含めて、教養の位置づけを重要なものとみなしている。社会人として通用するべく、カリキュラム体系を考えている。

〈3〉 経営学部

すべての開講科目は、履修登録上必修科目、登録必要科目、選択必修科目、および一般科目と種別化され、単位修得上ゼミ科目群および経営科目群（専門科目）と共通科目群（一般教養科目）に大別して、専門的知識と教養をバランスよく学ぶことができるよう配置しており、卒業要件においてもこの精神を担保している。

学部開講科目以外については、本学の他の 4 学部が他学部生の受講を認めている科目や、大学コンソーシアム京都単位互換科目も受講することができるようになっている。

必要な授業科目の開設状況としては、経営学科では専門科目が 56 クラスであり、専兼比率（専任および兼任教員が担当する全科目で専任教員による科目の比率）78.6%、事業構想学科 58 科目中専兼比率は 79.3% である。また、両学科での一般教養科目（共通科目）112 クラス中専兼比率 52.7% である。必修科目、選択必修科目、および 1 年生から 4 年生までのゼミはすべて専任教員が担当している。また、登録必要科目も「総合英語」など一般科目を除いて、すべて専任教員が担当している。

本学部の教育理念および目的を達成するため、すべての科目に配当セメスターを設定し、段階的かつ体系的履修を促進している。これにより、順次性のある授業科目の体系的配置を担保し、専門科目ではほぼすべての科目を基礎と発展に分けて明示することにより、学士課程科目の順次性と体系的配置に配慮している。

〈4〉 法学部

法学部では、基礎法、公法、民事法、刑事法、商事法、国際法、社会法、政治学等の8分野すべてに渡る講義科目を開講しており、法学部の教育課程に必要とされるほぼすべての講義科目を網羅できている。演習についても、大学における学習や法学という新しい分野の学習への導入を誘う「基礎演習 A・B・C」を始め、法学学習への関心を高めるための「トピック・スタディ」、判例等の学習を行う「ケース・スタディ」、3年次以降の「専門演習」と「現代社会と法」といった多様な演習を設置し、学生の多様なニーズに対応すると同時に、すべてのセメスターにおいて少人数教育の機会を提供するという目的を達成している。他にも、卒業後の進路を意識した法学学習を行う講義科目である「リーガルキャリア科目」、就職活動への円滑な導入を担う演習である「キャリアゼミ」を設置している。

また、本法学部が教育目標として掲げている「ビジネス法学教育」とは、法学の基礎を習得したうえで、それを現実のビジネス社会や市民社会の場で実践的に活用できるようになることを目指すものである。そのためには、法学の基礎あるいは法解釈理論を学ぶための授業科目にとどまらず、ビジネス社会での法律実務に関する授業科目までをも幅広く学ぶことが必要になる。そこで法学部では、①法学を学ぶうえで必須の基礎知識を習得するための入門科目と基礎演習を出発点に定め、そのうえに、②法学部で最低限身に付けておかねばならない知識を学ぶための基礎科目として多様な法律科目を設置している。そして、さらにその上位に、③基礎科目で学んだ知識をさらに発展させる応用・展開科目として、特別講義や法実務科目といった講義科目を設置している。法学部では、このような科目的区分により、本学部の教育目標を達成するうえで必要とされる種々の授業科目を、順次性のある体系的配置のもとに編成することに成功している。

そのうえで、さらに法学部では、多様な授業科目を順次性をもって履修できるようにするため、『法学部履修要項』の中に、個々の学生の希望進路に即した7つの「コース別履修モデル」を提示している。これは、どの授業科目を何年生のどのセメスターで履修すればよいかをフローチャート式に示したものであり、上述の8分野に属する講義科目についても、分野毎に基礎から応用へと向かう順次性のある体系的配置を具体的に示すものとなっている。個々の学生にとっては、履修登録をするさいの目安を示すものともなっており、効率の良い、順次性のある学習を促進する役割を果たすものとして機能している。

専門教育と教養教育の位置づけについて、法学部では、法学部固有の専門科目をⅠ類とし、教養科目である学部共通科目をⅡ類としている。教養科目は、学位授与方針に示されたような「社会・文化・自然科学分野において、社会人たるにふさわしい教養を身につける」ための重要な科目として、位置づけられている。

〈5〉 人間文化学部

教育課程は、各学科・専攻において、A群（学部共通科目）、B群（人間文化科目）、C群（学科基礎科目）、D群（学科専門科目）の順に教養教育科目から専門教育科目へ、そして、基礎的、総論的科目から各論科目へ深く専門を学べるように体系的に授業科目が配置されている。

1年生では、高校教育から大学教育への導入科目として、プレゼンが設けられている。そして、1年生が各学科の専門教育に馴染みやすいように、心理学科では「心理学への招待」、メディア社会学科では「現代社会とメディア」、歴史民俗・日本語日本文化学科では「歴史と民俗」および「日本の文化」、国際ヒューマン・コミュニケーション学科では「はじめての国際文化」が導入科目として開設されている。

教育課程における順次性のある授業科目の体系的配置については、1年生に対してA群（学部共通科目）の教養科目、パソコン、生涯スポーツ、外国語科目が配当され、B群（人間文化科目）の学部における基礎的、概論的専門科目が配置されているが、C群やD群の一部（基礎的な演習や実験・実習）なども配置されている。2年生では、C群（学科基礎科目）全般の科目に発展させ、各学科の専門基礎科目を履修させるように編成されている。3年生では、D群（学科専門科目）は、各学科・専攻におけるもっとも専門的な各論の科目を履修させ、専門演習において学士課程の総仕上げである卒業研究に向けての指導が行われる。4年生では、各学生の専門分野を深めるとともに、幅広く関連領域の専門科目を学ばせ、専門演習において卒業研究を完成させるための指導が行われる。なお、適切なセメスターでの履修を促すため、特に演習、実験・実習科目については、特定のセメスターでの登録を指定している。

以上のように、必要な授業科目が適切に開設され、教育課程は体系的に編成されている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部の開設から学部完成までの4年間（平成18年度～平成21年度）は、初期の計画通りの授業を行った。

本学部の授業科目は、教養科目、専門基礎科目、専門科目の3つに分類され、体系的で調和のとれた教育課程を目指して編成されている。教養科目は、1・2年次の学生を対象として開講しており、厳選した人文科学分野の科目と社会科学分野の科目、実験データの整理や卒業論文などの作成に必要な情報処理能力を養う「パソコンⅠ」「パソコンⅡ」、英文の専門書を読みこなす能力を養う「科学英語Ⅰ～Ⅳ」、さまざまな環境問題を取り組んでいる人々や企業の第一線で活躍している研究者の活動経験を聞く「シリーズ特別講義A・B」などを配し、さらに本学部の基礎的教養として必要な自然科学分野の科目を教養科目として配している。専門基礎科目も、1・2年次の学生を対象としたもので、専門科目を学ぶための基礎として必要な科目を設置している。その内容は、高校での学習から大学での学習へとスムーズな移行を促すことを目的とした「フレッシュマン・セミナー」（大学での科目の履修方法や学習方法の指導と論文の読み方・書き方などの指導を少人数教室で行っている）、実習農園で作物を栽培し環境管理方法を体験する「作物栽培管理実習」、企業や環境保全事業の現場を見学する「バイオ環境事業見学実習」、基礎的な実験手法を身につける「基礎バイオサイエンス実験」などからなる。専門科目は、3年次の学生に主に配当している

科目であるが、一部は1・2年次の学生にも配当している。専門科目は「バイオ環境」を実現するのに必要な専門知識や技術を身につけるための科目である。4年次には、各学生は研究室に分属し、「専攻演習」を受講し「卒業研究」を行って、卒業論文を作成する。この「卒業研究」を、教育目標達成のための総仕上げに位置づけ、これに向けて知識の積み上げや技術の習得が行えるように科目を編成している。

本学部は2学科で構成されているが、教養科目と専門基礎科目については、一部を除いて両学科共通としている。専門科目については、各学科の特色が出るように、学科ごとに分けて編成している。

2009(平成21)年度にカリキュラムの見直しを行った。主な変更点は、高校での学習から大学での学習へとスムーズな移行を促すための導入期の教育の強化と、基礎学力の充実の部分であり、2010(平成22)年度からは新しいカリキュラムで授業を始めた。

〈7〉 経済学研究科

経済学の理論分野と政策分野にバランスよく科目配置を行っている。特に2010(平成22)年度には専攻名称を「地域政策」から「経済学」に変更したので、講義科目の改廃を積極的に行い、体系的な形で教育課程の編成が実現した。不開講科目が激減した。

修士課程の1年次は、基本的な勉強を積み重ねる。演習担当者の講義科目や演習においても、基礎学力の涵養が重視される期間である。専攻分野を固定し、修士論文を念頭に置いてテーマの方向性を決め、関連分野の論文のサーベイが始まるのは、修士課程の1年生の終わりから2年生の始めである。多くの修士課程の学生は、1年次にほとんどの科目を履修し、2年生には演習のみを履修して、修士論文の完成に力を集中する傾向がある。

修士2年生の5月から6月に、「修士論文テーマ報告会」があり、この段階で、どのような分野で修士論文を書くかを報告しなければならない。修士論文に対する取り組みを強く意識させることを目的としている。10月末には「修士論文中間発表会」があり、修士論文の骨子ができていることが要求される。修士論文に求められる内容としては、新規性もさることながら、過去のサーベイを十分に行い、該当分野の深い知識を有していることが重視される。

〈8〉 経営学研究科

大学院生の問題関心・研究課題の拡がりを受けて、2008(平成20)年度に講義科目の新設・拡充(不開講科目の開講)をはかり、研究科固有の講義科目を経営管理(14科目)・会計(7科目)・情報(5科目)の各科目群に分類した。こうして講義科目の体系性が一目で判るように工夫した。この段階で、不開講科目は7科目あったが、教員組織と科目編成を再検討し、近接科目を統合し、会計科目では担当教員の学部・研究科の担当科目の一貫化を図った結果、不開講科目の整理(2010(平成22)年には3科目)を実現できた。

2010(平成22)年、修士論文指導の組織化の軸として副指導教員制を導入し、副指導教員の講義科目も必修とした。副指導教員は、指導教員と連携を図りながら、修士論文作成の理論的基礎作業、実証的資料収集、資料・情報処理など、さまざまな観点から修士論文作成を指導することにしている。また、必修科目の増加は、大学院生には修士論文集中的な科目登録となり、演習科目を核に各科目群を結びつける形をとっている。

〈9〉 法学研究科

法学研究科では、「公法関係」の講義科目が13科目、「民事・労働法関係」の講義科目が12科目、「商事法関係」の講義科目が6科目、「国際法関係」の講義科目が4科目、「刑事法関係」の講義科目が4科目、「外国書講読」関係の科目が4科目設置されている。修士論文の作成指導を行う「演習」については、修士課程に在籍する4セメスターにわたって設置されている。また、2009(平成21)年度に設置された「税理士養成コース」に所属している場合には、上記に加えてさらに、「経済学関係」の講義科目9科目、「会計学関係」の講義科目12科目が履修可能となる。必要にして十分な授業が開設されているといえる。なお、民事訴訟法担当教員が2009(平成21)年度末に退職した後に適切な後任を採用することができなかつたため、民事訴訟法と民事執行法が不開講となっている。ただし、本研究科に在籍する学生のほとんどが税理士資格の取得を希望する者であるため、現状では問題は生じていない。

法学研究科に設置されている授業の場合、履修の順次性を考慮に入れたうえでの体系的科目配置は、あまり意識されていない。法学部教育を経て一定程度の法的知識を身につけた者が、自己の研究関心に沿って自由に学べるようにしているからである。唯一の例外となるのは、法学部以外の出身者を対象とする「法情報処理」という講義科目であり、この科目については、該当する学生が最初に履修すべき科目として位置づけられている。なお、履修する科目を選択するさいには、指導教授や講義担当者、さらには上級生と相談しながら決定することが慣行となっており、順序だった履修をするよう口頭での指導ができるといえる。また、大学院レベルの講義内容に難しさを覚える学生に対しては、単位とはならないが、法学部に設置されている講義にも参加することを勧めてもいる。

『法学研究科大学院要項』「4. 履修方法及び履修指導」(7頁)では、修士1年生時に講義科目8科目(16単位分)を、同2年生時に講義科目4科目(8単位分)を履修することが望ましいことを明記し、その旨、指導をしている(講義科目以外に演習を履修することが必修である)。これらの講義科目の学習に振り向ける時間がコースワークであるとすれば、残された時間はすべて、修士論文作成のために独自の研究を進めるリサーチワークの時間に活用することができる時間となる。コースワークとリサーチワークのバランスは、十分に取れているといえる。

〈10〉 人間文化研究科

大学院研究科は、学部における教育研究をさらに発展させるために設置されているが、本研究科の各コースは学部の学科・専攻に対応させており、学部教育を体系的にさらに深く専門的に教育研究できるよう必要な授業科目を適切に開設して教育課程を編成している。

文化研究コースでは、日本の文化遺産と文化的伝統、人々の生活の中で作用している文化の諸機能とその特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から教育研究することを目的として、必修科目2単位、選択必修科目から研究演習8単位を含む20単位、選択必修科目および選択科目から10単位以上の合計32単位以上を取得し、修士論文の審査に合格することを修了要件としている。社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術が飛躍的に発展し、大きく変動しつつある現代社会と文化の動向を探り、そこに生じる新たな社会的諸問題に関して、理論的かつ実践的に教育研究することを目的としているが、

修了要件は文化研究コースと同様である。心理学コースでは、人間として基本的な心理と行動を対象として教育研究することを目的としているが、修了要件は文化研究コース等と同様である。臨床心理学コースでは、心理学の専門知識と技能を基礎として、臨床心理学を専門的に修得し、心の健康に関わる援助者としての心構えと知識・技能を兼ね備えた心の専門家の養成を図ることを目的として、必修科目 18 単位、選択必修科目から研究演習 8 単位を含む 10 単位、選択必修科目および選択科目から 4 単位以上の合計 32 単位以上を取得し、修士論文の審査に合格することを修了要件としている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科新設の申請書類に記載したとおりに、授業を開設した。

博士課程においては、リサーチワークが重要であり、これが主になるように時間割を作成している。まず、博士課程前期においては、コースワークにも院生が時間を割くようになっているが、コースワークによって院生の日々のリサーチワークが頻繁に中断されることがないように配慮している。院生が受講する科目のうち、「関連科目」の大部分と「科学英語」については、集中講義方式で行っている。したがって、院生が自分の研究室を離れて定期的に受講する科目は「専門基礎科目」と「関連科目」の一部だけで、週に 1~2 科目程度である。また、これらの科目を平日の 1 時限と土曜日の 2 時限に開講することで、院生がコースワークに割く時間帯を限定し、残りの時間を連続してリサーチワークに使えるように配慮している。

博士課程後期においては、院生がほとんどの時間をリサーチワークに使えるように配慮し、このため、コースワークは所属する研究室で行われる科目の受講のみに限定している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉 大学全体

本学では大学設置基準の教育課程の編成方針第 19 条に基づき、学士課程教育に相応しい教育内容の提供を行っている。

設置科目に関しては経済学部や法学部のように比較的編成が標準化され、しかもその教育内容までおおよそ規格化されている学部もあるが、経営学部、人間文化学部のように開講科目がバラエティーに富んでいる場合、学部全体で見たとき科目編成も教育内容も中核を把握しにくい場合もある。これらは主にシラバスによって内容を確認できるが、開設科目のいずれも教育目的に沿った高度な教育内容を提供している。バイオ環境学部では生物学および化学を中心とした専門性の高い科目が多数配置されており、高度な教育内容が提供されている。

一方、初年次教育は英語、数学といった教養科目に関する基礎学力の補完教育の他、高校カリキュラムでは未修得であった科目の内容が大学の専門基礎科目や専門科目を履修するために必要とされる場合のリメディアル教育など多様な「補完」が必要であり、このため本学では各学部で開設されている入門ゼミでは、専門性の高い文書を読む、まとめる、計数やデータ処理する、発表することなどに関する多くのプログラムを用意している。また、英語や数学、情報関連科目ではプレースメントテスト等によるグレード別クラス編成が取り入れられ、修学履歴に沿った教育をおこなっている。この他、多くの入門科目群が設置されている。

〈2〉 経済学部

本学部では、学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしている。基礎ゼミ 1 年半、専門ゼミ 2 年半で、4 年間を通じて當時学生はゼミに所属するように設計しており、最初の 1 年半は、経済学の基礎的な授業はゼミ単位で受講する仕組みとなっている。経済学の基本的な理解を入学後の 1 年半にわたって行うべく、「日本経済入門」、「ミクロ経済学基礎」、

「マクロ経済学基礎」、「経済データの見方」、「世界経済入門」、「リスクの経済学」などを必修科目として配置している。専門課程教育では 3 つのコース（社会と政策、情報と経済、ファイナンス）を選んで専門性を深めるように設計されている。各コースを構成するコース科目群においては、選択必修科目群（コース科目群の中で重要な科目群が指定されており、その中から 28 単位以上を選択）と、それ以外のコース関連科目群に 2 分され、コース科目群の中で選択必修科目群を含んで計 52 単位以上の修得が卒業要件となっている。卒業論文の提出も必修化されている。各コースにおける選択必修科目群は以下のとおりである。

- ・ 社会と政策コース：「公共経済学」、「経済政策」、「社会政策」、「財政学」、「金融論」、「交通経済論」、「産業心理学」、「西洋経済史」、「環境経済学」
- ・ 経済と情報コース：「金融入門」、「計量経済学」、「時系列データ分析」、「情報科学」、「ネットワークセキュリティ論」、「プログラミング A」、「プログラミング B」、「アルゴリズム論」
- ・ ファイナンスコース：「マクロ経済学」、「金融論」、「金融入門」、「国際金融論」、「時系列データ分析」、「ファイナンシャルエコノミックス」、「家計金融論」、「企業金融論」、

「デリバティブ入門」、「ファイナンスの数理」、「金融市場論」、「リスク・マネジメント論」、「財務諸表論」、「財政学」、「金融商品取引法」

コース関連科目群には、他のコースの選択必修科目群の多くが配置され、専門性を深めるだけでなく経済学の幅広い学習を要求している。これらの制約のもとで履修を行えば、経済学の学士課程教育に相応しい教育内容を学ぶことになる。

初年次教育を含んで 1 年間にわたる基礎ゼミでは、半年ごとに、「レポートの書き方」、「プレゼンテーションの仕方」、「ディベート」をテーマとし、その学習成果を学生自らが発表する多様なコンテストやディベート大会を開催している。初年次には、基礎ゼミで基本的な能力を高めることを目指している以外に、「経済学のための数学入門」、「総合英語」「統計学の初步」、「パソコン入門」などで習熟度別クラス編成を行っている。数学と英語に関して、入学後にテストを行い学力を判定してクラス編成の判断材料としている。

高大連携の一環として、専願入試（AO、指定校、推薦）の合格者に対して入学前教育を行っている。合格者に対して、年内に資料を送って、読書感想文を書かせる、基本的な数学の問題を解かせるなどを毎年行っている。そして、年明けの 2 月にスクーリングと称して大学に呼んで、答えあわせを行うとともに、大学生活に慣れてもらうべく、上級生や教職員とのふれあいの時間を設け、入学予定者との間で友人作りの場も提供している。

＜3＞ 経営学部

大学設置基準の教育課程の編成方針第 19 条に基づき、本学部では学士課程教育に相応しい教育内容の提供を行っている。2 学科 4 コースを設置している本学部では、各コースで導入期科目、コア科目、関連科目という 3 つのカテゴリーに区分けしている。たとえば、経営学科経営コースでは「経営学総論」「事業構想概論」が入門科目となり、「経営組織論 I」「経営管理論 I」「マーケティング論 I」「管理工学 I」「流通論」などがコア科目となり、それぞれのレベル II 科目などが関連科目である。経営学科会計コースでは「入門簿記」「会計学入門」が入門科目となり、「管理会計論」「商業簿記 I」「工業簿記 I」「経営分析論」「財務諸表論」などがコア科目となり、「監査論」「財務管理論」「原価計算論」などが関連科目である。事業構想学科アントレプレナーコースでは「経営学総論」「事業構想論」が入門科目となり、「中小企業経営論 I」「ブランドマネジメント論 I」「企業家史」「ベンチャービジネス論」などがコア科目となり、「女性経営者論」「広告ビジネス論」「インターネットビジネス論」およびそれぞれのレベル II 科目などが関連科目である。事業構想学科スポーツマネジメントコースでは「経営学総論」「事業構想概論」が入門科目となり、「スポーツビジネス論」「スポーツマネジメント概論」「リーダーシップ論」などがコア科目となり、「人的資源管理論」「NPO 経営論」などが関連科目である。また、専門科目では 2010(平成 22)年度より、基礎科目と発展科目を明示して、段階的学習を推奨している。

初年次教育としては、1 年生春学期の履修登録制限を 24 単位とし、そのうち「総合英語 I」「基礎ゼミナール I」「パソコン入門」「入門簿記」「経営学総論」（必修）11 単位を登録必要科目あるいは必修科目と位置づけ、全員が受講することにしている。これにより、経営学部生としてのジェネリックスキルと専門知識の修得を促している。

高大連携としては、出張講義などの形式で、本学部教員が高校生向けに分かりやすく専門分野の知識を伝授するため、リエゾンセンターに高校生向けに提供できる科目をリスト

アップして伝えている。

高大連携に配慮した教育内容として、大学のユニバーサル化にともない、多様な生徒が入学してくるようになった。出身高校も普通科を中心に、商業科や工業科の生徒もあり、全日制だけでなく定時制や通信制、大学検定を受けて入学してくる生徒もいる。このように学力的にも多様な新入生を受け入れるにあたって、「総合英語」では入学式直後にプレースメントテストを行い、「パソコン入門」では事前にアンケート調査を行い、それぞれの学習履歴に相応しいクラスに配属するように努めている。

〈4〉 法学部

法学部固有科目のすべてにおいて、各授業の担当者は責任をもって、学士課程教育に相応しい内容の講義を提供するように努めている。その個別具体的な内容については、本学においてシラバスの中に詳細に記述するように求められている。

また、法学部では、「ビジネス法学教育」を実施するために、いわゆる法解釈学について教授する授業科目だけでなく、実際のビジネス社会で法がどのように適用されているのかを学ぶ「法実務科目」を開講している。法実務科目については、実務経験豊富な法学部教員が担当する場合もあれば、学外の実務家にご担当いただく場合もあり、具体的には、銀行勤務経験者による実務科目、行政書士による実務科目、消防官OBによる消防法に関する科目、市役所職員による行政法に関するリレー講義などがある。後者2科目については実務科目という名称ではないものの、いずれの科目も現場を熟知している人に法の実際の運用について講義してもらうという内容の科目であり、まさしく、「ビジネス法学教育」の柱ともいえる内容を提供するものである。その他にも、学習意欲の高い学生がより積極的に学べる授業科目を提供するために、より高度な学習内容を講ずる応用・発展科目として、「特別講義」を設置している。また、演習の場合にも、卒業論文を書く機会となる「卒業研究」を設置し、学習意欲の高い学生に少人数教育の場で対応できるようにしている。ただし、「卒業研究」については受講生が減少傾向にあるため、積極的な受講を実現させる何らかの仕組みが必要となっている。

法学部では、入学してくる学生の学力の多様化に対応するために、初年次教育にも力を入れている。大学入学後に最初に所属する「基礎演習A」のクラスにおいては、大学で学ぶさいに必要となる基礎的技法の修得をうながすような教育内容を提供し、登録必修科目としている。そのうえに位置する基礎演習B・Cでは、法律を学ぶさいに必要となる基礎的なノウハウの修得をうながす内容を提供している。これらの基礎演習においては、法学部の全教員で作成したオリジナルの入門テキスト『法学の扉』を共通教材として使用している（現在第3版）。また、文章を書くことが苦手な学生を支援するためにの科目として、「文章理解と法」といった演習形式の科目も設置している。

さらに、法学部では、本学部への入学を早期に決定した学生を対象に「合格者懇談会」を2回開催し、大学における学習方法、大学と高校との違い、将来設計の重要性、大学生活を送るさいの注意点等についてアナウンスすることにしている。合わせて、本学部教員とのゼミ形式の懇談にも参加してもらい、大学生活にスムーズに移行してもらえるようなアドバイスを提供できるよう努力している。

〈5〉 人間文化学部

本学部では教育課程の編成・実施方針に基づき、教養科目の学修のうえに、各学科・専攻において次のような学士課程教育に相応しい内容を提供している。

心理学科では、高校から大学への導入科目として「プレゼン」「心理学への招待」「心理学入門」を開講し、その上に心理学生般を俯瞰する「心理学概論」を配置している。また、心理学を実践的に学ぶための「パソコン実習」「心理統計学」「心理学研究法」を用意し、「心理学初級実験（1年生）」「心理学基礎実験（2年生）」「心理学上級実験（3年生）」や「同実習（同）」を開講、4年生の「卒業研究」で集大成されるようにシステム化している。

メディア社会学科では、メディア領域と社会学領域を多面的に学べるよう教育課程を編成し、6教育課程モデルを設けている。導入期科目として「現代社会とメディア」「メディア社会学入門演習」「社会学入門」「メディア学入門」を1年生に配当、その後に総論、概論科目として「マスコミ論」「社会学概論」を配置し、さまざまな各論に結びつけている。さらに、学内のマルチスタジオにおけるテレビやラジオの番組制作、テレビ局や映画撮影所での実習等を伴う科目を設置して実践的学習を進め、「卒業研究」につなげる。

歴史民俗学専攻は歴史コースと民俗コースに分かれるが、両分野を複眼的に学習できるよう教育課程が編成されている。導入期科目として「歴史と民族（全教員担当）」やフィールドワークを主とした「プレゼン」を配置している。2年生では「歴史民俗学資料講読（専門基礎）」、3・4年生では「歴史民俗学専門演習」を拠点に「歴史学特殊講義」や「歴史民俗学特殊講義」を設置し、「卒業研究」に結びつけていく。

日本語日本文化専攻では、導入期科目として「日本の文化（全教員担当）」「京都の文学」「漢文入門」「古文入門」があり、その上に「日本語学概論」「日本文学概論」「かな文字基礎講読」を配置し、「伝統文化論実習A・B・C」で茶道、能楽、陶芸の分野の専門家による実習を行っている。そして集大成としての「卒業研究」に結びつけていく。

国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、「安全社会と環境」「美と国際教養」「英語コミュニケーション」「国際京都学」の4テーマを中心に課程が構成されている。導入期科目として「はじめての国際文化」「プレゼン」ほか入門演習2科目が配置されている。その後、「ヒューマン・コミュニケーション」や「英語コミュニケーション」に関する基礎演習（2年生）、専門演習（3・4年生）を通して、「卒業研究」につなげている。

〈6〉 バイオ環境学部

1年次の学生に対する導入期の教育として「フレッシュマン・セミナー」（必修）を配当している。1クラスを10名以下の人数で構成し、専任教員が1クラスずつ担当する。大学での学習に積極的に取り組めるような環境づくりのための教育で、教員と受講者との意思の疎通をはかりながら進める。内容としては、文献の読み方、レポートの書き方、口頭発表の方法、討論の方法などの教育とともに、各学生が授業を理解するのに必要な基礎学力の養成を行っている。ただ、学生によっては本学部での授業に必要な知識が十分ではなくて、「フレッシュマン・セミナー」だけでは、この知識を補うのが無理であると思われたので、2008(平成20)年度からは「学修支援室」を開設し、英語、化学、国語力について、個人指導を行う体制を整えた。「学修支援室」には、高校などでの教育経験がある非常勤教員を3名配し、学生に対して個人授業を行って、不足している学力を補うようにした。「学修

支援室」へ行く学生は、学力が不足している学生だけでなく、もっと詳しく学びたいと思っている学生にも行くように勧めて、学習意欲を高めるようにした。

2010(平成 22)年度にカリキュラムを変更し、バイオサイエンス学科では、「フレッシュマン・セミナー」を春学期だけでなく、1 年を通じて行うこととした。春学期の「フレッシュマン・セミナー I」(必修)では、大学生としてのマナーと心得を学ぶとともに、学習の基本となる「読む・書く・聞く・話す」能力の向上のためのトレーニングを少人数のゼミ方式で学ぶものとした。「学修支援室」の国語力担当教員と連携しつつ、国語力の強化に重点的に取り組むこととしている。秋学期の「フレッシュマン・セミナー II」(必修)では、大学で課される小論文の書き方と外部への研究成果の発表（口頭発表や討論）の方法を学ぶことに重点をおいている。一方、バイオ環境デザイン学科では「フレッシュマン・セミナー」を廃止して、この代わりに「環境科学基礎演習」(必修)と「環境科学基礎実験」(必修)を配し、入学当初から基礎的な専門性に触れさせることで、学習意欲の向上を図るとともに、大学生としてのマナーと心得や、学習の基本となる「読む・書く・聞く・話す」能力の向上を、実践を通じて指導することとした。

実習農園で作物を栽培し環境管理方法を体験する「作物栽培管理実習」(必修)も導入期教育の一環である。実習農園で各自に一定面積の区画を配分し、夏野菜（トマト、ナス、トウガラシなど）を植え付けから収穫まで体験させる。これは、単に作物を栽培する技術を習得させるだけでなく、土壤の質や日照・温度などの物理学的環境、肥料や農薬などの化学的環境、病害虫とその天敵や雑草などの生物学的環境と作物の関係を体験し、作物と環境とのかかわりを考える基礎力をつけることや、学生同士の共同作業を通じてのコミュニケーション能力の向上も目指している。

4 年次には、各研究室に所属して、卒業研究を行う。そのための専門的な知識と技術を習得するために、3 年次を中心に専門科目を配した。バイオサイエンス学科には、生物有機化学研究室、応用生化学・遺伝子機能学研究室、微生物機能開発学研究室、食品機能・健康科学研究室、植物バイオテクノロジー研究室の 5 研究室を置き、バイオ環境デザイン学科には、流域環境デザイン研究室、農・森林環境デザイン研究室、都市自然化デザイン研究室、エコマテリアル研究室、バイオマス高度化利用研究室の 5 研究室を置き、その専門性に応じた科目を「専門科目」として配置している。4 年次に学生は各研究室に配属されて、指導教員から卒業研究の立案、実験や実習の方法、データの解析、卒業論文の執筆、研究成果の口頭での発表などについての指導を受ける。本学部では、この卒業研究を、教育目標達成のための総仕上げに位置づけている。

〈7〉 経済学研究科

経済学の基礎理論分野と経済政策分野の講義科目をバランスよく配置している。しかしながら、修士論文の作成に関して、基礎的なテーマよりも応用分野のテーマの方が書きやすいことから、学生の科目選択は、基礎理論よりも応用に流れてしまい、基礎理論の理解が深まらない傾向がある。

税理士養成コースでは、経済、経営、法学の 3 研究科が提供する科目群が体系的に提供されている。税法の志望であっても、並行して財務諸表などの履修が可能なので、意欲的な学生にとっては力を伸ばす教育内容が提供されている。

〈8〉 経営学研究科

2010(平成22)年度の講義科目の開講科目は、経営管理科目群では「経営学原理」・「人的資源管理」・「マーケティング論」・「中小企業経営論」・「起業論」・「国際経営論」・「経営史」・「NPO」であり、会計科目群では「会計学」・「監査論」・「財務諸表論」・「管理会計論」であり、情報科目群では「情報管理論」・「情報科学」・「情報処理」・「アジア情報」である。講義科目の多くは演習の形をとり、大学院生自身が教員の指示したテキストを要約、説明し、これをもとに大学院生と質疑と討議を繰り広げ、大学院生の認識を深めるのが通常である。したがって、シラバスに依拠しつつも、型どおりに進行する基礎的議論にとどまることなく、最新の研究成果を随時取り入れ、大学院生の興味を引き出し自発的学習ができるよう工夫をこらしている。

〈9〉 法学研究科

法学研究科で開講されている授業科目のすべてにおいて、授業担当者は責任をもって、修士課程の教育に相応しい内容を提供するよう努めている。授業で提供されている具体的な内容については、『法学研究科大学院要項』に記述されているとおりである。

また、法学部教育における場合と同様に、法学研究科における「ビジネス法学教育」においても、法解釈学や法理論学だけでなく、実際のビジネス社会における法の運用について学ぶことが求められている。本研究科には実務経験の豊富な教員が多数いるため、そのような教員が担当する講義科目においては、その経験を生かした「ビジネス法学」的な観点からの講義内容も提供されている。そのような科目の場合には、理論法学（解釈法学）の講義内容とビジネス法学の講義内容とが、バランス良く両立する講義科目となっている。教育課程全体としてみても、法理論（解釈学）研究を専門的に行ってきただけの教員による講義科目と、実務経験も豊富な教員による講義科目とがバランス良く両立するものとなっている。本研究科の教育目標を達成するにふさわしい教育内容が提供されているといえる。

〈10〉 人間文化研究科

人間文化研究科の授業科目は、特論と研究演習から構成されている。2年間にわたる研究演習では、修士論文作成のための研究指導を中心として、専攻分野の研究能力あるいは高度の専門性が必要とされる職業的能力を培うための指導が行われている。また、特論では、所属コースの特論だけではなく他のコースの特論も履修するよう指導しており、幅広い専門分野について、深く教育研究が行われている。

以上のように、修士課程に相応しい教育内容が提供されている。

〈11〉 バイオ環境研究科

博士課程前期の学生は、1つの研究分野に所属し、主研究指導教員の指導のもとに各自の研究テーマを設定し、修士論文を作成する。「特別研究」（必修）は大学院生の主研究指導教員が担当し、大学院生の研究テーマに基づく実験・実習の指導や修士論文作成に向けての指導を行う。また、「特別演習」（必修）では、研究テーマに関する論文の講読や、専門知識の修得を行う。これらを通じて、大学院生は、その研究分野に関連する高度な見識を身につけるとともに、その研究分野の研究手法に精通することとなる。

本研究科の方針の1つは、各大学院生が幅広い学問的視野をもち、複眼的思考ができるようすることであり、そのために「専門基礎科目」として10科目を各研究分野の教授が担当し、その研究分野に関わる基礎的な内容を講義することとしている。

「科学英語」は、英文で書かれた論文の講読、論文の作成、英語での口頭発表などの能力が大学院生につくように、内容を設定している。

「関連科目」は、広い視野を養成するための内容を設定している。

博士課程後期の学生も、1つの研究分野に所属し、主研究指導教員の指導のもとに各自の研究テーマを設定して、博士論文を作成する。大学院生が所属する研究分野において、修了までの3年間を通じて行われる「特別演習」と「特別研究」を受講して、各自の研究を深める。

教育方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

＜1＞ 大学全体

本学では教育目標の達成のためにさまざまな授業形態をとっている。基本はどの学部も共通で、講義、演習（ゼミ）、実習・実験からなるが、大学コンソーシアム京都の大学連携授業として他大学との混成授業、e ラーニングの実施も始まっている。

一般講義は最も通常の形態であるが、学生が理解しやすく授業が「実質的に可能な規模」を最大 200 名と設定している。いわゆる大規模授業を廃止し、受講生が多い場合はクラスを分割し小クラス編成を実施している。ほとんどすべての講義室で視聴覚教育のための AV 機器を利用できるが、こういった講義科目では近年一方通行の弊害を指摘されることもあるので、FD などを通じて注意を喚起している。多くの教員は大教室であっても、クラスを巡回し学生との距離を詰め、反応を確かめるような双方向性を重視した授業を心がけている。

演習（ゼミ）は初年次教育のための入門ゼミ（各学部で名称が異なる、入門ゼミ、ゼミ I など）と専門教育のための演習を主体としたゼミで実施内容が大きく異なる。入門ゼミではリテラシー教育に重点が置かれ、文書の講読、レポートの書き方、インターネットの利用など、学部によってはディベートを課すなどしている。いずれも学部で共通した課題設定、獲得すべき能力の明確化を図っている。このための共通教材の開発も行われている。これに対して、専門ゼミは各教員が提示する研究・演習課題があらかじめ開示されており、公開選考を経ていずれかのゼミに配属されて受講生が確定する。学生は多くの場合、課題をまとめ報告する形式で、演習主体の授業運営がなされる。特に 4 年次には論文指導が中心となる。どのゼミも最大 20 名（多くは 10 名前後）まで編成される。

2008(平成 20)年度からは一部の学部でキャリアゼミが通常のゼミに加えて実施され始めた。これは自己分析やキャリアデザインのための演習に特化したゼミで学生の関心が非常に高い。一方、バイオ環境学部では理系学部のため、2 年次には実験および演習が始まり、4 年生は専門性の高い研究室に配属されて、年間を通じて実験・実習・調査に取り組んでおり、文系学部とは異なる実験・実習を柱とするカリキュラム運営がなされている。

実習・実験科目は社会科学系学部では情報科目、スポーツ科目を中心であるが、人間文化学部やバイオ環境学部ではこれに実験・実習科目が重なってくる。

情報系の科目では各教室端末が十分に配置され、全学生が学内の mailing システムを利用できる。無線 LAN もゼミ教室や学生が集うラウンジ等で利用可能である。

また、端末室以外にも全教室がインターネット環境下にある。また、近年では他大学と連携して e ラーニングの導入を一部科目で実施し始めた。

履修登録科目的単位数は各学年とも 1 セメスター 24 単位を上限としている。バイオ環境学部については、その上限を超えたセメスターがあるが、その理由については、＜6＞バイオ環境学部のところで述べる。学外の大学コンソーシアム京都等の連携科目では制限科目数の範囲で取ることができる、また、資格等の取得による単位認定も制限範囲内で取得できる。

一方、授業形態は学生参加を促す双方向性授業の重要性が認識され、多くの授業で実践

され、レポートの添削も重視する授業も多数ある。また、講義科目にあってもクラスをグレードによって分け、異なるレベルできめ細かな授業を行い、評価や講義内容をチームとして管理する形態が増加してきた。

大学院研究科では少人数クラスであるため、個々の研究課題に適した個別指導、授業が実施されている。演習、実験、論文指導がきめ細かく実施されている。

〈2〉 経済学部

「総合英語」と「経済学のための数学入門」、「パソコン入門」、「統計学の初歩」は習熟度別クラスを設けている。最初の2つは、クラス分けのアチーブメントテストを行い、パソコン入門はアンケートによるクラス分けで対応している。「統計学の初歩」は「経済学のための数学入門」の結果を利用している。数学入門に関してはアチーブメントテストも行っている。

基礎ゼミ1、2、3は1年生の春、秋、2年生の春から成っており、それぞれのテーマ「レポート」、「プレゼンテーション」、「ディベート」が設定されている。ゼミ担当教員の教育内容と教育方法を統一させるために、各セメスターの終わりに、「レポートコンテスト」、「プレゼンテーションコンテスト」、「ディベート大会」を行っている。学生も参加しているというインセンティブが働き、活発なコンテストを生み出している。

本学部では、学生の団体「経済学部ゼミナール協議会」を支援している。「経済学部ゼミナール協議会」は、全国版の「ゼミナール協議会」に所属し、後者は毎年「インター大会」、「インナーディベート大会」を開催している。これは、日本中の経済・経営・商学部の発表大会という位置づけで、毎年日本各地で開催されている。本学部の学生は経済学のテーマの中から関心のあるテーマを選び、参加して発表する。また、「経済学部ゼミナール協議会」は、上記のインター・インナーディベート大会への参加のほかにも、新入生を歓迎し履修指導を行う「フレッシュマン・フェスタ」の主催、ディベート大会の主催、ゼミ紹介冊子の作成、学園祭への参加、龍尾論集（卒業論集）の作成など、多くの活動を教員と連携を取りつつ行っている。学生が主体的に学部の行事に参加する大きなきっかけの役割を果たしている。

本学部独自のキャリア教育においては、2年生のキャリア科目群は通常の講義であるが、必ず終了時にレポートを書かせ、担当者のコメントをつけてゼミの教員経由で学生に返却している。3年生のキャリア形成ワークショップでは、2時間続けての講義であり、1時間目は通常の座学、2時間目は数名ずつのグループワークの形を取り、与えられた課題をグループで問題解決を図る仕組みとなっている。終了時のレポートがゼミ教員経由で返却される仕組みは同じである。

本学部は1年生から4年生までゼミにおける指導が基本と成っている。しかしながら、ゼミに出てこない学生、および5年生以上でゼミに所属しない学生に対しては、G（学生）デスクという制度を採用している。これは毎週の月、火、木、金の昼休み12時40分から13時20分に、大学の教務課横のデスクに経済学部教員が待機し、学生の相談に応じるものである。学生が自発的に相談にくる場合のみならず、ゼミ教員の指導に応じないケースでは、Gデスクから学生あるいは保護者に手紙を出して呼び出し、学生の修学上の悩みや生活上の悩みを相談する1次受付の機能を果たしている。

一般の講義に関しては、2010（平成22）年度から1セメスターで15回の講義日（定期試

験は除外）が設定された。また、履修制限は従来、4年生以上は年間56単位以内、1から3年生までが年間50単位未満と設定されていたのを訂正し、2010（平成22）年度の入学生から、経済学部においては1年間に50単位の上限が適用されるようになった。

〈3〉 経営学部

本学部では、教育目標の達成に向けた授業形態として講義、演習、実習という3つの形を採用している。履修科目登録の上限は各学期24単位に設定している。1年生の春学期はもちろんであるが、秋学期以降も各セメスターの履修登録前にゼミ教員から一人ひとりに成績配付と履修指導が行われており、学習指導は充実しているといえる。学生の主体的参加を促す授業方法に関しては、本学部教員には授業評価を可能な限りポートフォリオとするよう依頼しており、授業参加、発表、小テスト、レポート、定期試験など多様な評価を実施している。今後はピアレビューなどの方法を取り入れて、学生たちが自ら何ができる何ができないかを検証しより高度な目標を設定して自律学習に努め達成感を味わえ成長できるような方法を取り入れていく必要がある。したがって、大学設置基準第21条に基づいて単位認定は適切に行われているといえるが、今後とも努力すべき点もある。

本学部の教育の特徴として少人数教育を謳っている、講義科目としては、2010（平成22）年度より登録必要科目に変更した「入門簿記」も同時に4クラス開講して、きめ細かい指導ができる体制としている。比較的大人数の科目は、1年生の必修科目とした「経営学総論」（春学期開講）および「事業構想概論」（秋学期開講）であり、各160名程度である。演習科目では、本学部の1年生対象の導入期ゼミである「基礎ゼミナール」も3年生対象の専門ゼミである「研究ゼミ」も1ゼミあたり10名前後であり、「総合英語」などの外国語授業でも上限を35名と定めて運用している。実習科目では、「パソコン入門」が45名ほどとなっているが、各授業にティーチングアシスタント（TA）が入り、担当教員の補助にあたっている。したがって、授業を行う学生数は、第24条「教育効果を十分に上げられるような適当な人数」となっている。

カリキュラムデザインや少人数によるゼミ運営などシステム上はかなり教学上の改善が進んできたが、現実問題として離学者数の増加が目立っている。全学的に見て、特に離学者が多い本学部はその対策が急務であり、2010（平成22）年度末で離学率を10%以下にし、2011（平成23）年度末には8%台に引き下げる目標とした。2009（平成21）年度が12.9%と特に高くなっているが、リーマンショックによる経済困窮者が大幅に増えたことと、これまで十分に指導が行き届いていなかった5年生以上の学生や、極端な成績不振者を一人ずつ呼び出し、指導を行った結果によるものである。家計の急変に対応する奨学金制度もあったが、本学部生の家計において、あまりにも急ピッチで経済悪化が進んだように思える。最近目立つのが経済的困窮と修学意欲喪失による離学者である。前者に関しては奨学金等での対応、後者に関してはリメディアル教育やキャリア教育の充実などのよりきめ細かい指導等で、離学者の削減に取り組んでいく。

参考資料

表1. 学部別離学率推移

	平成 18(2006)年度		平成 19(2007)年度		平成 20(2008)年度		平成 21(2009)年度		
	2006/5/1 在籍者数	離学者計	離学率	2007/5/1 在籍者数	離学者計	離学率	2008/5/1 在籍者数	離学者計	離学率
経済	1023	91	8.9%	902	66	7.3%	756	73	9.7%
経営	953	73	7.7%	887	80	9.0%	793	98	12.4%
法学	794	78	9.8%	700	64	9.1%	570	61	10.7%
人間	1085	90	8.3%	916	85	9.3%	808	72	8.9%
バイオ	204	4	2.0%	369	6	1.6%	534	29	5.4%
全学部	4059	336	8.3%	3774	301	8.0%	3461	333	9.6%
							3255	313	9.6%

表2. 退学の理由

	H18	H19	H20	H21	合計	割合
病気	4	5	4	8	21	3.6%
修学意欲喪失	28	18	25	26	97	16.6%
成績不振	19	19	21	16	75	12.8%
進路変更	43	42	36	40	161	27.6%
進路変更 (教育機関)	19	16	15	11	61	10.4%
就職	23	17	14	14	68	11.6%
経済的理由	8	11	22	23	64	11.0%
家庭の事情	5	7	9	1	22	3.8%
語学留学	0	1	0	0	1	0.2%
その他	2	4	4	4	14	2.4%
合計	151	140	150	143	584	

<4> 法学部

新入生には毎年4月上旬に実施しているフレッシュマン・フェスタの中で、教職員と先輩による履修指導・学習指導を実施している。また、導入期教育として約15名前後の少人数クラスによる1年生ゼミ（基礎演習A）を実施し、大学での教育方法・内容をはじめ、法学を学ぶうえで基礎となる文章読解力・要約力の育成、大学の授業におけるノートの取り方、予復習の方法、レポートの書き方、試験への対応方法等も指導し、そのうえで法学の基礎を学ばせている。ゼミを2回連続で欠席した学生には、ゼミ担当教員が連絡を取り、早期離脱に繋がらないよう努めている。法学部教員が集まり基礎演習担当者会議というのも毎月1回開催し、各ゼミでの進行状況や出欠状況等を報告しあい、学生に関する情報を共有しながら、今後ゼミ担当者が交代した場合にも学生への対応をスムーズにできるよう努めている。2年生以降についても基本的に同様の方法で、ゼミ担当教員を中心に、基礎演習担当者会議や学部教務委員とも連携を取りながら学習指導にあたっている。

なお、成績不振者の面談をゼミ単位で実施しているので、成績不振が履修登録の不備による場合は、そこでは正される。また、教育懇談会においても、保護者に履修状況を説明することが多いので、そのさいの指導も効果的である。修得単位数が不足して、卒業が不確定な学生については、ゼミ担当教員がより一層の履修指導を行っている。かなり丁寧な履修指導を行っているつもりであるが、しかしながら、現在の学生の学習行動は大きく変化しているので、不適切な履修登録を行う学生が存在することも事実である。また、このような指導体制を取っていてもなお大学に出てこない学生については、対応に苦慮してい

ることも事実である。今後はさらに個々の学生の特性に配慮したきめ細かい指導が必要であろう。2010(平成 22)年 4 月より学内のインターネットシステムの整備により、学生の履修登録や各授業への出欠状況等をゼミ担当教員がチェックできるようになったので、同システムの活用等によるより充実した学習指導が期待できる。

ゼミ以外の講義科目に関する教育方法については、各教員の裁量に委ねられているのが現状であるが、授業内での質問、レポートや小テスト等を行うなど、学生との双方向性を意識した展開がなされるなどの努力が見られる。

＜5＞ 人間文化学部

本学部では、教育目標を達成するために授業形態として講義、演習、実験、実習、フィールドワークを採用している。心理学科では、講義、演習のほか、心理学初級実験、心理学基礎実験、心理学上級実験、心理学上級実習を設置している。メディア社会学科では、講義、演習のほか、学内のマルチスタジオにおけるテレビやラジオの番組制作、テレビ局や映画撮影所での実習、「メディア制作実習」、「社会学調査演習」などの科目を設置している。歴史民俗・日本語日本文化学科では、講義、演習のほか、歴史民俗学専攻では、プレゼミにおいてフィールドワークを実施している。日本語日本文化専攻では、実習科目として「伝統文化論実習 A・B・C」を配置して、茶道、能楽、陶芸の分野の専門家による実習を行っている。国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、入門演習、基礎演習、専門演習などにおいて、フィールドワークによって学ばせる方法を用いている。

また、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科では京都市内でフィールドワークによって実践的に学ばせるために、本学の「京町家キャンパス」でいくつかの授業を行っている。

講義においても、学生の主体性を促す工夫がなされているが、演習、実験、実習、フィールドワークでは、学生はより主体的、積極的に授業に参加することになるので、教育的意味は大きいと考えられる。

なお、各セメスターにおける履修単位制限は 1~3 年生では 24 単位であるが、4 年生では 28 単位となっていた。2010(平成 22)年度入学生からは、全セメスターの履修単位制限を 24 単位に改正することになった。

＜6＞ バイオ環境学部

授業の形式としては、講義、実習、演習、実験がある。本学部では、学生の主体的参加を促すために、実習、演習、実験を重視したカリキュラムを組んだ。1 年次では、実習農園で作物を栽培し環境管理方法を体験する「作物栽培管理実習」(2 単位)を必修とし、2 年次では「基礎バイオサイエンス実験」(2 単位)を必修として、学生が自ら体を動かして参加することを求めた。2010(平成 22)年度からは、バイオ環境デザイン学科については、2 年次の「基礎バイオサイエンス実験」を廃し、代わりに 1 年次に「環境科学基礎実験」(2 単位)と「環境科学基礎演習」(2 単位)を必修として配当した。3 年次には、バイオサイエンス学科では、「有機化学実験」「分子生物学実験」「応用微生物学実験」「食品・栄養科学実験」「植物バイオ実験」(各 4 単位、合計 20 単位)を必修とし、実験に多くの時間を割いて教育を行っている。バイオ環境デザイン学科では、2009(平成 21)年度までは、専門科

目の中の演習1科目と実験2科目を選択必修としていたが、2010(平成22)年度からは必修とはしないことにして、学生の選択の幅を広げた。

各セメスターに、履修科目登録の上限を設けた。1・2セメスターは各24単位、3・4セメスターは各26単位、5・6セメスターは各28単位、7・8セメスターは各20単位として、学生の自主的学習の時間を確保できるようにした。3・4セメスターと5・6セメスターにおいて上限が25単位を超えており、これは、7・8セメスターで「卒業研究」に集中できるようにするためである。このため、7・8セメスターでの上限を20単位に減らすとともに、6セメスター終了時において取得単位が100単位に満たない学生は原則として進級させないという制度を設けている。また、学修の質を担保するため、必修科目の割合を高くするとともに、厳格な成績評価を行っている。

各セメスターが始まる直前に、オリエンテーションを行い、履修指導を行っている。また、各学生が履修科目登録を行うさいに、担当教員（各学生について、入学時に10人以下のクラスに分け、各教員が1クラスずつを担当することとしている）が、各セメスターの受講登録をするさいに事前に面談して履修の相談を行うこととしている。また、学習上の相談も担当教員が受け持っている。

〈7〉 経済学研究科

2010(平成22)年度より、講義時間が、各セメスターで15週と定められた。学部とは異なり、履修登録科目に上限は設定していない。

研究指導計画は、入学時に演習担当者（指導教授）を決め、研究指導ならびに修士論文の作成指導が行われる。履修科目の選択も、入学時に演習担当者や研究科選出の教務担当の委員から、学生の研究上のバックグラウンドを見ながら、適切に指導されている。

学位論文に関しては、2年生の6月に学位論文テーマ報告会、10月に学位論文中間発表会があり、論文の進展具合をチェックされる。副査も6月の段階で2名が指定され、早い時期からの複数の教員の指導やアドバイスが用意され、学生の学位論文をサポートしている。

〈8〉 経営学研究科

大学院生の教育・研究指導は、研究テーマを軸に、指導教員および関連科目の教員によって、個人あるいは数人単位の少人数で進められる。演習担当者の確定、講義科目の履修、そして学位論文の作成（下作業から実際の執筆まで）は、大学院生の研究テーマ・問題意識に応じて、正副指導教員や講義担当教員の助言を得て進められる。少人数の大学院生に対してきめ細かい指導が行われ、修士論文を完成させるためには、指導教員は大学院の時間割の制約を超えてでも研究指導が行われる。このように大学院生の問題意識と主体性を尊重しながら、2年間という短時間で修士論文を完成させるための、手厚い研究指導体制が整えられ、大学院生もそれに応えてくれている。

社会的・教育的環境が全く異なる外国人留学生が増えた結果、年度当初の演習や講義では、書物・論文などのテキストを指定し、次週にレジュメの作成と説明を指示しても、無関係ではないが、辞書的説明の文章が配られて驚かされることがある。また、彼らの手書きの文章とワープロ書きの文章の乖離が甚だしいこともあって、留学生入試に小論文を課

すことになった。この意味でも、大学院教育は大変な作業を伴うと認識している。

〈9〉 法学研究科

現在のカリキュラムは、憲法や行政法などを取り上げる「公法関係」と、消費者契約や民法など一般市民生活に密着した法を研究する「民事・労働法関係」、企業組織法や金融取引法など企業活動に直結する「商事法関係」、刑法および刑事訴訟法を研究する「刑事法関係」、EU や国際取引法など企業の国際活動に関わる「国際法関係」の 5 分野で構成されている。各授業科目は、講義と演習に分かれる。講義では、学部教育の基礎に立って高度な専門知識の習得と応用能力を高めるための授業を目指す。受講者が少数なことから、学部における講義と演習の中間的な形態となり、学生の勉学、研究が重視される。演習は、大学院における講義をさらに発展させ、研究能力を高め、それぞれの分野についてより深い理論と応用ができるようにし、専攻の分野について修士論文につながるよう支援する役割を果たしている。

教育内容について、今までのところ大きな問題は生じていない。指導教員の指導方法に関しては、従来あまり議論がなされてこなかったので、最近は大学院教育の FD で検討を行っている。ただし、従来から、他大学も含めて、大学院の論文指導には、指導教員の個性が發揮されることが特色となっているので、その良さを継承しながら、改善を図っている。

学位論文の作成に関しては、研究科全体として適切な指導を実現していくためのシステムを導入し、2010(平成 22)年 4 月より 2 年間の指導計画書をシラバスにも添付し、学生にどの時期に何を行えばよいかを明示しながら、指導教授が丁寧に指導しており、また、副指導教授も設けるようしている。2 年次の秋に修士論文提出予定者の中間報告会を行い、研究科所属教員の多くから適切なアドバイスをしている。科目を大別しているのと、学年の定員が少数であること、指導教授以外の他の教員の指導を受けられるのは優れている点である。しかし、教員構成の問題と、隣接領域以外の教員の指導には不十分な点が見られるところが問題である。特に後者については、従来のように、専門的な深い知識と理解を得るのに加えて、現在では、各領域のクロスオーバーが必要とされる場合が生じているのであるから、大学院が一体となって指導にあたる体制を検討する必要があるように思われる。

このように、研究指導は、講義、演習、論文指導によって行われているが、講義では受講生が少人数であることもあり、受講生の達成段階、希望に応じた個別指導が可能となっている。その方法は担当教員によって異なるが、学生の自主的勉学・研究を前提とした報告、討論に基づくものが主流であり、また、演習では、研究論文を考慮した個別指導を中心としている。論文指導は、隨時個別に行われてもいる。教育方法および研究指導は概ね適切に行われている。

〈10〉 人間文化研究科

学位論文作成に関しては、『大学院要項』に明記されている。研究指導では、研究指導教員（指導教授）と、原則として他の 1 名の大学院担当教員からなる指導委員があたる体制を取っている。大学院生一人ひとりについて、入学時に指導教授と指導委員を決定し、

研究科委員会に諮って了承を得ている。

学位論文作成計画については、指導教授がシラバスに記載している。また、学位論文の題目届けは指導教授の承認印を受けて修了年度の6月末までに教務課に提出することになっている。なお、学位論文の題目を変更する場合には、指導教授の承認を受けて、学位論文提出期限の4週間前までに行うことになっている。

学位論文の作成にあたって、指導教授は研究演習等において研究の進捗状況を常時チェックしており、調査や実験等の研究方法や結果の統計分析方法について、必要に応じて指導員の他、それを専門としている教員を紹介し指導を仰ぐよう指導している。しかし、大学院生が学位論文で扱う研究内容を専門としている教員がいない場合にどのように指導するかに関しては、今後、対処すべき問題である。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は2010(平成22)年度に開設されたので、実際の教育活動は始まったばかりであるが、以下のような方針で教育を行う予定である。

博士課程の学生は、実験や調査を中心とした研究活動を主体とする。この活動に十分な時間が割けるように、博士課程前期学生に対しては、講義課目を1时限に配置したり、集中講義方式を採用したりして、研究活動にまとまった時間を割り当てる能够ないように配慮している。また、『大学院要項』に履修モデルを記載し、履修を薦める科目名を分野ごとに記載するとともに、実際の履修計画を立てる時には、研究指導教員グループの助言・指導のもとに行なうことを義務付けている。こうして、大学院生は、所属分野の研究室での研究に大部分の時間を費やすことになる。各研究室では、大学院生に対して「特別演習」を行い、大学院生の研究テーマに関する学術論文の検索方法を指導し、論文を読んで理解する力をつけ、学位論文を作成するのに必要な基礎的な能力を身に付けさせる。また、学術論文の読解を通じて、具体的な科学的課題の解決に必要な企画力と研究力を獲得させる。

研究活動は、適宜、主研究指導教員と協議しながら進める。指導は各大学院生に対して個別に行なう。その研究の進捗状況の報告については、各大学院生に対して3名以上の教員で構成される研究指導教員グループに対して適宜行われ、分野を異にする教員からの助言を受けるとともに、学期ごとに行われる「大学院生専門情報交換会」(大学院生と教員が参加)で発表して、大学院生間および大学院生と教員の間での質疑応答を行うことで、研究の進行に有用な助言を得るしくみになっている。

博士課程後期においては、講義課目は所属する研究分野で行われる科目のみとして、研究活動にまとまった時間を割り当てる能够ないようにしている。研究指導は、主研究指導教員が責任を持って行なう。研究の成果については、これを学術論文としてまとめ、学術雑誌に投稿して審査を受けて掲載されることを、学位授与の要件とする。このため、「特別演習」においては、学術論文の読解力だけでなく、学術論文の作成、投稿の方法、投稿論文の審査員からの意見に対する対処の方法など、独立した研究者として活動するための基礎的な力を身に付けさせる内容になっている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 大学全体

大学設置基準の成績評価基準等の明示等を記した第 25 条の 2 「大学は、学生に対して、授業の方法および内容ならびに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする」に則り、本学では毎年『履修要項』を学部毎に冊子として作成し、関係する教職員はもとより学部学生全員に配布している。しかしながら、2010(平成 22)年度から学生情報共有システム「京学なび」が開設されたため、冊子の配布を漸次止める方向である。

『履修要項』には、履修の心得、教育課程、および講義要項（シラバス）が掲載されている。シラバスは「京学なび」を使って、インターネット上で閲覧でき、また履修登録もできるシステムとなっている。

シラバスの内容は、講義概要、教材（テキスト・参考文献）、評価方法、到達目標、準備学習、受講者への要望などに加えて、各セメスター 15 回授業分の講義の順序とポイントから成っている。シラバスの内容に関しては、専門科目については学部教務主事が目を通して、科目担当者に必要に応じて修正を求めている。学部共通科目に関しては、教務部長が同様のチェックを行っている。評価方法は、授業参加、レポート、小テスト、定期試験などの項目にしたがってすべてパーセンテージで示している。各学期 15 回の授業に関しても、1 回ずつ明確に記すように専任教員および兼任教員に求めている。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、大学設置基準の成績評価基準等の明示等を記した第 25 条の 2 「大学は、学習の成果に関わる評価および卒業の認定にあたっては、客觀性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする」と記されている。先にも述べたように、本学では成績評価をできるだけ多面的に行い学習ポートフォリオをめざし、シラバスにも評価方法を細部にわたって明示するよう求めている。学生たちはシラバスに目を通した上で履修登録を行って受講し、もし授業内容・方法がシラバスと整合性が無い場合は授業評価アンケートなどで自らの意見を伝えることができ、教員も授業評価アンケートに対してコメントを記し各教室に掲示することになっている。この方式は 2010(平成 22)年度から改訂され、「京学なび」上で掲示されることになった。

〈2〉 経済学部

シラバスの作成では、各授業回数における講義内容を明記することが合意されている。学生による授業評価アンケートにも、「シラバスに沿って授業が進められているか」という項目が設定され、教員側からのシラバスに対する意識を高めさせている。シラバスがホームページ経由で学外にも公開されているので、内容の充実を促す一助となっている。

授業評価アンケートは、基本的には各教員が自分自身の授業を改善させるためにあるという位置づけであるが、教務主事と教務委員会が内容をチェックして、授業内容に疑義があるときは担当教員に問い合わせができるという合意が経済学部教授会でなされている。このチェック機能が働いているので、シラバスと授業内容は整合性を有している。

〈3〉 経営学部

シラバスには、授業内容・方法、主題、教材（教科書、参考書、その他）の情報等はもちろん評価方法、受講者への要望、講義の概要、講義の順序とポイントも記載されている。シラバスのフォーマットは大学教務委員会および学部教務委員会で検討され全学共通のものとなっているが、その記載項目の趣旨や方法に関しては教授会等で詳細に報告され、合意形成がなされている。「基礎ゼミナールⅠ」など同一科目を複数担当者で行う場合は学部FD会議などで議論を行い、評価方法も含めて全員で内容を十分に確認されている。したがって、シラバスは学生との契約にあたるものであると理解されている。

特に、2010(平成22)年度より授業回数が各学期15回ずつとなったこともあり、シラバスの作成にあたっては、各授業の講義内容を明記することも確認された。学生による授業評価アンケートにも、「シラバスに沿って授業が進められているか」という項目が設定され、その契約が確実に履行されているかも点検している。また、シラバスはホームページを通じて一般に公開されているので、本学学生はもとより社会人による科目等履修生や聴講生にも役立つものとなっている。

このように、シラバスと授業内容は整合性を有している。

〈4〉 法学部

『履修要項』には、A4版1頁のスペースで、各科目のシラバスが記載されている。シラバスの作成時には、必要な項目が示されているので、全科目について統一的に記述されている。特に2010(平成22)年4月からはシラバスの記載内容が従来よりもより細やかとなつこともあり、『履修要項』の総頁数は300頁以上に及ぶ。その『履修要項』の第3部に「講義要項（シラバス）」があり、各科目の概要が記されている。また、その末尾には、法律科目の過去の試験問題が掲載されてもいる。シラバスに記載された講義概要については、情報量として十分であると思われる。2010(平成22)年4月以降は春学期セメスター15回分の講義内容を記していることもあり、各教員は極力シラバスに沿った形での授業展開に努めている。2010(平成22)年度は、授業回数が春学期13回から15回へと変更されたこともあり、その変更との兼ね合いで、シラバス記載の講義内容が若干ずれることもあるが、概ねシラバスに基づいた授業が展開されている。

この点については、教員側での会議やFD会議の場での点検に加えて、学生による授業評価アンケートも実施していることから、当該アンケート結果も踏まえて、シラバス記載どおりの展開ができていなかった場合には反省を行い、その都度改善を図っていかねばならない。ただし、法律学は社会科学であるので、その時々に発生した事件等のタイムリーな解説が要求され、それ自体は学生の学習意欲を高めることもある。したがって、シラバスに基づいて授業を行うことは重要だが、それに縛られてタイムリーな話題などの提供を欠くようになるのは望ましくないことである。むしろ、タイムリーな話題の提供により、学生の法律学への好奇心を一層駆り立てていく必要もあり、そのような場合には各教員の判断で適宜受講生に授業の進行の変更を明確に伝えるなどして適正に対応していただかねばならない。

〈5〉 人間文化学部

シラバスは、授業内容・方法等に関する公式表明であり、学生に対する教育の約束である。シラバスには、講義概要、教材（教科書、参考書、その他）、評価方法（出席、小テスト、レポート、定期試験等の割合）、受講者への要望、各セメスター15回分の講義の順序とポイントが記載されている。

また、シラバス作成上の留意点については教務委員会において検討され、教授会において説明されており、シラバスの内容については、学部教務主事がチェックしている。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、「学生による授業評価」において評価されているが、特に問題になっている授業科目はない。

〈6〉 バイオ環境学部

2009(平成21)年度までは、シラバスの記載内容が不十分な科目があったが、2010(平成22)年度からは、大学教務委員会で定めた記載方法に従って、各授業のシラバスは、講義の内容や評価方法などについて詳細に記述するように統一されている。シラバスは、本学部の全教職員と全学生に配布する『履修要項』に記載し、また、ホームページでも公開している。

また、学生による授業評価アンケートにおいて、「シラバスに沿って授業が進められているか」という項目が設定しており、シラバスに記載された授業内容が確実に行われているかどうかの確認を行っている。これまでのところ、シラバスと授業の進行が異なるというような指摘が出たことはない。しかし、授業にあたっては、学生の理解度に応じた進行が必要であり、特にカリキュラム改訂で新たに取り組んだ科目などについては、シラバスの記載と授業の進行との間に若干の相違が生じるのは許容すべきことであると考えている。

成績評価の方法については、シラバスに明快に記載するように指示しているが、記載が曖昧である科目がまだ少し残っている。今後、記載の明確化を徹底する。

〈7〉 経済学研究科

基本的にはシラバスに基づいて授業が行われている。実際には、社会人や留学生、あるいは他大学からの入学生は、経済学の基礎知識においてかなりのばらつきがある。それを理由に、教えるべき講義内容が年度毎に極端に異なったものになるならばシラバスの意味がない。この観点から、シラバスを重視し、シラバスに書かれた内容を教えることが合意されている。学力不足者には、必要ならば別メニューを与えて予習させ、当該科目的授業について来ることができるように配慮することとなっている。

〈8〉 経営学研究科

本研究科では、従前は、内容の自由度を優先し、シラバスの量と内容は教員の間でバラツキがあった。2008(平成20)年では、半期13回の講義についてその内容を明示した科目は、全19科目中の7科目であり、その他の科目は講義の概要やポイントを示していた。2009(平成21)年より、大学院生の気質の変化に鑑み、講義・演習とも半期13回の内容を具体的に記載し、評価基準を数量的に明示するなど、全教員を通じて記述を統一することにした。さらに、2010(平成22)年度には半期で全15回を記述している。しかし、転変著

しい現代、特に、変化の激しい企業経営、そして経営学の世界では、タイムリーな話題の提供も欠かせないために、研究科担当教員は、シラバス通りに進めながらも、最新の成果（研究と事例）を取り入れる工夫を凝らしている。

〈9〉 法学研究科

大学院要項には、A4 版 1 頁のスペースで、各科目のシラバスが記載されている。シラバスの作成時には、必要な項目が示されているので、全科目を通じて比較的均質なものが作成されている。大学院要項の総頁数は約 80 頁弱である。その内容は、1. 学年暦、2. 法学研究科の設置目的、3. 科目一覧、4. 履修方法及び履修指導について、5. 京都学園大学大学院学則、6. 京都学園大学学位規程、7. 学位論文、8. 学位論文評価票について等の 12 項目が説明された後に、研究領域ごとに、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「準備学習」、「テキスト・参考文献等」および「評価方法」等が示されている。

シラバスに記載された計画がどの程度実現されているかは、学生による授業評価が行わ
れていなければ不明であり、今後はこの点の検討が必要であろう。ただし、大学院の講義では、受講生が 1 名のみということも稀ではないため、そのような場合は、受講生の希望に応じて、大幅にシラバスを変更することがあるし、また、そのほうが合理的であろう。
したがって、学部とは異なり、大学院のシラバスは、一応のガイドラインとしての性格しか有しないということもありうるので、柔軟に対処すべきであるように思われる。なお、法律学は社会科学であるので、その時々に発生した事件等のタイムリーな解説が要求されることもある。したがって、シラバスを作成し、それを忠実に実現することは、一定の学生には歓迎されるかもしれないが、それで十分かどうかは今一度検討する必要があると思う。

情報量の均一化をさらに進めると同時に、本研究科では院生が少ないのであるから、大学院のオリエンテーションのさいに、シラバスを基にして、各教員が担当する科目の講義内容を受講生に対してより詳細に説明して講義内容の理解を深めることは可能である。また、学生による授業評価を実施するとともに、上に述べたガイドラインの役割と柔軟な展開との調和を図るために方策を考えたい。

〈10〉 人間文化研究科

大学院研究科のシラバスには、講義概要、評価方法、到達目標、準備学習、受講者への要望、講義の準備とポイントが掲載されており、シラバスに基づいて授業が展開されている。評価方法には評価対象とそれに割り振られる得点やその割合、講義の準備とポイントには各回のテーマが明確に示されており、具体的なそれらの内容にそった授業や評価が行われている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成 22)年 4 月に開設されたものであり、本研究科の開設のために申請書類として文部科学省へ提出して承認を受けたシラバスにしたがって授業が開始された。
シラバスに基づいて授業が展開されているかどうかを調べるしくみは、まだできていない。今後、検討を要する事項である。「特別研究」については、大学院生 1 人ずつに個別に

指導が行われるものであり、研究の進捗状況に応じた指導を行うことが要請されるので、シラバスは、一応の目安の域を出ないものである。また「特別演習」についても、1名もしくは数名が相手であり、その分野の研究の進展や、受講生の研究の進捗状況に応じて、必要な題材を選んで指導することが要請されるので、これについても、シラバスは、一応の目安という扱いが適切と考えられる。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

大学設置基準第21条に基づいて、単位認定は適切に行われている。また、1年間の授業期間を定めた第22条に基づき、2010(平成22)年度より各学期15回の授業を実施し、定期試験期間を別に設けて授業回数の確保に努めている。これにより、第22条および第23条にあるように一年間の授業期間は35週となった。また、やむを得ない理由で休講となった場合は、補講の実施を求めている。

これらの単位認定および授業回数によって、シラバスに明示された授業成績評価基準に従って評価が行われている。したがって、第25条の2の要件も満たしているといえよう。また、学生は学期末ごとに成績評価の疑義に対して申し立てできる制度を設けており(成績表記調査)、この場合、教員は適宜、適切に対応している。単位の授与にあたっては第27条に定められたとおり実施されている。履修科目的登録の上限については、第27条の2に定められたとおり、すべての学部で履修登録制限を各学期24単位と定めている。以前は7セメおよび8セメに関しては例外処置として各28単位を認めていたが、大学基準協会からの助言に従って、2010(平成22)年度よりすべてのセメスターで上限を24単位に改めた。ただし、バイオ環境学部では学部の特性を反映して、一部のセメスターで例外を認めている。

他の大学又は短期大学における授業科目的履修等に関しても、第28条の定めるところに則して実施している。また、大学コンソーシアム京都が開講している科目および加盟大学のオンラインパス科目的受講し単位を修得した場合は、短期大学や高等専門学校で修得した単位を、29条にあるように、本学の授業科目で修得した単位と同等であると見なしている。

最近では短期大学や高等専門学校からの編入学者もあり、そのさいには大学以外の教育施設等における学修第30条の定めに則り、各学部教務委員会および学部教授会の議を経て、入学前の履修得単位を本学部の授業科目的履修により修得したものと見なし、適切に処理している。

〈2〉 経済学部

成績の評価、および評価基準は、シラバスに明示されている。1年生から3年生までは、履修登録の上限が年間50単位であったが、4年生以上は、追試制度が無い代償として、年間56単位の登録が認められていた。これを改めて、2010(平成22)年のカリキュラム改革で、学生の履修登録の上限が年間50単位に設定された。認定はシラバスで記述された基準にしたがって、適切に行われている。

既修得単位の認定に関しては、教務主事が教務委員会に諮って、本学部の開設科目との厳格な対応を取っているので、適切に認定されていると言える。

〈3〉 経営学部

本学部で開講されているすべての科目的成績の評価方法や評価基準は、シラバスに明示されている。履修登録の上限に関しては、大学基準協会からの助言もあり、2010(平成22)

年度生に関してはすべての学期で 24 単位に改定した。これによりいつそう段階的履修を指導することができるようになった。なお、2009(平成 21)年度制以前は 7 セメおよび 8 セメに限って、それぞれ 28 単位を上限とし、移行処置において不利益変更がないように努めている。これは、以前に再試験制度として、卒業時点で要卒単位に不足が生じた場合に 3 科目まで再試験を受験する権利を認めていた制度の代替である。認定はシラバスで記述された基準にしたがって、適切に行われている。各科目の単位数は教務主事が教務委員会に諮って決定し、既修得単位の確認に関しては、ゼミ教員による成績配付によって行っており、適切に認定されていると言える。

他大学又は短期大学における授業科目の履修等に関しては、大学設置基準第 28 条の定めるところに則して実施している。具体的には本学部は国内では沖縄国際大学および札幌学院大学と国内留学協定を、海外ではアメリカのノースセントラル大学をはじめ、韓国、中国、台湾、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴルなどに交換留学協定校があり、それらの大学に留学して修得した単位も、卒業単位に参入している。

本学部は大学コンソーシアム京都が開講している科目および加盟大学のオンキャンパス科目を受講し単位を修得した場合は、短期大学や高等専門学校で修得した単位を、29 条にあるように、本学部の授業科目で修得した単位と同等であると見なしている。

最近では短期大学や高等専門学校からの編入学者もあり、そのさいには大学以外の教育施設等における学則第 30 条の定めに則り、学部教務委員会および学部教授会の議を経て、入学前の履修得単位を本学部の授業科目の履修により修得したものと見なし、適切に処理している。

〈4〉 法学部

成績評価については、全学の FD 研究会でも取り上げられており、学部においても研究会で検討したことがある。成績評価の方法に関しては、『履修要項』(シラバス) に明記されており、各教員は基本的にはシラバスに記載どおりの方法で評価を行っている。また、法律科目については、過去の問題を『履修要項』の巻末に掲載している。これは、主として、学生の参考のためであるが、教員の参考にもなっている。なお、成績評価に対して正当な疑義がある場合は、疑義申請期間中に申し出ることになっており、担当の教員が個別に文書で回答するという制度も設けている。学生から質問できるこの制度も、厳格な成績評価の保障に一定の役割を果たしているものと思われる。

現状、成績評価については、評価基準、試験等の採点基準、評価段階の割合については、個々の教員の裁量に属しているが、あまりにも極端な差があつてはならないのは当然である。現在のところ大きな問題は生じていないが、教員間に多少のばらつきがあるのも事実であり、学生が成績評価に不満を抱く事例がないわけではない。したがって、絶えず検討を行う必要があるとともに、学部構成員の合意形成が必要であると思われる。法学の試験は、司法試験という良質のモデルが存在するし、また、学問の性質上、問われる事項も大体絞られているので、問題作成や採点に関して、多大の努力が要求されるわけではない。ただし、受講生の多い科目では、成績評価に差が出たり、他科目と比べて得点分布に偏りが生じたりすることもあるので、不断の点検が要求されよう。教授会や教務委員会でのその都度検討しているが、FD 研究会を定期的に実施することにより、成績評価の研究を継続

していくことも必要であろう。

単位認定自体については、適切な成績評価の下、出席等の状況や期末の試験等により、適切に行われているものと思われる。

〈5〉 人間文化学部

各授業科目について、シラバスに成績評価方法・基準が示されており、もし、学生の成績表の評価に疑義がある場合には、学生は教務課に成績表記調査を依頼することができるシステムになっている。今までの学生からの成績調査依頼はわずかであり、授業担当者の成績記入ミスや計算ミスによるものがほとんどである。したがって、成績評価と単位認定は適切に行われていると考えられる。

なお、本学に入学する前に他大学あるいは短期大学において取得した単位については、60 単位を上限として単位認定している。

〈6〉 バイオ環境学部

単位の認定にあたっては、その科目が正しく履修登録されていること、授業に出席して必要な学習を行うこと、試験を受け（レポートや実技をもって試験とする場合がある）成績評価で 60 点以上を獲得することの 3 要件を充たしたときに単位を付与している。

成績評価については、本学部の全学生および全教職員に配布する『履修要項』の「シラバス」に、各科目の評価方法を記載している。平成 21 年度版までは、評価方法の記載が十分ではない科目があったので、平成 22 年度版では、評価方法を明示するようにした。

他学部で開講している科目も受講することが可能で、10 単位を上限として卒業単位に算入することが可能である。本学が行うオーストラリア語学研修に参加して審査に合格した場合は 4 単位、個人で休暇中に特定の海外語学研修に参加して審査に合格した場合は 2 単位を付与し、要卒単位中の教養科目として算入することを認めている。

履修科目登録の上限については、3・4 セメスターが各 26 単位と 5・6 セメスターが各 28 単位で、いずれも 25 単位を超えているが、これは、7・8 セメスターで「卒業研究」に集中できるようにするためである。このため、7・8 セメスターでの上限を 20 単位に減らすとともに、6 セメスター終了時において取得単位が 100 単位に満たない学生は原則として進級させないという制度を設けている。また、学修の質を担保するため、必修科目の割合を高くするとともに、厳格な成績評価を行っている。

〈7〉 経済学研究科

1 年間の授業内容がシラバスによって明示され、同時に成績評価の基準も明示されている。講義科目に関しては、授業への平素の取り組み状況、授業内報告、複数回のレポート、試験などによって成績評価がなされる。どの項目をどの程度に重視して成績を定めるかは、すべての講義科目に関してシラバスに明記されている。演習科目についてもシラバスに成績評価基準が記されている。しかしながら、演習では学位論文作成を最終目標として、その実現に向けて課題を順次こなしていくことが要求されるので、総合的に成績評価がなされている場合が多い。講義科目と演習科目では、授業形態の違いから生じる成績評価基準の差異があるが、いずれにおいても、成績評価を行い各学期 15 回の授業で 2 単位を認定す

ることは適切であると言える。

また、学位論文の成績評価に関しても、大学院要項に判定項目が以下のように記載されている。

- (ア) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定について
- (イ) 論文の構成と論理展開について
- (ウ) 研究方法や分析手法について
- (エ) 図表処理や引用文献などの表記について
- (オ) 設定された課題の解明について

上記の各項目を優、良、可、不可の4段階で評価し、これらの評価を踏まえて総合的に判断する。

〈8〉 経営学研究科

研究科における成績評価は、講義科目では、毎週の講義への出席、口頭報告、レジュメの作成、レポート作成、場合によっては試験の実施などにより総合的に評価してきた。2009(平成21)年から、評価基準をシラバス上に明示することを研究科委員会で決議し、各評価対象のウェートを詳細に表示している。大学院生の成績についての疑問を尋ねる制度は設けていないが、講義とは言ってもわずか数人単位のことであり、教員と大学院生の信頼関係を基に、成績発表後に成績について担当教員に直接尋ね、教員は丁寧に対応している。また、大学院生による授業評価は、これも規模の点から実施が困難なため、制度としては設けていない。個々の教員は大学院生と信頼関係を築き、教員間の情報交換を行い、積極的な授業改善や対応が必要なものは研究科委員会に提案し検討している。

〈9〉 法学研究科

大学院での授業科目は講義と演習からなっている。講義科目は当該科目について学部での修学を基礎にしてより深い内容を理解すべく、学生の事前準備に基づく報告、参加者による討論や教員からの質問に対する回答、学生からの質問に対する教員からの回答などによって構成されている。演習科目は学生が選択したテーマについて学生が報告し、複数の学生が受講している場合は参加者による討論、教員からの質疑応答、学生からの質疑応答により構成されている。各90分15回の授業で週1コマ1セメスターの授業で2単位を与えることになっている。事前準備等学生の負担は演習の方が大きいが、単純に講義科目と比較することはできず、各90分15回の授業で2単位とすることには合理性があると思われる。

成績評価は、多くの場合講義、演習で課題が与えられることから、その課題をどのようにこなしているかによって評価されている。これに、学年末にレポートを作成させたり、面接により、評価資料とする場合もある。少人数の受講生であることから、学生の資質向上を反映したものになっていると思われる。評価方法、評価基準については、担当教員に任されているが、成績評価は概ね適切に行われていると思われる。もっとも、学生の資質向上を検証することができているかについて、研究科として今後検討していくべきである。また、少人数授業であり、きめ細かな評価が可能になっている。

<10> 人間文化研究科

成績の評価については、大学院研究科の授業科目では、通常、筆記試験による成績評価を行っていない。シラバスに示しているとおり、授業態度、レポート、研究発表等による総合評価を行い、単位を認定している。評価については各科目担当教員に任せられているが、合同ゼミの実施などによって相対評価の良い面の視点が得られることも経験している。

<11> バイオ環境研究科

講義と演習において、成績の評価方法と評価の基準について、担当教員が決めて、その内容をシラバスに記載している。シラバスは『大学院要項』に記載して各大学院生に配布している。講義と演習は15時間の授業時間を持って1単位としている。シラバスに記載した方法にしたがって成績をつけ、60点以上を合格として、単位を認定する。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 大学全体

教育成果を定期的に検証するシステムの開発は容易ではない。検証方法はいくつかのレベルで考えられるが、たとえば、就職率や他大学大学院進学率のように外部社会からの評価、あるいはTOEIC成績の平均点のような教育結果の評価や種々の資格取得状況等のような各種の指標を大学、学部としてフォローするなど、大学のマクロパフォーマンスを検証することが可能である。これとは対極に個々の科目成績の個々人別のパフォーマンス変化を直接計測するようなミクロな方法もある。いずれも検討の緒についたばかりであるが、前者ではGPAを2009(平成21)年度から導入し評価に利用し始めている。また成績評価の厳格化と対になると考えられる公正さ、流通性の担保のための外部評価を利用することなどが考えられている。一方、後者のミクロ評価では、ごく一部の科目で事前事後評価を実施し始めた。たとえば経済学部で展開されている「経済学のための数学入門」では1年次授業開始時のプレースメントテスト結果と授業終了時のアチーブメントテストを共通試験で実施し評価し、その変化を評価している。この様に直接的に成果を評価する試みはまだ始まったばかりで評価方法の妥当性も含めまだ研究途上である。

一方、大学の教育力の向上のために全学組織としてFD推進委員会が設けられている。また、2010(平成22)年度から全学部に各学部FD推進委員会が設置された。この推進委員会が中心となり、各種FD研修会を開催し、教職員の教育力の啓発を進めている。

また、教員の授業をモニターし改善に結びつけるために学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート実施のタイミングについては期間途中で学生の意見を反映すべきという意見と、終了時期まで待って全体のパフォーマンスを聞くべきであるという意見に分かれるが、現在は期間途中で実施し、その結果を学生に授業期間内にフィードバックするよう努めている。

さらに、2009(平成21)年度から、全学部の教員から10科目を選び公開授業参観を実施し授業方法の改善を図っている。また、初任教員に対する研修も大学コンソーシアム京都のプログラムに参加し、組織的に開始した。

一方、各学部ではFD推進委員が中心となって、各種の取り組みを始めている。たとえば、経営学部では、学部FD推進委員会は基本的に学部の教職員全員が参加する形式を取っており、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修および研究を兼ねたものであり、質疑応答を通して学部構成員全員が学部の教育方法の在り方を検討する機会となっている。

教育成果の評価システムの構築は学士力の担保という観点からもきわめて重要な課題であり、本学としても早急に取り組む必要がある。

〈2〉 経済学部

基礎ゼミとキャリアゼミに関しては、各セメスターにおいて、スタート時点の合意形成、途中経過時点での点検、終了時の反省会が常に行われている。一般の講義科目に関しては、授業評価アンケートの結果を集計した結果、高評価を得た授業に対して、教員による授業参観を行い、各自の参考とする。それに対する学部教員全体の意見交換の場も設け、各自

の改善に結び付けている。

＜3＞ 経営学部

本学部では、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施を2つのチャネルを用いて行っている。ひとつは学部教務委員会と学部FD推進委員が中心となって開催している経営学部FD会議であり、もうひとつは「大学教育・学生支援推進事業」による文部科学省からの補助金を活用した講演会である。

前者は、2009(平成21)年度は翌年から「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の授業内容の見直しと、「入門簿記」を登録必要科目として4クラス開講するための担当者のコンセンサスづくりやミニマムエッセンスの確認、関連科目との整合性などの検討を行うため開催した。学部FD会議は、基本的に学部の教職員全員が参加する形式を取っており、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修および研究を兼ねたものであり、質疑応答を通して学部構成員全員が学部の教育理念の在り方や方法を検討する機会となっている。また、大学のユニバーサル化にともない、多様な学生との対応方法に関しての知識を得るために、学生相談室の教員を招いて学生相談の手法についての会議も開いた。

後者の「大学教育・学生支援推進事業」の申請書類の取り組みに、「経営学部とキャリアサポートセンターが協働で学生の経営知識の修得と実践に取り組み、自律能力豊かな即戦力となる人材を育成する。同時に、入学から卒業までの継続的な個別指導を通じて、教員の相談・就職指導力向上を図る」と明記している。この趣旨に基づき、2009(平成21)年度は教員対象セミナーを2回開催し、甲南大学文学部人間科学科教授 羽下大信先生に「学生相談の基本的考え方と方法」と題して多様な学生の指導方法などについて講演を行っていただいた。また、広島経済大学教授 中村克洋先生には「興動館の取り組みと成果」として、学生の自律学習とその支援体制に関する講演を行っていただいた。後者は大学FD推進委員会との共催として開催し、多くの聴衆が集まった。

＜4＞ 法学部

教育効果については、教授会、学部教務委員会、FD研究会などで話し合われてきた。しかし、現在のところ、教育効果を測定するシステムそのものが確立されていない状況である。検討は行われているが、この面での研究、取り組みは、まだ十分であるとはいえない状況にあると思われる。授業評価アンケートは、年2回行われてはいるものの、教育効果を測定できる段階ではない。授業評価アンケートも過去3回分程度の動きは極僅かで、数値的な判断には限界がある。各授業の履修登録者数の差、学生の実際の出席状況の相違、アンケート実施日における受講学生数の差、各教員の採点方法の相違等、さまざまな影響を受けながら出てくるアンケート結果をどの程度現実の授業の真の評価と捉えてよいかの判断は中々に難しいものと思われる。このような状況もありながらも、昨年2009(平成21)年度秋学期には、全学的にアンケート結果の良かった教員の授業に関して、各学部3名程度ながら、公開授業を実施した。この公開授業には教員も出席して、後日意見・感想を述べあう特別会議を学部FDの一環として実施もしており、授業方法の改善にとって、極めて有益な意見交換が行われたものと思われる。今後も継続実施していく方向で考えている。

また、アンケートの自由記述欄を活用して、今後学生がどのような授業内容を望んでい

るのかを常々探りつつ、授業改善に役立てているが、実際には個々の教員の裁量に委ねられている面もあるので、この点今後の検討課題でもある。ただし、近年は学生の自由記述欄への記載が分量的に少なくなってきた傾向があり、この点をいかに改善していくかも重要な問題である。なお、アンケート結果を受けて、各教員は改善点等につき学生に向けてメモ書きを作成し、各講義教室に掲示することとなっている。この点も授業改善につながる一つの方法であると考えられる。

〈5〉 人間文化学部

学部教務委員会において、次年度の授業計画立案にさいして授業の内容および方法の改善について検討し、教授会に次年度の授業計画として諮っている。また、授業内容や方法の改善のための組織的な研修・研究の実施に関しては、全学的な FD 研修会を実施し、人間文化学会主催の教育・研究をテーマとした研究会を行っている。

また、学生に対する授業評価アンケートへの回答内容が、個々の教員による教育活動がどの程度有効に機能しているかを窺い、また結果としての教育効果を占うことのできるデータのひとつであると思われるが、その中から評価の高かった授業を参観し、その後に懇談するという試みを全学 FD として実施しており、授業内容や方法の改善に役立っていると思われる。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部は、学部開設と同時に全教員による教育方法等を検証する会議を開催し、学部教育の内容および方法についての認識を全教員で共有してきた。2008(平成 20)年度に学部 FD 委員会を制度化し、この会議の運営にあたることとした。この委員会は、全学の FD 推進委員会の学部組織である。

学部開設から 3 年を経た 2009(平成 21)年春学期に各学科で、それまでの教育成果について総括した結果、カリキュラム改訂が必要であるという結論に達した。当初のカリキュラムは、学部の設置申請時に作ったものであって、まだ学生が入学していない時に作ったものである。実際に教育を始めてみると、入学生の学力と教育内容との間に齟齬があり、導入期の教育プログラムを修正する必要が生じた。そこで、バイオサイエンス学科では、「フレッシュマン・セミナー」を春学期だけでなく、1 年を通じて行うこととした。春学期の「フレッシュマン・セミナー I」(必修)では、大学生としてのマナーと心得を学ぶとともに、学習の基本となる「読む・書く・聞く・話す」能力の向上のためのトレーニングを少人数のゼミ方式で学ぶものとした。「学修支援室」の国語力担当教員と連携しつつ、国語力の強化に重点的に取り組むこととした。秋学期の「フレッシュマン・セミナー II」(必修)では、大学で課される小論文の書き方、口頭発表や討論など外部への研究成果の発表の方法を学ぶことに重点をおいている。一方、バイオ環境デザイン学科では「フレッシュマン・セミナー」を廃止して、この代わりに「環境科学基礎演習」(必修)と「環境科学基礎実験」(必修)を配し、入学当初から基礎的な専門性に触れさせることで、学習意欲の向上を図るとともに、大学生としてのマナーと心得や、学習の基本となる「読む・書く・聞く・話す」能力の向上について実践を通じて指導することとした。この新しいカリキュラムを 2010(平成 22)年度から適用した。

学部 FD 委員会では学科ごとに研修会を少なくとも 1 セメスターに 2 回、多いときは毎月開催し、教育の現場で起きている諸問題に対して意見交換をし、全教員が問題意識を共有することに努めている。

〈7〉 経済学研究科

大学院 FD が 2009(平成 21)年度からスタートした。

しかしながら、大学院の教育内容の改善や、学位論文の内容の向上は、研究科委員会で常に議論され、実施されている。2008(平成 20)年に決定し、2009(平成 21)年度からスタートさせた制度変更として、学位論文テーマ報告会を 2 年生の 5 月に行うことがある。これにより、早くから論文執筆の意識を高めること、同時に、副査をこの時期に設定することにより、副査の関与の早期化で複数の教員が早くから学生にアドバイスできることを念頭においた。また、学位論文の審査にあたり、判定項目を定めて、明示したのも同じく 2009(平成 21)年度からである。

〈8〉 経営学研究科

修士論文指導については、研究科委員会の審議や協議とそこで情報交換において、あるいは FD 研修会を通じて、研究科教員をあげての組織的指導体制の構築に取り組んできた。こうして修士論文の質的向上に向け担当教員の協力体制が敷かれたことにより、その都度教育成果の検証が併せて行われ、問題により研究科委員会に提案・協議して制度化し、情報提供して意見交換をするなど情報の共有を図ってきた。

講義・演習科目については、2009(平成 21)年度より、その課題・評価方法・到達目標・準備学習・受講者への要望と毎回の進行過程をシラバス上に詳細に明示することになった。本研究科の大学院生は人数も限られているので、この点検は制度化していないが、現在までのところ苦情は寄せられていない。また、大学院生の就職活動が長期化したため、2 年生の春学期の演習を続けて欠席する事例が見られ、このような場合には夏期休暇中も演習（実際には修士論文指導）を実施せざるを得ないという実情である。1 年生で必要な講義科目を取得できなかった大学院生では、講義科目でも同様の事態が発生している。

〈9〉 法学研究科

研究科委員会や学部の FD 研究会で、教育効果・成果について日々話し合っている。しかし、それを測定するための方法について全教員が共通認識を持つには至っていない。現状では、研究科委員会における修士論文の中間報告や論文審査が、指導方法の測定の役割を果たしている。個々の授業に関してはチェックするシステムが整っていなかったが、2010(平成 22)年 4 月より大学院の FD として、個々の教員がどのような指導を行っているかを報告し、それについて、研究科教員全員によって検討を行う場を設けた。院生が少人数でありかつ個人指導が行われていることから、修士論文の中間報告や論文審査で効果測定はある程度可能になっている。今後は教育・研究指導の効果を測定するための方法についてさらに研究し、より客観的かつ適切な方法を導入できるよう検討していきたい。

また、本研究科では、各科目の受講生が少なく、無記名による授業評価は実施困難なことから、学生による授業評価は実施していない。その代わりに、個別に授業に対する意見

を聞くよう努力している。現在でも、大学院生の声を学部執行部が聞く機会を設けているし、院生と教員との懇親会も開催されているが、さらに、研究科全体として、院生の要望を聞き、受けている教育の中身を把握するための努力を重ねたい。また、研究科においても、FD 研究会を中心に学生による授業評価のための適切な方策を検討していきたい。

〈10〉 人間文化研究科

各コースにおいて、次年度の授業計画立案の中で教育課程や教育内容・方法等が検討され、研究科委員会に諮られ、改善を図っている。また臨床心理学コースでは、合同ゼミなどによって各ゼミにおける修士論文指導の状況を教員間で共有し、次に向けた指導のありかたを確認するような機会を設けている。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成 22)年 4 月に開設されたものであり、その教育成果を検証できる段階にはまだ至っていない。

博士課程前期の大学院生への教育の効果を検証する場としては、学期ごとに行われる「大学院生専門情報交換会」(大学院生と教員が参加)がある。ここでは、大学院生全員が研究の進捗状況を口頭で発表し、大学院生間および大学院生と教員の間での質疑応答を行うことになっている。この場での発表内容と質問への対応の内容は、教育の成果を計る機会となる。この機会を教育成果の検証に利用するとともに、FD 研修会を定期的に行って、教育内容・方法の改善に結び付けていく予定である。

博士課程後期の学生についても、研究の進捗状況を発表する場を設けることによって教育の効果を検証し、これをもとに教育内容・方法の改善に結び付けていく予定である。

成果

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉 大学全体

本学においては未だ教育目標に沿った成果をどのように定義し評価するか、検証システムが開発されておらず、検討が始まつたばかりであり、組織だった検証は今後の課題である。

しかしながら、部分的、個別的ではあるが、いくつかの評価できる成果を指摘することができる。

①GPA の活用

GPA による学生の成績パフォーマンス評価は個人成績としても意味を持つが、大学全体の平均パフォーマンスの計測にも利用できる。この制度を導入したばかりで、時系列的推移はまだデータの蓄積がないが、既に GPA 得点ランクと就職率には強い相関関係が報告されており、大学としての教育成果を表す 1 つの指標として役割を果たすものと期待される。

②留年率、退学・除籍率の減少

各年度の入学生の教育経路をみると、2002(平成 14)年度生の 70.6% が 4 年で卒業しているのに対して、2004(平成 16)年度生では 71.7% と若干ではあるが 4 年卒業率が増加している。またこの間の留年率、退学・除籍率はいずれもやや低下している。

③就職率の向上

キャリア教育は本学教育のコアの 1 つであり、さまざまな取り組みをしている。学生の学修成果の社会的評価を端的に表すものであるが、景気の影響など学外要因が大きく影響するため数値そのものの変動がには力点を置いてきたが、就職率からの評価はまだ確定していない。

④学生評価アンケートの活用

出席率の向上

学生満足度アンケート調査

学部における学生の学習成果の評価も未だ個別案件の集積を述べるにとどまる。例えば、経済学部の 2 年生春学期のディベート大会での成果、経営学部の実験ショップにおける学生参加と運営の成果、法学部におけるロースクールへの進学実績、人間文化学部における NHK 放送番組コンテスト入賞といった成果、バイオ環境学部の初めての卒業生の大学院進学の成果等である。

今後は社会的に流通性の高い客観的な評価指標を開発し大学運営に生かしていくことが確認されている。2010(平成 22)年度に新設された就業力育成推進委員会では将来的には個別学生の学習ポートフォリオの設計まで検討を予定しており、組織的取り組みが始まっている。

〈2〉 経済学部

基礎ゼミに関しては、1 年生の春学期終了時にレポートを提出させ、レポートコンテストを行っている。1 年生秋学期の終了間際には「プレゼンテーションコンテスト」を行っている。2 年生の 7 月上旬には「ディベート大会」を行い、各ゼミからチームとして参加

し成果を競う。毎年これらの催しを通じて、ゼミの課題消化における質の維持、あるいは質の向上を図ることがたえず観測され評価されている。最近の傾向として、学生の質の多様化が言われ、指導にてこずるケースが増えている。各コンテストで結果を出すという方針で教員が奮闘しており、例年通りの成果を出すために教員の費やす労力は、非常に増大している。例年と比べて遜色ない結果が出ているということは、大いに成果が上がっていることを意味する。

専門ゼミでは、3年生を中心として、「ゼミナール連合協議会」という経済・経営・商学部の全国組織が、インターベンゼミ、インナーベンゼミを毎年開催している。本学部の学生もその組織に所属し、毎年、経済学のテーマに沿って講演発表を行っている。この発表をプラスアップして卒業論文に仕上げる学生も見受けられる。そのような学生も含めて、卒業論文のうちでゼミ担当者が可とした論文が、「龍尾論集」という卒業論集に製本され、毎年春に発行されている。専門教育の成果がこのような形で現れている。

〈3〉 経営学部

本学部は教育理念として経営知識と実践の融合をかかげ、その教育目標を達成するため、ビジネスプランニングコンテスト、学生チャレンジショップ「京學堂」の運営、キャリアアドバイザーによる個別指導を重点項目に据え、実体験を通じて実践的な経営理論の修得をめざしている。ビジネスプランニングコンテストでは、事業計画はもとより、マーケティングや収支予測なども含めたビジネスプランのプレゼンテーションを通じて、これまでの学修を統合的に設計させることを目的にしている。2009(平成21)年度は19件の応募があり、最優秀プランと優秀プランを「京學堂」での実践モデルに選んだ。審査にあたっては、学部教員以外に、亀岡市商工課、亀岡商工会議所、父母の会、同窓会、学外のビジネスコンサルタントにも審査委員として参加いただき、厳格な審査を行った。

先に述べた、学生チャレンジショップ「京學堂」とは、2009(平成21)年度文部科学省大学教育・学生支援推進事業テーマBに「経営知識の修得・実践を通じた就職力強化と教員の指導力アップ」というメインテーマを掲げ応募し、採択された。「京學堂」はその補助金によって運営されている学内のショップ名である。この施設は授業等を通じて修得した経営知識を実践するいわば道場であり、この施設を通じて自らの知識の確認と今後の課題を見つけ、自律学習に繋げるためのものである。この「道場」の合い言葉は、「学生による、学生のための、学生のショップ」であり、教員はサポートとなって可能な限り学生たちに運営を委ねている。

2010(平成22)年度春学期は、「京學堂」で34名の学生が店員として働き、マーケティング、商談、企画販売、会計処理を担当している。これらの業務を通じて、教室において獲得した知識を本当に身につけているか、実践を通じて応用できているか、などを自ら確認して、さらなる自律学習に繋げている。また、必要に応じて、本学部カウンセリングルームにて、幅広いアドバイスを受けながら自らのキャリア形成を行えるよう教育環境の整備を行っている。カウンセリングルームにはマーケティング、販売や会計関係の書籍も設置し、ミーティングを行いながら、資料を参考にして問題解決を図ることができる環境設定を行っている。したがって、「京學堂」は学習成果を測定するための大切な評価装置ともなっており、そこで活動を通して学生たちは就職活動を行う以前に挫折感や達

成感を味わうことができ、「京學堂」活動を通じて実際の就職の際に必要な知識や経験を得ることができるようになっている。「京學堂」の運営の中心となっている学生たちは協働作業を通じて、リーダーシップ力をはじめ、商談力、ホームページ作成能力、会計処理能力などの面で飛躍的な進歩を遂げている。これは本学部の教育理念に沿ったユニークな取り組みであるといえよう。

スポーツと組織マネジメントを融合させたコースを、事業構想学科スポーツマネジメントコースについては、競技スポーツを通じたコーチングやリーダーシップ知識の育成と健康促進事業への参加により、スポーツと組織の両方を担える人材の育成に努めている。サッカー部はプロチームの京都パープルサンガのジュニア育成プログラムに参加し、コーチング力を高めプロスポーツ界でマネジメントに携わっている卒業生もいる。

2010(平成22)年度からは女性企業家および経営者の育成をめざして、女性企業家を招いて実践的な教育を行い、女性も経営者として立派に活躍できることを紹介しながら、この領域でも学生の育成をめざしている。

学生の自己評価を明確に測定できているかとなると自信はないが、経営学部生のうち事業構想学科生の就職率は常に大学でトップに近く、就職先の評価も高いと推測される。卒業後の評価として、学部のホームページに「卒業生は語る」というコーナーを設けて、卒業生のうち就職先から高い評価を受けている者たちを掲載している。

〈4〉 法学部

本学部は1989(平成元)年4月に開設されて以来、教育目標として「ビジネス法学」を掲げてきた。従来の法学教育は法曹をめざす者に焦点をあてた、法解釈理論を中心になされってきた。しかし、法学部卒業生のうち法曹としてのキャリアを積む者は少数であり、圧倒的多数は行政や企業の「ビジネス社会」で活躍する。ビジネスの現場では法的解決を必要とする問題が日々新たに起こってきている。ビジネス現場で生起する法的紛争がどのようなものであるかをしっかりと理解し分析した上で、実践的な解決能力を高めることも重要であると考えられる。そこで、本法学部は、従来の理論法学や法解釈学の良き面を継承しながら、「ビジネス法学教育」という新たな視点からの法学教育に取り組んできている。経済・社会において生起している実践的な法的課題を取り上げ、その法理論上の問題点を考究する訓練を積むと同時に、法的実務能力を高めることによって、さまざまな現代的課題においては、法的解決する能力を身につけることを目指す、すなわち、その法的処理について法理論と法実務との関わりを考察する能力を高める教育を目指す。2009(平成21)年4月より本法学部は4コース制を採用したが、このビジネス法学の教育目標は常にそれらの根底に基本理念として置かれている。

実社会の経験の少ない学生にとって、社会の現場で生じている具体的な課題を示しながら、法的解決を考えようとする本学部の教育理念・方法は、有効である。特に導入期において丁寧な指導を行っているのは、学生の大学教育へのスムーズな移行に大いに役立っていると思われる。しかし、最近では、大学受験者の減少に伴う厳しい大学間競争のあおり受けてか、学習意欲のそれほど高くない学生や安易に離学してしまう学生も入学するようになっており、それだけに、これらの学生にも真摯に法学への関心を持ってもらうためには、これまで以上に学生の意欲や学生の多様な志向に応じたきめ細かな教育方法を決めて、

その方策を速やかに実施することが必要となってきた。

〈5〉 人間文化学部

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発はしていないが、1年生のプレゼンと4年生の専門演習の学生の専門教養を比較すれば、各学科・専攻における教育目標に沿った専門教育が行われていることは一目瞭然である。たとえば、実験を実施し、データを分析してレポートを作成する能力は、1年生に比べて、2~4年生は格段にすぐれている。

しかし、学生の学習成果を量的に測定するために評価指標を開発する必要はあると考えられる。

〈6〉 バイオ環境学部

教育効果を測定するための方法の開発はまだ行っておらず、今後の課題である。

本学部では、2010(平成22)年3月に最初の卒業生を送り出すにあたり、教育効果を検証するため、2010(平成22)年2月15日(月)から19日(金)までの5日間の午前と午後の全時間を使って、卒業生全員に卒業論文の内容を発表させた。1人当たりの持ち時間を10~15分とし、発表と質疑応答を行わせた。発表は学部内での公開とし、どの時間帯にも7~8人の教員の参加があり、質疑応答が活発に行われた。このような発表会を、学生の学習成果を測定するための評価に結びつけたいと考えている。

本学部は、2010(平成22)年3月に最初の卒業生を送り出したところであり、まだ、卒業後の評価を受けていないが、今後、卒業生からの評価を受ける制度作りが必要である。

〈7〉 経済学研究科

講義科目の成果を計るのは難しいが、修士論文に関しては、2009(平成21)年度より、2年生の5月に学位論文テーマ報告会を始めた成果が上がっている。従来は、2年生10月の学位論文中間報告会だけしかなかったので、修士論文への取り組みが10月にスタートするような学生も見受けられたが、5月の報告会で主査や副査から厳しい指摘を受け、取り組み姿勢が大きく変わってきた。副査を早く指定するので、通常の授業でも副査からの指導やアドバイスを受けることができる。10月の段階では指摘された項目に関する程度の改善がなされ、最終的な修士論文の完成度が上がってきた。

〈8〉 経営学研究科

本研究科設置以来、学位論文は高い水準を維持してきたが、近年、外国人留学生にとどまらず日本人についても、大学院生の修士論文についての理解が多様化し、了解事項が一定しないことが多くなった。本研究科では、すべてを演習担当の指導教員に依存する傾向が強い旧来の遣り方を改める時期がやって来たと判断した。そこで、2008(平成20)年には、全教員が参加する修士論文中間発表会を開催し、各教員は必要な大学院生には厳しく構想の練り直し、追加の資料調査を指摘し、あるいは率直な感想や激励が述べられた。これに伴って指導教員は、プレゼンテーションソフトの使用法まで指導を行い、大学院生に対する幅広い教育成果が披露され、確認される場となった。従来のように、修了直前になっていきなり修士論文を見せられ、論文審査と口頭試問により合否の最終判断を下すのでなく、

より丁寧で、指導教員に全てを依存するのではなく組織的な研究指導の過程が実現できたと考えている。2010(平成22)年からは、副指導教員制を導入して、組織的な研究指導体制をさらに補強する方向に改革を進めている。また、2010(平成22)年、修士論文に関する了解事項を一定させる試みとして、修士論文作成上の形式要件をとりまとめた「修士論文執筆要領」を2年生全員に配布した。

〈9〉 法学研究科

社会・文化の諸領域が複雑に交錯し合い、かつ、国際感覚についてもすぐれたものを身につける必要がある。法律と社会実務がどう結びついているのかを学んで、正しく実践できなければならない。本研究科は、学部教育の基礎の上に立ち、ビジネス社会で生ずる法的課題の解決能力をさらに高めることを目標としている。

カリキュラムは、社会現象を法的な側面から多角的に分析するという観点で経済活動をとらえるために、①憲法や行政法上の法的諸問題を研究する「公法関係」、②市民生活に密接に連した社会現象と法との関連を研究する「民事・労働法関係」、③企業の経済活動に直結する法的問題を研究する「商事法関係」、④刑法及び刑事訴訟法を研究する「刑事法関係」、⑤国際経済活動とそれを取り巻く国際的諸問題を法的な観点から研究する「国際法関係」の5分野と⑥「外国法律書講読」で構成されている。しかし、これらのカリキュラムは専任教員の担当可能な分野を考慮してつくられており、その移動などで運用が困難になっている側面もある。さらに、多くの大学院生を受け入れるためには開講科目数が少ないなどの問題がある。他方、近年は本研究科に入学してくる学生の多くは税理士志望であり、それ以外の学生も司法書士などの資格取得や教育研究職を目指しているので、これらの現実を踏まえた上で、研究科理念を具体化していくような方策を検討してもいい。

教職員間では、会議やFD研究会等の場で理念・目的・教育目標を意識した議論をしてきており、周知徹底している。また、講義・演習、修士論文の作成指導を通じて、それらの理念や目的を達成すべく各教員の努力が行われていると考えられるし、一定の成果が上がっていると思われる。しかし、学生の専攻分野が偏っており、本研究科の能力が十全に發揮されているとは言えないし、一部には資格取得のための安易な科目選択が行われたり、社会人であるため十分な時間を確保できないなどの問題も生じており、今後の検討課題でもある。さらに、税理士希望者以外にも本研究科で研究したことのメリットが感じられるような教育プログラムを開発すべく、検討を進めてもいる。

〈10〉 人間文化研究科

各コースの修士論文を見ると、学部の卒業論文より格段に優れており、教育・学習の成果が上がっているものと考えられる。論文の審査の基準については整備してきているが、これらをさらに客観的に評価する方法の開発は今後の課題である。臨床心理学コースでは修了が臨床心理士試験の受験資格となっているが、その試験への合格も研究科での教育・学習の成果を反映していると考えられる。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成22)年4月に開設されたもので、教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを検証できる段階にはまだ至っていない。

博士課程前期の大学院生への教育の成果を検証する場としては、学期ごとに行われる「大学院生専門情報交換会」がある。この場での発表内容と、その内容への質問にたいする応答の内容は、教育目標に沿った成果が上がっているかを測定する機会となる。この機会を利用し、教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを研究科委員会などで討議することが今後必要であると考えられる。

博士課程後期の学生についても、研究の進捗状況を発表する場を定期的に設けることによって教育目標に沿った成果が上がっているか検証する予定である。

また、学位授与のための審査にあたっては、博士課程前期の大学院生には修士論文、博士課程後期の大学院生には博士論文を提出させ、その内容を口頭で発表させて、試問を行うので、この機会も、教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを検証する場となるから、有効に利用する予定である。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

本学の学位授与基準および学位授与手続の適切性に関しては、学校教育法施行規則卒業認定（第 147 条）学位規則学士の学位授与の要件（第 2 条）、修士の学位授与の要件（第 3 条）、博士の学位授与の要件（第 4 条）、学位論文の審査の協力（第 5 条）、大学設置基準卒業の要件（第 32 条）に則り、適切に行われている。ただし、学校教育法修業年限の特例（第 89 条）に定める 3 年以上在学した者の卒業要件に関して本学は採用しておらず、学則第 4 条 修業年限は 4 年とする。ただし在学年数 8 年を超えることはできないとしている。

これを受け京都学園大学学則第 5 章「単位の授与、卒業認定および学位記」の第 13 条では「授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、第 10 条第 2 項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる」と定めている。試験に関する規定は別にこれを定めている。このように、本学における学位授与は規程に則り適切に行われている。

卒業に必要な単位数は経済学部 132 単位、経営学部、法学部、人間文化学部、バイオ環境学部 124 単位である。学部、学科（学部によっては専攻による違いもある）によって定める必修・選択科目等の枠組みを満たした場合学位を授与する。これらは学則に定められ、各学部『履修要項』、「京学なび」等で周知されるとおり厳格に適用されている。さらに、個別科目の評価については、具体的には、授業科目の成績は 100 点を満点とし、60 点未満を不合格とする。

また、教育上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他の大学又は短期大学の授業科目を学生に履修させ、修得した単位については、教授会の議を経て 60 単位を限度として、卒業要件単位に認定することができる。

さらに、学則第 15 条で定めるように、卒業証書は 4 年以上在学し所定の単位を取得した者に授与される。本学卒業者には学士の学位を授与し、その履修した専攻に応じ、次の専攻分野名を附記する。

経済学部経済学科：経済学、経営学部各学科：経営学、法学部法学科：法学、

人間文化学部各学科：人間文化、バイオ環境学部各学科：バイオ環境

また、大学院院研究科における学位授与も学則に定めるとおり、適切に行われている。大学院学則第 5 章に単位の授与・課程の修了および学位記に関する規程が定められている。そこでは、修士課程あるいは博士課程前期については、2 年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。博士課程後期については、3 年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。

法学研究科修士課程 ビジネス法学専攻 修士(法学)

経済学研究科修士課程 経済学専攻 修士(経済学)

経営学研究科修士課程 経営学専攻 修士(経営学)

人間文化研究科修士課程 人間文化専攻 修士(文化研究)、修士(社会情報)、修士(心理学)

バイオ環境研究科博士課程前期 バイオ環境専攻 修士(バイオ環境)、博士課程後期 バイオ環境専攻 博士(バイオ環境)

〈2〉 経済学部

卒業要件 132 単位以上とし、必修科目群（16 単位）、教養科目群（32 単位以上）、キャリア科目群（8 単位以上）、コース専門科目群（52 単位以上）、任意科目群（24 単位以上）という内訳を満たすときに、卒業が認定される。卒業判定教授会において各学生の卒業要件が確認されており、卒業認定・学位授与の手続きの適切性が保たれている。

なお、他学部が 124 単位での卒業要件を課しているのに対し、経済学部では 132 単位を課している。これは、キャリア教育を重視して、キャリア関係の科目が膨らんできたせいである。

〈3〉 経営学部

本学部では 2010(平成 22) 年度生より 1 セメより 8 セメまで、各学期の履修登録制限を 24 単位とした。2009(平成 21) 年度生までは 7 セメおよび 8 セメに関して、それぞれ履修登録制限 28 単位までとしていたが、大学基準協会からの助言もあり、24 単位に変更した。なお、講義および演習科目は週 1 回半期開講で 2 単位、実習科目は 1 単位に設定している。卒業に関しては、ゼミ科目群および経営科目群(64 単位以上)、一般共通科目(40 単位以上)、任意科目(20 単位以上) で、合計 124 単位以上の修得と、必修科目の修得を求めている。教職課程科目等は要卒単位から除外している。

卒業認定に関しては、4 年間以上在学した学生を全員リストアップし、必修科目、選択必修科目、ゼミ科目群および経営科目群、一般科目群、任意科目群に関して、それぞれ単位数を明記した表を作成し、学部教務委員会において審議を行い、その後、卒業判定教授会を開催し、卒業認定を行っている。秋卒業に関しても、同様の手続きを行っている。

〈4〉 法学部

法学部では要卒単位は 124 であるが、I 類専門科目で 58 単位（そのうち 8 単位はゼミの単位で取得のこと）および II 類一般教養科目で 40 単位取得することが要件となっている。

シラバスに基づいた授業展開の下、各教員の適切な成績評価に基づく単位認定により、各学生は 4 年間に取得した総単位数でもって卒業認定が行われることになる。法学部は全国的にも卒業論文を卒業認定の要件として課していないところが多く、本学法学部においても同様である。ただし、本法学部では「卒業研究」を選択科目とし、通常のゼミとは別に同科目を履修した学生に関しては、論文指導を行っている。

毎年、教務課により出された成績表を基に、教務委員会で検討のうえ、教授会で諮られ、各学生の要卒単位の充足状況を確認のうえ、厳正に卒業判定を行っており、学位授与手続は適切に実施されている。

〈5〉 人間文化学部

学位授与基準は、各学科専攻について『履修要項』に卒業要件として各領域に必要な単位数が明記されている。すなわち、卒業に必要な総取得単位数は 124 単位以上、A 群（学

部共通科目) は外国語科目 4 単位を含む 18 単位以上、B 群 (人間文化科目) は 28 単位以上、C 群 (学科基礎科目) は 24 単位以上、D 群 (学科専門科目) は 36 単位以上、任意科目は 18 単位以上である。そして、心理学科以外の学科・専攻では、D 群 (学科専門科目) の中に卒業研究 4 単位含めて 36 単位以上を取得していかなければならない。

卒業認定・学士の学位授与の手続きとしては、教授会において卒業判定（合否）について審議し、承認されれば卒業が認められ、学士の学位が授与される。すなわち、教授会において、教務課職員によって作成された卒業判定資料一覧に基づいて、卒業年次にあたる学生一人ひとりについて、卒業要件として各領域に必要な単位数を取得しているかどうか、外国語科目の単位を取っているかどうか、卒業研究の単位を取得しているかどうかなどがチェックされる。

以上のように、学位授与（卒業）の手続は適切に行われている。

〈6〉 バイオ環境学部

卒業に必要な単位は 128 単位であり、バイオサイエンス学科では、教養科目から 30 単位以上、専門基礎科目から 18 単位以上、専門科目から 70 単位以上の修得が必要である。教養科目、専門基礎科目、専門科目の中に必修の科目があり、必修の科目はすべて修得しなければならない。バイオ環境デザイン学科では、さらに細かい要件が付加されている。両学科において必修科目である「卒業研究」では、論文を提出することが必要であり、提出された論文は指導教員が審査して合否の判断を行いその結果を記載した「査読証明書」を教務課に提出する。

4 年間在籍し、必要な単位数と必修科目を修得し、「卒業研究」に合格とされた者について、教授会において卒業判定を行っている。

なお、卒業研究の内容については、全員が口頭発表を行うが、口頭発表は卒業要件とはしていない。

〈7〉 経済学研究科

2 年以上の在籍、指導教授の担当する演習 8 単位を含む計 32 単位以上の修得、修士論文審査および最終試験での合格が、本課程の修了条件である。修士論文を提出しようとする学生には、修士 2 年生の 5 月にテーマ報告会、10 月に中間発表会を行う。副査 2 名は公式には 10 月の中間発表会において指名され、主査である指導教授とともに、修士論文の指導にあたる。実際には、テーマ報告会が開かれる 5 月には副査の打診があり、講義などの機会を通じて修士論文の完成度を上げるべく指導をしている。

修士論文の提出と口頭試問の後、主査、副査（2 名）の合議を経て、研究科委員会にて主査報告書が提示され、講義科目 32 単位の修了条件も含めて、学位授与の可否が審議される。研究科委員会は 2/3 以上の同意により最終合否を決定する。

なお、学位論文の判定項目は以下のように明示されており、修了認定は適切に行われている。

- (a) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定について
- (b) 論文の構成と論理展開について
- (c) 研究方法や分析手法について

(d) 図表処理や引用文献などの表記について

(e) 設定された課題の解明について

上記の各項目を優、良、可、不可の4段階で評価し、これらの評価を踏まえて学位の授与を総合的に判断するものである。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の修了要件は、①2年以上の在学期間、②32単位以上の修得、③研究指導を受け、修士論文の審査および最終試験に合格の3つを要件としている。②については、指導教員の担当する講義・演習の12単位を必修とし、その他の講義20単位以上、合計32単位以上と定める(2010(平成22)年入学院生より、指導教員の担当する講義・演習および副指導教員の担当する講義の計16単位を必修とし、その他講義16単位以上と変更した)。③については、研究指導を受けることと、学位論文の審査と最終試験とする。このうち研究指導は、修士論文完成まで指導教員の演習が行われ(2010(平成22)年から副指導教員の講義も義務づける)、2008(平成20)年以降はこの過程で全教員参加による中間報告会を義務づけた。そして、学位論文の審査基準は精深な学識と研究能力又は専門職に必要な能力としていて抽象的である。この審査基準については、2008(平成20)年から、研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、論文の構成と論理展開、研究方法や分析手法、図表処理や引用文献などの表記、設定された課題の解明と創造性、という五つの視点からそれぞれ100点満点で評価し、合計300点以上を合格というように明確化した。この審査は、指導教員を主査とし、研究科委員会が指名した2名の副査という構成で、論文審査・口頭試問が実施される。この最終試験の結果を受けて、研究科委員会は2/3以上の同意により最終合否を決定する。

学位授与は、研究科設置以来、ほぼ順調にすべての大学院生が修了し、定員が少ないとは言え、落伍者を殆ど出さずにやって来られたのは、指導教員をはじめ担当教員の努力によるところが多い。修了後、彼らの多くは高度専門職業人として就職し、開業している。しかし、2007(平成19)年入学生の8名のうちの1名は修了までに2年半を要し、9月修了となった。近年、大学院生を抱えた指導教員の負担は並外れて大きくなつたと感じている。大学院まで入学しようとする大学院生は、学部学生とは違つて、強い研究意欲をもつて入学して来ると思いつがちであるが、今日それは個々の大学院生によりさまざまである。にもかかわらず、大学院生には一様に修士論文の作成を課している。これは、幅広い入門的・基礎的知識にとどまらず、何かの分野で専門的修練を積むことにより、精深な学識と研究能力ないし高度の主体的能力を培う教育課程であると考える。今後も、大学院生に修士論文を中心に据えたハードワークを課し、研究科教員の献身的努力と相俟つて、その目的を達成したいと考えている。

〈9〉 法学研究科

指導教授の指導の下に学位論文を作成しているが、中間報告を行うさいには、他の教員が出席し、質疑を行うことによって指導を受けている。また、学位論文の審査は、指導教授を主査として、これに副査の教員3名が加わった審査委員会を組織し、論文審査と口頭試問を行つて審査している。論文の審査基準は、当該分野についてこれまでの学説の状況

を踏まえて、独自の見解が説得的に展開できているかどうかである。審査委員会の結論は、研究科委員会で報告され、最終審査結果を得ることとしている。

学位論文は研究科の教員全員によるチェックを受けているので、授与方針および基準は適切であると考えている。中間報告のさいには、多くの教員が出席し、質疑を行うことによって、学生を指導すると同時に、反射的効果として、各教員の指導方針の適切さなども審査されている。また、学位論文の審査にあたっても、指導教授以外に2名の教員が審査に加わっているので、同様のことが行われている。そして、最後の判定を実施する教授会では、指導教授が審査結果を報告し、教員全員が論文を回覧した上で、審査結果を承認するという形式が採用されている。

審査委員会の構成を適切なものにすることにより、審査の透明性・客觀性を高めるよう配慮している。論文審査では研究科委員会でチェック項目を決め、それに基づくフォーマットに従い審査をしており（大学院要項の記載の「学位論文評価票」）、透明性と客觀性を高める努力をしている。研究科委員会での審査報告は詳細に行われ、質問や議論の時間を保障しており、このことも審査の透明性・客觀性を高めるのに役立っている。

この修士論文の審査による合格、および、講義や演習での適切な成績評価に基づく単位認定（4セメスター在籍で計32単位以上の修得）とでもって学位（修士〔法学〕）の授与の有無を決めているが、総じて学位授与は適切に行われている。ただ、今後は口頭試問を修士論文公聴会とし、多数の教員が審査に参加することを可能にするなど、透明性をより一層高めていくことも検討していきたい。

〈10〉 人間文化研究科

人間文化研究科の修了判定の資料は教務課職員によって作成され、研究科委員会において、各コースの修了要件とされている必修科目と選択必修科目、選択科目の所定の単位を修得しているかどうかがチェックされる。

また、修士論文は、所定の期日までに研究科長に提出され、研究科委員会の下に設けられた審査委員会（主査：研究指導教員、副査：指導委員、その他の委員の3名）において、「精深な学識と専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力」を持っているかが審査される。そしてその論文に関する分野について最終試験として口述試験が行われ、各コースの修士論文評価票の各評価項目についてA～Dで評定、総合評価によって合否判定原案が作成される。研究科委員会において、提出された合否判定原案が審議され、投票によって合否を判定、2/3以上の同意をもって合格としている。

以上のように、研究科委員会において、研究科の所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対して修了の認定を行い、修士の学位を授与している。

〈11〉 バイオ環境研究科

本研究科は、2010(平成22)年4月に開設されたもので、まだ学位を授与する段階には至っていない。今後、以下の学位授与方針にしたがって学位授与を行う予定である。

博士課程前期では、学位審査の客觀性と厳格性を確保するため、公聴会において、修士論文提出者がその論文内容を口頭で発表する。論文調査委員と試問委員は、公聴会に

において試問を行い、専門分野ごとに設けた審査基準により、修士論文研究で得られた成果が本課程の教育研究目標に合致しているか、独創性のある知見が得られているか、得られた成果は公表(客観的評価)されているか(あるいは公表が予定されているか)、論文が修士の学位を与えるに十分な内容を含んでいるか、などを判定する。また、公聴会は学外者を含めて広く公開し、参加者との質疑応答の内容も審査の対象とする。この公聴会が終了した後、論文調査委員は、修士論文の内容、公聴会での発表および試問・質疑応答に対する評価、論文審査結果等をまとめた「修士論文審査結果」を、研究科委員会に書面で提出してその要旨を口頭で説明する。研究科委員会では、論文調査委員からの説明を基に厳密に審議し、学位授与の可否についての投票を行い、出席者の2/3以上が「可」とした時に、修士(バイオ環境)の学位を授与するものとする。また、修士論文は冊子として本大学図書館に保管し、閲覧に供する。

博士課程後期では、博士論文審査は基本的には、修士論文の審査と同様の方法で行うが、異なるのは、公聴会での試問が、専攻内の全研究指導教員と、客観的な評価を担保するために研究科委員会が依頼する学外の有識者とによって行われる点である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

本学では各学部とも教育目標を明確に定め、それに沿った教育課程の編成、学位授与がなされている。特に、教育課程はシラバスで丁寧に説明するだけでなく、各種パンフレット、履修登録時のガイド、ゼミ教員を通じた個別指導、「京学なび」など、多重のチャンネルを通じ周知されている。シラバスの記載は教員間で記載に精粗が見られ評価基準も明解でない面があったが、大学基準協会からの助言に従ってこれを改善するとともに、教授会、教務委員会を通じて記載事項の遵守を教員に徹底し、授業回毎の内容記載など掲載内容の均質化を果たした。

各学科・コースにおける科目編成には注意を払い、小規模な見直しは毎年定期的に6月～9月にかけて実施している。また、大きな見直しも随時実施され、教育目標との整合性、社会環境の変化、学生ニーズの変化を教務委員会で検討し、それらの結果をカリキュラム改訂に反映してきた。

「何をどう学ばせるか」は教育目標の具体化であるが、例えば、コースごとに取得すべき科目群、単位数等のカリキュラム編成を通じて体系化される。これらを分かりやすく要項、シラバスに明記するだけでなく、成績表表記にも不足分野を明示し、ゼミ教員を通じ注意を喚起するなど徹底を図り、いずれの学部でもコース管理を徹底している。また、大学基準協会の助言(一層の改善が期待される事項)にもあった上級生の制限単位の逸脱などの問題点も解決した。こういった積み重ねを通じて教育課程の体系を保証している。また、経済学部における基礎的科目の必修化、人間文化学部の導入期教育の充実など大学基準協会の助言に従ってこれらを改善した。

各種事項の中でも特に教育方法に本学の優れた特徴がある。中でも小集団教育の徹底があげられる。いわゆる大教室授業を廃止し、既に200人規模以下の授業を実現している。受講生の多い科目はクラス分割している。また、学部によるばらつきは若干残しているが、全体として全学年にゼミを配置し教育効果を高めるよう配慮している。経済学部や法学部ではこれに加えて、キャリアゼミを3年生に配置し、週2回ゼミを実施している。英語科目、情報科目、数学などでは学生をグレード別にクラス分けし、複数教員が相互に協力するチームティーチングを行っている。また、2011(平成23)年度から義務化されるキャリア教育にも全学部対応できた。バイオ環境学部では、実験・実習を特に重視している。実験・実習では少人数のグループワークを通して、目的達成能力、コミュニケーション力、成果を基にしたプレゼンテーション力をきめ細かく教育できている。さらにバイオ環境学部では、卒業研究を必修科目として課し、研究室単位で個々のテーマに対して複数の教員による指導を行い、研究成果の発表会を学部レベルで行っている。この卒業研究を学部教育の最終課題と位置づけた体系的なカリキュラムを構築し、実施している。

一方、大学の教育力の向上のために全学組織としてFD推進委員会が設けられている。また、2010(平成22)年度から全学部に各学部FD推進委員会が設置され態勢が強化された。この推進委員会が中心となり、各種FD研修会を年間10回以上開催し、教職員の教育力の啓発を進めている。

また、教員の授業改善を図るために学生による授業評価アンケートを実施している。以前は学期終了時にアンケートを実施していたが、現在は期間途中で実施し、その結果は授業

担当教員を通して直ちに返却するよう努めている。また学生の指摘に対しては、教員からのコメントを教室内に直接掲示するようにしていたが、2010(平成22)年度からは全教員が「京学なび」上にコメントを掲載することとした。さらに、2009(平成21)年度から、全学部の教員から20科目程度を選び他の教員に授業公開をし授業のノウハウを共有できるようにした。さらに、初任教員に対する研修も大学コンソーシアム京都のプログラムに参加することを決めた。

②改善すべき事項

本学においてはこれまで、一部の教員や科目で成果を確認しようとする動きはあったが、組織だって教育のパフォーマンスを計測するという考え方自体がなじみのないものであった。このため未だに教育成果を組織的・定期的に検証するシステムは開発されておらず、これから課題である。検証方法はいくつかのレベルで考えられるが、たとえば、就職率のように外部社会からの評価やTOEIC成績の平均点のような教育結果の評価等、各種指標を大学、学部としてフォローするなど、大学のマクロパフォーマンスを検証することが、一方で、ミクロ的に学生の成長を記録するようなポートフォリオシステムの構築・蓄積など重要な課題が残っている。

また、特に大学院の教育課程に関して大学基準協会から、以下に掲げる指摘を受けている事項については、鋭意協議中であり、部分的に対応しているものもあるが、今後の検討に委ねている。

①全研究科で、社会人受け入れを行っているにもかかわらず、教育上の特別な配慮は不十分である。特に人間文化研究科では、必要性を認識していながら検討が進んでいないのは問題である。制度的な対応を行うための積極的な検討が望まれる。

②経済学研究科では「地域研究分野」において、経営学研究科でも演習科目群や特殊講義などにおいて不開講科目が多く問題であるので、改善が望まれる。

③法学研究科では、公法関係、民事・労働法関係、商事法関係、刑事法関係という伝統的な領域を置くにとどまっており、「ビジネス法学の専門家の養成」という教育目標を実現するための科目編成にはなっていないので、検討が望まれる。

④全研究科において、今後は大学院の視点にたったFD活動を行うよう、改善が望まれる。

⑤全研究科において、入学時や進級時の履修指導や、修士論文の作成過程における指導が組織的に行われるよう、改善が望まれる。また、学位論文作成などに対する研究指導計画の策定がなされていないので、改善が望まれる。

⑥全研究科において、学位論文にかかる審査基準が大学院要項などに掲載されていない。学生に対しあらかじめ明示しておくことが必要である。また、研究指導体制を大学院学生に明示しておらず、改善が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

将来的には、中央教育審議会答申にある学士力の育成について、大学で何を教えるかではなく、どのような能力が学生一人ひとりの身についたか（教育のアウトカム）が問われることとなる。まず、学士力をどう規定するかが課題となるが、本学では一般的な専門基礎知識の習得、ジェネリックスキルの獲得が主たる教育目標である。この目標に対する教育成果をどう評価するか、本学においては未だ定期的にそれらを検証するシステムは開発されておらず、これから課題である。

中でも、学生の教育上の成果を多面的に個人情報として管理し、その成長を記録・評価する試みはいくつかの大学で始まっており、本学でも2010(平成22)年度学長直属機関として立ち上がった就業力育成推進委員会を中心に将来計画が策定される態勢がようやく整った。

この委員会を中心として、学士力の担保という観点から、外部評価、学生ポートフォリオの構築、カリキュラムマトリックスなど、教育目標の明示化と教育方法の改善、成果評価などを全科目で2011(平成23)年度から実施する方向で検討に入った。また、この手がかりとして、文部科学省の支援事業にも応募し学内の一貫した協力態勢をとっている。

また、教員・職員の教育力を育てるためのFD・SD活動を活性化させる。これらをホームページ等を通じて社会に広く公表する。

特に立ち後れた大学院の教育体制の策定のために、従前の大学院委員会だけで対応できるのか、他の組織・運営方法も検討する必要がある。

4. 根拠資料

資料1 － 「大学教育・学生支援推進事業 平成21年度報告書」

5 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

各学部・研究科とも、教育目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を教授会で審議、決定し、大学のホームページで公表している。

また、AO入試要項でも各学部の入学者受け入れの方針を記載し、公表している。

〈2〉 経済学部

経済学部の学生受け入れ方針は、アドミッションポリシーとして、ホームページに明示されている。以下に示すとおりである。

- (1) 本学部で学ぶのに必要な幅広い基礎学力と就学意欲を備えている人
 - (2) 現実社会の動向に興味や関心を持っている人
 - (3) 自分の考えを他者に明確に伝えることができる基礎的コミュニケーション能力がある人
- (1) 「本学部で学ぶのに必要な幅広い基礎学力と就学意欲を備えている人」については、経済学が数学、心理学、倫理学、社会学など幅広い分野の関連する学問と関係しなが成り立っている学問であるから、幅広い基礎学力が要求され、なおかつ、それらを通じて経済学の考え方を身につけようという強い就学意欲が不可欠である。
- (2) 「現実社会の動向に興味や関心を持っている人」については、経済学が生きた学問であるという点が大きく影響する。経済学は決まりきった公式を適用すればよいというものではなく、現実の医療保険、年金、雇用、景気など実際に動いている経済現象に対して、それらがどのような仕組みで動いているのか、どのような政策で対応すれば問題が解決するのか、というように、現実社会がいつも回答を迫ってくる。それらに対して、強い関心を持つことが要求される。
- (3) 「自分の考えを他者に明確に伝えることができる基礎的コミュニケーション能力がある人」については、経済学部として非常に重視している。1年生のレポートコンテスト、プレゼンテーションコンテスト、2年生のディベート大会など、コミュニケーション能力の涵養を強く学生に要求し、それらを伸ばす訓練をしている。専門ゼミでのインター・インナーワークshopへの参加奨励も含めて、コミュニケーション能力を大きく伸ばすことは本学部の教育目標の一つである。

以上の3点に関して積極的な姿勢を示す学生が、受け入れの方針である。

修得しておくべき知識としては、入学試験に課される英語、数学、国語ができれば十分である。

障がいのある学生には、できる限りの受け入れをはかっているが、車椅子使用者に対し

では、講義のある建物のすべてにエレベータが設置されているわけではない。在学生が運動クラブにおける事故で車椅子使用を余儀なくされるケースが過去にもあり、教室変更で階段を使用しないで済むように配慮している。車椅子用のスロープは設置されており、エレベータがない建物でも、1階の教室に入ることができる。

〈3〉 経営学部

大学入学資格に関しては、学校教育法第90条に基づき、資格審査を厳重に行っている。また、情報の積極的な提供に関しては、大学設置基準第2条に、「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲示その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する」という法精神に則り、積極的に広報活動に努めている。

本学部の教育の特色として下記の3点を教授会に提案し、了解を得ている。また、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーと同様に、アドミッションポリシーも教授会で承認を得て、学生の受け入れ方針を明示するため『大学案内』や大学のホームページに掲載し、入学志願者だけでなく広く社会に情報提供を行い、広報活動に努め、周知をはかっている。

1. 知識と実践の融合（学部の理念）

これは「大学教育・学生支援推進事業」（文部科学省・学生支援推進機構）補助金を活用した学生チャレンジショップ「京學堂」を活用して、授業で修得した経営知識やジェネリックスキルを実際の「京學堂」での業務を通じて実践し、何を理解できていって、どのような知識が未だ不足しているかを学生自らが点検し、かつ改善に向けるという自律学習のPDCAサイクルを形成している。この手法により、学生トップ集団の結成および学部学生の活性化に大いに役立っている。ただ、課題として、GP補助金に依存している部分が大きいので、3年間の期限（2012年度以降）が切れたあとの対応が求められるであろう。

2. スポーツと組織マネジメントを融合させたコースを、事業構想学科スポーツマネジメントコースとして設置している。この分野には、スポーツ系の志願者が多くいるので、そのような学生アスリートたちにコーチングやリーダーシップなどの組織マネジメント能力や健康知識を修得させることを健康実践指導者の資格などを通じて、確固たるものにしている。

3. 女性経営者の育成をめざし、特別講義等を開講しており、今後の日本社会の成長の大きなファクターである女性経営者や管理者の育成に努めている。この講座は、女子学生だけを対象とするものではなく、男子学生にも女性ビジネスに関する知識を付け、大きなマーケットである女性消費者を対象としてビジネスにも活かせる知識の修得もめざしている。ただ、あらたに起こした領域であるため、今後の科目の充実が必要である。

このような3つの柱を中心に据え、オープンキャンパスや高校訪問などで本学部の重点教育目標を説明している。また、面接型の入試区分（AO入試、指定校入試など）でも、それに関する知識の習得やキャリア形成などに関しても問い合わせている。

AO入試、指定校入試、21世紀スポーツリーダー入試など、比較的早い時期に入学が許可された生徒たちには、入学前教育として2月または3月に本学に来学させ、学部の教育方

針やあらかじめ知つておくべき知識などを紹介している。

障がいのある学生の受け入れ方針については、これまで車いすの学生を受け入れてきたが、本学の建物にはエレベータ等の施設のないものが多く、身体障がいのある学生が快適に過ごすことができる教育環境とはなっていない。したがって、本学の事情を説明し、理解を得られた場合のみ受け入れを行っているというのが実態である。また、精神的に障がいを持った学生に関しては受け入れを拒まず、入学後に学生相談室と連携をはかりながら、育成に努めている。

＜4＞ 法学部

求める学生像は、ホームページにおいて公表している。特に、AO入試に限っては、その入試要項に学部概要と並べて求める学生像を示し、全宅連入試でも、簡単ではあるが、示している。

ホームページにおいては、「教育目的」「学位授与方針」「教育課程編成・実施の方針」とともに、「入学者受け入れ方針」を示し、順序としては出口からではあるが、学生が到達すべき基準、それを支援するカリキュラムの指針を示しつつ、入学者に求める事柄を示している。その内容は次の通りである。

1. 法学を含む社会科学を学ぶうえで必要とされる基礎学力を身につけているとともに、日本や世界で発生している今日的な法的問題・課題に関心をもっている人
2. 行政や企業等のビジネス社会や市民社会で活躍するために、法的知識にもとづく論理的思考力を身につけたいと考えている人
3. 卒業後にビジネス社会で活躍することを意識し、そのために法的知識を活かして公務員試験や資格取得に積極的に取り組もうと考えている人

これに対応して、AO入試要項では、上記3点を敷衍して次の6点を示している。

- ・はつきりとした将来計画や目標を持ち、自分の将来に必要な資格の取得を志している人
- ・「公務員」「警察官」「消防士」などを目指し、社会の公共の利益や安全のために役立ちたいと思っている人
- ・法的な問題解決能力を身につけて、企業や行政機関などのビジネス社会で活躍したいと考えている人
- ・法律にかかわる事件や裁判などの報道に关心が高く、普段から新聞などをよく読んでいる人
- ・社会や世界の今日的な問題に対して積極的に自分自身の意見を発言できる人
- ・論理的な思考力を向上させ、法学の基礎をしっかりと学び、ロースクールに進学するなど法曹を目指す人

上記第1項が要項第4項、第5項および第6項前半、上記第2項が要項第2項、第3項および第6項後半、上記第3項は、要項第1項、第2項に敷衍されている。

学力水準は、上記の通り、「社会科学を学ぶうえで必要とされる基礎学力」を求めているが、本学のAO入試においては、学科試験を避けたいと思っている者もいるため、その場合には、将来に対する熱意を求めることにし、基礎学力に欠ける点については、入学後に

補うようにしている。

また、全宅連入試においては、出願資格で「宅地建物取引主任者試験・司法書士・行政書士などの資格試験に合格したいとの意欲をもって勉強する意思を有」することを求めており、これは上記第3項に該当するものである。当該試験においては、求める学生の知識水準として、評定平均値3.0以上であることを求めている。

法学部独自の障がいのある学生受け入れ方針は、特に定めてない。

〈5〉 人間文化学部

人間文化学部の学生の受け入れ方針としては、高校までの基礎学力が十分にあり、コミュニケーション能力や勉学の意欲のある学生を求めている。本学部の各学科に入学するにあたり、修得しておくべき特別な知識や技能は必要ではない。なお、障がいのある学生については、できる限り受け入れる方針である。

本学部では、各学科に教育目標が定められているので、それに沿った学生を求めている。

心理学科では、現代社会における人間の心理を理解し、社会生活の中で人間関係の向上とよりよい社会の構築に貢献できる人材の育成を目標としており、人の心について学びたい学生を求めている。

メディア社会学科では、現代社会において、ますます重要性を増すメディアに対して高度な理解を持ち、かつ、社会のしくみ・動きに対する深い洞察力を有する人材の育成を目標としており、人が暮らす社会のことやメディアのことを深く知りたい学生を求めている。

歴史民俗・日本語日本文化学科では、日本の歴史・伝統文化に対する深い理解を持ち、日本文化を世界に向けて発信できる人材の育成、そして、すべての学問また日常生活の基本となる日本語を極め、他者に対して模範的な日本語の使い手となる人材の育成を目標としており、京都、民俗、伝統文化、日本語に興味のある学生を求めている。

国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、国際的な視野に立って考え方行動する人材の育成を目標としており、国際人としてのコミュニケーション能力を身につけたい学生を求めている。

〈6〉 バイオ環境学部

バイオサイエンス学科が求める学生像は、以下のとおりである。

1. 生物を科学の目で観察し、実験的に解析し、安全・安心・満足の3つの要素に関するバイオ技術やそれを応用する産業に携わりたい人
2. 地球に優しいグリーンバイオ技術者を目指し、環境に調和したモノ作りや環境改善技術などに携わりたい人

バイオ環境デザイン学科が求める学生像は、以下のとおりである。

1. 自然と科学に興味をもち、現代の豊かな物質文明の成果を批判的に継承しつつ、持続可能な地球環境と地域社会を建設していく意欲のある人
2. 地球環境の保護や再生、町おこし・村おこしなど、バイオ環境デザインを積極的に学びたい人

本学部に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準について記載した文書はないが、入学試験の内容から推定できると考える。筆記試験においては、英語（英語

I・英語II・リーディング・ライティング)、数学(数学I・数学A・数学II・数学B)、理科(物理I・化学I・生物I)の3教科の中から2教科の選択、または、これに国語を加えた4教科の中から3教科の選択としている。また、英語と化学が重要であるため、入試合格者に対しては、入学までにこの2教科を特にしっかりと学習するように指示をしており、希望者には学習用の教材を無料で配布している。

障がいのある学生も可能な限り受け入れている。2008(平成20)年度に車椅子使用の学生が入学したため、車椅子で授業が受けられるように講義室の机の一部撤去などの改善工事をを行い、受け入れ体制を整えた。2009(平成21)年度には難聴の学生が入学したため、その学生専用のマイクと発信機を教員がつけて授業を行っている。2010(平成22)年度には、極度の弱視の学生が入学したため、全教員に対し、黒板に字を書くときは大きくはっきり書くように指示し、試験においては、試験問題を拡大コピーしたもの用意したり、時間を長くするなどの配慮を行っている。また、その他にも障がいをもつ学生が入学したので、保護者および高校の教員からの要請を受けて、教育にあたって注意すべき点を教員に周知させた。

〈7〉 経済学研究科

経済学研究科の入学定員は5名である。その中には税理士養成コースの学生も含む。入学資格は大学を卒業した者、これと同等以上の学力を有するもの、あるいは飛び級の該当者などであり、大学院の入試要項に明記されている。

2010(平成22)年度から、社会人や留学生にも従来の面接だけでなく、経済学に関する入学試験を課すようになった。基本的な経済学の知識が要求されている。税理士養成コース希望者に関しては、経済、経営、法学の問題の中から選択するようになっている。入学にあたり修得しておくべき知識内容を明示したものと言える。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の受験資格は、我が国の大学を卒業した者、学士を授与された者、外国において学校教育16年の課程を修了した者、および当該年度末にそれぞれ見込みの者、そして当該年度末において大学に3年以上在籍し100単位以上修得見込みで出願時に修得単位の80%以上が「優」である者(飛び級)としている。

2009(平成21)年より、経済学・法学両研究科と共同で、共通プログラム税理士養成コースを設置した。入学試験は同一区分、同一問題で受験し、入学者は3研究科のいずれかに所属して修士論文の指導を受けるが、講義科目については研究科の枠を超えて受講できるという特典が与えられる。他面、現在の専門的職業人として税理士は、申告書の作成業務や会計業務のみにとどまっていることが許されず、企業の経営指導さらには公共団体への関与も必要となるなど、より一層幅広い専門知識の修得が求められている。

留学生試験では「大学院での講義が理解できる程度の日本語能力を有すること」とし、出願時に日本国際教育支援協会の日本語能力試験N1または日本留学試験(日本語)220点以上の成績通知書、あるいは日本政府在外公館員等による日本語能力認定書の提出を義務づけ、経費支弁能力を証明する書類の提出も求めている。一般試験や学内推薦試験の区分で受験する留学生についても、経費支弁能力を証明することを求めている。これは、一定

水準以上の日本語能力と、過度にアルバイトに依存することなく勉学時間を確保することを期待したものである。

〈9〉 法学研究科

法学研究科については、求める学生像の明示、当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示は、法学部のような形では、できていない。

しかし、従来本学の法学研究科は、数年前より、専攻名をビジネス法学専攻と改名し、法学部同様、現場で役立つ法律学を研究する趣旨を明確にしている。

加えて、毎年税理士志望者が受験している経緯があることから、一昨年より他研究科と連携して、「税理士養成コース」を立ち上げ、共同で教育・指導していくこととした。これにより、本学法学研究科が求める学生像が一定程度明示されるものと考える。

法学研究科は、修士課程のみであり、2年ないし4年で、修了しなければならず、この間に税理士試験に合格する程度の学力と、意欲が要求される。したがって、必要な知識水準は、受験生にとって、一定程度明らかであると言える。

障がいのある学生の受け入れ方針については、学部同様、研究科独自のものを用意していない。

〈10〉 人間文化研究科

人間文化研究科の院生の受け入れについては、学部教育における幅広い知識や専門の学芸を身につけており、専門分野における研究能力あるいは高度の専門的職業に必要な知識や技能を修得できる能力を有する院生を対象にすることを方針としている。

文化研究コースでは、日本の文化遺産と文化的伝統、人々の生活の中で作用している文化の諸機能とその特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から教育研究したい者、社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術が飛躍的に発展し、大きく変動しつつある現代社会と文化の動向を探り、そこに生じる新たな社会的諸問題に関して、理論的かつ実践的に教育研究したい者、心理学コースでは、人間として基本的な心理と行動を対象として教育研究したい者、臨床心理学コースでは、心理学の専門知識と技能を基礎として、臨床心理学を専門的に修得し、心の健康に関わる援助者としての心構えと知識・技能を兼ね備えた心の専門家の養成を受けたい者を対象としている。

〈11〉 バイオ環境研究科

博士課程前期において、求める学生像は、以下のとおりである。

- (1) バイオサイエンスに強い関心を持ち、生命現象や生物の機能を生物学的、化学的なアプローチによって解析し、人類の快適で健康、かつ安全な生活に応用する最先端のバイオ技術やそれを応用する産業に意欲をもって携わりたい学生。
- (2) 自然と科学に興味をもち、現代の豊かな物質文明の成果を批判的に継承しつつ、自然のしくみを生かして人と生き物が共生する環境の設計とそれに必要な技術を開発することによって、持続可能な地球環境と地域社会を建設していくバイオ環境デザイナーをめざす学生。
- (3) 地球環境保全に強い関心を持ち、バイオ技術を応用して環境保全技術の開発や

エコ製品の生産などに意欲的に携わる地球に優しいグリーンバイオ技術者を目指す学生。

(4) 地球環境の保護や再生、生物資源の保全や利用、環境にやさしい素材や新エネルギーの開発、農業や林業、水産業のあり方を考えながら、町おこし・村おこしなどバイオ環境デザインを積極的に学びたい学生。

博士課程後期において、求める学生像は、以下のとおりである。

グリーンバイオ研究とバイオ環境デザイン研究のより積極的な連携や複眼的研究をさらに進めて、「バイオ環境」というコンセプトでの新しい研究領域の模索を行い、新しい環境技術の創成を行おうとする学生。

本研究科に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、それらを記載したものはないが、入学試験の内容から推定できると考える。博士課程前期の筆記試験は、英語と専門科目（生物有機化学分野、生化学・分子生物学分野、応用微生物学分野、食品・栄養科学分野、植物生理生化学分野、水循環分野、応用生態学分野、生態環境保全分野、地球環境科学分野、生物資源分野の10分野の中から2分野選択）である。博士課程後期の筆記試験も、英語と専門試験（生物有機化学分野、生化学・分子生物学分野、応用微生物学分野、食品・栄養科学分野、植物生理生化学分野、流域環境デザイン分野、農・森林環境デザイン分野、都市自然化デザイン分野、エコマテリアル分野、バイオマス高度化利用分野の10分野の中から2分野選択）である。

障がいのある学生について、特に方針を決めていないが、バイオ環境学部においてすでに、難聴の学生、極度の弱視の学生、車椅子使用の学生、その他の障がいがある学生の受け入れを行っており、本研究科においても、個別に検討して、可能なかぎり受け入れる予定である。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉 大学全体

各学部・研究科の入学者受け入れの方針に基づいて、学生募集および入学者選抜の方法を毎年検討しており、入試執行部会、大学入試委員会での議論を経て、各教授会で決定し入試要項として公表している。

入試区分によっては、学部の方針により特定の入試方式の採用を見合わせる学部があつたり、選抜の方法、特に受験科目などについては学部による差異はあるが、総じて、受験生に対して不平等にならないように、かつ、簡潔な入試制度を目指して、近年、入試制度改革を行ってきた。

〈2〉 経済学部

学生募集は適切に行われている。AO入試、指定校入試、21世紀スポーツリーダー入試、公募推薦入試、一般入試、センター利用入試など、各入試で公正・適切な入学者選抜が行われている。AO入試では、模擬授業で株式、財政、格差社会などの経済上のトピックスを分かりやすく説明し、受験生に感想を書かせて理解度を確かめる。他の入試区分においては全学的に統一形式を取っているので、学部の独自性はほとんどない。試験日は土、日、祝日の場合がほとんどであり、平日を避けてるので、高校の授業に悪影響を及ぼさない。スポーツ関係の入試では、土日が試合の場合が多いので、その場合は個別対応で、面接日程をずらして柔軟に対応している。

〈3〉 経営学部

学校教育法第90条の入学資格、および第132条の大学への編入学資格、学校教育法施行規則第150条に基づき、学生募集の方法や選抜方法は適切なものとなっている。

学生募集の手順としては、学部入試委員会において受け入れ方針を審議し、その結果に基づき、入試要項の原案を作成している。そのさいには、AO入試や指定校入試などの面接重視型入試と、公募推薦や一般入試などの学力重視型入試のバランスを考え、各入試枠の定員配分の検討を行っている。学部入試委員会で作成された原案を大学入試執行部会および学長が委員長を務める大学入試委員会で成案化し、最終的に学部教授会において了承を得ている。

学部入試委員会の委員の選出にあたっても、学部執行部で学部教育の在り方にに基づき、専門分野に偏りが生じないように配慮して人員配置の原案を作成し、最終的には教授会で承認を得ている。このような民主的な運営と広範な配慮に基づき、入試および選抜は適切に行われている。

〈4〉 法学部

法学部独自の学生募集方法としては、全宅連入試がある。当学部は、設立当初より「ビジネス法学」を教育理念に掲げていることとの関係で、各種の資格取得を勧めてきた。それとの関わりの中で、(社)全国宅地建物取引業協会連合会の協力を得て実施している。こ

これはホームページ上に公開している求める学生像の 3 「卒業後にビジネス社会で活躍することを意識し、そのために法的知識を活かして公務員試験や資格取得に積極的に取り組もうと考えている人」を募集する一態様である。当該試験受験者の知識水準は、高等学校からの書類で明らかとされ、本人の大学における勉学に向けた意志は、面接により確認される。

さらに、法学部は、剣道部と女子バスケットボール部に対しての高校訪問を行い、募集活動を行っている。これは、バスケットボール部（女子）の強化に係るものであるが、入学試験区分は、21世紀スポーツリーダー入試であり、学部の独自入試ではない。したがって、大学として提出を求めている作文および面接ならびに実技試験に基づき、各学部が自らの求める学生像に従い、入学を認めるのか判断している。法学部では、警察・消防コースを設置し、知力のみならず、体力的にも優れた学生も求めている。また、企業は単に勉強だけができる学生を求めていない、といわれ、その意味でもこういった入試で文武両道の学生を獲得することで、法学部の学生の活性化も図ることが重要であると考えている。

選抜の公正さを図るため、各入学試験にさいしては、個人名を伏せた試験結果の一覧に基づき、学部の入試委員会により原案が作成され、その後再度教授会において、審議の上合否が決定される。審議のさいには、場合により、入試主事（学部の入試担当）が面接担当者らの見解を説明している。この手続により、知人子息に対する不正な合否判定が働くように配慮し、公正な判断を心がけている。

また問題作成者については、大学の入試課が管理しており、学部担当者にも知らされていない。

＜5＞ 人間文化学部

全学的な学生募集の広報は、テレビ、ラジオ、新聞、受験雑誌、ダイレクトメール等の媒体および大学ホームページによって行なわれている。また、全学的に種々の入試説明会を開催し、教職員が府県地域を分担して高校訪問を行っている。学部独自の学生募集としては、学部のホームページのほか、本学部の教育内容の特徴を説明するリーフレットなどを作成し、教員が分担して入試や教育内容の説明のために高校訪問を行っている。

入学者の選抜については、受験生に多様な入試の機会を与えるために A0 入試、21世紀スポーツリーダー入試、公募推薦入試、一般入試、センター利用入試、外国人留学生入試、社会人入試、指定校入試、編入学試験を実施している。

入学者選抜については、教授会に提出される資料には受験番号、名前ではなく整理番号が記載されており、入試の合否判定の透明性は確保されている。また、入試結果は入試ガイドおよび本学ホームページで公表されているので入学者選抜の透明性は確保されている。

＜6＞ バイオ環境学部

学生の募集については、各高校への資料の配布、ホームページの記載、新聞広告、テレビでの広告など、駅のポスターなどあらゆる機会を通じて行っている。入学者の選抜については、選抜を公正に行うために、氏名を伏せた上で試験の点数の一覧表を作成し、その成績に基づいて、まず、学部の入試委員会が合格のための最低点数を決議し、これを原案として教授会で審議して最低点数を決定し、その点数よりも上位のものを合格と判定して

いる。面接と小論文などが課されている入試については、それぞれの担当教員が A、B、C、D の 4 段階で判定を行ったのち、氏名を伏せた上で判定結果の一覧表を作成し、これを学部の入試委員会で審議して合否の原案を作成し、その原案をもとに、教授会で審議して合否の最終判定を行っている。

〈7〉 経済学研究科

学生募集は入試要項にしたがって公正適切に行われている。入学者選抜は、入学試験（経済学、語学）、事前に提出された研究計画書、演習担当者（学生の希望する専攻分野の教員）を含む複数の教員による面接によって、実施される。その結果に基づき、研究科委員会にて、合否が審議される。

税理士養成コースにおいては、3 研究科の演習担当者と、各研究科から 1 名ずつの計 6 名による面接を行い、その後、試験結果と研究計画書を考慮して合否の原案が作成される。受験生には、3 研究科のうち第 1 希望から第 3 希望（もあるなら）までを聞いて、各研究科での受け入れを図る。その原案にもとづいて、各研究科において合否が審議される。

〈8〉 経営学研究科

大学院生の募集は、大学入試委員会で入学試験の実施方法の詳細を検討の上で決議し、本学ホームページ上に掲載し、毎年 6 月には『京都学園大学大学院案内』と『大学院入学試験要項』を作成して配布する。これらが出揃った 6 月には、経営学研究科そして税理士養成コースも同一日にそれぞれ大学内において、ホームページその他で周知を図りながら、大学院入試説明会を開催している。毎年、本学の学部学生のみならず、近年は留学生も来学して参加している。

本研究科の入学選考は一般試験選考、学内推薦選考、社会人選考、留学生選考の四つの選考区分を設けている。一般試験選考は、筆記試験と面接試験を課し、両者の結果を総合的に判断する。筆記試験は、英語および専門科目 6 科目の中から 2 科目を選択して解答させ（一部法学研究科と共に問題とする）、面接は予め提出させた研究計画を中心として実施する。学内推薦選考は、本学経営学部卒業見込の者で、ゼミナール担当教員が推薦する成績優秀者を対象とし、筆記試験と面接試験の総合により判定する。社会人選考は、社会人を対象に、予め提出させた研究計画を中心とする面接試験により合否を判定する。留学生選考は、予め提出させた研究計画と日本語能力を中心に実施してきた。2010（平成 22）年より、社会人・留学生の選考区分でも日本語能力の確認を課題として、小論文形式の筆記試験を課すことになった。

大学院生の募集活動から入学者選抜の業務については、募集人数もわずかなことであるから学部入試主事が兼務し、大学入試委員会の統轄下で、入試課とはかりながら支障なくすべての作業を進めている。

〈9〉 法学研究科

学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、法学研究科の入学試験では、筆記試験と研究計画書に基づく面接により、合否を判断する。面接においては、特にビジネス法学との関わりで、研究計画書を中心になぜ本学で法学を研究しようとするのか、という

点から質問する。

学内進学者については、学部のゼミ担当教員による推薦状の提出を求めた上で、筆記試験の代わりに学部における成績評価(GPA)を用い、面接を行った上で、合否の判定をすることにしている。

透明性を確保するため、採点結果については、法学部と同様に、氏名を伏せた一覧で管理し、研究科委員会において合否を判定している。これにより、知人子息に対する不正な合否判定が働くかぬように配慮し、可能な限り公正な判断を心がけている。いずれも面接を課しているために、その中で、ビジネス法学研究科にふさわしい学生であるかが判断される。

〈10〉 人間文化研究科

学生募集については、学部の学生に対して大学院進学を勧めている。また、大学・学部のホームページに研究科の教育研究内容の説明を掲載している。ホームページで大学院入試の説明会の案内をし、説明会において『大学院入学案内』や『入試要項』を配布して、大学院生の募集に努めている。

入学者選抜については、毎年度10月と2月に学内推薦選考(10月のみ)、一般試験選考、社会人選考、留学生選考を実施している。選考方法は、筆記試験、面接試験、書類審査により総合的に合否の判定をしている。筆記試験は英語(文化研究コースでは実施しない。社会人選考では小論文)と専門科目について実施しているが、留学生選考では、筆記試験は小論文のみ実施している。

以上のように、入学するコースの特殊性を考慮し、社会人や留学生に配慮しながら入学者の選抜を行っている。

〈11〉 バイオ環境研究科

博士課程前期の学生の募集については、2010(平成22)年度入学生の募集を新聞広告、パンフレットの配布、ホームページへの記載などを通じて広報した。2011(平成23)年度についても同様に行っている。

2010(平成22)年度入学者の選抜は、筆記試験、面接試験、書類審査により総合的に判断した。特に重視したのは、筆記試験である。筆記試験は、英語と専門科目(生物有機化学分野、生化学・分子生物学分野、応用微生物学分野、食品・栄養科学分野、植物生理生化学分野、水循環分野、応用生態学分野、生態環境保全分野、地球環境科学分野、生物資源分野の10分野の中から2分野選択)とした。筆記試験の採点を行ったあと、その成績を参考しながら面接試験を行った。面接試験には、各研究分野から1名ずつの教員合計10名があたり(受験者が多い時は面接者を5名ずつの2グループに分けて行った)、各教員の面接での採点結果を集めて、10名で合議の上、合格者を内定した。この結果を教授会で審議して、合格者を決定した。2011(平成23)年度生の選抜も同様に行う予定である。ただし、2010(平成22)年度生の選抜時には、まだ研究科が開設されていなかったので、合格者の決定を教授会で行ったが、2011(平成23)年度生については、合格者の決定を研究科委員会で行う。

博士課程後期の学生募集については、新聞広告、パンフレットの配布、ホームページな

どでの広報に加え、該当者が有ると考えられる企業や自治体への働きかけを積極的に行っている。

2010(平成 22)年度入学志願者が社会人であったため、志願者の学歴と経歴を勘案して、筆記試験の一部を免除した。面接試験には、各研究分野から 1 名ずつの教員合計 10 名があり、10 名で合議の上、合格を内定した。この結果を教授会で審議して、合格者を決定した。2011(平成 23)年度生の選抜も同様に行う予定である。ただし、2011(平成 23)年度生については、合格者の決定を研究科委員会で行う。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉 大学全体

学部・研究科の設置にあたっての定員の設定を踏まえ、入学者動向を見据えて、新学部、新学科、新研究科、専攻の設置を行ってきた。それに伴い、既存の学部・学科の定員設定を見直し、それに向けて入学者確保に努力している。

また、入試執行過程において、志願者の状況を把握し、次年度に向けての定員管理の見通しを検討し、年度末から新年度に変わる時期に定員管理について、各学部・学科の状況を踏まえ、全学的に議論している。

〈2〉 経済学部

受験生の減少とともに、定員を維持するのが困難になり、2009(平成 21)年度に定員を200名から185名に減じたが、2009(平成 21)年度に159名の入学者、2010(平成 22)年度に95名の入学者となり、大きく減少した。

2009(平成 21)年度末に、ホームページの全面改訂を行った。教育内容をわかり易くするという目的で、経済学の専門コースを従来の 6 コースから 3 コースに簡素化した。経済学の応用を学ぶ前に、経済学の基礎の勉強が不十分では砂上の楼閣であるとの認識のもとで、経済学の基礎勉強に比重を置いたカリキュラム編成に組み直した。それらを分かりやすくホームページ上で展開した。また、2003(平成 15)年以來続けてきているキャリア教育をさらに充実させることを目指して、学生が履修すべきキャリア科目群を 8 単位以上と設定し直した。入学者増加のための入れ策について、即効薬はないものとして、教育改革実行による内定率の増大をはかり、それによって学部の魅力を増すことを指向している。

〈3〉 経営学部

本学部の定員は学則第 18 条にある「収容定員は、学科または課程を単位として、学部ごとに学則で定めるものとする」という根拠規程に基づき、2009(平成 21)年度より改定し、経営学科 192 名、事業構想学科 192 名とした。本学部の特徴として、入学後に授業やゼミ等を通じて両学科の知識を得た上で、2 年生になる時点で学科選択を行うという方式を導入している。以前は、入学以前に学科選択を決定し、両学科で個別の入試を実施していた。その制度では、十分な知識を得ずして学科を選択している受験生もあり、入学後に転学科を申し出る学生が少なからずいた。この欠陥を是正するため、現在では学科選択を入学 1 年後に設定し、学生たちのより明確な意思と希望に基づいて、学科選択が行われている。そのさいにはオリエンテーションを実施してあらためて学科の特徴を説明し、第 1 希望、第 2 希望を取って、両学科の定員を超えた場合、偏りが生じたりしないように配慮している。したがって、両学科の収容定員は守られているといえよう。

本学部の収容定員に対する在籍学生数の比率(2010 年 5 月 1 日現在)は 0.79 (収容定員 : 804、在籍学生数 : 634) である。学科別では、経営学科 0.96 (収容定員 : 412、在籍学生数 : 395)、事業構想学科 0.61 (収容定員 : 392、在籍学生数 : 239) である。一見すると、経営学科と事業構想学科の在籍者数がアンバランスのように見えるが、先にも述べたよう

に、本学部では入学時点ではなく2年生になるさいに学科選択を行っている。前述の在籍者数は、1年生全員を経営学科生と見なしてデータ表が作成されている結果である。2年生以降の両学科のバランスは、学科定員が同数であるのと同様に、ほぼ同数であるといえる。なお、現時点での収容定員数が同一でないのは、現在の4年生の募集時点での経営学科の定員を多くしていた結果である（経営学科120名、事業構想学科100名）。

入学者数の推移を見ると、2008(平成20)年度181名、2009(平成21)年度143名、2010(平成22)年度入学者数は165名であり、2009(平成21)年度にスポーツマネジメントコースを新規に設置したこと、および同年度に大学教育・学生支援推進事業（教育GP）採択に伴う学生チャレンジショップ「京學堂」をオープンした効果が現れた結果であると分析している。また、2010(平成22)年度より女性企業家講座を開設し、女子学生の入学者増をめざしており、オープンキャンパス等での来学者が昨年度より増加している。本学部では、このような対応で、近年の未充足に対する対応を行っており、定員充足に向けて着実に歩を進めている。

〈4〉 法学部

これまで、臨時定員分を削減し、また、他学部の学科新設にあわせ、法学部の定員を削減した経過がある。したがって、法学部の定員は、4年生が160名であるところ、3年生以下は、135名となっており、4学年の定員総計は、565名である。

これに対して、実入学者が、2007(平成19)年（現4年生）が139名、2008(平成20)年が、92名、2009(平成21)年が112名、2010(平成22)年が106名で、2010(平成22)年度の定員に対する入学者の割合が78.5%にとどまっている。

このため昨年度の学部教授会において、これまで前面には出ていなかった進路にあわせた履修指導をコース制（法職コース、公務員コース、警察・消防コース、民間企業コース）として打ち出した。今年度は、年度初めにおいて、1年生に対してアンケート調査を行い、入試政策のみならず、コース制をより魅力的にする科目的開設（教務政策）、そしてまた、学生生活や広報について検討をした。もちろん、大学内部の魅力が重要であることを再確認した後、法学部としてはこれまで、上手く広報できていなかった部分もあるため、（法学部としてできる範囲で）受験生に対して魅力を発信していくこととした。

さらに、女子学生の割合が従来低いために、法学部においても女子学生確保策を検討している。現在は、広報における女子学生の起用にとどまらず、コース名の変更とコース内科目の整理を課題とし、女子学生のニーズにあったコース設定をめざしている。

〈5〉 人間文化学部

人間文化学部の収容定員（入学定員）は、2007(平成19)年度においては人間関係学科480(120)、メディア文化学科500(125)であったが、2008(平成20)年度に3学科に改組され、心理学科320(80)、メディア社会学科240(60)、歴史民俗・日本語日本文化学科240(60)、2009(平成21)年度に国際ヒューマン・コミュニケーション学科192(48)が設置された。

2010(平成22)年5月1日現在の人間文化学部の収容定員961と入学定員248に対する在籍学生数672の比率は、0.70と0.75である。学科別では、心理学科0.83(収容定員:240、在籍学生数:198)、メディア社会学科0.68(収容定員:180、在籍学生数:123)、歴史民

俗・日本語日本文化学科 0.78 (収容定員 : 180、在籍学生数 : 141)、国際ヒューマン・コミュニケーション学科 0.31 (収容定員 : 96、在籍学生数 : 30) である。

上記のような収容定員に対する在籍学生数の未充足に対して、人間文化学部の各学科を紹介したリーフレット『人間文化へのまなざし』(Vol.1~5)を作成し、また、本学部の教育内容を高校生や一般の方々に広く周知するために新書版の『人間文化への招待』(人間文化学部開設 10 周年記念誌)を出版して入学者増に繋げる努力をしている。さらに、本学部入学者の進学の決め手となった情報源のトップは本学ホームページであるため、高校生にとってわかりやすく入学したくなるようなホームページに刷新する予定である。

各学科では入学生確保のために下記のような取り組みを行っている。心理学科では、一般市民を対象とした臨床心理学セミナーを年 1 回開催してきたが、学生募集に繋げるために、今年度は高校生に人気のあるプロファイリングの専門家等を招いて、「犯罪・非行と心理学」をテーマとして開催した。

メディア社会学科では、高大連携の一環として、滋賀県内 11 高校の放送部員（高校生）を招待して、「第 2 回映像制作ワークショップ」を開催し、入学生確保の取り組みを行った。

歴史民俗・日本語日本文化学科では、歴史民俗学専攻の「妖怪文化」に対する高校生の人気が高く多くの受験生を集めている。日本語日本文化専攻では、在学生と高校生を対象とした、ケイタイ学園文芸賞（小説、短歌、俳句、詩）を創設し、高校生からの応募も増えてきているので、入学者増につながるものと期待されている。

国際ヒューマン・コミュニケーション学科では、入学者確保の一つの方法として、中国・韓国・台湾の高等学校・語学学校と提携し、留学生を増やす努力を行っている。また、高校生を集めて本学科の特色をアピールするために、ワークショップとして「京の町へ英語で探検に出かけよう」やエコ関連のシンポジウムを開催し、入学者確保の取り組みを行った。今後、国際コースを設置している高校とも提携し、入学者確保の取り組みを強化する。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部は、2 つの学科を有し、両学科ともに収容定員は 400 名である。2010(平成 22)年度の在籍学生数は、バイオサイエンス学科が 419 名、バイオ環境デザイン学科が 275 名で、合計 694 名である。収容定員に対する在籍学生数比率は、バイオサイエンス学科が 1.05、バイオ環境デザイン学科が 0.69、本学部全体で 0.87 である。

このように、バイオサイエンス学科は定員を充たしているが、バイオ環境デザイン学科は定員の 7 割しか学生がない。これは、バイオ環境デザイン学科の入学者が、2007(平成 19)～2010(平成 22)年度の間、入学定員の 7 割であったことに起因している。その大きな原因是、バイオ環境デザイン学科の教育内容が、高校生にうまく伝わっていない点にあると考え、バイオ環境デザイン学科の研究室名の変更やコースの設定により教育内容が高校生にわかりやすく伝わるようにするとともに、ホームページやパンフレットでの説明の仕方も高校生にわかりやすいように変更することを検討している。これに伴い、バイオサイエンス学科においても、一部の研究室の名称変更とコースの設定を検討している。教育内容をわかりやすく示し、これを十分に広報することで、入学者の増加が期待できると考えている。

〈7〉 経済学研究科

入学定員は 5 名である。通常の経済学研究科を志望する学生と、経済、経営、法学の 3 研究科共通コースである税理士養成コースの学生を併せての 5 名である。2009(平成 21)年、2010(平成 22)年 4 月の入学者は、それぞれ 2 名と 3 名である。2009(平成 21)年は経済学志望者と税理士コースの志望者とは 1 名ずつであったが、2010(平成 22)年春の 3 名は全員が税理士志望である。経済学志望者については、人数の確保がだんだんと難しくなっているように感じる。

2011(平成 23)年 4 月より、日本 FP 協会認定の CFP 認定教育プログラムを、経済、経営、法学の 3 研究科共通コースとしてスタートさせることとなった。付加価値を高めて学生受け入れの一助としたい。

〈8〉 経営学研究科

本研究科の入学定員は 5 名、収容定員は 10 名である。ところが、入学者は 2007(平成 19)年より 8 名、7 名、7 名、7 名と入学定員を毎年上回り、2010(平成 22)年の収容定員充足率は 140%に達した。同じ時期、外国人留学生の入学が 6 名、7 名、5 名、5 名と急増し、入学者の半数を超えた。この間、外国人留学生の日本語能力の見極めに問題があり、2010(平成 22)年入試より留学生入試にも小論文を加え、日本語能力については、読み、書き、話す、のすべてにわたって確認する試験を課すこととした。

税理士養成コースは、他の区分と同一の試験を課しているが、面接は同コース受験者の別枠で実施している。経営学研究科の入学試験の面接は演習担当者が担当するが、同コース設置後は、3 研究科のコース関係教員各 2 名が各自所属する研究科の面接とは別に面接を実施することになった。その上、コース受験者は第一希望から第三希望まで所属研究科について希望を提出することが許されている。

研究科委員会での合格者の判定において、急増した留学生、別枠で面接された税理士希望者、そして入学試験が 9 月・2 月に 2 回実施していることもあって、実入学者数の見込みがやや困難になっている。とはいえ、経営学研究科は入学定員も少ないので、研究科長・大学院委員・学部入試主事がより一層緊密な調整を図っていかなければならない。

〈9〉 法学研究科

収容定員については、長きに亘って、法学研究科の定員は 10 名であったが、数年間にわたり実入学者がなかったので、2011(平成 23)年度から 5 名に削減した。2010(平成 22)年度の入学者は 3 名であった。

定員と在籍学生数に関する対応については、学部と同様に本学の研究科の一つの得意分野が税理士養成であることを前面に出すこととし、税理士養成コースを 2010(平成 22)年度に開設した。指導教授による修士論文指導にさいしては、他の比較的若手教員の執筆者サポートをすることとした。これは、FD 研究会の成果であり、資料検索を初めとする論文に関わる初步的な相談に応じる趣旨である。少人数の大学院で、組織的に指導していくことがさらに今後の売りになればと考えている。

〈10〉 人間文化研究科

人間文化研究科の入学定員 15 名に対して、過去 5 年間(2006 年度～2010 年度)の志願者数は 31 名、20 名、30 名、26 名、19 名であり、入学者は 7 名、5 名、4 名、9 名、6 名にとどまった。入学定員、収容定員ともに満たせない状況が続いているので、2010(平成 22)年度に入学定員を 15 名から 10 名に削減する届け出を行った。

〈11〉 バイオ環境研究科

バイオ環境学部の入学定員が 200 名であるところから、その 1 割にあたる 20 名を博士課程前期の入学定員とした。博士課程後期については、前期の 1 割程度と考え、入学定員を 3 名とした。

第 1 期生である 2010(平成 22)年度入学生は、博士課程前期が 19 名、後期が 1 名であった。博士課程前期については、定員よりも 1 名少ないが、収容定員に対する学生数比率は 95% であり、ほぼ定員を充たしている。

後期については、1 名だけしか入学生がおらず、収容定員に対する学生数比率は 33% である。これは、本研究科の前期の修了者がまだおらず、他大学の前期（修士課程）修了者や企業の者が対象になる点で、入学者の確保が難しかった点があげられる。今後も、企業などへの積極的な募集活動が必要である。

また、学費の負担が大きいことも定員が充足しなかった一因と思われる。そこで、大学院生については、在学期間を通じて授業料の半額を給付する奨学金の制度を設けた。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

入試執行の過程においても、志願者動向、入学手続状況について詳細に分析しており、年度末には、最終結果を踏まえて、各学部教授会、研究科委員会で総括している。これを踏まえて、大学入試委員会での議論をもとに、入試部長の責任で学生募集、入学者選抜についての分析・検討を行い、各教授会、研究科委員会に報告し了解を得ている。そこで得た結論をもとに、次年度の学生募集、受け入れについて方針を確定し、全学と各学部、各研究科に周知徹底している。

〈2〉 経済学部

学生募集および入学者選抜は、公正に実施されている。毎年の入学生、入学試験倍率などの数値は、ホームページに公表されている。入学者が減少し定員を満たさない状況は、適切とは言いがたい。定期的というよりも、隨時検証を行い、打開策を検討している。

〈3〉 経営学部

学生募集および入学者選抜は、学校教育法の自己点検・評価及び認証評価制度（第 109 条）に基づき、学生の受け入れ方針に沿って、公正かつ適切に実施されており、定期的に検証されている。

学生募集は、それぞれのカテゴリーに応じて、AO 入試、指定校入試、21 世紀スポーツリーダー入試、公募推薦入試、一般入試などとなっている。AO 入試では本学部の教育理念や目的に特に関心を示した入学希望者がオープンキャンパスのさいに本学を訪れ、体験ゼミを受講しその後に学部相談コーナーで本人の希望するキャリア育成などについて教員と意見交換を通して出願する方式である。指定校推薦は本学教員による高校訪問を通じて、各学校の教員が本学部で学ぶ生徒を推薦する方式である。この制度でも、本学部教員が「京學堂」やスポーツマネジメントコースを紹介するパンフレットを持って高校訪問をした結果によるものである。21 世紀スポーツリーダー入試に関しては、特にサッカーチームや野球部の顧問や監督、コーチなどが入学後の生活や卒業後の進路などを紹介しながら高校訪問を行った成果である。公募推薦、一般入試やセンター入試などは、学力試験により個々の生徒が本学部に関心を持って志願してくるものである。したがって、入学者選抜にあたっては学部の学生の受け入れ方針を十分に理解いただいた結果であるといえよう。また、入学者選抜はカテゴリーごとに、たとえば面接型の場合は複数の面接委員で対応し、その後学部入試委員会で結果を精査し、学部判定教授会を経て、最終決定を行っており、公正かつ適切に実施されているといえる。入学者選抜に関しては、毎年制度の点検と見直しが入試専門分野としては大学入試執行部会や大学入試委員会、教育専門分野に関しては学部入試委員会や教授会で審議され、合意によって進められているので、定期的に検証されているといえよう。

なお、飛び級に関しては、現在のところ、実施されていない。

〈4〉 法学部

学生募集および入学者選抜については、入試委員会において検討しているほか、隨時、教授会において自己点検をして、検証をしている。

合否判定は入試委員会をはじめ複数の審議を経て決定されている。

そして、選抜された学生の学力・進路等の状態把握は、法学部のFDの一環として、1年生ゼミの担当者が集まり、学生の様子等を報告する場で行っている。

また、本学部入学生の偏差値は必ずしも高くはないが、入学してくる学生の学力の幅がかなり広い。また、選抜機能を低下させずに定員を確保することを目指しつつ、受け入れ方針も多様化して、適切な募集を検討してゆきたい。

〈5〉 人間文化学部

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについては、大学入試委員会および学部入試委員会において定期的に点検・検証されている。

〈6〉 バイオ環境学部

本学部では、学生の受け入れが適切に行われているかどうかを検証するシステムはないが、入学選抜方法と入学者の学力・修学意欲との相関については、学部のFD委員会でデータを集積し、これに基づいて常時意見交換を行っている。

〈7〉 経済学研究科

2009(平成21)年度に開設された税理士養成コースは、3研究科の共通コースであることから、不断の点検を行っている。

経済学研究科の学生募集と入学者選抜についても、常に点検を行っている。2010(平成22)年度より、社会人と留学生に関して従来免除していた学科試験を課すことにして、実施している。受験者の減少の可能性はあるが、入学者の質を確保することを重視した結果である。

〈8〉 経営学研究科

研究科委員会は、例年、5月には入学試験要項について、11月には次年度入試の実施方法について審議し、大学院入試のあり方やその実施方法など全般的に検討・審議する。そして、入学試験実施後の10月と2月にはその合否判定について審議する。いずれもこれらの審議結果は、大学入試委員会において最終決議が諮られる。これらの入試業務は、大学入試部(大学入試部長・大学入試委員会・大学入試執行部会)の管轄の下に、研究科担当教員と入試課により遂行され、この過程の公正さについても上記研究科委員会の審議の対象となる。

〈9〉 法学研究科

学生募集および入学者選抜に関する公正・適切性については、大学入試委員会、研究科委員会などにおいて隨時点検・検証されている。

税理士養成コースについては、他研究科と連絡を密にとり、同様に点検・検証している。

<10> 人間文化研究科

院生の募集および入学者選抜の適切性については、各コースの会議において検討され、研究科委員会に提案され、大学入試執行委員会および大学入試委員会で点検・検証されている。

<11> バイオ環境研究科

2010(平成 22)年生の募集と入学者選抜については、「設置の趣旨」に記載した学生受け入れ方針に基づいて行った。初めての募集と選抜であったため、実施後に問題がないかどうかの検証を行ったが、特段に問題と思われる点はなかったので、2011(平成 23)年度生の募集と選抜も、同様に行う予定である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

本学の良さをできるだけ高校生や保護者の方々に直接知っていただくために、オープンキャンパスの内容の充実に努めている。

オープンキャンパスへの参加を通じて、近年、AO入試やスポーツ推薦入試への志願が増加しており、その入試区分で入学した学生は、入学後も充実した大学生活を送り、本学の活性化に貢献しているものと思われる。

また、学部によっては、教学内容と将来の就職を強く意識したコース制を採用することにより、志願する高校生に学部の内容、将来の進路が明確に認識され、志願者の増加につながっているところもある。

②改善すべき事項

公募推薦入試や一般入試、センター利用入試区分は、入学者選抜のなかで規模的に最も期待される入試区分だが、近年この区分での志願者が減少している。大学の魅力、学部・学科の魅力という点で十分に高校生にアピールできていない向きがあり、今後の検討課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

広大なキャンパス、緑豊かな自然環境という大学の立地上のメリットを生かすとともに、5学部10学科を擁する総合大学であり、かつ文理融合の教育内容の充実を訴えて高校生からの評価を得るように努力しなければならない。

さらに、施設の充実や学生情報共有システム「京学なび」の構築を通じて、従来にない教学システムの抜本的改革に取り組んでおり、キャリア教育の4年間を通じて、就職機会の増大に結びつける大学に変えていきたい。

6 学 生 支 援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

学生に対する支援は教職員一体となって取り組んでいるが、区分すれば、各学部の教員組織によるものと、職員によるものがある。職員による支援は、学部担当からの支援と全学共通支援という2面的なアプローチをとっている。

教員による支援は、各学部ともすべてのセメスターにおいて学生をいざれかのゼミあるいは研究室に所属させ、その指導教員が担当する各学生の修学状況および生活状況を常に把握し、学生一人ひとりの実情に合わせて、修学面、生活面、そして進路指導と多面的な指導を行っている。しかしこれだけでは教員の個の力に依存してしまう。そこでそのバックアップ的な機能が学部ごとに工夫して設置されている。学部ごとに名称や機能が少しずつ異なるが、学修支援室（人間文化学部、バイオ環境学部）、Gデスク（経済学部）やアドバイジング制度（経営学部、法学部）がそれであり、必ずしもゼミ機能では捕捉しえない事柄に対する補完的役割や、修学支援機能を果たしている。

また、2010(平成22)年4月から運用を開始した「京学なび」により、学生の修学状況の把握や教職員間の情報共有が可能になっている。その情報活用の成果として、①学生の出席状況が即時把握できることにより、出席不良学生の早期発見と面談による修学支援、②進路希望等の情報共有による教職員の多面的進路支援、といった効果が表れている。

職員による支援は、主として就学面をサポートする教務課と生活面をサポートする学生課の担当職員を学部ごとに配置し、学生一人ひとりの状況を把握しながら、必要なアドバイスや制度の案内を行っている。また、学生相談室が全学的に共通のセーフティ・バルブとして、学生の公私にわたるあらゆる不安や悩みの相談に応じ、学生生活を円滑に送れるようサポートしている。

進路支援においては、キャリアサポートセンターがその中心的な役割を果たしているが、これらは全学的組織であり、学部単位の組織ではない。その役割は、①学生の希望や適性に沿った進路支援、②資格取得や修学を支援する能力開発支援、③インターンシップや業界研究をサポートするキャリア形成支援、④実際の就職活動を支援する就職支援の4つから成り、1年生の早い段階から各学部のゼミ・研究室と連携して、学生のキャリア意識の醸成や、希望進路に沿った修学支援を行っている。

この教員による支援と職員による支援は独立的に機能するのではなく、必要に応じて相互に情報を交換しながら、連携して学生一人ひとりに対し多面的にサポートしていく体制を整えている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

本学を志願する受験生は、実質的に全入状態となっている状況において、本学が必要とする修学支援は多岐にわたっている。大学入学以前に自学の習慣が乏しく、基礎的な学力に欠ける学生、もともと修学意欲も高くなく、大学における目的意識もはつきりしないまま入学し、大学という場で何をなすべきか動機付けの必要な学生、入学後の成績不振学生、心身に何らかの障がいを抱える学生、そして経済的な支援の必要な学生などである。

① 補習・補充教育

まず、高校までに身につけておくべき基礎学力が不足している学生に対しては、大学の講義を受けるにあたっての補習授業も必須になっている。特にそれが顕著であるのは理数系学部であるバイオ環境学部である。バイオ環境学部においては、2008(平成20)年度より学修支援室を開設し、高校や大学での教育経験のあるベテランの非常勤教員に英語、国語、化学の基礎的教育を担当してもらっており、高校までの教科復習型リメディアル教育を充実させている。この学修支援室は、大学院進学を希望する学生に対する指導・支援も行っている。

文系4学部においては、むしろ大学での学習を円滑にリスタートさせることに主眼を置き、文章表現、プレゼンテーション、討論の進め方など、大学における学びの基礎を身につけさせ、また大学において何をどのように学んでいくべきかという方向性を確認することを導入期教育では重視している。この中心的な役割を担うのが、1年生春学期からの入門ゼミ（名称は学部によって異なる）であり、受講生を10人前後に絞り込み、少人数クラスで学生一人ひとりの到達度を確認しながら進められている。

また、学部共通の社会人基礎力ともいえる英語（文系4クラスでは「総合英語」、バイオ環境学部では「科学英語」と「パソコン入門」は、プレースメント・テストや事前のアンケートにより、習熟度別クラス編成を実施している。この習熟度別クラスは、学生にとっては自分のレベルにあった授業内容となり、教員にとっても指導しやすいというメリットがある反面、同じ講義名称で異なる講義レベルと評価基準のばらつき、たとえば上位クラスの成績下位者と下位クラスの成績上位者との間の比較可能性といった問題を内在している。

② 成績不振者対応

本学の学則上、留年は卒業延期のみ該当し、各年次生の進級時における留年は、バイオ環境学部を除いて制度上存在しない¹。しかしながら、4年で要卒単位を取得できる見込みがあるかどうかは各セメスターの単位取得状況により把握できる。前セメスターの成績配布および次セメスターの履修登録にあたっては、ゼミや研究室の指導教員からすべての学生を対象に個別指導を行い、単位取得状況や、本人が関心を抱いているテーマ、コース、あるいは学びの方向等を確認しながら、その状況に応じた履修登録の指導を行っている。特に取得単位の不足が見られる学生には、その原因を確認すると同時に、問題解決の糸口

¹ バイオ環境学部では3年生終了時に100単位以上取得していない場合、原則として4年生への進級を認めていない。しかし学生の事情によっては、仮進級を認めている。

を一緒に探している。

③ 奨学支援

学生に対する経済的な援助も重要な学生支援の一つである。奨学金は、成績およびクラブ活動の優秀者への給付奨学金、経済的困窮に対する給付または貸与奨学金、留学生に対する学費減免のための奨学金などがある。成績優秀者への給付奨学金としては、強化指定クラブ特別奨学金、スポーツ文化特別奨学金、京都学園大学給付奨学金、キャリアサポートセンターからの資格取得に対する学修奨励奨学金などが成績の審査等により毎年給付されている。経済的困窮に対する奨学金としては、給付型として、父母の会修学援助奨学金と経済的困窮者への授業料减免奨学金が経常的に給付されている。家計支弁者が地震等の天災に遭った場合には授業料の被災者减免制度があり、また2009(平成21)年には、その前年に生じたリーマン・ショック以降の経済不況に対応して、総額1500万円の京都学園大学緊急奨学金が用意された。貸与型としては、京都学園大学貸与奨学金、京都学園大学創立30周年記念貸与奨学金のほか、短期的な生活資金援助として、父母の会学生生活資金貸付制度がある。

④ 休・退学者への対応

あらゆる修学支援策にも関わらず生じる休・退学者に対しては、その手続きにあたってゼミ担当教員との面談を義務付けており、休・退学を決断するに至る真の理由の把握に努めている。その面接を通して、問題の解決策が見つかり、修学の継続が可能になる事例もあるが、これまでそのような集計は取られていない。今後、「京学なび」の面接記録をきちんと維持することにより、そのような集計も可能になるであろう。また、休学者に対しては、随時連絡を取り、復学に向けての準備を整えている。休学者、退学者等の状況は改善すべき項目のところで詳述する。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

心身の健康管理は、ともに独立した機関である保健室と学生相談室を中心に、全学的なサービスが提供されている。

① 保健室の機能

保健室には常勤 1 名、非常勤 2 名の看護師が交代で常駐しており、①学内における事故や急病に対応すること、②平素から持病のある学生を把握し、必要に応じて学部との連携を図ること、③学生、教職員の健康管理センター、という主に 3 つの機能を果たしている。

主として身体面の健康管理は、毎年春に全学生および教職員を対象にした健康診断を実施するとともにアンケート調査を行い、何らかの問題が見つかったり、その疑いがある学生・教職員に対しては、後日呼び出して聞き取り調査するとともに、必要に応じて専門医を紹介している。この健康診断の受診率は全学で約 90% となっている。また、アンケート項目には心理面の問題に関する質問も含まれており、保健室の看護師による面談の結果によっては、学生相談室の心理カウンセラーや、外部の専門医に紹介している。教学上、特に配慮が必要な場合には、学生本人の同意を得た上で学部執行部や担当教員に報告し、どのような対応が適切か組織的に決定されている。

② 学生相談室の機能

精神面の健康管理は、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが常駐する学生相談室を中心に対応している。学生相談の内容はさまざまであり、個別面談を中心とした心理的・教育的な援助だけでなく、学生の感じるちょっとした不安や悩みを聞いてもらえる気軽な相談相手にもなっている。学部の枠組みを超え、学生のあらゆる相談に気軽に応じる全学的なセーフティ・ネットとして、教育および学生生活全般の支援活動における相談機能を担っている。この学生相談室における相談内容は、基本的に守秘義務を伴っているが、特に深刻なケースにおいては集団守秘義務を負うとの前提で、事故などの可能性をはらむケースについてはカウンセラーと学生部長・課長の間で報告、相談体制を作っている。

保健室と学生相談室の双方にまたがる支援として、心身の障がいを持つ学生に対するサポートがある。まず障がいの内容を正確に把握することが、言うまでもなくその第一歩である。その役割は保健室のアンケート調査と本人または家族からの申告が中心となっているが、学生相談室における面談や教職員からの指摘で発見される場合もある。身体の障がいは保健室で、心の障がいは学生相談室でその内容を正確に把握した上で、学部執行部とゼミ担当者にどのようなサポートが必要かという情報が伝達されている。特に学生相談室では、発達障がいを持つ学生に対しては忍耐強い修学支援が継続されている。

③ ハラスメント対策

ハラスメントに対する施策としては、人格を傷つけ、学生の快適な教育環境を害したり、教職員の円滑な業務遂行の妨げとなるハラスメントを防止、排除するために「ハラスメント防止規程」を定め、学内に「防止委員会」を設置し、相談窓口として「相談員」を配置し、問題の起きた場合に適切に対応できる体制をとっている。

この規程は、2000(平成 12)年 2 月に本学で制定された「セクシャル・ハラスメント防止規程」を改廃したものであり、社会的に、大学で発生しうるハラスメントとして、セクシ

ヤル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど多様なハラスメントの存在が認知されてきたことを受け、より包括的な枠組みを定めたものである。

防止委員会は、ガイドラインの作成、啓発活動などを行うとともに、相談・苦情などの受理および被害者の救済など、ハラスメントに関する問題全般を取り扱う。防止委員会は、各学部教員から2名（原則として1名は女性）と職員の中から4名（うち2名は女性）から構成される。

相談員への相談は、本人だけでなく、代理人もしくは友人によって、またはこれらの者が本人に同伴して行うこともできる。相談を容易にするため、相談員として、各学部教員から2名（うち1名は女性）と事務職員から3名（うち2名は女性）が置かれている。

相談者が正式の申し立てを行いたい場合には、調停委員会による調停、もしくは調査委員会に対する訴えという3段階の救済システムを用意している。

ハラスメント防止のための活動として、規程の理解を助けるため「ハラスメント防止に関するガイドライン」の制定、パンフレットの作成・配布を行っている。また、2009(平成21)年11月11日には、外部から講師（「NPO法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」御輿(みごし)久美子氏・奈良県立医科大学講師）による「ハラスメントのない大学つくり」と題する全学FDを実施するなど、啓発に努めている。

本学においては、この数年、ハラスメントに関する大きな問題は生じていない。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

○進路選択に関する指導・ガイダンスの実施

キャリアサポートセンターでは、全学年に対して次の4つの支援を時宜に即して行っている。(1) 進路支援、(2) 能力開発支援、(3) キャリア形成支援、(4) 就職支援である。進路選択に関する指導・ガイダンスの実施

まず(1)の進路支援では、学生個々人の進路に関する基礎データの収集と進路選択に関する情報提供をするもので、①「自己発見レポート(対象：全新入生)」、②「キャリアプランニングシート(対象：全2年生)」、③「ふりかえりシート(対象：全1・2年生)」④「進路観調査(対象：全1・2年生)」、⑤「キャリアアップ指導(対象：全1・2年生)」を行っている。

(2)の能力開発支援は個々の学生の目標実現に向けて必要なスキルを身につけさせるもので、①基礎学力を育成する「就学支援」、②「各種資格取得支援」、③公務員試験・就職試験をサポートする「就職支援」の3つの支援を行っている。

(3)のキャリア形成支援は社会には、どのような職業がありどのような仕事をしているかの情報提供と実践的なスキルや就業体験の支援を行うもので、①「業界研究セミナー」と②「インターンシップ」を実施している。

(4)の就職支援は個々人の進路や個性によってさまざまな支援となるが、①「個人面談・就職相談」、②「就職関連情報提供」、③体験セミナーや学内合同企業説明会などの「就職支援講座」、④「企業開拓支援」を行っている。

なお各支援実績は別表のとおりである。

○キャリア支援に関する組織体制の整備

キャリア支援のためには教務部との連携は極めて重要である。その緊要性から、上記支援体制のうち、(1)の進路支援の多くは、各学部のゼミ或いは、小集団体制を通じて実施している。しかし、これらは各科目の一時間を割いて行う程度の連携であって、両組織の機能の有機的連携までには至らない。

したがって、先行する学部では独自にキャリア関連科目を開設し、体系的履修を義務づける一方で、2006(平成18)年から、キャリアゼミを正課科目として設置し、専門ゼミを担当する教員が、キャリアサポート職員との連携によって個別指導し、①面談、②自己PR文の添削指導、③履歴書の書き方などを単位要件として義務づける方法で、両組織の有機的な連携によるキャリア支援を始めた。

また理系学部では全国的に見ても大学院への進学率が高く、企業等でも専門性が高い職種では大学院修了者を優先的に採用する傾向がある。バイオ環境学部では、学部入学時からキャリア支援の一貫として大学院進学についても懇切な説明を行い、希望者に対しては、ゼミ担当教員あるいは卒業研究指導教員が時間外に行う補習によって入試準備を進める体制を整えている。

このように学部の特性に応じた支援を行う一方で、支援のあり方について、教員・職員による担当者会議を行って、PDCAサイクルを回し始めている。

キャリアサポートセンターとのこうした有機的連携が強まると、必然的に学生の進路に関するさまざまな問題が浮き彫りにされ、専門的な知識を持った者によるアドバイスの必要性が増してくる。そこで 2010（平成 22）年からキャリアアドバイザー（3名）を配置し、キャリア支援組織の質的増強を図っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

ゼミまたは研究室を通して、担当教員が学生の諸事情を把握し、個々の学生の実情に応じた指導ができていることは、本学の強みである。この背景には、1 ゼミあたりの学生数が 5～15 人程度の少人数であり、全学年を通算しても教員一人当たりの学生数は 20～50 人程度と、中学・高校のほぼ一クラスに相当し、各学部において全学生に対して十分目が行き届く状態が維持されている。少人数教育の効果を一言で言えば、学生一人ひとりに教員の目が届く点に集約できる。教員は個々の学生の出席状況を容易に把握可能であり、必要に応じて迅速に連絡を取り、個々の学生の事情や目標に応じた個別指導できる体制にある。

しかし、このようなクラス運営の中からは捕捉しえない事柄に対応するため、各学部に設けられた G デスクやアドバイジング制度などの仕組みにより、組織的にフォローアップできる体制が整えられており、すべての学生が、いずれのセメスターにおいても、必ず担当教員の目が行き届くように制度設計されている。

円滑な学生生活を送る上では、日常生活の安定が重要である。そのような生活面での指導においては、家庭との連携が不可欠であり、本学では在学生の父兄により「父母の会」を組織し、毎年春と秋に本学および主要地方会場にて教育・就職相談会を実施している。出席不良や成績不振の学生に対しては、大学やゼミ教員から父兄を呼び出し、問題の根本原因の究明や事態改善のための連携を図っている。父兄面談を通して、学生が抱える問題の背景を把握し、適切なアドバイスを送る上で非常に有用な情報を得ると同時に、出席不良の直接的な原因となりやすい深夜のアルバイトをやめて学業中心の生活に戻すなどの効果がある。父兄面談に対する課題としては、呼び出しに応じて相談会に参加する父兄の割合が 10% 強にとどまっていることである。相談会は本学では土曜日、地方会場では土曜または日曜日に開催しているが、週末に休みを取れない家庭も増えており、時期、開催方法等には一段の工夫の余地がありそうである。

また、最近の学生の傾向として、大学から始まる新たな人間関係を自分の力で築くことのできない学生が増えている。多かれ少なかれ、新生活への不安を抱えて大学生活のスタートを切る新入生たちに、少しでも早く大学になじみ、友人を作り、ゼミ教員とも気軽に相談できるような関係を築けるよう、4 月の第 1 週にフレッシュマン・フェスタという新入生歓迎プログラムが実施されている。内容は、キャンパス・ツアー、クラブ紹介、ゲーム大会、クイズ大会など学部や年度によってさまざまであり、その企画・立案・運営はすべてそれぞれの学部の上級生が担っている。新入生たちは自然とゼミの仲間や教員と会話する機会が設けられ、このフレッシュマン・フェスタをきっかけにして友達ができ、入学当初の緊張した顔つきから一変し、普段通りの笑顔を取り戻すことが多い。このフレッシュマン・フェスタは、入門ゼミの空気づくりにも効果が高く、ゼミ運営が得意ではない教員にとっても非常に大きな支えとなっている。

さらにこのフレッシュマン・フェスタを企画・運営する上級生たちにも大きな学習効果が生まれる。新入生を歓迎するプログラムを学生たちの手で作り上げることによって、自然とチームワークが育まれ、その中からリーダーシップを発揮する学生が現れ、多くの新入生を前にしたプレゼンテーション能力も高まる。上級生たちが生き生きと活躍している

様子を新入生が目のあたりにすることにより、大学で学ぶことの成果を感じ取り、次は自分たちが担当する番だという意欲も生み出している。

またキャリアサポートセンターが独自で行う進路支援は、時宜に即しつつ、且つ課題別に実施されており、プログラムとしてはほとんど網羅された状況となっている。しかも支援をさらに効果あるものとするために、教務部との結びつきの強化として、教員がゼミや授業の中でキャリアサポートセンター支援行事への誘導を図る程度の段階から、ゼミの1時間を割いて支援をおこなう段階、そして、正課科目として立ち上げられたキャリアゼミをキャリアサポートセンターと共同して支援を行う段階にまで、強化されてきている。

また理系学部の進路では、その専門性から企業が大学院修了者を優先的に採用することが多い。バイオ環境学部では大学院に進学を目指す学生に対しては、入学段階から手厚い指導と補習が教員の自主的活動の仕組で行われてきた結果、2009(平成21)年度卒業生では、19名が本学大学院に、9名が他の国公立私立大学に進学している。

②改善すべき事項

本学における最大の課題は、離学者対策である。①連続欠席者に対する呼び出し、②面談、③年2回春と秋に実施される父母の会においてゼミ担当教員が父兄面談を実施し家庭と連携しながら出席勧告するなどの努力にも関わらず学生の退学率は全学で5%以上の高水準で推移している。離学の問題は、教育機関としての大学の責任を果たしきれていないという問題であると同時に、大学の帰属収支を圧迫する財政上の問題でもある。

教育上の問題としては、離学原因を分析していくことで明らかになる。休学者と退学者については、手続き時に面接をして、その理由の把握に努めている。その主な理由として、退学者では、進路変更(27.6%)、修学意欲の喪失(16.6%)、成績不振(12.8%)がトップ3である。休学理由のトップである「今後の進路検討」は進路変更を前提にしているし、また成績不振者であることも多い。もちろん、これらの分類は単純に区分けできるものではなく、経済的理由を背景に不本意ながら就職を選んだ者もいるし、修学意欲を喪失し成績不振から就職する者もいる。また進路変更においてもその真の原因を探っていくと、成績上位者が難易度のより高い大学へと進路変更する場合と、もともと修学意欲が低く、何となく本学に入学したもの、明確な目的や目指すべきキャリアの方向性を見出せず、専門学校等に進路変更する場合もある。

いずれにせよ、本学で学ぶべきものが見つからないまま、大学を去る学生の割合が高いことは教学上の大きな課題である。まず2011(平成23)年度に向けては、大学全体としての退学率を3%台に引き下げる目標としたい。原因別にみると修学意欲喪失による離学者を減らすことが重要である。そのために、大学で学ぶことの意義をもう一度見つめ直す機会となるようなキャリア教育の充実を全学的に取り組んでいく予定である。

キャリア支援では、キャリアサポートセンターと教務部との連携が強められてはいるが、必ずしも全学的・体系的制度とはなっておらず、先行学部における試みや、個別教員の配慮に依存している状況である。早期に全学的・体系的な制度として確立する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

従来、学生の出欠状況を確認するには、受講科目の各担当者に個別に問い合わせるしか手段がなかったが、2010(平成22)年4月から運用を開始した「京学なび」により、学生の出欠状況を即時的に把握可能になった。学生は、各教室に設置されている端末に学生証をかざすことにより、出欠状況が自動的に集計される²。

この「京学なび」では、学生の出欠状況だけでなく、単位取得状況、履修登録内容、ゼミ担当教員やキャリアサポートセンターとの各種相談状況を確認することができ、ゼミ担当教員は、事前にクラス担当設定されている学生について、研究室など学内LANがつながる場所であればどこでも学生のプロファイルを確認できるようになった。必要に応じていつでも学生の修学状況を多面的に把握することが可能になったことで、学生指導の環境は飛躍的に向上した。

学生にとって、クラス担当教員は、入学から卒業までずっと同じというわけではない。入学時には女子学生数に配慮したクラス分けや同一姓が固まらないように配慮はするものの、あとは機械的にクラスに割り振られるが、それ以降のセメスターにおいては、基本的に学生の希望に基づいてクラスが決定される。したがって、セメスターが変わり、担当教員も変わる場合には、教員と学生はまた新たに人間関係を構築していくことが求められる。そこには前担当者と新担当者の間で、学生に関する情報をいかに引き継ぐか、という課題が生じる。「京学なび」の導入により、システム的には容易に情報を受け渡し可能になっているが、教員と学生の個人的な信頼関係に基づく情報を安易に引き継ぐことは、慎重にならなければならない。どのような情報をいかに引き継ぎ、どのように活用していくかというガイドラインのとりまとめは喫緊の課題となっている。

キャリア支援、ならびに進学に対する指導体制を全学的でかつ、教務部との制度的な協働によって取り組みをするため、単に相互の連携に待つのではなく、キャリアサポートセンターと教務部とを、いま一段高次の立場から包括する組織を立ち上げる必要がある。

4. 根拠資料

- 資料1 － 「表1. 学部別退学者推移」
- 資料2 － 「表2. 退学の理由」
- 資料3 － 「表3. 休学の理由」
- 資料4 － 「キャリアサポートセンター支援実績」

² 学生証を忘れた場合などは、手入力により修正可能である。また、体育実技などの出欠も手入力により反映されている。

7 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

学生の教育環境では図書館や、教室等の極めて基本的な環境条件の他、情報機器・施設環境や、スポーツ施設、クラブ施設といったハード面の環境の他、インターネットサービスや、図書・情報の整備状況、TA整備などのソフト面の環境整備が必要である。

また、研究環境では総合研究所のような研究支援センターそのものの機能強化と整備、十分な広さと設備の備わった研究室の整備、利用しやすい図書やデータベースの整備、LAN環境の整備が必要である。

これらは例えば、教務関連事項では教務委員会で、図書館関連事項では図書委員会でというように、個別的に検討されるものの、教育研究環境という意味で総合的観点から方針を明確に定めていない。大学では施設整備委員会がこれに相当する機能を果たしているが、中長期のハード面の施設建設計画を主に担っており、ハード・ソフトをまじえた環境整備に関する総合的な方針の明確化が課題である。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

〈1〉 大学全体

本学のキャンパスは、JR 京都駅から嵯峨野線快速で約 20 分程度の亀岡市にある。JR 亀岡駅から大学まではバスで約 10 分である。この他、学外施設として京都市中京区に京町家キャンパス、京都市下京区の JR 京都駅前にあるキャンパスプラザ京都、京都市西京区に心理相談室桂センターなどがある。

本学の校地面積は 222,519 m²、内 52,717 m²が運動場である。大学設置基準第 37 条による必要な面積は 38,400 m²であるので、これを大幅に上回っている。また、校舎面積は、57,684 m²であり、大学設置基準の必要面積 25,948 m²を大きく上回る。

2005(平成 17)年度にバイオ環境館、2006(平成 18)年度に新体育館が竣工したのを機に、道路の付け替えをおこなってバスターミナルの周りに芝生を配したキャンパスエントランスを整備した。また、バイオ環境館に隣接した農地を借り受けて実習用地に教室から短時間で移動できるようにした。2008(平成 20)年度にはグラウンドを人工芝化し、クラブ活動環境のさらなる向上を果たした。学生の保護者組織である「父母の会」から 2008(平成 20)年度にはベンチ、2009(平成 21)年度には 6 本の桜と 3 本の欅が寄贈され、学生の憩いの場を提供している。2010(平成 22)年春には太陽光発電を導入し、環境に優しいエコキャンパスを目指している。また 2010(平成 22)年夏にメインストリートの背付きベンチ 70 台を化粧直しし、学生がより利用しやすくした。キャンパス内には、大小の庭園、池や樹木などがあり、四季の変化を楽しむことができるなどアメニティに配慮しつつ静かな環境づくりが進んでいる。校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、施設課の統括のもと、日常的な個別の管理は各課の協力によりおこなっている。

建物等の管理業務（保安・清掃・設備管理等）は外部委託でおこなっている。これらは、建物等施設を維持管理する上で必要な業務で、保安、消防用設備の保守・点検、電機設備の保安管理、トイレや窓ガラスの清掃、給水設備の清掃管理、樹木の剪定や草刈などの業務をそれぞれ専門の業者に委託している。施設設備の安全・衛生のための保守については、ビル管理衛生法に基づき、各建物は、外部委託業者による日常清掃のほか、期間を区分して定期清掃および特別清掃を実施している。なお、警備管理業務、設備管理業務、昇降機点検保守管理業務、消防設備管理業務、電気設備保守点検業務を外部専門業者に委託し、万全を期している。

2009(平成 21)年 6 月消防法の改正により、本学では、11 階建、10,000 m²以上の建物、バイオ環境館があり、消防計画の規定改正を行い、防火責任者の管理職から順に毎年研修を受けることを義務づけ、特にバイオ環境館では、毎年消防訓練を実施して職員の防火に対する啓蒙に努めている。

また、新耐震基準を満たしていない可能性のある校舎については、2010(平成 22)年度耐震診断を実施し、その結果によって、具体的対策の検討を行う。バリアフリーについては、12 棟ある建物のうちバイオ環境館、体育館、悠心館、光風館、徳志館、白雲ホール（食堂）については整っているが、他の 6 棟は、エレベーターがなく 1 階までのスロープのみにとどまっている。現在車椅子使用の学生は在学していないが、車椅子使用の学生への対応としては建物の入り口近くに専用駐車スペースを設け、自家用車で移動しそこから教室に入

るよう配慮している。

毎年夏期休暇中に補修工事をしているが、2010(平成 22)年夏には、学生の最も利用の多い、中央階段が老朽化していたので改修した。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

〈1〉 大学全体

本学の図書館（本館）は、1981(昭和 56)年、大学創立 10 周年記念事業の一環として建設され、延べ面積 3,210 m²の鉄筋 4 階建で、そのうち閲覧開架部分は 1,013 m²である。内部は 1 階が玄関エントランス、中 2 階に新聞閲覧コーナーと 10 ブースを備えるビデオコーナーを置き、メインフロアの 2 階を開架閲覧室と事務室・一部書庫に充てている。3 階は館長室、会議室、マイクロリーダー室などの他、学生用グループ学習室を設けている。書庫は 2~4 階にあり、各階に電動集密書架を取り入れ、収容能力は 38 万冊である。また、隣接する徳志館に書庫 4 室（2.2 万冊）を設置している。2 階閲覧室には検索用パソコン 20 台を配置し、学内 LAN を通じてインターネットに接続している。本館の閲覧座席数は 407 席、分室の閲覧座席数は 96 席で、合計 503 席である。学生数に対しては約 16% の充足率である。また、開架図書は約 7.8 万冊で、開架率は約 20% となっている。

図書館資料は、1969(昭和 44)年、経済学部の大学として発足した経緯を反映し、経済・経営学関係資料が中心であった。その後、京都文化短期大学の経営学科・文化学科の図書、人文学関係の図書を所蔵した。1989(平成元)年の法学部開設により、法学関係資料、社会科学系の経済・経営・法学関連の図書、さらに、1999(平成 11)年の人間文化学部開設により、人文関係の学問分野のうち心理学・教育学・社会学、また日本史・日本文化分野の資料を充実した。2006(平成 18)年、バイオ環境学部が発足し、バイオ環境館に図書館分室が設置され、本学初の理系学部の誕生と共に、全く新しい分野の図書を充実させることになり、図書館は質的にも量的にも大きく発展したと言える。図書館資料は、2010(平成 22)年 3 月末現在、一般教育図書と専門図書は約 40 万冊、学術雑誌は約 1900 タイトル（うち電子ジャーナル約 50 タイトル）となっている。

また、大学院生に対しては、院生用図書の予算枠をもうけ、勉学の便宜を図っている。

図書館業務は、2009(平成 21)年 4 月より、外部の業者に業務委託をしており、現在、図書館長（教授）1 名、専任職員 1 名、委託職員 9 名（本館 7 名、分室 2 名）、アルバイト学生 7 名である。そのうち、司書の資格を有する職員は 5 名である。開館時間は、平日 9 時から 19 時まで、土曜日 9 時から 17 時までである。平日の最終講義終了後(18 時 10 分)、閉館まで 50 分間あり、利用者に便宜を図っている。

図書館業務システムは、1993(平成 5)年 4 月より機械化をスタートした。導入より 14 年が経過し、処理能力の低下やデータベース容量の圧迫等の課題を解消するため、処理能力の改善と先進的情報検索システムの導入による研究図書館機能および学習図書館機能の充実を図るため、システムの更新を進めてきた。2009(平成 21)年 8 月より、新システムを導入し、図書管理、雑誌管理、閲覧、ILL、利用者サービス、運用管理、目録管理等の各業務をトータルシステムとして稼動している。国立情報学研究所の CAT/ILL システムや京都府立図書館 OPAC に対応し、学外横断的に検索できるようになった。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

〈1〉 大学全体

教育環境の整備では図書館が手狭になり、十分な図書スペースを確保できていないため、研究室を書庫に改造するなどして対処している。教室整備ではカリキュラムの組み方によって大きく左右されるのが教室サイズと教室数である。本学では大規模講義を廃止したことを受け、中規模教室がやや不足している。また、多数のゼミや必修科目を配置したことにより、教室の1週間の中での分散配置が難しくなり「基幹コマ」として集中して配置する必要からやや不足気味でゆとりがなくなってきた。また、パソコンを備えた教室は稼働率が極めて高くなり、学生のオープンスペースが十分とれていない。このため、従来のラウンジなどのスペースを改造してオープンスペースを確保している。

電子機器への対応は全ての教室で進み、2010(平成22)年度から全教室でインターネットが使えるようになった。従来から全学生が大学ドメインのメールアドレスを利用でき、学生は自由にコンピュータ機器を使うことができる。プリンター等の出力制限も設けず利用を促進する方針を探っている。学内LANの整備に伴って、出席管理システムが全教室に完備され、「京学なび」とも連動するようになり、学生情報、教務情報、データベースなど情報利用環境整備が画期的に進歩した。

スポーツ施設では体育館が新設されたほか、野球場、グランドが人工芝化され格段と利用しやすくなった。また、アスレチックジム、テニスコート等その他の施設は十分整えられている。

一方、研究環境の整備という点では総合研究所が最も重要である。総合研究所は全学的な研究支援組織として、本学における研究活動をさらに活性化するための役割を担い、本学専任教員が行う学内外の研究者との共同研究を推進し、支援するとともに学部間の研究環境の総合的な運営および調整を行っている。

総合研究所は研究調査を推進し、石田梅岩研究のように地域研究活性化に貢献するとともに、学術の進歩発展に寄与する教員の研究活動全般を支えており、研究助成計画の策定や実務の執行、科学研究費の取扱事務や研究費管理、講演会・研究会の企画・実施、学術図書出版等多岐にわたり研究支援を行っている。

教員研究室は全て十分な広さと設備を備えた個室が提供されている。しかしながらその配置は、本学の発展に伴って多数の建物に拡散した観がある。研究室設備の中ではパソコンや基本ソフトは整備され、データベースへのアクセス、「京学なび」を通した学生情報の管理等に役立っている。また、コピー室を兼ねた教員用の共同研究室も各学部設けられている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

〈1〉 大学全体

本学においては、総合研究所の支援・管理のもと、研究活動に関する諸規程に基づき、研究者の行動規範・研究倫理にかなった研究が遂行されている。

公的研究費の不正防止のためには、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、2008(平成20)年2月「京都学園大学公的研究費の管理・監査の実施基準内規」(本学総合研究所諸規程)が制定され、本学ではこの内規に従って公的研究費の適正な運用がなされている。

また2006(平成18)年、本学ではじめての理系学部であるバイオ環境学部の開設に伴い、同学部および大学院バイオ環境学研究科における安全かつ公正な教育・研究活動の遂行、ならびに研究・実験倫理遵守と環境保全のために、関係諸法令に基づいた「京都学園大学バイオ環境学部および大学院バイオ環境研究科 実験安全管理委員会取扱要綱」、「同 毒物・劇物管理取扱要綱」、「同 実験用排出水・廃棄物管理等取扱要綱」、「同 組換えDNA実験安全管理取扱要綱」、「同 動物実験指針に関する取扱要綱」、「同 実験倫理に関する取扱要綱」を制定・施行した。またこれらの要綱に従い、学内にバイオ環境学部の専任教員6名と職員1名で構成する「バイオ環境学部安全委員会」を設置した。同委員会はバイオ環境学部長の指示により開催され、バイオ環境学部および大学院バイオ環境研究科における学生・教職員の安全保持、実験・研究倫理および環境保全に関する重要事項を審議する。現在までのところ、これらの諸要綱に従い、「バイオ環境学部安全委員会」は適切に運営されており、バイオ環境学部だけでなく全学的な研究・実験倫理遵守、環境保全、危機管理に貢献していると言える。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

教育研究環境の整備に関して本学が優れている事項では情報環境の整備であろう。学内の高速 LAN 環境の整備が進み各教室でインターネットなどの利用環境が格段に進んでいる。とりわけ、2010(平成 22) 年度から導入された「京学なび」は学生出席管理、シラバス等の公表・徹底、科目登録・点検、成績管理、学生連絡や指導の記録管理、就職支援情報等々極めて広範な学内情報をカバーする画期的なシステムであり、従来のホームページ上の学内情報サービスを大きく超えるシステムとなった。

教職員、学生は情報管理委員会が規定する管理運営規程に則り、既にこのシステムを活用し始めている。まず、学生の出席管理の厳格化によって出席率が向上した。また、成績管理情報がオンラインで利用可能なため、教職員による学生指導が端末を見ながらきめ細かく可能になるなど学生指導の面でも画期的である。

また、学生支援システムの整備という点では、2010(平成 22) 年度中に教務事務と学生事務機能を統合し、「ワンストップサービス」が可能なように、学生の立場に立った利便性の向上を図る。このための機構改革を進め、事務室等の改造も進めた。これを契機に学生にとっての教育環境が大きく改善されると共に、教職員の連携強化も図られることが期待される。

②改善すべき事項

大学基準協会の助言(一層の改善が期待される事項)にあるように、教育研究環境の整備ではいくつか課題がある。

①図書館のスペースが不足しており、特に、書庫の収用スペースが限界を迎えておりにもかかわらず、組織的・計画的に対応が行われていない。雑誌・書籍の電子化も必要な対応となろう。

②全学において、学外研究員助成制度があるが、必ずしも積極的に利用されていない。また、研究活動が不活発な教員も見受けられ、より活発な研究活動を促す方策が必要である。この点では既に、2010(平成 22) 年 7 月に科研費獲得に向けての FD 研修会を開催するなど大きな関心を呼んだ。

3. 将来に向けた発展方策

本学では学生数が 5000 人規模から 3000 人規模に縮小しているが、学生規模に合った教育環境、学部構成、図書館や総合研究所といった付置施設のあり方を見直す総合的な戦略部門が必要である。

現在約 1600 ある科目（クラス）がこの規模の大学に適した数かどうか、これらを整理統合し特色ある学科目へ転換させる事を通じて、教育目標を際立たせることは一層重要な課題となる。これと同様に学部・学科編成の見直しも検討すべきであろう。

教室などハード面の整備が基本的に学生数に依存するのに対して、ホームページなど情報化への投資は今後ますます増加すると考えられる。広報戦略の「かなめ」となるホームページはまた、学術情報の中心としても機能するため、従来型の図書と学術情報の一元管理はなお「現在的」課題である。さらに、大学コンソーシアム京都のような大学間の連携が進み、この参加大学間の連携授業が既にネットワーク経由で進められている。この分野ではコンピュータ上とは限らないさまざまな連携が今後発展すると考えられる。

この他、授業を通じての大学間の施設の共同利用やスポーツ施設を通じた地域社会との連携など多様な利用形態が増加する。大学コンソーシアム京都への積極関与、亀岡市等を通じた地域連携への関与を深めることが必要である。

8 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

<1> 大学全体

「地域とともにある大学」として、南丹地域を中心とした社会連携・社会貢献を積極的に推進するという本学の基本方針に従って、高大連携、産官学連携、地域連携および地域貢献を進めている。

高大連携は、本学教員の研究と知識を高校生にわかりやすく伝え、学問や研究への興味を持たせることを目的としている。地元の小・中・高にキャンパスでの実験・実習・講義を実施し、大学の雰囲気をも体験させている。さらに近畿圏の高校にも積極的に出張講義を行っている。特に地域の高校を中心に高大連携協定を締結し、本学での夏季実習や土曜講座、あるいは高校への出張講義を実施している。また現在、地域の高校（7校）との包括協定が締結され、複数の高校の生徒と一緒にした実習や講義ができるようになり、これによって他校の生徒同士の地域交流が図れるメリットが生まれている。これらの取り組みの中で、亀岡・京都再発見、科学実験、日常生活に密着した講義に力点をおいている。

官学連携は、地域を含む行政機関との積極的な学術・研究交流および人的交流を目的としている。地元亀岡市（学術交流や研究受託の協定を締結）、京都府南丹広域振興局（研修協力・講師派遣、地域企業との交流）、また京都府農林水産技術センター（連携協定に基づく相互の研究協力、当センター施設公開への協力）との連携を実施している。さらに亀岡市以外の京都府、南丹市からの受託研究・調査も受けている。

产学連携は、企業との学術・研究交流（共同研究など）、人的交流（企業に対する研修、学生の企業研修など）を目的としている。特に地元企業との連携は積極的に推進している。その実績としては展示会への出展、产学連携・協力に関する覚書締結、受託研究・共同研究をあげることができる。

地域連携・地域貢献は、「地域とともにある大学」として、依頼されたものはすべて受けるという方針で推進している。地元団体への研修講義、講演会・シンポジウムを実施した。また、子供向けのイベントを積極的に主催し、科学の面白さや自然の豊かさを地元の子どもたちに伝える実習指導も行った。さらに、亀岡市の限界集落とも言える大槻並地区には貴重な里山が残されている。住民の高齢化にともない、その保全と再生が地域の問題となっているが、この地域の再生を目指して本学は積極的に協力している。また、研究フィールドとしての価値も高いので、この地区との連携協定締結の準備を進めているところである。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

〈1〉 大学全体

2009(平成 21)年度実施した各種連携・地域貢献は以下の通りである。

高大連携では、地域の高校（3校）と高大連携協定を締結し、本学では3日間程度の夏季実習・講義（3件）、土曜講義（3件）、SPPによる実習・講義（4件、中学校1件を含む）を実施し、その他、高校への出張講義は約300件に達した。小中学校への講義は7件、小中学校教員には1件実施した。また現在、地域の高校（7校）との包括協定を締結した。一方、バイオ環境学部では高校生対象のバイオや環境に関する研究に対して「バイオ環境賞」を公募し、その受賞者を表彰している。本年度で3回目を数え、応募者も年々増加している。

官学連携では、地元亀岡市とは学術交流や研究受託の協定を締結し、実施している。京都府南丹振興局（亀岡市在）とは研修協力・講師派遣（地域企業との交流事業である「ものづくり産業パワーアップ研修」に協力17件）で連携し、京都府農林水産技術センターに対しては連携協定に基づく相互の研究協力や当センター施設公開への協力を実施している。また、南丹市の景観保全条例制定のための聞き取り調査を受託し、実施した。京都府、亀岡市、南丹市等の各種審議会委員として30件が委嘱されている。

产学連携では、京都ビジネス交流フェア等各種展示会での積極的な出展（5件）、受託研究の受け入れ（10件）、共同研究（5件）を実施した。この中には農商工連携事業等の競争的資金の獲得4件が含まれる。商工会議所の事例発表会で講演1回、近畿税理士会園部支部研修会で講演2回を実施した。

地域連携・地域貢献として、市民講座を京都駅キャンパスプラザおよび京町屋で開催（41件）した。また、市民向けパソコン講座（平成21年12回シリーズ：参加延べ人数：193名）を大学キャンパス内で開催、好評であった。それ以外にも地元団体への研修講義（3件）、講演会・シンポジウム（3件）を実施した。亀岡市が主催する「親子ふれあいサイエンスフェスタ」へのブース参加、サイエンスフレンズ学習クラブでの実習担当、箕面ジュニアサイエンスクラブ春の実験教室の開催など、科学の面白さを地元の子どもたちに伝えた。また、自然活動キッズクラブでは実習を指導し、自然の面白さを肌で感じてもらった。第3回京都体操祭を本学で開催、加えて、「エコカーと住み良いまちなか」イベントを本学で主催したほか、第3回京都体操祭と箇シンポジウムを開催し、亀岡ロータリークラブ例会での講演も実施した。また、亀岡市の大槻並地区には貴重な里山が残されているが、住民の高齢化にともない、その保全と再生が地域の問題となっている。すでにこの地区においては、研究フィールドとしての里山の価値にいち早く着目した本学の教員が個人的な活動を展開し、地域住民の信頼を得ている。この地区との連携事業に本学全体として取り組むべく、リエゾンセンターが協定締結の準備を進めている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

「地域とともににある大学」として、地域を中心とした社会連携・社会貢献を積極的に推進するという本学の基本方針に従って、高大連携、産官学連携、地域連携および地域貢献を進めている。大学教員の積極的な参加と受け入れ事務当局の職員の対応によって社会連携や社会貢献は推進できていると判断している。

高大連携は、本学教員の研究・知識を高校生にわかりやすく伝え、学問や研究への興味を持たせることを目的として推進している。高校生向けには約310件、地域の小・中学生には8件の講義や実験・実習を実施した。これらの取り組みの中で、亀岡・京都再発見、科学実験、日常生活に密着した講義に力点をおいている。例えば、フィールド実習による亀岡地域のよさの再確認、キャンパス内実験講義室でのわかりやすい科学実験、メディアに関する講義、京町家での日本文学、歴史・民俗の講義などである。高校生に対して、学問や研究、特にバイオ環境学部の取り組みでは科学への興味を引き出すことができたと考える。

官学連携では地域を含む行政機関との積極的な学術・研究交流および人的交流を目的として、地元亀岡市、亀岡商工会議所、京都府南丹振興局、京都府農林水産技術センターと緊密な関係を結び、約20件の研究・講演などを実施した。その結果、学生のインターンシップを受け入れて頂き、交流が深まったと考える。

产学連携では企業との学術・研究交流（共同研究など）、人的交流（企業に対する研修、学生の企業研修など）を推進し、27件の受託研究・共同研究、各種講演、イベント出展を実施した。地域企業との連携をさらに推進すべく、企業訪問などを実施している。

地域連携・地域貢献では、「地域とともににある大学」として、依頼されたものはすべて受けるという方針で推進し、イベントの主催・共催・参加、地元団体への講演などを積極的に実施してきた。一方、京都市内での市民講座も積極的に開催し、固定ファンも多い。大学内のパソコン講座は非常に人気が高かった。また、地域の里山の保全・再生に地元住民と協力して推進しているが、この地元住民との協力関係の構築は研究を進める上でも不可欠である。これらの取り組みによって「地域とともににある大学」としての本学の認知度が高まってきていることが実感できる。

②改善すべき事項

「地域とともににある大学」という大学の方針に従って、現状は社会連携や社会貢献を十分に推進していると考えている。ただし、产学連携では地域企業との連携がやや不十分であると考える。研究交流をさらに推進することや学生の企業研修を増加させることが必要である。地域企業との連携事業の活性化は大学の研究・教育に大きく貢献するだけではなく、また企業にとっても研究開発や人材確保に寄与することになる。地域連携や地域貢献は、「地元に愛される大学」の地位を確立する上で、本学にとってきわめて重要な課題である。そのためには教養講座のような市民向けの講演会をさらに主催・共催していく必要がある。

全体的には本学として十分に社会連携・社会貢献を進めているが、これらの事業がさらに進展するように、事業内容の点検に努力したい。

3. 将来に向けた発展方策

「地域とともにある大学」ということを自他ともに認めるべく、以下の方策を進めていく。

高大連携は質・量ともに十分であり、小・中・高校生に学問や研究への興味を持たせていると考えるが、さらに多くの教員が参加すればさらに件数を増加させることが可能である。また、地域連携・地域貢献においても多くの教員が参加することが必要である。そのために、全教員の提供できる技術と知識、そして高校生や教員向けの講義メニューを記載した「連携シート」を収集し、それに基づいて、事務局から依頼し、その依頼を受けるということをルール化する。例えば、バイオ環境学部以外の人文・社会科学系学部にも自然科学分野の担当教員がいるので、本学の社会連携・社会貢献をさらに拡充・発展させるために、こうした人材の積極的な活用も可能となる。

产学連携に関しては地元企業が所属する商工会議所（当面は亀岡商工会議所）と連携協定を締結し、それを基に企業との連携を図る。この連携は企業とは相互に協力しあう関係を目指し、その信頼関係からキャリアサポートセンターが目指す学生の就業力アップのために地元企業でのインターンシップも充実させる。

地域連携・地域貢献では地域の問題（例えば、農業の老齢化、企業のさらなる集積化）の解決のために産・官とも協力して取り組む。

将来は地元高校生が本大学で勉学し、地元企業に就職するような関係を確立することを目指す。地域連携によって本学に進学した地元高校生が地元企業に就職するサイクルを促進するために、リエゾンセンターと入試課・キャリアサポートセンターが一体となって推進する。多くの地元高校生が本学に進学するために、高大連携を通じて本学への興味を高める。また、キャリア教育としての地元企業へのインターンシップを充実させることによって、学生が地元企業に興味を持ち、そして就業力が備わった学生を本学が地元企業に提供する。このようなサイクルが確立すれば、本学は自他ともに認める「地域とともにある大学」となる。

9 管理運営・財務

1. 現状の説明

管理運営

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

本学の管理運営方針は1970(昭和45)年制定の学校法人京都学園管理運営規則第4条「この法人の設置する学校の学則・園則およびその学校の管理運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。その改廃についてもまた同様とする。」に則って定められている。本規則は大学開学2年目に制定され大学構成員に周知されている。また、決定された学則、管理運営に関する事項は、法人事務局発行の「学園短信」で大学構成員に周知をおこなっている。また大学ホームページ掲載の例規集で大学構成員は確認できる。

本学は2008(平成20)年度における大学基準協会の認証評価において「保留」の判定を受けた。特に「事務組織」「管理運営」「点検・評価」の3項目が勧告(必ず実現すべき改善事項)と指摘された。審査を受けた2008(平成20)年度は、大学運営や労使関係に関して係争の最中であり、経営側と教学側との信頼関係や協力体制が崩れ、大学の円滑な運営に支障が生じていた。2009(平成21)年3月に新理事長、2010(平成22)年4月に新学長が就任し、経営・教学面における問題点を解決すべく体制を刷新した。理事長は、理事会の運営を、教学側との連携協力を強化する方向を重視しながら、教学側や労働組合との関係の改善を図ってきた。全教職員に対する理事長からの所信表明や説明会の実施、メッセージの通知、理事会決定資料の配信など、教職員や組合との信頼関係の形成に努め、経営方針への理解を求めてきた。

2009(平成21)年に理事会と大学との意思疎通を円滑化し、今後の大学改革と経営改善を進めるための協議機関として理事会と教学組織の間に「大学運営協議会」を設置した。構成メンバーは理事長、学長のほか、教員5名、職員3名、学外理事2名である。併せて、将来の大学を作り上げる観点のもと、人事給与制度等の課題の検討や改善案の整理を集中的におこなうために、理事長の下に中堅若手教職員8名によるワーキンググループを設置した。大学運営協議会は2009(平成21)年度に教員定年の引き下げ、事務組織の再編等の協議をおこなった。係争案件であった賃金訴訟、三六協定の締結、教員定年の引き下げについて、経営側と教員または組合側との円滑な協議を踏まえて、それぞれ解決した。

本学の教学組織は経済学部、経営学部、法学部、人間文化学部、バイオ環境学部、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科、の5学部5研究科と教務部、総合研究所、情報センター、国際交流センター、図書館、入試部、学生部、キャリアサポートセンター、リエゾンセンター、就業力育成推進室から構成されており、教員から各部・館・センター・室長が学長より任命されており、明文化された規程によりその権限と責任は明確になっている。各学部、各研究科は学部長、研究科長が明文化

された規程によりその権限と責任は明確になっている。2010(平成22)年4月からは、新学長が就任し、教学のトップとして大学の運営をリードするとともに、理事会と大学間の意思疎通と調整を図っており、経営側と教学側との連携協力をより一層進めている。

2010(平成22)年6月に、大学運営協議会の常置、ワーキンググループの目的の更なる明確化のために大学再生企画部会の設置を規程化した「大学運営協議会規則」の制定を理事会で決議した。併せて、従前から理事会と設置各学校（大学、中学高校、幼稚園）をつなぐ学園総合協議会については、「学園総合協議会に関する要綱」のもとに運営されていたが、学園の管理運営・組織上に占める重要度から、審議事項を明示し構成員の資格を整理する等の修正を加え、「学園総合協議会規則」の形でより上位の規則として制定した。同規則により、学園総合協議会に関する権限・組織運営が定められ、理事長、協議会の構成員の権限と責任が明確になっている。

教授会の権限と責任の明確化については、本学は学部ごとに教授会を組織しており、学部独自の案件や学部レベルでの案件は教授会で決定され、全学的な教学案件については教授会が審議を行い、上部機関である大学評議会で決定する。各学部の授業科目については、各学部教授会の専決事項であり、授業計画に関わる専任教員人事については、大学全体の教員数計画の関係から全学的調整を行っている。教授会の運営については各学部教授会運営内規に則ってなされている。第4条で学部長の権限と責任が明確になっている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

〈1〉 大学全体

本学では、学校教育法第92条、大学設置基準第13条の2に基づいて管理運営に関する教授会、大学評議会、学長選考等の学内諸規程の整備がされている。本学の教学事項は、各種委員会において調整されて教授会に諮られ審議を行っている。案件により教授会決議または、教授会審議を経て大学評議会による決定としている。決定された事項で規則、規程の制定等重要な案件は、法人の学園総合協議会の審議を経て、理事会で決定される。細則、内規等の制定等は、学園総合協議会で決議決定される。各種委員会、教授会、大学評議会は明文化された規程に基づいて審議と意思決定が行われている。このことは、例えば大学評議会と理事会が異なる決定をした場合においても遵守されている。具体的には2009(平成21)年度にバイオ環境研究科設置について、理事会は法人経営の観点から大学評議会の決定と異なる決定をおこなった。その後、理事長は理事会を代表して大学評議会の出席承認を得たうえで、理事会決議内容について大学評議会で説明をおこなった。学長は理事会決議内容に沿って改めてバイオ環境研究科設置について大学評議会に提案をおこない、審議の結果これを承認した。本学の運営が明文化された規程に基づいて民主的に意思決定されていることの事例である。

学長は、大学の統括者として大学運営を担い、併せて理事として法人の経営にあたっている。大学教員組織の長として、大学最高意思決定機関の大学評議会を招集し、その議長となり、意思決定を行うと共に、大学運営組織の教員役職者（部・館・センター長・各学部教務主事・各学部学生主事・各学部入試主事）を教授会の意見を聴き任命している。教員採用・昇任等の人事は人事教授会を経て大学評議会で決せられ、学長の上申により、理事長が任命する。いずれも各規程において明文化されている。

学長の権限と責任について、明文化された規程において明確になっている主な任務は、以下のとおりである。

- (1) 大学評議会を招集し、その議長を務める
- (2) 全学の大学院委員会を招集し、その議長を務める
- (3) 全学のFD推進委員会を招集し、その委員長を務める
- (4) 全学の自己点検・評価委員会を招集し、その委員長を務める
- (5) 全学の入試委員会を招集し、その委員長を務める
- (6) 全学の広報委員会を招集し、その委員長を務める
- (7) 大学運営組織の教員役職者（部・館・センター長・各学部教務主事・各学部学生主事・各学部入試主事）の任命
- (8) 専任教員の採用、昇任について理事長への内申
- (9) 特別教員、特任教員の採用について理事長への内申
- (10) 契約教授、客員教授、嘱託講師の採用について理事長への推薦
- (11) 非常勤講師の発令
- (12) 学位の授与
- (13) 大学の情報セキュリティに関する総括的な権限および責任者
- (14) 学生の奨学金に関する総括的な権限および責任者

(15) ハラスメント防止の責任者

学長の選出については、京都学園大学学長選出規程、同施行細則に基づいて行っている。教職員により学長候補者を推薦し、専任の教職員全員で選挙する方式であるが、理事1名と教職員からなる選挙管理委員会を設置し選挙に関わる業務一切を執行する形となっており、円滑に運営されていて、適切である。

学部長、研究科長は学部長選出規程、研究科長選出規程に基づいて学部教授会、研究科委員会において全ての専任教員による選挙で選出され、教授会、研究科委員会の議長として責任を負い、また大学評議会の構成員として大学の意思決定に携わっている。学部長、研究科長の権限と責任は教授会、研究科長、大学評議会等に関する規程において明確化されている。寄附行為に基づいて大学教員から選出された理事は、学校法人の最高決定機関である理事会の構成員として重要な役割を担っており、寄附行為により権限と責任は明確になっている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

〈1〉 大学全体

本学の事務組織は2010(平成22)年9月現在、大学事務局の下に総務部企画課、総務部総務課、総務部財務課、総務部施設課、教務課、リエゾンセンター事務室、総合研究所事務室、情報センター事務室、国際交流センター事務室、図書館事務室、入試課、学生課、学生課学生相談室、学生課保健室、キャリアサポートセンター事務室で構成している。なお、一部の法人部局は大学部局と兼任している。法人事務局調査企画部調査企画課は大学企画課、法人事務局総務課は大学総務課・施設課、法人事務局財務課は大学財務課、収益事業部は大学総務課が兼務をおこない、法人と大学の経営について密接に関わっている。事務職員の人員配置については、業務の内容、量に基づいて個人の能力、キャリアを踏まえて適切な配置をおこなっている。業務内容が変化したときには、それに応じて人事異動をおこなっている。嘱託職員、契約職員、臨時職員、派遣職員についても同様の考え方のもと、配置をおこなっている。

2009(平成21)年度、大学基準協会の審査結果から教務課と学生課について、学部事務室としての機能を持った組織の再構築を主題として検討をおこなった。検討の結果、本学の規模、さらに修学支援という観点から、教員と職員の緊密な連携をはかり、修学支援という目的を達成するためには、学部事務室の設置よりも教務課と学生課を統合し、学部横断的業務も行う教学事務室に再編するのがより効果的であるとの結論に達した。具体的には、2010(平成22)年9月に教務課、学生課のレイアウト変更、事務職員の増員、個々の業務内容拡大をおこなった。また、2010(平成22)年度より、学生相談室と保健室と学生部の連携を強化するため、それぞれの名称を残しつつも学生課に統合することとした。また業務執行にあたり効率化の観点から、広報センターを廃止し入試広報を入試課に、一般広報を企画課に移管することを決定した。

さらに教学支援機能を充実するため、新たに学生情報共有システム「京学なび」を構築し、教学支援と運営補助機能を効果的に遂行できるように体制を整えた。「京学なび」の積極的な運用により、学生個々に対して分掌を超えた情報共有が可能となり、きめ細かな修学支援につながることが期待される。また厳しい就職環境に対応すべく、キャリアサポートセンター事務室に2010(平成22)年度よりキャリアカウンセラーを3名、臨時職員として配置している。2011(平成23)年度からのキャリア教育の義務化については大学事務組織として新規分掌の就業力育成推進室を2010(平成22)年10月に設置した。以上のような事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策をおこなっている。

事務職員の採用・昇任等に関しては、学校法人京都学園職員任用規程の第4条～第7条に明文化しており、その規程に基づいて運用を行っている。ただし、昇任については今後、方針、基準を明確化していく必要がある。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

本学は人事考課に基づく業務評価制度を導入していない。個々のモチベーションを高めるために、各役職の役割と業務内容、求める能力等、方針、基準を明確化して、それらを事務職員全員が共有することが重要であり、このことを基に給与等の待遇についても改善していく必要がある。

事務職員の能力向上は、重要な課題であり、他大学教職員との分掌ごとの研究会等による交流、個々の視野拡大等を意識して、外部の研修への参加を推進している。主な他大学との研究会は以下のとおりである。

○入試課 ・京都私立大学入試広報連絡会（加盟校 18 校、年 2 回）・京阪神私立大学入試広報懇談会（70 校、年 3 回） ○キャリアサポートセンター事務室 ・京都私立大学就職懇話会（23 校、年 2 回）・関西学生就職指導研究会（153 校、年 4 回）

○学生課 ・京滋地区月曜懇談会（47 校、年 4 回） ○図書館事務室 ・私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会（41 校、年 2 回）・大学図書館近畿イニシアティブ能力開発専門委員会（10 校、年 6 回） ○国際交流センター事務室 ・京都地域留学生交流推進協議会（26 大学、年 1 回）・京都府留学生交流推進連絡会議（26 大学、年 1 回）

○財務課 ・京都地区私立大学経理担当者研究会（12 校、年 2 回） ○総務課 ・京都地区私立大学総務担当者懇談会（6 校、年 1 回）

個人については、日本私立大学協会、日本私立大学振興・共済事業団、大学コンソーシアム京都、行政機関、民間企業等の主催による研修会等に本人の希望、または上司の指示のもと、事務職員全員に機会を提供している。希望者中心ということから、以前は参加者に偏りが多少あったが、事務局、各部課長の継続的な指導と、職員個々の意識の向上から参加者が増えてきた。例えば、大学コンソーシアム京都主催のアドミニストレータ研修（1 回 3 時間で 12 回と 1 泊合宿 研修レポートとプレゼンテーション）は事務局上司の指示のもと参加者の選出を行っている。既に 10 名が受講終了し、今年度も 1 名が受講中である。研修終了者のレポートは事務職部課長へ回覧を行い、2009（平成 21）年から部課長会議でプレゼンテーションの場を設けるなどして他職員へフィードバックを行っている。また日本私立大学協会の担当部課長研修会へは以前より役職にとらわれず職員を参加させている。

学内では事務職員だけを対象とした SD 研修は実施していないが、全学 FD 研修会（2009 年度 6 回実施、2010 年度は 10 回程度開催予定）には、積極的な参加を推進している。また、平成 20 年度文部科学省戦略的大学連携支援事業「地域内大学連携による FD の包括研究と共通プログラム開発・組織的運用システムの確立」の補助金を利用して 2010（平成 22）年度 8 月、9 月に海外での FD 研修に事務職員 2 名が参加した。

以上のような取り組みは日常の業務改善や、参加者増からわかるように学習する風土が醸成されつつある。なお、理事長主宰の大学再生企画部会の事務職メンバー 3 名は全員大学コンソーシアム京都主催のアドミニストレータ研修の修了者であり、全学的見地から大学の将来について討議に加わっている。

財務

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

〈1〉 大学全体

本学は、魅力ある学園づくりのための具体策を創出し教育研究活動の充実を図りながら、恒久的な学園発展のために毎年度の收支を均衡させること、および将来の発展と安定のために資金の内部留保に努めて長期的財政基盤の確立を目指すことを予算編成の基本としてきた。

財政計画については 2000(平成 12)年度中期財政予想を作成して理事会に報告している。その後 2006(平成 18)年度のバイオ環境学部開設を織り込む形で 2010(平成 22)年度までの中期計画資料を作成した。2006(平成 18)年度からは入学者確保が急激に厳しい状況となってきたため、収支バランスを立て直す必要性から、既存の文系学部の入学者数予想と人件費等の経費を合わせた財政予想を隨時作成し使用している。

学費収入の急激な減少により外部資金等の受入がより期待されるところである。2007(平成 19)年度からの 3 年間で見ると、文部科学省科学研究費の申請件数は 58 件であり、11 件が採択されている。2009(平成 21)年度では採択金額は継続分も含め 977 万円(間接経費含)である。その他の学外研究費について、2009(平成 21)年度は民間会社からの廃棄物再資源化についての研究依頼など 9 件の受託研究・調査で 971 万円、奨学寄附金は 4 件 220 万円、財団法人とのエネルギー関係の研究など 4 件の産学官共同研究で 556 万円の外部資金を獲得した。

本学は 2006(平成 18)年度より入学者確保が急激に厳しい状況となり、各財務比率にも影響を与えている。2009(平成 21)年度の大学の消費収入が帰属収入に占める割合を見ると、学生生徒等納付金は 85.2%、補助金は 8.9%で収入の 9 割以上を占めている。一方、消費支出を帰属収入に対する割合で見ると、教育研究経費は 34.8%と年々高率となってきている。管理経費は経費削減により 11.4%と下降したが、人件費は訴訟の和解の費用も含んでいるため 67.3%と一時的に高率となった。よって消費支出合計の比率は 113.7%となって大きな支出超過となり財政悪化を続けている状態である。特に 2007(平成 19)年度からは帰属収支差額比率がマイナスに陥り収支均衡が図れない状態である。

また法人全体の貸借対照表を見ると、資産の部については、固定資産構成比率が 92.7%、流動資産構成比率が 7.3%である。本学園の場合、流動資産構成比率が比較的低率であるのは、資金収支レベルでも可能な限り単年度収支均衡を図るために予算執行残および予備費未執行額などの余剰資金を「その他の固定資産」へ資金シフトし翌年度へできるだけ繰越さないようにしてきたことによる。負債の部については、外部からの借入金はないため固定負債構成比率は 6.0%、流動負債構成比率は 4.0%と低率である。そのため自己資金の総資金に占める構成割合で学校法人の資金の調達源泉を示す自己資金構成比率は 90.0%と高率であり、2009(平成 21)年度末時点では過去からの自己資金の蓄積により、まだ財政は安定している域にあることを示している。しかし今後は財政悪化による不安定化が見込まれる。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

〈1〉 大学全体

予算編成については、理事長が翌年度の予算編成方針を作成し理事会承認を受ける。その後各部署へ周知し、事業の重点計画とそれぞれの教育研究や一般的な学事計画を踏まえた予算要求原案を作成し予算責任者である事務局長と折衝する。収入予算は財務課で編成し、最終的に收支均衡を図れるように調整し大学予算案を編成してきた。その後、寄附行為の定めにより法人評議員会の意見を聞き、理事会決議を得て成立し予算配分される。予算案の概要をはじめ事業計画、主な重点事項および資金収支、消費収支の予算内容は、規程により定められた理事長の補佐機関としての予算会議、理事会、法人評議員会で説明され、質疑応答も行われているので、適切なプロセスを踏んでいると言える。

執行については、学校法人京都学園会計規程および会計規程施行細則により各部署よりその都度提出される伺書に基づいて財務課長の決裁後執行されるが、一定金額以上のものについてはさらに稟議決裁によって執行している。伺いから執行までの内容は、学内 LAN による予算執行システムを通じて執行明細から予算残高まで確認できるようになっている。各担当部署が予算執行システムにより購入等伺書作成から見積書、納品書や請求書の確認も行い、財務課の支払業務とも併せ二重のチェック体制となっている。その明細データは各部署と財務課にてシステムを通じてリアルタイムで双方確認できるようになっている。また、財務課の会計システムにより出力される月次の会計情報は事務局で供覧され執行状況の周知に役立っている。

このようにして処理された会計処理の監査については、京都学園会計規程に定められており三名以内の監事による監査、公認会計士または監査法人による法定監査、理事長の任命による監査担当者が行う内部監査がある。2009(平成 21)年度の監事は公認会計士、弁護士の二名である。法定監査は従来より監査法人トーマツと契約しており、監査内容については監事との意見交換、監事宛の監査実施説明書を提出するなどして協力体制を整えている。なお、理事長の任命による監査担当者が行う内部監査は実施されていない。

新規事業予算や高額な案件については、予算策定時のヒアリング折衝の中で、その必要性や、効果についての検討が担当部署と事務局の間でなされている。また一定金額(1 件 50 万円)以上の予算執行は稟議決裁が必要で、必要性や効果等についても伺い書に記載されている。このように予算執行による効果については事前説明において検討・説明されている。個々の事業についての事後検証の結果が、翌年度の予算編成に反映されることとなる。

本学は事業執行部署がそのまま予算計上部署となっているため、費用対効果の分析、検証は比較的容易であるが、学内で統一した報告制度は整備されていない。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

○管理運営について

大学運営協議会は、2009(平成 21)年 9 月に設置されて以降 2010(平成 22)年 9 月までに 8 回開催し(2009 年度 4 回、2010 年度 4 回) 教員の定年引き下げの取扱、具体的には特別教員制度の制定や退職慰労金の制定等、また事務組織の再編を協議し、成果を挙げることができた。

教員の定年引き下げの取扱については、教職員組合、教職員過半数代表との十分な協議、教職員への説明会等をおこなった。ワーキンググループを発展した形で 2010(平成 22)年度から発足した大学再生企画部会は、2011(平成 23)1 月までに 17 回開催され活発な協議を行っている。2010(平成 22)年度初めには、理事長が全教職員に対して、「現在の問題点と課題」「将来への重点施策」「理事会への意見」について意見提出を要請し、提出されたレポートを企画課が内容別に要約し「理事長への提言」としてまとめ、6 月全教職員に理事長名で配信した。大学再生企画部会は、この資料をもとに、協議を開始し、まず学生募集策について集中的に協議をおこなった。オープンキャンパスの充実策として提案がなされ、具体的な実施へと結びついている。現在は大学再生に向けての今後の経営課題について多面的に討議をおこなっている。

学長は、課題に対して教職員一体で取り組むこと、という考え方のもと、学部長、教員部・館・センター長、事務局管理職との幹部教職員合同懇談会を設け、大学の取り組む課題と解決策について継続して協議を行っている。

○財務について

財政予算資料は入学者数のシミュレーションなどを通じて、今後の大学運営を検討する財政資料として利用している。奨学寄付金や受託研究については、リエゾンセンターを中心に活動しており今後も外部資金の獲得の期待ができる。教育研究に係る比率は年々上昇し、2009(平成 21)年度末時点では過去からの自己資金の蓄積により自己資金構成比率は 90.0%と高率であり財政上は現時点では、まだ安定域にあることを示している。予算執行システムは事務 LAN の敷設により可能となり、稼動している経理事務の基本システムである。財務課と予算執行部署をリアルタイムでつないでおり双方確認ができ、業者支払システムや学校法人会計システムにも連動して効率的な経理業務に貢献している。

②改善すべき事項

○管理運営について

本学の教職員の給与体系は勤続年数による年功序列の要素が強く、個人の役割や仕事の内容を給与に反映するという点で課題がある。結果として、特に事務職員において下位職員の方が役職上位職員より給与が上回っているケースがあり、個々のモチベーションに影響を与えている。給与体系の見直し、具体的には等級表、管理職手当、超過勤務管理、前歴換算等の再検討が必要である。

また、事務職員の昇任・異動等の人事において、方針、基準が必ずしも明確に示されておらず、特に昇任等の人事において、個々の受けとめ方に差が生じている要因の一つとな

っている。事務職員の意欲・資質の向上を図るための仕組みとして、各役職の役割、求められる能力等、方針、基準を明確化し、それらを事務職員全員が認識し、共有することが重要である。このことをもとに、本学に合った人事考課制度を導入して適正な業務評価を行うことが必要である。

○財務について

本学では近年、入学者確保策が最優先となり事業の計画立案から実行までが短期間となる傾向が強くなってきており、長期的な教育研究計画や学内整備計画の策定はなかなか難しい。また財政については、2007(平成19)年度からは帰属収支差額比率がマイナスに陥ったことにより経営に余裕がなく、基本金組入前で既に支出超過の状況にあり収支バランスを図ることが困難となっている。そのため、経費の削減にも努めているため、事業計画を予算編成時に十分に織り込んでおかないと、執行段階において年次途中の計画変更、追加等の対応が難しくなっている。さらに、最良の収支改善方法は入学者の増加であるため、学生募集に直接つながる経費については、厳しい獲得競争のなか削減すること自体非常に困難となっているため、経費の予算化については、その効果予想と検証を重視すべきである。

3. 将来に向けた発展方策

○管理運営について

教職員全員が、大学の将来展望、将来計画を共有できるようになることが重要である。このことによって大学の取り組む課題の優先順位、到達目標が定まり、各学部、教職員個々においての行動指針が明確になる。このことが、大学の一体感、個々の業務の生産性の向上、教職員のモチベーション向上につながる。また、大学運営協議会、大学再生企画部会、学長主宰の幹部教職員のじっくりミーティング等での今後の展開を受けて、必要に応じて現行の組織の業務体制を点検し、それらを諸規程に基づいて教授会、大学評議会で審議をおこない、学園総合協議会、理事会へ提案し、さらに強い教学組織、事務組織を目指したい。

給与体系の見直しについては、2010(平成 22)年度中に成案策定を目指し、併せて事務職員の人事考課導入の具体策を固めたい。原案を策定し、教職員、組合等の意見を十分に聞いた上でコンセンサスの取れた制度制定を目指したい。事務職員については、今まで不定期であった自己申告の定例化、上司と部下の面談の推進、事務職員のコミュニケーションの質の向上に努めていきたい。

○財務について

規制緩和や少子化の進行など、あらゆる面で大学間競争は厳しさを増している。こうした事態を直視し、特色ある教育研究活動に向けた具体策を創出実行し、入学生の確保に全力を傾注することが第一に必要である。また収入の範囲内に支出を抑える仕組みづくりも大学存続のために重要な検討事項である。大学を取り巻く環境が大きく変わっている現状では、長期的な教育研究計画や学内整備計画の策定は容易でないが、財政計画の作成においては不可欠であるため、2010(平成 22)年度中に取り掛り、2011(平成 23)年度には計画の完成を目指したい。

文部科学省科学研究費の獲得は、間接経費の受入もあり研究活動の活性化に寄与できる。その研究成果が教育活動にも多々反映されてくることを考えると、大学全体の活性化に結びついていると考えられるので、今後も総合研究所を中心として文部科学省科学研究費の獲得に努め、また、FD 活動もを利用して各教員の意識改革をはかり積極的に申請できるようを目指したい。

今後効果的な予算配分を進めるためにも、事後の報告、評価制度を整備したい。現在も事前に狙った効果がどの程度達成されたのかを確認、検証し予算措置に反映させるようにしているが、今後、より確実にできるように、体制を具体化したい。

4. 根拠資料

- 資料 1 － 「京都学園大学経済学部教授会運営内規、京都学園大学大学院経済学研究科委員会運営内規、京都学園大学教務委員会内規」
- 資料 2 － 「大学運営協議会等規則」
- 資料 3 － 「学園総合協議会規則」
- 資料 4 － 「事務組織図、事務組織職員名簿」

10 内 部 質 保 証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

〈1〉 大学全体

1991(平成 3)年、大学審議会は、大学設置基準の大綱化を図ると同時に、大学の水準維持・向上のため、自己点検・評価の必要性について答申を行った。これを受け、本学においても、翌年度 1992(平成 4)年度、自己点検・評価準備検討委員会が設置され、大学基準協会への賛助会員申請を行った。ここで組織的には初めて自己点検・評価の組織化がスタートした。

その後、一定の準備期間を経て、1995(平成 7)年 4 月、自己点検・評価委員会は報告書の作成を正式に決定し、その成果が『京都学園大学の現状と課題－自己点検・評価報告－1996』にまとめられた。これを基に翌 1997(平成 9)年 3 月 31 日に刊行された 1996 年度版が最初の報告書となる。

その後、2003(平成 15)年度に大学基準協会に加盟判定審査を申請し、翌 2004(平成 16)年度から正式加盟が認められた。2007(平成 19)年度報告書により大学相互認証評価を初めて受けた。

この間、毎年報告書が刊行されたが、『自己点検・評価報告書』はいわば年次報告書を取りまとめるかの意識が強く、点検の実をあげ、結果を改善に結びつけるという意識が希薄であり、自己点検・評価の内実は不十分と言わざるを得ない状況であった。

もちろん、大学の将来計画に関わるような大規模な計画の検証・立案にはじまり、個々の部局が主に担う改革、例えば、教務上のカリキュラム改訂は継続的に実施され、教育内容の充実を図ってきた。また、学生生活の充実のために奨学金制度等諸施策の充実を図る、留学生への支援策を強化する、学内ネットワークの高機能 LAN を拡張する等々、多くの改革が持続的に行われてきた。これらは各関係部局の当然の業務として実施されてきたが、大学の統一的な点検・評価の枠組みの中で検討する態勢が整えられたのは大学基準協会への加盟が契機になっている。しかしながら、2004(平成 16)年に大学基準協会に正式加盟し、自己点検・評価活動が組織的に稼働し始めた後も、当初は報告書を作成することが自己目的化し、点検の実をあげることができなかつた。

その後、バイオ環境学部設置を契機として、大学を巡る各種政策について理事会、学長、教授会間の意見の不一致が大学全体の管理運営に悪影響を及ぼし、この 2008(平成 20)年度大学基準協会による認証評価において「保留」という結果になったことは記憶に新しい。

2010(平成 22)年度、新学長の下、大学基準協会から指摘を受けた勧告(必ず実現すべき改善事項)を改善するさまざまな取り組みが矢継ぎ早に実施され、新しい自己点検・評価委員会組織が設置され、自己点検・評価の実質化が教職員に徹底されるように変わった。自

己点検を実効あるものにするため、各学部長、各研究科長、各部・館・センター長が報告書を執筆したあと、その内容を各運営部会委員が点検し、各部局の実施した改善努力と突き合わせ点検するだけでなく、外部評価委員にこの評価結果を報告し、評価の客観性を求めるなど、従来とは抜本的に異なる自己点検・評価作業が進み始めた。

自己点検・評価の結果はホームページ等を通じて社会に周知している。2010(平成22)年度からは教職員が常時閲覧できるよう、開架式の閲覧室を設置している。また、2011(平成23)年度から教育情報の公開が義務づけられており、現在ホームページにて公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

〈1〉 大学全体

本学は2007(平成19)年度大学基準協会の認証評価結果において「保留」判定を受けた。このことを真摯に受け止め、各種委員会、教授会、自己点検・評価委員会、大学評議会等それぞれの部署において検討を重ね、保留解除に向けて精力的に取り組んでいる。こうした一つ一つの作業を通じて、本学は大学としての内実を整えるとともに、現在取り組んでいる教育改革も成功裏に進むことになると考えている。この基本方針の下、内部質保証の方針を新たに定め、自己点検・評価の手続きを明解に定めた。

2010(平成22)年度の自己点検・評価活動については、次のような基本方針を明らかにし実施してきた。

1. 自己点検・評価活動の実質化に向けて運営部会のあり方を明確にした。
2. 自己点検・評価活動の質的向上を図るため、外部評価諮問会議を設けた。
3. 自己点検・評価活動の全学的取り組みを推進するため、学内研修会を実施した。

また、組織的な取り組みを保証するため運営体制を見直し、自己点検・評価関連規程など学内の諸規程の明確化、見直しを図った。

自己点検・評価委員会規程は1993(平成5)年6月28日に制定されたが、2009(平成21)年7月、2010(平成22)年5月、6月の数次の改訂により、常設委員会としての規程を整備し、また、評価の客觀性を高めるため、外部評価諮問委員会を制定するなど改訂を行った。また、評価の枠組みの変更に伴い、運営部会の部会構成も変更した。

外部評価諮問会議の各委員は他大学学長等学識経験者、同窓会、父母の会、在学生、地域社会から選出される者で、評価結果・答申を大学評議会に報告するなど大きな改革を行った。

これらの取り組みが従来と決定的に異なるのは、この点検・評価が各学部長・研究科長をはじめ部館長クラスの教員の報告書執筆作業にとどまるのではなく、関係教職員(委員会委員、部会委員)を通じて実際の大学運営と突き合わせて点検されていることである。この経路はまだ緒に就いたばかりであり、全ての局面で機能しているとは言い難いが、点検作業を現場の改革に結びつけるチャンネルとして活性化させる。

また、不断の点検・評価が、従来気付かなかった法令上の欠陥や不備に気付く端緒となり、単位数や必修科目設定といった初步的なレベルから、その他のコンプライアンスに対する「気づき」の契機となっている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

〈1〉 大学全体

上記、自己点検・評価の新しい組織的取り組みはまだ緒に就いたばかりであり、この取り組みが適切に機能しているか評価する段階にない。しかしながら、2010(平成 22)年度、新学長の就任以来、半年間に極めて急ピッチに体制作りが進み、全教職員がこれに取り組む組織レベルの態勢が整った。組織的対応を要約すると次のようになる。

- ①自己点検・評価委員会
- ②大学評価基本会議：大学基準協会の認証評価のさいに「勧告(必ず実現すべき改善事項)」として指摘された「点検・評価」、「事務組織」、「管理運営」の項目を中心に、総合的な調整を図ることを目的としている。本会議の構成員は、学長、各学部長、教務部長、学生部長、大学事務局長、大学事務局次長とし、議題の内容に応じて、理事長、理事、法人事務局長の出席を求めるとしている。
- ③報告書執筆担当者：各点検・評価項目に関する部分を各学部長・研究科長、各部・館・センター長、局長等の責任者が、その執筆にあたる。
- ④運営部会：各運営部会は、自己点検・評価に関する事項を審議し、案を作成する。第一部会(教育関連)、第二部会(研究関連)、第三部会(組織関連)、第四部会(運営関連)で構成される。
- ⑤外部評価諮問会議：本学の自己点検・評価活動に対する外部の意見を聴取するため、自己点検・評価委員会の中に設置し、他大学学長等の学識経験者、同窓会、父母の会、在学生、地域社会から選出する。

また、個々の部局や担当教職員の間でも自己点検・評価の実質化は始まっている。例えば、教務部やキャリアサポートセンターを中心に教育課程の抜本的見直しが開始され、各学部・研究科の教育課程、各種資格免許課程、英語や情報プログラムの点検がなされている。この作業は自己点検の中でも個々の教員の教育内容に直接関連する部分であり、この作業を通じて、教育目標の明確な意識化や授業改善の方針等が話し合われており、個人レベルでも自己点検・評価活動の充実、実質化が図られている。

また、2010(平成 22)年度、「京学なび」導入を契機に大学内のデータベースシステムが画期的に変わった。それまで、各部、課に個別に蓄積され進化してきたデータシステムのほとんどを「京学なび」サーバー上に再構築したことにより、データの共通化が著しく進み、教務情報と、就職情報や入試情報などを一元的に突合させて管理できるようになった。一例として、2010(平成 22)年 7 月には教務上の成績データと就職情報を関連づけた分析が FD 研修会で報告され、81 名という多数の参加者を得た。また、「京学なび」を使って学生情報をリアルタイムで見ながら学生に個別指導を行うことが可能になった。これらは、教育上のデータベース整備の直接的な成果であり、自己点検・評価の実質化の例である。

また、研究活動のデータベース化も進み、総合研究所の指揮のもと教員の論文報告や出版活動、学会活動などの研究活動をデータベース化して管理している。

また、今次の新しい自己点検の取り組みでは外部評価を明示的に取り入れているが、既に本年秋にも実際に報告内容の点検が行われる予定である。この意味でも新しい取り組みが適切に機能し始めたと言える。

さらに、大学基準協会の勧告(必ず実現すべき改善事項)、助言(一層の改善が期待される事項)の全ての項目に関して具体的な改善、改革を実施しており現在報告書にまとめつつある。中でも、勧告(必ず実現すべき改善事項)にある自己点検・評価体制の抜本的改革は上に述べたとおりであるが、他の重要な勧告事項である運営体制も理事会、大学双方が抜本的な組織改革を行い協働体制を作ることができた。また、事務体制も教務・学生の事務組織を大きく変更し、学生サービスの一層の向上と教員・事務職員間の意思疎通関係を大きく改善したところである。

さらに、2009(平成21)年の大学院バイオ環境研究科申請にさいし、文部科学省から人間文化学部国際ヒューマン・コミュニケーション学科の収容定員充足率の改善についての留意事項がつけられたが、募集活動や学科の魅力を増す各種施策を提示して改善を図っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項（優れている事項）

上述と重なるが、以下の組織的取り組みが軌道に乗り、自己点検・評価の実質化が始まった点は最大の成果と考えられる。

『2010(平成 22)年度自己点検・評価報告書』の執筆は、一部に不十分な部分を残しつつも、各執筆担当者から運営部会委員による具体的な内容の点検を経て、現場での実際の成果を反映するものへと変質しただけでなく、さらに、外部委員による客観的点検・評価を控えている。この様な点検のプロセスの変化だけとっても大きな成果であったといえる。

また、点検・評価の実質化の呼びかけは点検結果を現場の教育にフィードバックする必要性をこれまでより一層意識させるものであり、PDCA サイクルに対する認識が深まった。

具体的な教育体制の強化も始まった。例えば、2011(平成 23)年度から教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）」の義務化に対して、本学の教育目標をとらえ直し、より、ジェネリックスキルの強化を柱に据えた科目群の導入を全学的に決めた。これはいわゆる学士力の保証への第一歩と考えられており、これまでのように教員が何を教えるかではなく、学生がどのような能力を身につけて有為な人材として社会に出て行くかが真に評価される、新しいレジームに対応する動きと位置づけている。

これらは主に、先の認証評価において、問題となった自己点検・評価体制の不備に関する課題であるが、このほかにも重要な課題として、教職員の意思疎通のなさ、管理運営上の問題が指摘されている。教職員の意思疎通という点では、事務体制を大幅に変更してワンストップサービスを開始したこと、「京学なび」で飛躍的に学生情報へのアクセスが容易になり、教員、職員が一体となって学生サービスにあたる体制が作れたことが評価される。また、教職員の意思疎通を図るため、2010(平成 22)年度から幹部教職員合同懇談会という幹部教職員が相互に意見交換を行う場を正式に発足させ、理事長、事務局長、部館長教員等、課長級職員等が毎回多数出席し、既に 4 回にわたり、重要な大学の課題を協議するなど実績を上げることができた。

さらに、管理運営体制の不備の中でも、教学と経営の協働に関する不備は理事長と学長の交代を機に一気に体制が変化し、相互に協調して改善に向けた努力が始まった。

②改善すべき事項

自己点検・評価結果を客観データと共にホームページなどを通じて社会に公表することが求められている。現に、2011(平成 23)年度からは学内情報の多くが公開義務を負う。

自己点検・評価の新しい取り組みは動き始めたばかりであるが、一部には自己点検・評価が幹部教職員の所管組織に関する「報告書取りまとめ作業」にとどまり、点検そのものとなっていないきらいがある。現実に不備な点を直視し、改善に結びつけるサイクルの確立という点ではまだ十分な成果が上がっているとはいえない。自己点検・評価の実質化の徹底という点では課題を残している。

内部質保証を学士力の担保という観点から見ると、学生の「力」をどう定義すべきか、何を教育目的として具体化するか、それをどう育て、どう評価するか等、課題が多く、

2010(平成 22)年度ではキャリアデザイン科目を通じて一部の科目について従来型のシラバスを脱して、カリキュラムマトリックスから学生のポートフォリオ管理まで展望する試みが始まったが、まだ全学的な認識が高いとはいえない。

3. 将来に向けた発展方策

新しく稼働する自己点検・評価システムを PDCA サイクルとして確立することが必要である。特に、2008(平成 20)年大学基準協会での保留判定で付された勧告(必ず実現すべき改善事項)、助言(一層の改善が期待される事項)の全てに真摯に取り組み、指摘事項を改善し次の段階に進むことがとりわけ重要である。

一方、2008(平成 20)年における中央教育審議会答申で明らかにされ、日本学術会議その他で盛んに議論されている学士力の育成・評価システムの構築は、内部質保証の実質を担うものである。特に大学が授与する学位は社会的に評価され、他大学、外国との流通性が問われる。「何を学ばせるか」以上に、学生にどのような力が付いたのか、客観的にその力を育成・評価し、担保することが求められている。

- ①大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を学内外に対して積極的に公開する。そのさい、学生に身につけることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的で明確なものとなるように努める。
- ②学位授与の方針の策定にあたって、PDCA サイクルが稼動するようとする。学内の共通理解を確立し、目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくことなどに留意する。
- ③学位授与の方針等に即して、学生の学習到達度を的確に測定・把握し、卒業認定を行う組織的な体制を整える。

これらの要件が必要であるだけでなく、将来、個々の学生に体化される能力のプロファイルを一人ひとり管理し、効率的に運用するシステムを構築しなければならない。

終 章

1. 全体的な理念の点検

本学は、2008(平成20)年度の認証評価において、次のような指摘を受けた。

建学の精神に基づいた大学の理念・目的を、学園創設時の理念である「日本人らしい日本人」という抽象的概念から、創立30周年を機に「世界的視野で考え方行動する人材の育成」へと内容的に具体化した。さらにこの理念・目的は「知識、コミュニケーション、社会的対応」と個別能力的に展開され、教育目標、人材育成目的に結び付けられている。

しかし、この理念を読み替える経緯や解釈には、明確で理解しやすい説明がない。理念・目的が大学の活動の基礎であることに鑑み、学生や教職員、受験生を含む社会一般の人々に大学案内やホームページなどでより明確で理解しやすい丁寧な説明によって周知されるよう、改善が望まれる（大学基準協会『京都学園大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果』）。

この指摘を受け、本学は教育理念と大学の目的を平易に表現すべく検討を重ねた。この結果、建学の精神、本学の目的、本学の教育目標の関連を明確化することができた。この過程で本学の目的と教育目標は学内の共通基盤として認識されるようになり、学則第1条「大学の目的」を以下のように改正した。

「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え方行動する人材を育成することとする。」

この改正により、本学の目的の「曖昧かつ異なる表現」を廃し、明確で統一された目的を共有できるようになった。さらに、本学の掲げる教育目標へのブレイクダウンについても議論が深められ、統一的な理解を新たに提示することができた。本学は、大学を取りまく社会環境の変化、とりわけ国際化の進展と大学のユニバーサル化を基本認識に活発な議論を重ね、『我が国の高等教育の将来像（中央教育審議会 答申）』[2005(平成17)年1月28日]において提示された大学の7類型の機能別分化の内、「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として自己規定し、本学の教育目標を「人間力の育成」と定めた。本学ではこの「人間力」を「コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力」の6つの要素から成る総合的な能力として捉え、定義している。しかも大切なことは、こうした個別的な能力をバランス良く修得させることである。そのためには、学生自らが成長過程を確認できるようにする工夫も施されなければならない。

教育目標の明確化を通じて教育内容の重点が明らかになり、それに向かって教育改革を進めるところではあるが、まだ緒に就いたばかりである。意志決定の迅速化・効率化を図りながら、本学は学生一人ひとりに確かな人間力を修得させ、「社会が求める人材」を社会に送り出す使命を果たさなければならない。そのためにも本学は今後、「教育の質保証とその向上」に向けて、ありとあらゆる局面での自己点検・評価活動を実質化させ、本学自体が「社会が求める大学」にならなければならない。

2. 課題解決に向けての取り組み

重要な課題として、大学基準協会から指摘された勧告事項の改善が必須である。本学は、その改善に向けて最大限の努力を傾注し、改革に取り組んだ。勧告(必ず実現すべき改善事項)や助言(一層の改善が期待される事項)への対応では多くの取り組みがあり、詳細は『改善報告書』[2011(平成 23)年 6 月提出予定]に記載しているが、ここでは勧告事項に絞って簡単に記載する。

2-1 管理運営体制の刷新

2009(平成 21)年度より新理事長、2010(平成 22)年度より新学長が就任し、経営・教学両面における問題点を解決するべく体制を刷新した。

2009(平成 21)年度には、経営・教学面の問題点を整理し、解決策を協議する目的で「大学運営協議会」(理事長主宰)を設置した。構成メンバーは、理事長、学長のほか、教員 5 名、職員 3 名、学外理事 2 名である。

同協議会はこれまでに事務組織の再編等を協議し、一定の成果を上げることができた。また、教学側と理事会双方が本学の現状と改善方策についての課題を整理し、係争事案についても 2010(平成 22)年 3 月に解決した。現在、学内組織間での共通理解を深め、円滑な運営が行われている。

2-2 事務組織について

認証評価の際に指摘された「事務組織」「管理運営」「点検・評価」等についての対応策を検討するとともに、総合的な調整を図る「大学評価基本会議」を設置し、同基本会議のワーキンググループにおいて、事務組織のあり方を検討した。メンバーは、教員 2 名、事務職員 5 名である。

検討に際しては、本学の規模、教室配置と学生の移動、さらに修学支援という観点から、学部事務室としての機能を持った組織の再構築を目指した。検討の結果、教員と職員の緊密な連携を図り、修学支援という共通目的達成のためには、学部事務室の設置よりも教務課と学生課を統合し、学部横断的業務も行う教学事務室に再編するのがより効果的であるとの結論に達した。そのさい、各学部担当の窓口では「ワンストップサービス」と「キャリアアドバイジング」の 2 つの機能が遂行されることになる。さらに、教育支援機能を充実するため、学生情報共有システム「京学なび」を構築し、教育支援と運営補助機能を効果的に遂行できるように体制を刷新した。

2-3 点検・評価について

自己点検・評価活動を実質化するため、2 つの委員会を設置した。その一つは自己点検・評価委員会の下部組織として、認証評価の際に指摘された「事務組織」「管理運営」「点検・評価」等についての対応策を検討するとともに、総合的な調整を図る「大学評価基本会議」(学長主宰)であり、メンバーは、教員 8 名、職員 2 名である。2009(平成 21)年度は、勧告(必ず実現すべき改善事項)3 点の指摘に対して検討を行い、中でも修学支援に直接関わる「事務組織」を優先的に取り上げ、再編原案を「大学運営協議会」に上程して事務組織改革を行うとともに、「外部評価諮問会議内規」を制定し、自己点検・評価を確実なものと

するため、外部意見聴取の機会を設けた。第1回外部評価諮問会議を2010(平成20)年3月に開催した。

また、2011(平成23)年度からの新大学評価システムの評価項目に合わせるべく、自己点検・評価委員会運営部会を再編し、自己点検・評価活動の実質化を図り、『2010(平成22)年度自己点検・評価報告書』を公表することにしている。このように自己点検・評価委員会や同運営部会の役割分担を明確にして、自己点検・評価の体制、手続方法を整備し直した。

3. 今後の展望

本学は、「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として学生が卒業後に社会的・職業的に自立できるようにするために、「教育から『協育』へ」をキーコンセプトにしながら、次の4項目を重点施策とする教育改革に取り組むことにした。その4項目とは、(1)教職協働の深化、(2)社会的体験プログラムの拡充、(3)問題解決型授業の重視(=PBL型授業の重視)、そして(4)地域共創の進化である。このような教育改革によって本学は、学生が修得した知識を社会生活において遭遇する問題の解決に独自にあるいは他者と協力して役立てることのできる知識活用力の涵養を目指す。

そのためにも本学は、自己点検・評価活動の実質化を通じて、本学の教育力を確実に高めていかなければならない。しかもこれを極めて短期間の内に実現することによって、ご父母のみならず社会からの信任も得なければならない。

京都学園大学 自己点検・評価報告書 2010

2011(平成 23)年 3 月発行

編集 京都学園大学 自己点検・評価委員会
発行 京都学園大学

〒621-8555 京都府亀岡市曾我部町南条大谷 1 番地 1
Tel. 0771-22-2001(代)
